

令和4年度
包括外部監査の結果報告書

環境部の実施する事業の管理及び財務事務の執行について

令和5年1月

川越市包括外部監査人
公認会計士 佐久間仁志

「環境部の実施する事業の管理及び財務事務の執行について」

目次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
3 特定の事件を選定した理由.....	1
4 監査の対象部局.....	2
5 監査対象年度.....	3
6 外部監査の方法.....	3
(1) 監査の着眼点.....	3
(2) 主な監査手続.....	3
7 外部監査実施期間.....	3
8 外部監査従事者.....	3
9 利害関係.....	4
第2章 監査対象の概要.....	5
1 環境部.....	5
1) 環境部の組織.....	5
2) 環境部各課の主な事業内容.....	6
3) 環境部の予算・決算概要.....	10
2 川越市環境基本計画・川越市緑の基本計画.....	11
3 川越市一般廃棄物処理基本計画.....	14
4 清掃事業概要.....	17
1) ごみ処理事業費.....	17
2) 家庭系ごみの排出量.....	18
3) 中間処理・最終処分量.....	20
4) 資源化実績.....	21
5) し尿処理量.....	22
5 監査対象項目について.....	23
第3章 外部監査の結果と意見.....	24
第1 監査の結果と意見概要.....	24
第2 監査の結果と意見（個別）.....	32
I 環境政策課.....	32
1 第三次環境基本計画の進捗状況及び評価.....	32
1) 地球温暖化対策の推進.....	39
2) 循環型社会の構築.....	41

3)	生物多様性の保全	43
4)	貴重な緑の保全	43
5)	多様な緑の創出・育成	45
6)	大気環境の保全	47
7)	水環境の保全	48
8)	化学物質等の環境リスク対策	50
2	環境政策課の歳出状況	51
1)	環境政策課の過去5年間の歳出	51
2)	環境衛生費	52
3)	緑地対策費	59
II	環境対策課	84
1	環境対策課の歳出状況	84
1)	環境対策課の過去5年間の歳出	84
2)	環境衛生費	85
3)	公害対策費	93
4)	し尿処理費	113
2	固定資産管理状況	118
III	産業廃棄物指導課	120
1	産業廃棄物指導課の歳出状況	120
1)	産業廃棄物指導課の過去5年間の歳出	120
2)	業務委託料	121
IV	資源循環推進課	128
1	資源循環推進課の歳出状況	128
1)	資源循環推進課の過去5年間の歳出	128
2)	地域環境美化促進事業	128
3)	かわごえ環境推進員制度	129
4)	清掃一般事務	131
2	ごみ収集・処理事業費の原価計算	134
3	一般廃棄物処理基本計画の進捗管理	138
4	ごみ収集・処理費の有料化	142
1)	家庭系ごみ有料化の推進の経緯と現状	142
2)	地方自治体のごみ有料化の導入状況	143
3)	市民の意識調査	146
5	集団回収の促進	147
1)	集団回収の促進事業の歳出	147
2)	集団回収事業報償金	147
3)	集団回収事業協力業者育成補助金	149
6	環境プラザの事業	153

1) 施設概要	153
2) 環境プラザ入館者数等	156
3) リサイクル・リユース品に係る頒布の状況.....	157
4) 再生家具、再生自転車、古着・雑貨・古本の頒布業務	158
5) 「肥え土」頒布.....	163
6) 環境プラザ管理事務	164
V 収集管理課.....	166
1 一般廃棄物収集事業.....	166
1) ごみの分別区分.....	166
2 一般廃棄物の直営収集運搬事業	167
1) 事業の目的及び内容	167
2) 収集体制・業務.....	169
3) ふれあい収集	170
4) 特別収集	171
3 一般廃棄物の収集運搬業務委託	172
1) 収集運搬委託事業の過去5年間の歳出.....	172
2) 業務委託状況	172
4 不法投棄対策	178
1) 目的	178
2) 不法投棄・不法持出の処理及び歳出	178
3) 不法投棄対策	179
5 ごみ集積所の管理	179
1) ごみ集積所新設・移動・廃止事務.....	179
2) 集積所看板.....	181
3) ごみ飛散防止用ネット	182
6 収集管理棟の管理業務	183
1) 収集管理棟施設管理事業の過去5年間の歳出.....	183
2) 業務委託状況	184
7 車両の管理.....	186
VI 環境施設課.....	189
1 環境施設課の各施設の固定資産管理	189
2 ごみの中間処理・資源化施設及び最終処分施設.....	190
(1) 東清掃センター	190
1) 施設の概要.....	190
2) 現地視察の状況.....	193
a) ごみ処理手数料収受の業務フロー	193
b) 資産管理状況.....	193
3) 修繕維持計画	193

(2) 資源化センター	195
1) 施設の概要	195
2) 熱回収施設	197
a) 可燃ごみの焼却方法	197
b) 川越市の焼却施設	197
c) 熱回収施設の建設時における技術評価	198
d) 操業時におけるトラブル対応	200
e) 事業系ごみの搬入検査	201
f) 資源化センターにて発生する熔融スラグの資源化	202
3) リサイクル施設・草木類資源化施設	204
4) 現地視察の状況	204
a) 現金の取り扱い	204
b) 固定資産の取り扱い	205
(3) 小畔の里クリーンセンター	205
1) 施設の概要	205
2) 資産管理状況	206
3) 修繕維持計画	206
(4) ごみ中間処理・資源化施設及び最終処分施設の歳入に関する状況	207
1) 歳入の状況	207
2) 持込ごみ処理手数料	208
3) 廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金	214
4) 土地建物貸付収入（土地分）	215
5) 土地建物貸付収入（建物分）	215
6) 容器包装再商品化収入	216
7) その他雑入	217
8) 東清掃センター改修事業債	218
9) 東清掃センター改修事業債（通次繰越分）	219
10) 廃棄物再生原料売払収入	219
11) 廃棄物発電電力売払収入	221
(5) 中間処理施設及び最終処分施設の歳出に関する状況	223
1) 東清掃センターに関する歳出	223
a) 過去5年間の歳出状況	223
b) 東清掃センター施設管理	224
c) 焼却灰等資源化事業	248
d) 最終処分委託	254
e) 東清掃センター整備事業	257
f) 東清掃センター大規模改修事業	262
2) 資源化センターに関する歳出	270

a) 過去 5 年間の歳出	270
b) 焼却灰等資源化事業	271
c) 最終処分委託	275
d) 資源化センター施設管理事業	280
3) 小畔の里クリーンセンターに関する歳出	284
a) 過去 5 年間の歳出	284
b) 小畔の里クリーンセンター施設管理	285
4) 複数の施設に関連する歳出	292
a) 再資源化及び最終処分共通	292
b) 処理困難物等処理委託事業	294
c) 高濃度 PCB 含有廃棄物処理事業	295
3 環境衛生センター	297
(1) 施設の概要	297
(2) 過去 5 年間の歳出.....	298
1) 環境衛生センター施設管理費	298
2) 環境衛生センター施設整備費	299
(3) 過去 5 年間の歳入.....	300
(4) 業務委託料の状況.....	301
1) 環境衛生センター施設管理費「業務委託料」	301
2) 環境衛生センター施設管理費「施設・備品管理委託料」	304
3) 環境衛生センター施設整備費「業務委託料」	311
(5) その他費用の状況.....	320
1) 環境衛生センター施設管理の「光熱水費」	320
2) 環境衛生センター施設管理の「修繕料」	321
a) 令和 3 年度の修繕料.....	321
b) 平成 29 年度から令和 2 年度の主な修繕料	324
3) 環境衛生センター施設管理の「消耗品費」	331
(6) 資産管理状況.....	334
(7) 施設の耐震性能	334
(8) 設備更新計画.....	336

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

環境部の実施する事業の管理及び財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

第四次川越市総合計画後期基本計画では、第 2 分野別計画第 6 章「環境」の中に、「環境活動の推進」、「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の構築」、「自然共生の推進」及び「生活環境の保全」（施策番号 34 から 38）が定められている。これらの施策に取り組む部署が環境部である。

「環境活動の推進」では環境教育・環境学習の推進や環境活動団体等への支援、環境活動を実践する人材の育成・支援を取組施策としている。「地球温暖化対策の推進」では、環境マネジメントシステムの推進、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー等の導入促進、その他の地球温暖化対策の推進を取組施策としている。「循環型社会の構築」では、ごみの発生・排出抑制、分別の徹底、循環利用の推進、一般廃棄物の適正処理、産業廃棄物の適正処理を取組施策としている。「自然共生の推進」では、樹林地の保全と活用、緑の創出、水辺環境の保全、生物多様性の保全を取組施策としている。「生活環境の保全」では、大気環境対策、水・土壌環境対策、騒音・振動・悪臭対策、化学物質等の環境リスク対策の推進を取組施策としている。

これらの施策は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の 17 目標との関係では、目標 3（すべての人に健康と福祉を）、目標 4（質の高い教育をみんなに）、目標 6（安全な水とトイレを世界中に）、目標 7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）、目標 8（働きがいも経済成長も）、目標 9（産業と技術革新の基盤をつくろう）、目標 11（住み続けられるまちづくりを）、目標 12（つくる責任つかう責任）、目標 13（気候変動に具体的な対策を）、目標 14（海の豊かさを守ろう）、目標 15（陸の豊かさも守ろう）及び目標 17（パートナーシップで目標を達成しよう）と関連しており、これら施策の予算執行、その達成状況について検証し、評価することは、川越市にとって重要な事項と考えられる。

また、これら施策のうち、「循環型社会の構築」施策に関連する事業が、環境部の重要な事業と考える廃棄物収集運搬、廃棄物処理及びリサイクル事業（以下「廃棄物処理事業」という。）であり、環境部の予算の大部分が廃棄物処理事業で執行されている。

川越市では、一般廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害ごみ等 10 区分で分別収集・運搬され、中間処理施設である東清掃センター及び資源化センターに搬入され、焼却・破碎・選別が行われ、その一部が資源化処理され、小畔の里クリーンセンター及び民間最終処分場で最終処分（埋立処分）される。

平成 28 年度における川越市の家庭系ごみの総排出量は 112,209 t であり、平成 30 年度の 110,125 t まで減少したが、令和元年度で 111,253 t と一時的に増加した。中間処理施設でのごみ処理量は、平成 28 年度で 106,023 t、平成 30 年度で 104,772 t、令和元年度で 107,354 t となっている。

ごみ処理事業費は、環境省の「一般廃棄物会計基準」に基づき算出すると、平成 28 年度で 52 億 1,178 万円、令和元年度で 56 億 6,356 万円、令和 2 年度で 57 億 4,277 万円であり、トン当たり処理原価は平成 28 年度で 50,071 円、令和元年度で 54,384 円、令和 2 年度で 55,435 円、市民 1 人当たり処分原価は平成 28 年度で 14,812 円、令和元年度で 16,023 円、令和 2 年度で 16,248 円と増加している。

ごみ排出量が減少傾向にある状況において、ごみ処理原価は反対に上昇していることを鑑みると、廃棄物処理事業の予算執行、施設管理や原価計算の適正性について検証することも必要であると考えられる。

以上を考慮すると、環境部の実施する事業は、地球環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築に向けた重要な諸施策であり、その有効性及び効率性については、市民の関心も高いものと考えられることから、環境部の実施する事業について、合規性のみならず経済性、効率性及び有効性を第三者的な観点から総合的に検証することは、川越市にとって非常に有意義なものと考えられる。

以上の観点から本テーマを選定した。

4 監査の対象部局

環境部

- ・環境政策課
- ・環境対策課
- ・産業廃棄物指導課
- ・資源循環推進課（環境プラザ（つばさ館））
- ・収集管理課
- ・環境施設課（東清掃センター、資源化センター、小畔の里クリーンセンター、環境衛生センター）

5 監査対象年度

原則として令和3年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及する。

6 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

環境部の実施する事業の管理及び財務事務の執行について、関係法令や諸規則に準拠して実施されていること又は地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする観点に基づき、行政運営の経済性、効率性及び有効性について確認するため、監査を実施した。

(2) 主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

- 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱などの確認を実施した。
- 制度の概要、運営に関する行政計画及び予算の執行状況などの確認を実施した。
- 上記に基づき所管部署からの聴取、担当者への質問及び関係書類の閲覧並びにデータ分析を実施した。
- 施設の使用状況、管理状況及び老朽化などを把握するため、現場視察及び質問などを実施した。
- 委託業者の管理活動の合理性を検討するため、関係資料の閲覧及び質問などを実施した。

7 外部監査実施期間

令和4年6月23日から令和5年1月25日まで

8 外部監査従事者

包括外部監査人

佐久間 仁志 公認会計士

包括外部監査人補助者

大塚 健一 公認会計士

細田 康弘 公認会計士

鈴木 雅也 公認会計士

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む。）との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、報告書表中の金額は、端数処理の関係でおのおのの数字合計と一致しない場合がある。
また、固有名詞をアルファベットによる匿名で記載している箇所がある。

第2章 監査対象の概要

1 環境部

1) 環境部の組織

環境部の組織は以下の表のとおりである。環境政策課、環境対策課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、収集管理課及び環境施設課で構成され、環境施設課管轄の施設に、東清掃センター、資源化センター、小畔の里クリーンセンター及び環境衛生センターの4施設がある。

環境部	172人	部長1人	環境政策課	12人	課長1人 副課長1人				環境推進担当	3人
									地球温暖化対策担当	4人
									みどりの担当	4人
			環境対策課	15人	課長1人 副課長1人				騒音・管理担当	4人
									大気・土壌担当	5人
									水質・浄化槽担当	5人
			産業廃棄物指導課	9人	課長1人 副課長1人 主幹1人				審査担当	3人
									指導担当	4人
			資源循環推進課	19人	課長1人 副課長1人 副主幹1人				管理担当	3人
									減量リサイクル推進担当	3人
									環境プラザ担当	11人
			収集管理課	71人	課長1人 副課長1人				管理担当	2人
									業務担当	68人
			環境施設課	45人	課長1人 副課長1人 副主幹1人				管理担当	4人
						東清掃センター	13人	所長1人		
						資源化センター	13人	所長1人	資源化センター施設管理担当	12人
小畔の里クリーンセンター	2人	所長1人								
環境衛生センター	5人	所長1人						環境衛生センター施設管理担当	4人	

(注) 令和4年3月末現在 なお、副課長が担当リーダーの場合、担当の人数として集計している。

2) 環境部各課の主な事業内容

環境部の各課の主な業務は次のとおりである。

<環境政策課>

所在地：川越市元町1-3-1 川越市役所本庁舎5階

担当名	主な業務内容
環境推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画関連事務 ・ かわごえ環境ネット事務局 ・ 市民環境調査 ・ 環境月間ポスターコンクール ・ 星空観察の集い ・ こどもエコクラブ事務局 ・ 環境推進会議事務局 ・ 環境審議会事務局
地球温暖化対策担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策条例 ・ 省エネ推進事業 ・ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）推進事業 ・ 再生可能エネルギー機器等普及促進事業 ・ 公共施設太陽光発電導入事業 ・ エコライフ出前講座 ・ エコチャレンジファミリー認定事業 ・ エコチャレンジイベント認定事業 ・ エコチャレンジスクール認定事業協力 ・ エコチャレンジカンパニーの広場 ・ 環境マネジメントシステム推進 ・ 環境経営の普及促進 ・ エコドライブ推進
みどりの担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画に関すること。 ・ 緑の基金に関すること。 ・ 市民の森指定 ・ 県指定・緑の景観地に関すること。 ・ 保存樹木・保存樹林指定 ・ くぬぎ山地区自然再生事業に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設緑化 ・ 苗木配布 ・ みどりの補助金に関すること。 ・ 市民花壇指定 ・ 緑の募金に関すること。 ・ 緑のカーテンに関すること。 ・ 鳥獣飼育及び有害鳥獣捕獲の許可等に関すること。 ・ 特定外来生物（アライグマ及びカニクイアライグマのみ）防除
--	---

<環境対策課>

所在地：川越市元町1-3-1川越市役所本庁舎5階

担当名	主な業務内容
騒音・管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音・振動公害対策事務 ・ 新河岸川を守る会事務 ・ 不老川を守る会事務 ・ 河川浄化団体事務 ・ あき地の環境保全事務 ・ 公害防止組織関係事務
大気・土壌担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気規制事務 ・ 大気環境関係事務 ・ ダイオキシン類関係事務 ・ 特定化学物質関係事務 ・ 土壌汚染事務 ・ 自動車公害関係事務 ・ アスベスト対策事務 ・ 放射線対応事務 ・ 悪臭公害対策事務
水質・浄化槽担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域調査に関する事務 ・ 地下水調査に関する事務 ・ 湧水調査に関する事務 ・ 水質排水規制に関する事務 ・ 異常水質事故調査に関する事務 ・ 生活排水対策指導員に関する事務 ・ 浄化槽保守点検業の登録に関する事務

	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の維持管理の指導に関する事務 ・浄化槽の設置及び維持管理に対する補助金に関する事務 ・公害苦情とりまとめ事務
--	--

<産業廃棄物指導課>

所在地：川越市大字鯨井782番地3

担当名	主な業務内容
審査担当	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設設置許可等審査業務 ・産業廃棄物関連許可等審査事務 ・自動車リサイクル法関連許可等審査事務 ・土砂関連許可等審査事務
指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物適正処理指導関連事務 ・産業廃棄物不法投棄対策事務 ・PCB廃棄物適正処理指導事務 ・建設リサイクル法関連指導事務 ・自動車リサイクル法関連指導事務 ・土砂関連指導事務

<資源循環推進課>

所在地：川越市大字鯨井782番地3

担当名	主な業務内容
管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理の企画及び調整に関すること。 ・一般廃棄物処理及び浄化槽清掃業の許可、指導及び監督に関すること。 ・吸込み下水槽に関すること。
減量リサイクル推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること。 ・一般廃棄物減量等の啓発に関すること。 ・集団回収に関すること。 ・かわごえ環境推進員に関すること。 ・地域環境美化に関すること。
環境プラザ担当（つばさ館）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境プラザの運営に関すること。 ・リサイクル啓発事業の推進に関すること。 ・一般廃棄物の再生利用事業の推進に関すること。

<収集管理課>

所在地：川越市大字鯨井 7 8 2 番地 3

担当名	主な業務内容
管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び車両の管理に関すること。 ・一般廃棄物の収集運搬業務委託に関すること。
業務担当	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集運搬に関すること。 ・一般廃棄物の排出指導に関すること。 ・不法投棄対策に関すること。 ・ごみ集積所に関すること。

<環境施設課>

所在地：川越市大字鯨井 7 8 2 番地 3

担当名	主な業務内容
管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の共通管理に関すること。 ・一般廃棄物の処理業務委託に関すること。 ・一般廃棄物の処理手数料に関すること。 ・ごみ処理の統計に関すること。
施設整備担当	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の整備に関すること。 ・一般廃棄物の再利用及び最終処分に関すること。

<環境施設課管轄の施設>

施設名	主な業務内容
東清掃センター 所在地：川越市芳野台 2 丁目 8 番地 1 8	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の中間処理及び管理事務所の管理に関する こと ・一般廃棄物の中間処理作業に関すること
資源化センター 所在地：川越市大字鯨井 7 8 2 番地 3	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の中間処理及び管理事務所の管理に関する こと ・一般廃棄物の中間処理作業に関すること
小畔の里クリーンセンター 所在地：川越市平塚新田 1 6 0 番地	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の埋立処分地施設及び管理事務所の管理に 関すること ・一般廃棄物の埋立処分作業に関すること
環境衛生センター 所在地：川越市大仙波 1 2 4 9 番地 1	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿等（し尿及び浄化槽にかかる汚泥等をいう。以下 同じ。）中間処理施設及び管理事務所の管理に関するこ と ・し尿等の中間処理作業に関すること

3) 環境部の予算・決算概要

環境部の過去3年間の予算及び決算の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

科目名	担当課	H30年度		R1年度		R2年度	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
環境衛生費	環境政策課	17,773	16,447	15,480	14,489	5,431	4,409
	環境対策課	5,897	5,230	5,288	4,560	4,664	4,423
	資源循環推進課	18,430	17,733	17,716	16,754	18,519	17,472
	小計	42,100	39,411	38,484	35,803	28,614	26,303
公害対策費	環境対策課	81,425	72,092	83,275	72,113	72,772	66,509
緑地対策費	環境政策課	34,991	29,058	42,226	33,957	39,708	33,656
清掃総務費	資源循環推進課	93,019	81,091	115,811	82,077	95,734	68,930
	収集管理課	143	142	43	2	80	5
	環境施設課	1,523	1,175	1,564	1,481	1,463	973
	小計	94,685	82,407	117,418	83,561	97,277	69,908
塵芥処理費	収集管理課	948,377	945,965	996,167	991,558	1,040,858	1,037,339
	環境施設課	2,436,829	2,348,825	2,540,799	2,507,151	2,755,700	2,706,847
	小計	3,385,206	3,294,790	3,536,966	3,498,709	3,796,558	3,744,185
し尿処理費	環境対策課	27,212	6,465	19,166	16,360	14,681	13,993
	資源循環推進課	298	147	292	154	273	98
	環境施設課	183,178	179,198	189,088	176,161	174,085	164,312
	小計	210,688	185,811	208,546	192,675	189,039	178,403
東清掃センタ 一大規模改修 工事費	環境施設課	0	0	230,900	73,260	868,540	710,840
西清掃センタ 一解体工事費	環境施設課	841,576	841,576	0	0	0	0
産業廃棄物対 策費	産業廃棄物指導 課	19,759	18,561	35,935	29,923	9,404	5,809
その他災害復 旧費	資源循環推進課	0	0	15,000	13,947	0	0
合計（職員課分を除く）		4,710,430	4,563,705	4,308,750	4,033,947	5,101,912	4,835,613

2 川越市環境基本計画・川越市緑の基本計画

川越市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 18 年 9 月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」を制定した。平成 19 年 3 月には、「第二次川越市環境基本計画」を策定し、将来の望ましい環境像を実現することを目指し、同計画を総合的かつ計画的に推進してきた。

一方、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地保全等を目的として、都市緑地法に基づき、平成 10 年 3 月に「川越市緑の基本計画」を策定した。平成 20 年 3 月には、その改定版である「川越市緑の基本計画改定版」を策定し、さらに都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及・啓発活動等の諸施策により、同計画を総合的かつ計画的に推進してきた。

第二次川越市環境基本計画が平成 27 年度をもって満了となり、川越市緑の基本計画改定版が平成 27 年度に短期的な目標年次を迎えたことで、良好な環境の保全・創造と緑の保全・緑地の整備・緑化の推進を一体的に取り組むことが重要であると捉え、「第三次川越市環境基本計画」と「川越市緑の基本計画（平成 28 年 3 月改定版）」を一冊にまとめ、連携を図ることにより、各種の施策を効果的かつ効率的に推進し、両計画を一体とした進行管理を行うこととした。

第三次川越市環境基本計画は、第二次川越市環境基本計画の現状と課題を踏まえ、「第四次川越市総合計画」との整合を図りながら、川越市環境基本条例に基づき、川越市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成 26 年度を基準年度として、目標年度は平成 37 年度（令和 7 年度）としている。

川越市緑の基本計画（平成 28 年 3 月改定版）は、川越市緑の基本計画改定版に沿って進められてきた緑の保全、緑地の整備及び緑化の推進について、社会情勢や市民のニーズの変化を踏まえた上で、各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、第三次川越市環境基本計画との整合性を図るため、目標年度は平成 37 年度（令和 7 年度）としている。

第三次川越市環境基本計画では、「望ましい環境像」を「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」と定め、その環境像を実現する 5 つの環境目標を設定した。環境目標、施策は次のとおりである。

環境目標	大施策	中施策
(1) 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します「低炭素」	1 地球温暖化対策の推進	1-1 地球温暖化対策の計画的な推進
		1-2 公共施設等における地球温暖化対策
		1-3 地球温暖化対策の普及・啓発
		1-4 その他の地球温暖化対策等
		1-5 気候変動への適応策

<p>(2) 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します「循環」</p>	<p>2 循環型社会の構築</p>	2-1	ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進
		2-2	ごみの発生・排出抑制の推進
		2-3	ごみの再資源化の推進
		2-4	環境に配慮した廃棄物処理システムの構築
<p>(3) 自然を大切に、ともに生き、次の世代に引き継ぎます「自然共生」</p>	<p>3 生物多様性の保全</p>	3-1	生物多様性に関する調査、普及・啓発
		3-2	生き物の生息・生育空間の保全・創出
		3-3	野生生物の適切な保護管理と外来種対策
	<p>4 貴重な緑の保全</p>	4-1	武蔵野の面影を残す緑の保全
		4-2	水辺と農地の保全
	<p>5 多様な緑の創出・育成</p>	5-1	魅力的な都市空間の創出
		5-2	緑豊かな都市公園等の整備
		5-3	緑に関する普及・啓発
		5-4	協働に関する支援
	<p>(4) 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります「安全・安心」</p>	<p>6 大気環境の保全</p>	6-1
6-2			アスベスト対策
6-3			騒音・振動・悪臭等の対策
<p>7 水環境の保全</p>		7-1	水の循環
		7-2	湧水地の調査及び環境整備等（湧水の復活）
		7-3	水環境・土壌環境の保全対策
<p>8 化学物質等の環境リスク対策</p>		8-1	化学物質対策
		8-2	ダイオキシン類対策
		8-3	放射性物質対策
<p>(5) 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します「地域づくり・人づくり」</p>	<p>9 歴史と文化を生かした地域づくり</p>	9-1	歴史的町並みの保存・整備
		9-2	史跡の保存と公園整備
		9-3	文化財の保存・活用
	<p>10 快適に暮らせるまちづくり</p>	10-1	景観に配慮したまちづくり
		10-2	交通の円滑化とネットワーク化の推進
		10-3	徒歩・自転車の利用促進
		10-4	災害対策の充実
	<p>11 人づくり・ネットワークづくり</p>	11-1	環境教育・環境学習の推進
		11-2	各主体をつなぐネットワークの強化
		11-3	市域を越えた連携の推進

川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）の、基本姿勢、重点計画、基本方針等は次のとおりである。計画の基本姿勢を先導する計画を重点計画として、また基本方針を実現するための具体的な計画を個別計画としている。さらに地区ごとの緑に関する方針として12の地区別計画を策定している。

基本姿勢	重点計画
みんなではぐくむ水と緑 と歴史のまち・川越	① 花いっぱい運動の展開
	② ふれあいの水辺づくり
	③ ふるさとの雑木林づくり
	④ 小江戸回廊づくり

基本方針	個別計画	実現するための取組
1 川越の歴史的環境を 形成する水と緑をまも ります ～緑をまもる～	1 水と緑と農地の保全	1-1 武蔵野の面影を残す緑の保全
		1-2 良好な環境を形成する水辺の保全
		1-3 川越の豊かさを支える農地の保全
	2 歴史的環境の保全	2-1 川越を代表する歴史的環境と一体となった緑の保全
		2-2 歴史的な河川環境の保全・復元
		2-3 地域のシンボルとなる緑の保全
	3 生き物の生息・生育 空間となる緑の保全	3-1 生き物の生息・生育空間となる大規模な樹林地の保全
		3-2 生き物の生息・生育空間を生み出す水辺環境の保全
		3-3 エコロジカル・ネットワークの形成
2 歴史と文化が香る緑 豊かなまちをつくりま す ～緑をつくる～	4 水と緑のネットワー クの形成	4-1 魅力的な歩行者空間の創出
		4-2 都市に潤いを与える河川空間の活用
		4-3 緑あふれる道づくり
	5 身近で安全・安心な 都市公園等の整備	5-1 災害に備えた都市公園等の整備
		5-2 誰もが安心して利用できるような身近な都市公園等の整備
		5-3 市民の活動拠点となる都市公園等の整備
	6 歴史・自然を生かし たシンボル空間となる 都市公園等の整備	6-1 川越の歴史のシンボルとなる城址公園等の整備
		6-2 樹林地を生かした森林公園と伊佐沼を生かした都市公園の整備
		6-3 協働による市民の森等の充実・活用

	7 公共施設緑化の推進	7-1 市民の憩いの場となる都市公園等の緑化の推進
		7-2 緑のまちづくりを先導する公共施設緑化の推進
		7-3 緑豊かな教育環境を創出する学校緑化の推進
	8 民有地緑化の促進	8-1 歴史と現在が調和する中心市街地の緑化
		8-2 地域拠点における緑化
		8-3 緑豊かで快適なまちづくり
3 水と緑のまちをそだ てます ～緑をはぐくむ～	9 緑に親しむきっかけ づくり	9-1 緑に関する普及活動の推進
		9-2 緑に関する啓発活動の推進
	10 水と緑を守り・ つくり・育てるしくみ づくり	10-1 市民、事業者、民間団体及び市の協働のためのしくみ づくり
		10-2 緑化に関する支援
		10-3 緑の保全に関する支援

3 川越市一般廃棄物処理基本計画

我が国の高度経済成長期に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、結果として地球温暖化や酸性雨の問題など、地球規模での深刻な環境問題を引き起こすこととなった。そこで、国は、平成5年11月に「環境基本法」を策定し、地球環境保全の積極的推進及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築などを目指すこととした。

平成12年6月に制定された「循環型社会形成推進基本法」を契機に、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた本格的な取り組みが進み、ごみの発生・排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取り組みがより一層重要となってきた。環境省は、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、持続可能な循環型社会を形成する具体的な取組指標を示した。

これらの循環型社会の構築に向けた法整備等が進む中、川越市は、平成28年3月に「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」を策定した。

「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及び適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めているものである。本計画は平成28年度を開始年度とし、令和12年度までの15年間を計画期間としており、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、目標年度として令和2年度及び令和7年度を設定している。

一方、平成 27 年 9 月の国連サミットで、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」が加盟国の全会一致で採択された。これを受けて、国も平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくこととした。さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行 (令和元年 10 月) や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布 (令和 3 年 6 月) など持続可能な社会形成へ向けた動きが進んでいる。

これらの廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、川越市では令和 4 年 3 月に、平成 28 年 3 月策定版計画の必要な事項について見直しを行い、「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」を新たに策定し、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量・資源リサイクル活動の推進等を目標とした「循環型社会の構築」を目指すものとした。この新しい「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」は、令和 4 年度を開始年度とし、令和 13 年度までの 10 年間を計画期間としており、中間目標年度として令和 8 年度を設定している。

平成 28 年 3 月版「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」の基本理念とそれを目指すための施策体系は次のとおりである。

基本目標	課題	基本方針	施策の区分	施策の項目	取組の項目
資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまち川越を実現します～循環型社会の構築～	【課題 1】発生・排出抑制の課題	【方針 1】市民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化の推進	(1) 環境教育・啓発活動・地域活動の推進	①環境教育に関する施策	・エコチャレンジ (ファミリー・スクール) 認定事業 ・社会科副読本への掲載
				②啓発活動に関する施策	・イベントや講座の開催
					・出前講座
					・事業者向け研修会
				③環境プラザ (つばさ館) の活用	・施設見学
					・イベント・リサイクル体験講座
				④市民協働に関する施策	・かわごえ環境推進員
					・クリーン川越市民運動 (ごみゼロ運動)

【課題2】 事業系ごみの課題		(2) 発生・排出抑制の推進 (2Rの優先)	①発生・排出抑制に関する施策	・マイバック持参の促進	
				・生ごみの減量推進	
				・家庭系ごみ有料化の推進	
			②再使用に関する施策	・つばさ館でのリユース品頒布	
				③事業者の排出抑制	・多量排出事業者認定制度
					・事業系ごみ搬入検査
【課題3】 資源化の課題		(3) 再資源化の推進	①分別の徹底を推進する施策	・多量排出事業者認定制度	
				・事業系ごみ搬入検査	
				・事業系ごみ処理手数料の適正化	
			②リサイクル活動を支援する施策	・家庭ごみの分け方・出し方の発行	
				・ごみ分別アプリの活用	
			③リサイクルの推進に関する施策	・雑がみ回収袋配布の検討	
・集団回収事業					
・資源物排出機会の拡充					
・草木類資源化拡大事業					
【課題4】 収集・運搬の課題	【方針2】環境負荷の少ない適正処理の実施	(4) 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築	①収集運搬に関する施策	・植木せん定枝類の再資源化の推進	
				・使用済小型電子機器等の再資源化の推進	
				・焼却灰等の再資源化の推進	
				・収集運搬事業の見直し (資源物排出機会の拡充)	
				・ふれあい収集の充実	
				・戸別収集等の収集方法の検討	

	【課題5】 中間処理の 課題			②中間処理に関 する施策	・中間処理施設の適正な 維持管理	
	【課題6】 最終処分の 課題				・東清掃センターの延命 化	
					・西清掃センターの解体 及び跡地の活用	
	【課題7】 温室効果ガ スの発生抑 制に関する 課題				③最終処分に関 する施策	・最終処分場の適正な維 持管理
						・最終処分場の延命化
					④地球温暖化防 止に関する施策	・廃棄物処理施設での自 然エネルギー発電
・廃棄物処理施設でのご み発電及び熱利用						
⑤不法投棄対策 に関する施策	・不法投棄対策					
	・ごみのポイ捨て等の防 止対策					
⑥災害廃棄物の 対応に関する施 策	・災害時の廃棄物処理体 制の検討					

4 清掃事業概要

1) ごみ処理事業費

a) 部門別費用の推移

ごみ処理事業費の部門別費用の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	資源化部門	管理部門	合計
H28	1,690,750	2,649,895	147,646	550,068	173,426	5,211,785
H29	1,707,789	2,839,026	151,990	561,113	165,561	5,425,480
H30	1,606,059	2,862,219	139,210	568,804	167,396	5,343,687
R1	1,731,899	3,042,501	142,492	584,590	162,083	5,663,565
R2	1,745,176	3,095,691	115,192	617,206	169,510	5,742,774

また、ごみ処理事業費に含まれる業務委託費は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	資源化部門	管理部門	合計
H28	957,327	8,774	84,256	0	0	1,050,358
H29	928,483	8,207	84,256	0	0	1,020,946
H30	932,049	7,534	89,124	0	0	1,028,707
R1	930,198	7,833	80,110	0	0	1,018,140
R2	1,002,489	8,550	55,532	0	0	1,066,571

b) トン当たり部門別原価の推移

(単位：円)

年度	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	資源化部門	総合
H28	22,928	29,069	50,114	62,293	50,071
H29	23,150	31,155	49,712	65,207	52,356
H30	21,844	31,667	52,127	66,228	51,962
R1	23,264	32,894	48,699	68,303	54,384
R2	22,528	34,708	32,512	69,311	55,435

c) 1人当たり・1世帯当たり原価の推移

年度	総合経費 (千円)	住民登録人口 (人)	住民登録世帯 (世帯)	市民1人あ たり (円)	市民1世帯あ たり (円)
H28	5,211,785	351,863	154,766	14,812	33,675
H29	5,425,480	352,418	156,725	15,395	34,618
H30	5,343,687	353,078	158,724	15,135	33,667
R1	5,663,565	353,456	160,831	16,023	35,214
R2	5,742,774	353,442	163,023	16,248	35,227

2) 家庭系ごみの排出量

		年度	H28	H29	H30	R1	R2
川越市人口（10月1日）		（人）	351,432	352,393	352,990	353,371	353,238
収集量	可燃ごみ	（t）	58,255.40	58,483.68	58,113.31	58,343.42	59,463.68
	不燃ごみ・有害ごみ	（t）	2,736.45	2,812.40	3,051.16	3,127.87	3,643.90
	びん・かん	（t）	3,170.31	3,084.37	2,982.75	2,946.10	3,110.53
	ペットボトル	（t）	1,176.66	1,205.23	1,249.18	1,261.28	1,245.96
	その他プラ	（t）	4,052.76	4,027.65	4,014.51	4,080.84	4,245.15
	粗大ごみ	（t）	243.59	252.26	254.82	245.11	249.36
	紙類	（t）	3,723.70	3,576.75	3,521.57	3,679.00	4,647.09
	布類	（t）	181.81	172.42	175.61	556.89	646.18
	小型家電類	（t）	36.06	0.61	0.67	0.42	0.22
	計	（t）	73,576.74	73,615.37	73,363.58	74,240.93	77,252.07
直接搬入	可燃ごみ	（t）	30,370.79	30,409.54	29,645.25	29,968.30	26,051.58
	（紙類）	（t）	145.38	145.65	113.27	171.78	174.49
	不燃ごみ・有害ごみ	（t）	1,103.60	869.99	874.23	1,161.71	1,053.95
	びん・かん	（t）	62.38	0.00	0.00	0.00	0.00
	ペットボトル	（t）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	（t）	31,682.15	31,425.18	30,632.75	31,301.79	27,280.02
集団回収量		（t）	6,949.96	6,507.30	6,129.13	5,710.37	4,217.42
排出量合計 （集団回収量を含まない）		（t）	105,258.89	105,040.54	103,996.33	105,542.72	104,532.09
排出量合計（集団回収量を含む）		（t）	112,208.85	111,547.84	110,125.46	111,253.09	108,749.50
1人1日平均排出量	可燃ごみ	（g/人日）	692.05	692.24	682.02	684.15	664.61
	不燃ごみ・有害ごみ	（g/人日）	29.94	28.63	30.47	33.17	36.44
	びん・かん	（g/人日）	25.20	23.98	23.15	22.78	24.13
	ペットボトル	（g/人日）	9.17	9.37	9.70	9.75	9.66
	その他プラ	（g/人日）	31.59	31.31	31.16	31.55	32.93
	粗大ごみ	（g/人日）	1.90	1.96	1.98	1.90	1.93
	紙類	（g/人日）	29.03	27.81	27.33	28.45	36.04
	布類	（g/人日）	1.42	1.34	1.36	4.31	5.01
	小型家電類	（g/人日）	0.28	0.00	0.01	0.00	0.00
	集団回収量	（g/人日）	54.18	50.59	47.57	44.15	32.71
平均排出量合計（集団回収を含まない）		（g/人日）	820.59	816.65	807.17	816.05	810.75
平均排出量合計（集団回収を含む）		（g/人日）	874.77	867.24	854.74	860.20	843.46

3) 中間処理・最終処分量

a) 焼却処理量

(単位：t)

年度	東清掃センター			資源化センター			合計
	可燃物	破碎可燃	計	可燃物	破碎可燃	計	
H28	18,035.90	541.18	18,577.08	70,183.58	4,095.32	74,278.90	92,855.98
H29	16,881.56	621.75	17,503.31	71,562.06	3,780.57	75,342.63	92,845.94
H30	17,266.62	698.94	17,965.56	70,056.77	3,686.24	73,743.01	91,708.57
R1	23,265.98	874.17	24,140.15	65,945.19	3,828.14	69,773.33	93,913.48
R2	19,123.73	839.49	19,963.22	65,989.23	4,165.88	70,155.11	90,118.33

b) 選別・破碎処理量

(単位：t)

年度	東清掃センター			資源化センター				合計
	不燃物	粗大ごみ	計	不燃物	粗大ごみ	その他プラ	計	
H28	3,152.20	4.35	3,156.55	5,076.92	239.24	4,052.76	9,368.92	12,525.47
H29	3,294.06	5.55	3,299.61	4,746.31	246.71	4,027.65	9,020.67	12,320.28
H30	3,546.10	4.19	3,550.29	4,614.49	250.63	4,014.51	8,879.63	12,429.92
R1	3,705.93	5.25	3,711.18	4,787.17	239.86	4,080.84	9,107.87	12,819.05
R2	3,946.86	4.14	3,951.00	5,112.58	245.22	4,245.15	9,602.95	13,553.95

c) 草木類選別処理量

(単位：t)

年度	資源化センター				
	草木類搬入量	不適物搬出 (熱回収へ)	搬入量計(不 適物除く)	余剰土壌改 良材搬出	搬出分を除く量
H28	338.04	11.80	326.24	0.00	326.24
H29	284.60	9.28	275.32	0.00	275.32
H30	341.74	10.76	330.98	0.00	330.98
R1	270.23	10.41	259.82	0.00	259.82
R2	304.14	13.17	290.97	0.00	290.97

d) 最終処分量

(単位：t)

年度	小畔の里クリーンセンター			民間最終処分場			合計		
	焼却残渣	破砕残渣	計	焼却残渣	破砕残渣	計	焼却残渣	破砕残渣	計
H28	242.47	0.00	242.47	2,703.75	0.00	2,703.75	2,946.22	0.00	2,946.22
H29	278.87	0.00	278.87	2,778.53	0.00	2,778.53	3,057.40	0.00	3,057.40
H30	173.08	0.00	173.08	2,497.51	0.00	2,497.51	2,670.59	0.00	2,670.59
R1	355.23	0.00	355.23	2,570.75	0.00	2,570.75	2,925.98	0.00	2,925.98
R2	1,843.25	0.00	1,843.25	1,699.80	0.00	1,699.80	3,543.05	0.00	3,543.05

4) 資源化実績

(単位：t)

年度	ごみの総量	紙類回収量	布・小型家電資源化量	容器包装リサイクル法に基づく資源化量	有価物回収量	再生家具頒布量	土壌改良材生産量	焼却灰等再資源化量	集団回収量	資源化総量	資源化率
H23	100,279	4,154	121	5,662	5,055	8	79	3,487	8,764	27,330	24.12%
H24	101,164	4,267	159	5,507	4,223	33	0	5,521	8,621	28,331	24.81%
H25	101,640	4,245	181	5,408	3,773	33	150	6,084	8,258	28,130	24.60%
H26	101,828	4,303	182	5,442	3,673	29	424	6,571	7,925	28,549	24.99%
H27	101,140	3,986	216	5,536	3,744	31	295	5,744	7,438	26,990	23.93%
H28	101,375	3,724	218	5,403	3,415	29	343	6,297	6,950	26,379	23.51%
H29	101,346	3,577	173	5,389	3,396	26	344	6,382	6,507	25,794	23.12%
H30	100,352	3,522	176	5,380	3,532	23	319	6,050	6,129	25,131	22.82%
R1	101,815	3,679	557	5,398	3,715	18	412	6,739	5,710	26,228	23.57%
R2	99,838	4,647	646	5,618	3,643	10	275	5,885	4,217	24,941	22.93%

5) し尿処理量

a) し尿処理方法別世帯の推移

(単位：世帯)

年度	水洗処理				非水洗処理			全世帯数
	下水道	浄化槽	農業集落	計	くみ取り	自家処理	計	
H28	128,834	24,385	633	153,852	901	8	909	154,761
H29	133,478	21,774	609	155,861	856	8	864	156,725
H30	135,582	21,711	617	157,910	806	8	814	158,724
R1	137,805	21,649	608	160,062	762	7	769	160,831
R2	140,880	20,793	614	162,287	730	6	736	163,023

※ 各年度とも3月31日現在

b) 処理方法別収集量の推移

(単位：kℓ)

年度	し尿	浄化槽汚泥	雑排水	計
H28	2,665	31,701	364	34,730
H29	2,620	31,968	348	34,936
H30	2,499	32,574	383	35,456
R1	2,471	32,977	306	35,754
R2	2,064	34,024	331	36,419

5 監査対象項目について

以上、監査対象に関連する組織、計画や制度について記載したが、監査に当たっては具体的には次のように環境部の監査対象項目を分類して実施した。

I 環境政策課

第三次環境基本計画の進捗状況及び評価、環境政策課の歳出状況

II 環境対策課

環境対策課の歳出状況、固定資産管理状況

III 産業廃棄物指導課

産業廃棄物指導課の歳出状況

IV 資源循環推進課

資源循環推進課の歳出状況、ごみ収集・処理事業費の原価計算、一般廃棄物処理基本計画の進捗管理、ごみ収集・処理費の有料化、集団回収の促進、環境プラザの事業

V 収集管理課

一般廃棄物収集事業、一般廃棄物の直営収集運搬事業、一般廃棄物の収集運搬業務委託、不法投棄対策、ごみ集積所の管理、収集管理棟の管理業務、車両の管理

VI 環境施設課

環境施設課の各施設の固定資産管理、ごみの中間処理・資源化施設及び最終処分施設（東清掃センター、資源化センター及び小畔の里クリーンセンター）、し尿等中間処理施設（環境衛生センター）

第3章 外部監査の結果と意見

第1 監査の結果と意見概要

監査の着眼点に留意し、監査を行った結果、監査項目別の結果と意見の数は、次のとおりである。

「結果」とは、地方自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」であり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」とは、地方自治法第252条の38第2項に規定する「監査の結果に関する報告に添える意見」であり、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたものである。

結果は2項目、意見は34項目記載されている。

監査項目	結果	意見
I 環境政策課		
1 第三次環境基本計画の進捗状況及び評価		
1) 地球温暖化対策の推進		
a) 温室効果ガス排出量		【意見1】
b) 再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数		【意見2】
c) 環境性能に優れた公用車の導入率		
2) 循環型社会の構築		
a) 資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量		【意見3】
b) リサイクル率		【意見4】
c) 最終処分量		【意見5】
3) 生物多様性の保全		
a) ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数		
4) 貴重な緑の保全		
a) 緑地面積		【意見6】
b) 樹林地の面積		
c) 市民の森など法令等による指定面積		【意見7】
d) 保存樹木数		【意見8】
5) 多様な緑の創出・育成		
a) 1人当たりの都市公園面積		【意見9】
6) 大気環境の保全		
a) 光化学オキシダント(Ox)の大気環境基準達成状況		

b) 公害苦情件数		
7) 水環境の保全		
a) 家庭雨水貯留槽設置数		【意見 10】
b) 公共施設雨水貯留浸透対策量		
c) 水質汚濁に係る環境基準達成状況		
d) 生活排水処理率		
8) 化学物質等の環境リスク対策		
a) 化学物質の環境への排出量		
2 環境政策課の歳出状況		
1) 環境政策課の過去 5 年間の歳出		
2) 環境衛生費		
a) 節電推進事業(平成 29 年度)		
b) 再生可能エネルギー推進事業		
3) 緑地対策費		
a) 緑地保全事業の歳出		
b) 緑化推進事業の歳出		
II 環境対策課		
1 環境対策課の歳出状況		
1) 環境対策課の過去 5 年間の歳出		
2) 環境衛生費		
a) 5 年間の歳出		
b) 河川浄化団体事務		
c) 環境対策課一般事務		
3) 公害対策費		
a) 5 年間の歳出		
b) 大気汚染対策に係る業務委託料		
c) 水質汚染対策に係る業務委託料		
d) その他公害対策		
e) 土壌汚染対策		
4) し尿処理費		【意見 11】
2 固定資産管理状況		【意見 12】
III 産業廃棄物指導課		
1 産業廃棄物指導課の歳出状況		
1) 産業廃棄物指導課の過去 5 年間の歳出		

2) 業務委託料		
IV 資源循環推進課		
1 資源循環推進課の歳出状況		
1) 資源循環推進課の過去5年間の歳出		
2) 地域環境美化促進事業		
3) かわごえ環境推進員制度		
4) 清掃一般事務		
2 ごみ収集・処理事業費の原価計算		
3 一般廃棄物処理基本計画の進捗管理		【意見 13】
4 ごみ収集・処理費の有料化		
1) 家庭系ごみ有料化の推進の経緯と現状		
2) 地方自治体のごみ有料化の導入状況		
3) 市民の意識調査		【意見 14】
5 集団回収の促進		
1) 集団回収の促進事業の歳出		
2) 集団回収事業報償金		
3) 集団回収事業協力業者育成補助金		【意見 15】
6 環境プラザの事業		
1) 施設概要		
2) 環境プラザ入館者数等		
3) リサイクル・リユース品に係る頒布の状況		
4) 再生家具、再生自転車、古着・雑貨・古本の頒布業務		【意見 16】
5) 「肥え土」頒布		
6) 環境プラザ管理事務		
V 収集管理課		
1 一般廃棄物収集事業		
1) ごみの分別区分		
2 一般廃棄物の直営収集運搬事業		
1) 事業の目的及び内容		
2) 収集体制・業務		【意見 17】
3) ふれあい収集		【意見 18】
4) 特別収集		
3 一般廃棄物の収集運搬業務委託		
1) 収集運搬委託事業の過去5年間の歳出		

2) 業務委託状況		【意見 19】 【意見 20】 【意見 21】
4 不法投棄対策		
1) 目的		
2) 不法投棄・不法持出の処理及び歳出		
3) 不法投棄対策		
5 ごみ集積所の管理		
1)ごみ集積所新設・移動・廃止事務		【意見 22】 【意見 23】
2) 集積所看板		
3) ごみ飛散防止用ネット	【結果 1】	
6 収集管理棟の管理業務		
1) 収集管理棟施設管理事業の過去 5 年間の歳出		
2) 業務委託状況		
7 車両の管理		
VI 環境施設課		
1 環境施設課の各施設の固定資産管理	【結果 2】	
2 ごみの中間処理・資源化施設及び最終処分施設		
(1) 東清掃センター		
1) 施設の概要		
2) 現地視察の状況		
a) ごみ処理手数料収受の業務フロー		
b) 資産管理状況		
3) 修繕維持計画		
(2) 資源化センター		
1) 施設の概要		
2) 熱回収施設		
a) 可燃ごみの焼却方法		
b) 川越市の焼却施設		
c) 熱回収施設の建設時における技術評価		【意見 24】
d) 操業時におけるトラブル対応		【意見 25】
e) 事業系ごみの搬入検査		【意見 26】

f) 資源化センターにて発生する溶融スラグの資源化		【意見 27】
3) リサイクル施設・草木類資源化施設		
4) 現地視察の状況		
a) 現金の取り扱い		
b) 固定資産の取り扱い		
(3) 小畔の里クリーンセンター		
1) 施設の概要		
2) 資産管理状況		
3) 修繕維持計画		
(4) ごみ中間処理・資源化施設及び最終処分施設の歳入に関する状況		
1) 歳入の状況		
2) 持込ごみ処理手数料		【意見 28】
3) 廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金		
4) 土地建物貸付収入（土地分）		
5) 土地建物貸付収入（建物分）		
6) 容器包装再商品化収入		
7) その他雑入		
8) 東清掃センター改修事業債		
9) 東清掃センター改修事業債（通次繰越分）		
10) 廃棄物再生原料売払収入		【意見 29】
11) 廃棄物発電電力売払収入		
(5) 中間処理施設及び最終処分施設の歳出に関する状況		
1) 東清掃センターに関する歳出		
a) 過去5年間の歳出		
b) 東清掃センター施設管理		【意見 30】
c) 焼却灰等資源化事業		
d) 最終処分委託		
e) 東清掃センター整備事業		【意見 31】
f) 東清掃センター大規模改修事業		
2) 資源化センターに関する歳出		
a) 過去5年間の歳出		
b) 焼却灰等資源化事業		

c) 最終処分委託		
d) 資源化センター施設管理事業		
3) 小畔の里クリーンセンターに関する歳出		
a) 過去5年間の歳出		
b) 小畔の里クリーンセンター施設管理		
4) 複数の施設に関連する歳出		
a) 再資源化及び最終処分共通		
b) 処理困難物等処理委託事業		
c) 高濃度 PCB 含有廃棄物処理事業		【意見 32】
3 環境衛生センター		
(1) 施設の概要		
(2) 過去5年間の歳出		
1) 環境衛生センター施設管理費		
2) 環境衛生センター施設整備費		
(3) 過去5年間の歳入		
(4) 業務委託料支出の状況		
1) 環境衛生センター施設管理費「業務委託料」		
2) 環境衛生センター施設管理費「施設・備品管理委託料」		
3) 環境衛生センター施設整備費「業務委託料」		
(5) その他費用の状況		
1) 環境衛生センター施設管理の「光熱水費」		
2) 環境衛生センター施設管理の「修繕料」		
3) 環境衛生センター施設管理の「消耗品費」		
(6) 資産管理状況		
(7) 施設の耐震性能		【意見 33】
(8) 設備更新計画		【意見 34】

結果及び意見の表題及び掲載頁数は次のとおりである。個々の内容については、後述するそれぞれの監査項目で記載しているので、参照されたい。

結果・意見	表題	頁数
【結果 1】	川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱について、書式を含む条文の内容と実務との整合性を図るべきである	183
【結果 2】	環境施設課の固定資産については、施設ごとに適正な管理が可能となる状況を構築する必要がある	189
【意見 1】	市域及び市役所における温室効果ガス排出量の削減について十分な対策が必要である	39
【意見 2】	公共施設に再生可能エネルギー設備等を導入する機会を一層設ける努力が必要である	40
【意見 3】	資源回収を除く家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量を削減するために、啓発活動も必要である	41
【意見 4】	川越市のリサイクル率を上げるために質の高い対策が必要となる	42
【意見 5】	ごみの最終処分量の削減に必要な具体的な対策を検討する必要がある	43
【意見 6】	緑地面積については少なくとも基準年度値を維持するよう対策を講ずるべきである	43
【意見 7】	市民の森など法令等による指定面積については、実現可能な目標値なのかを再検討する必要がある	44
【意見 8】	保存樹木数の目標値は高すぎると考えられるため、目標値の再検討も必要と考えられる	45
【意見 9】	川越市の 1 人当たりの都市公園面積は埼玉県の平均値より低いため、公園の積極的な整備を継続的に行う必要がある	47
【意見 10】	家庭雨水貯留槽設置数のニーズを調査し、必要があれば、目標値に近づけるための対策を積極的に行っていく必要がある	48
【意見 11】	川越市居住用合併処理浄化槽設置整備補助金の実績報告書の記載について	117
【意見 12】	環境衛生センターにある環境対策課所属の備品は適宜移動等する必要がある	119
【意見 13】	川越市のリサイクル率は達成可能な目標なのかを再検討する余地がある	141
【意見 14】	家庭ごみ有料化については、そのリスクも十分検討しつつ、引き続き、実施時期を慎重に検討していくことが重要である	146
【意見 15】	川越市集団回収事業協力業者育成補助金の集団回収事業実績報告書に記載すべき回収量の正確な記載を指導監督する必要がある	153
【意見 16】	リサイクル・リユースの在庫管理については現行の方法で問題無いと考えられ、物品の劣化が生じないように保管に気を付けていただきたい	160
【意見 17】	収集運搬量日計表の正確性と確認印を徹底すべきである	170
【意見 18】	ふれあい収集の対象者の決定と通知の方法を明確にすべきである	171
【意見 19】	一般廃棄物の収集運搬業務委託について、複数年に一度は 1 者随意契約の見直しを検討するべきである	176
【意見 20】	再生資源（布類）収集運搬業務委託の業者の選考方法を見直すべきである	176

【意見 21】	製本した契約書は製本担当者以外の者が落丁等無いかを確認すべきである	177
【意見 22】	ごみ排出世帯数が 10 世帯未満の場合でごみ集積所を設置する際の設置手順を明確にするべきである	180
【意見 23】	設置しているごみ集積所の利用状況を把握し適正に管理するべきである	181
【意見 24】	熱回収施設におけるごみ処理単価の継続的なモニタリングについて	199
【意見 25】	「異常・故障報告書」の記載項目の取り扱いについて	200
【意見 26】	事業系ごみの実効性のある搬入検査及び事業者への指導について	201
【意見 27】	溶融スラグの利用促進について	203
【意見 28】	事業系ごみ処理手数料の 65%減額について説明可能な根拠を持つべき	213
【意見 29】	廃棄物再生原料売払に関する、アルミ価格相場の変動に伴う契約単価の見直し 要否について	221
【意見 30】	東清掃センター焼却施設精密機能検査業務委託に関して指名競争入札とした 理由については詳細に記載すべき	237
【意見 31】	東清掃センター大規模改修工事監理に係る技術支援業務委託に関して 1 者随 意契約の理由については詳細に記載すべき	262
【意見 32】	低濃度 PCB 含有廃棄物の期限内処分に向けた対応について	296
【意見 33】	耐震基準を満たさない建物については、災害に結びつかないよう十分な管理 が必要である	335
【意見 34】	環境衛生センターの設備更新事業については、適時予算化を行って計画どお り行っていただきたい	336

第2 監査の結果と意見（個別）

I 環境政策課

1 第三次環境基本計画の進捗状況及び評価

川越市は、平成28年3月に第三次川越市環境基本計画及び川越市緑の基本計画（平成28年3月改定版）を策定し、環境と緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、毎年、その実施状況を年次報告書としてとりまとめている。令和3年度版の年次報告書「かわごえの環境（第5号）」（以下「年次報告書」という。）は、令和2年度の計画の実施状況を示している。

環境基本計画は、前述のとおり、5つの環境目標とこの目標を達成するために実施する11の大施策から成り立っており、さらに大施策を達成するための具体的な施策を中施策として定めている。

また、計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、環境に対する取組の状況等を総合的に示す環境指標及び目標値を設定している。年次報告書より、この環境指標・目標値に関する令和2年度の実施状況をまとめると次表のようになる。

大施策	環境指標	単位	基準年度 (H26年度実績)	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績	R2年度 目標
1 地球温暖化対策の推進	市域における温室効果ガス排出量	千t-CO ₂ /年	2,062 (H23年度)	2,227 (H25年度)	2,082 (H26年度)	2,247 (H27年度)	2,140 (H28年度)	2,092 (H29年度)	1,989
	市役所における温室効果ガス排出量	t-CO ₂ /年	60,187	66,110	66,245	71,021	71,214	67,893	58,200
	単価契約品・共通消耗品の環境配慮商品購入率	%	100	100	100	100	100	100	100
	再生可能エネルギー設備等が導入さ	施設	83	83	85	87	87	88	89

	れた公共 施設数								
	環境性能 に優れた 公用車の 導入率	%	75.9	80.0	81.7	81.4	82.8	85.9	88.0
	エコチャ レンジス クール認 定率	%	100	100	100	100	100	100	100
2 循環型社 会の構築	1人1日 当たりの ごみ排出 量	g/人日	896	875	867	855	860	843	855
	資源回収 を除く家 庭系1人 1日当た りのごみ 排出量	g/人日	511	496	500	500	504	519	467
	ごみ年間 排出量	t/年	114,238	112,209	111,548	110,125	111,253	108,750	109,188
	つばさ館 来館者数	人/年	49,261	52,007	52,555	50,631	47,523	21,839	53,000
	リサイク ル率	%	25.0	23.5	23.1	22.8	23.6	22.9	30.0
	最終処分 量	t/年	2,693	2,946	3,057	2,671	2,926	3,543	1,000 以下
3 生物多様 性の保全	生物多様 性講座数	回/年	1	3	4	3	1	4	3
	ビオトー プの保 全・創造 事業の実 施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4	5

	多自然型 護岸の延 長	m	20,763.18	21,003.68	22,636.48	22,636.48	22,636.48	22,636.48	-
	有害鳥獣 捕獲許可 件数	件/年	24	22	17	19	23	26	-
	特定外来 生物（ア ライグ マ）の捕 獲頭数	頭/年	105	136	119	115	171	262	-
4 貴重な緑 の保全	緑地面積	ha	2,830	2,835	2,830	2,830	2,813	2,823	-
	樹林地の 面積	m ²	3,614,000	3,519,000	3,483,000	3,395,000	3,329,000	3,286,000	-
	樹林地の 公有地化 面積	m ²	97,090	99,076	104,245	111,190	111,190	111,190	-
	市民の森 など法令 等による 指定面積	m ²	1,019,768	996,245	960,695	944,474	926,992	917,188	1,583,960
	保存樹木 数	本	228	213	201	183	177	158	290
	人・農地 プランで 位置付け られた地 域の中心 となる経 営体の累 計数（経 営体）	経営体	36	135	241	291	292	310	150
5 多様な緑 の創出・育 成	緑化本数	本/年	1,320	1,269	1,222	800	1,298	2,314	-
	緑地面積 【再掲】	ha	2,830	2,835	2,830	2,830	2,813	2,823	-

	1人当たりの都市公園面積	m ²	4.66	4.70	4.69	4.69	4.70	4.72	5.10
	都市公園数	箇所	303	314	318	320	322	324	321
	緑に関する講座数	回/年	4	5	2	1	1	0	-
6 大気環境の保全	大気環境基準達成状況	%	71	82	82	82	82	82	82
	PM2.5の大気環境基準達成状況	%	0	100	100	100	100	100	75
	光化学オキシダントの大気環境基準達成状況	%	0	0	0	0	0	0	33
	有害大気汚染物質の環境基準達成状況	%	100	100	100	100	100	100	100
	公害苦情件数	件/年	88	50	51	88	101	102	-
7 水環境の保全	下水道雨水貯留浸透事業数	箇所	21	21	23	23	23	24	21
	家庭雨水貯留槽設置数	基	702	759	788	820	839	859	960
	公共施設雨水貯留浸透対策量	m ³	54,305	54,305	54,305	54,305	54,305	54,305	55,000以上

	公共施設 雨水利用 施設数	箇所	22	22	23	23	25	25	-
	開発による雨水流出抑制対策量	m ³	502,959	529,580	541,943	552,354	584,826	612,243	-
	市内湧水の箇所数	箇所/年	26	26	26	26	26	26	-
	水質汚濁に係る環境基準達成状況	%	89	89	89	100	100	89	100
	健康項目の公共用水域環境基準達成状況	%	100	100	100	100	100	100	100
	生活排水処理率	%	94.3	94.8	95.4	95.9	96.0	96.1	98.6
	地下水環境基準達成状況 市内 32	%	72	75	78	78	78	81	現状値以上
8 化学物質等の環境リスク対策	化学物質の環境への排出量	t/年	276 (H24 年度)	285 (H26 年度)	300 (H27 年度)	292 (H28 年度)	315 (H29 年度)	319 (H30 年度)	-
	有害大気汚染物質の環境基準達成状況 【再掲】	%	100	100	100	100	100	100	100
	ダイオキシン類環境基準達成状況	%	100	100	100	100	100	100	100

	(大気、 土壌、水 質)								
	大気空間 放射線量 基準達成 状況	%	100	100	100	100	100	100	100
9 歴史と文 化を生かし た地域づく り	<省略>	-	-	-	-	-	-	-	-
10 快適に 暮らせるま ちづくり	<省略>	-	-	-	-	-	-	-	-
11 人づく り・ネット ワークづく り	環境学習 講座への 参加者数	延べ人/ 年	2,141	2,210	1,940	2,019	1,943	240	-
	環境学習 講座の開 催数	件/年	25	26	23	25	25	9	-
	環境月間 ポスター コンクー ル応募数	件/年	362	352	389	438	522	0	800
	環境教 育・環境 学習に関 する事業 数	事業/年	53	98	152	160	152	114	60
	環境推進 員活動数	件/年	606	653	607	562	517	379	-
	クリーン 川越市民 運動参加 人数	人/年	102,838	105,769	85,855	99,540	99,908	0	-
	かわごえ 環境ネッ	事業/年	51	58	61	50	57	49	55 以上

	ト主催等の事業数							
--	----------	--	--	--	--	--	--	--

※表中、カッコ内の年度は実際に排出した年度を示している。

令和2年度の実績値が目標値に達していない環境指標及び基準年度に比べ改善されていない環境指標は次のとおりである。なお、大施策11「人づくり・ネットワークづくりの達成状況」の各環境指標、および、大施策5「多様な緑の創出・育成」の環境指標「緑に関する講座数」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため多くの講座等が減少又は中止となっているため、対象外としている。同様に、大施策2「循環型社会の構築」の環境指標「つばさ館来館者数」についても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館を実施した結果来館者数が減少しているため対象外としている。

大施策	環境指標	単位	基準年度値 (H26年度)	R1年度 実績 (H28年度)	R2年度 実績 (H29年度)	R2年度 目標
1 地球温暖化対策の推進	市域における温室効果ガス排出量	千t-CO2/年	2,062 (H23年度)	2,140	2,092	1,989
1 地球温暖化対策の推進	市役所における温室効果ガス排出量	t-CO2/年	60,187	71,214	67,893	58,200
1 地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数	施設	83	87	88	89
1 地球温暖化対策の推進	環境性能に優れた公用車の導入率	%	75.9	82.8	85.9	88.0
2 循環型社会の構築	資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量	g/人日	511	504	519	467
2 循環型社会の構築	リサイクル率	%	25.0	23.6	22.9	30.0
2 循環型社会の構築	最終処分量	t/年	2,693	2,926	3,543	1,000 以下
3 生物多様性の保全	ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数	箇所	4	4	4	5
4 貴重な緑の保全	緑地面積	ha	2,830	2,813	2,823	-
4 貴重な緑の保全	樹林地の面積	m ²	3,614,000	3,329,000	3,286,000	-

4 貴重な緑の保全	市民の森など法令等による指定面積	m ²	1,019,768	926,992	917,188	1,583,960
4 貴重な緑の保全	保存樹木数	本	228	177	158	290
5 多様な緑の創出・育成	1人当たりの都市公園面積	m ²	4.66	4.70	4.72	5.10
6 大気環境の保全	光化学オキシダントの大気環境基準達成状況	%	0	0	0	33
6 大気環境の保全	公害苦情件数	件/年	88	101	102	-
7 水環境の保全	家庭雨水貯留槽設置数	基	702	839	859	960
7 水環境の保全	公共施設雨水貯留浸透対策量	m ³	54,305	54,305	54,305	55,000
7 水環境の保全	水質汚濁に係る環境基準達成状況	%	89	100	89	100
7 水環境の保全	生活排水処理率	%	94.3	96.0	96.1	98.6
8 化学物質等の環境リスク対策	化学物質の環境への排出量	t/年	276 (H24 年度)	315 (H29 年度)	319 (H30 年度)	-

※表中、カッコ内の年度は実際に排出した年度を示している。

1) 地球温暖化対策の推進

a) 温室効果ガス排出量

令和 2 年度の市域から排出される温室効果ガスの量 2,092 千 t-CO₂ (平成 29 年度排出量) は目標値 1,989 千 t-CO₂ を上回っており、平成 26 年度の基準年度値 2,062 千 t-CO₂ (平成 23 年度排出量) から増加傾向にある。また、市役所における温室効果ガスの令和 2 年度の排出量は 67,893 t-CO₂ であり、令和元年度の 71,214 t-CO₂ から低下したが、目標値 58,200 t-CO₂ にはまだ遠い数値である。

【意見 1】市域及び市役所における温室効果ガス排出量の削減について十分な対策が必要である

市役所における温室効果ガスの令和 2 年度の排出量は、一般ごみに含まれる廃プラスチックの焼却に由来する温室効果ガスの排出量が大幅に減少したことにより、令和元年度の 71,214 t-CO₂ から 67,893 t-CO₂ に低下したが、目標値 58,200 t-CO₂ にはまだ遠い数値である。これに関して、年次

報告書では「より一層の削減努力が必要」と記載されているが、具体的な削減対策については言及されていない。温室効果ガス排出量の削減に対する対策を十分に検討する必要がある。

b) 再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数

市内の公共施設において、太陽光発電システム又は他の再生可能エネルギー利用施設の合計は、令和2年度では、88施設であり、目標値89施設を下回っている。

【意見2】公共施設に再生可能エネルギー設備等を導入する機会を一層設ける努力が必要である

再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数が目標値を下回っていることに関して、年次報告書では「今後は、さらなる再生可能エネルギーの導入促進と、既存のシステムの修繕が課題」と記載があるが、具体的に再生可能エネルギー設備の導入計画（既存システムの修繕計画含む）が策定されているのか明確でない。公共施設に再生可能エネルギー設備等を導入する機会を設ける一層の努力が必要である。最近では太陽光発電システムを設置するコストを負担しないで、発電システムから発電した電気のみを電気料金として支払うPPAモデルも出てきており、太陽光発電システムを利用しやすくなってきている。公共施設にPPAモデルを導入して再生可能エネルギーを利用することも検討する余地がある。

(注) PPA (Power Purchase Agreement) モデルについて

PPAモデルとは、事業者が所有する施設の屋根や敷地に、太陽光発電設備の所有・管理を行う発電事業者が主として太陽光発電システムを設置して、発電した電気を施設や敷地を所有する事業者が購入し、発電事業者に電気の使用料を支払うビジネスモデルのことである。太陽光発電システムを設置する発電事業者のことは「PPA事業者」と呼び、太陽光発電システムの設置場所である施設を所有する事業者（施設所有者）は、太陽光発電システムを設置するためのコストを負担せず、PPA事業者から太陽光発電システムで発電した電気を有償で買い取ることとなる。

PPAモデルと従来の自己所有型との違いは次のとおりである。

	第三者所有型 (PPAモデル)	自己所有型
所有権	太陽光発電システムの所有権はPPA事業者にある	太陽光発電システムの所有権は施設所有者にある
初期コスト	太陽光発電システムを購入しないため初期コストが発生しない	太陽光発電システムの購入に多額の初期コストが発生する
運用・保守	メンテナンスやメンテナンスに伴う費用はPPA事業者が負担	メンテナンスやメンテナンスに伴う費用は所有者が負担
電気料金	PPA事業者から使用した電気を施設所有者が買い取る	太陽光発電システムで発電した電気を無償で使用でき、かつ余剰電力は電力会社に売却も可能
事業期間	15年など長期間に設定されていることが多い	10年程度で投資分を回収できることが多い

このように PPA モデルを採用すると、太陽光発電システムを購入する設備投資予算を策定しなくてすみ、発電システムから発電された電気を使用する際に電気料金というかたちで買いとるのみである。初期投資が無いので、設備投資を回収する必要もない。

c) 環境性能に優れた公用車の導入率

令和 2 年度においては、川越市（上下水道局を含み、消防局を除く）が所有する公用車 434 台のうち 9 都県市指定低公害車が 373 台あり、その割合が 85.9%となっている。令和 2 年度には、電気自動車 15 台、ハイブリッド車 1 台を含む 23 台の 9 都県市指定低公害車を導入しており、年々導入率は高くなってきているが、目標値 88.0%を下回っている。

環境性能に優れた公用車の導入率については、公用車の導入計画もあると思われるので、新規導入又は更新の際には 9 都県市指定低公害車を導入するということで目標値に到達していくと考えられる。

（注）9 都県市指定低公害車について（九都県市あおぞらネットワークより）

低公害車とは、自動車から出る大気汚染物質の排出量が少ない、又はまったく排出されない自動車を指す。最近では燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車を総称している。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド車が一般的には知られている。9 都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）では、環境への負荷が少ない低公害車を広く普及し、自動車メーカー等による低公害車の開発を促進するため、平成 8 年 3 月に低公害車指定制度を発足させている。9 都県市指定低公害車には、(1) 選考審査を経て指定するもの及び、(2) 掲載申込を受理するもの（電気自動車や国土交通省の低排出ガス認定車等のうち、申し込まれた内容を 9 都県市指定低公害車として取り扱う）がある。

2) 循環型社会の構築

a) 資源回収を除く家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量

資源回収を除く家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量とは、「定時収集家庭系ごみ量（可燃、不燃）+戸別収集家庭系ごみ量（粗大ごみ、ふれあい可燃、ふれあい不燃）+自己搬入家庭系ごみ量（可燃、不燃）÷行政人口（年度）÷365 日（うるう年は 366 日）」の計算式により算出された数値である。令和 2 年度実績は 519g/人日であり、目標値 467g/人日を上回っている。

【意見 3】資源回収を除く家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量を削減するために、啓発活動も必要である

令和 2 年度における資源回収を除く家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 519g/人日であり、目標値 467g/人日を上回っている。これに関して、年次報告書では「排出される廃棄物を資源化することにより、ごみの減量化を図る必要がある。」と記載されている。川越市では、生ごみ処理機器購入

に対する補助金制度により生ごみの自家処理を促している。今後も一般廃棄物の中に資源化されるごみを含めないよう啓発活動も必要である。

b) リサイクル率

リサイクル率とは、ごみの総排出量に対する総資源化量の割合であり、「(施設内資源回収量+直接資源化量+焼却灰等再資源化量+集団回収量)÷(施設搬入ごみ量+直接資源化量+集団回収量)×100」の計算式により算出された数値である。令和2年度実績は22.9%であり、目標値30%に届かない。

【意見4】川越市のリサイクル率を引き上げるために質の高い対策が必要となる

リサイクル率は、令和2年度実績は22.9%であり、目標値30%に届かない。これに関して、年次報告書では「ごみの減量を継続的に推進していくとともに、ごみの分別や集団回収の促進等の資源化をさらに図っていく必要がある。」と記載されている。

川越市のリサイクル率は、平成28年度から令和2年度までの平均が約23.2%であるのに対し、埼玉県の市のリサイクル率の平均が24.1%となっており、川越市は平均を下回っている。川越市のリサイクル率は決して高くは無く、引き上げ努力が必要である。

これに関する対策として、川越市では、①コンポスト、電気式生ごみ処理機、EM容器の生ごみ処理機器購入に対する補助金制度による生ごみ処理量の減量化、②つばさ館でのリユース品頒布により不用品の資源化、③集団回収実施団体に報償金を交付することによる資源回収の促進、を行っており、効果が出ている。しかし、目標を達成させるには、生ごみ処理機器の購入に対する補助金の補助件数を増やし、ごみの肥料化やごみの乾燥による減量化をより促進すること、さらに、中間処理施設において資源化できるごみのより厳格な選別を実現するなど、さらに質の高い対策が必要となると考える。

(注1) コンポストとは、家庭から出る生ごみや落ち葉、下水汚泥などの有機物を、微生物の働きを活用して発酵・分解させて、堆肥をつくる容器のことである。

(注2) 電気式生ごみ処理機は、3つのタイプがある。①乾燥式：ヒーター等の熱源や風で生ごみの水分を物理的に蒸発させて乾燥し減量・減容させる。②バイオ式：基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させる。微生物の働きで生ごみを水と炭酸ガスに分解し、減量・減容させる。③ハイブリッド式：送風乾燥して生ごみの表面の水分をゆっくりと除去し、微生物が働きやすい水分を維持する。その後微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。

(注3) EM容器とは、EM菌(有効微生物群)の嫌気発酵を利用して生ゴミを一次発酵させる密閉容器で、EM菌の働きで生ごみを発酵させ、良質な肥料が作れる。

c) 最終処分量

最終処分量とは、小畔の里クリーンセンター及び民間最終処分場への埋立量である。令和 2 年度実績は 3,543t/年であり、目標値 1,000t/年以下をかなり上回っている。

【意見 5】ごみの最終処分量の削減に必要な具体的な対策を検討する必要がある

小畔の里クリーンセンター及び民間最終処分場への埋立量は、令和 2 年度実績は 3,543t/年であり、目標値 1,000t/年以下をかなり上回っている。これに関して、年次報告書では「焼却残さ、破碎不適物等の再資源化を推進するとともに、ごみ排出量の減量についても推進していく必要がある。」と記載されている。ごみ排出量の減少の具体策は、補助金が重要な対策とはなっているが、最終処分量の削減に必要な具体的な対策を別途検討する必要がある。

3) 生物多様性の保全

a) ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数

ビオトープとは、「生命：バイオ bio」と「場所：トポス topos」の合成語で、生物の生息空間のことで、野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間である。ビオトープ要素を取り入れて整備した都市公園の箇所数は、基準年度値 4 箇所から令和 2 年度 4 箇所まで増減なしの状況であり、目標値 5 箇所を下回っている。年次報告書には「自然を活用した公園整備においては、生物の生息空間としての位置づけを勘案しながら整備を進めるとともに、新たな生息空間の創出についても検討していく必要がある。また、整備後についても定期的に生物生息調査等を実施し、その結果に基づき維持管理を行っていく必要がある。」と記載されている。公園整備は時間がかかる事業であるが、目標値を目指し事業化を図っていただきたい。

4) 貴重な緑の保全

a) 緑地面積

緑地面積は、法・条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積をあらわしている。目標値は設定されていないが、令和元年度から基準年度値 2,830ha より減少し、令和 2 年度実績は 2,823ha となっている。

【意見 6】緑地面積については少なくとも基準年度値を維持するよう対策を講ずるべきである

緑地面積については、目標値は設定されていないが、令和元年度から、基準年度（平成 26 年度）の 2,830ha より減少し、令和 2 年度実績は 2,823ha となっている。これに関して、年次報告書では

「農業振興地域等が減少している。保存樹林については、引き続き指定拡充に努める。公共施設緑地については、緑の募金を活用する等して緑を充実させていく。」と記載されている。緑地面積を増加することは難しいことであると考えられるが、少なくとも基準年度値を維持するよう具体性を持った対策を講ずるべきである。

b) 樹林地の面積

樹林地の面積とは、固定資産税概要調書に基づく、地目別土地（山林）の面積をあらわしている。目標値は設定されていないが、令和 2 年度実績は 3,286,000 m²であり、基準年度値 3,614,000 m²に比べ大幅に減少している。

これに関して、年次報告書は「山林が減少している理由としては、所有者の高齢化が進み、山林を維持・管理することが困難な状況になってきていること、相続税対策によって山林が売却され、伐採されてしまうことなどが考えられる。」と記載されている。樹林地の面積の減少傾向はやむを得ないとしても、市の対処方法としては、樹林地面積が著しく減少しないようモニタリングしていくことが必要である。

c) 市民の森など法令等による指定面積

市民の森、保存樹林及びふるさとの緑の景観地の合計面積をあらわしている。令和 2 年度末時点で、市民の森 48,170 m²、保存樹林 389,498 m²、ふるさとの緑の景観地 479,520 m²の合計 917,188 m²が指定されているが、基準年度（平成 26 年度）値 1,019,768 m²から年々減少し、目標値 1,583,960 m²を大幅に下回っている。

【意見 7】市民の森など法令等による指定面積については、実現可能な目標値なのかを再検討する必要がある

市民の森など法令等による指定面積については、令和 2 年度末時点で、合計 917,188 m²が指定されているが、基準年度（平成 26 年度）の 1,019,768 m²から年々減少し、目標値 1,583,960 m²を大幅に下回っている。これに関して年次報告書では「保存樹林は、相続などによる指定の解除により減少傾向にあるが、今後も指定拡充に努めていく。」と記載されている。そもそも民間所有の樹林地を指定しているものであるから、面積を維持するのは難しいと考えられ、目標値は既の実現可能な目標になっていないと考えられる。実現可能な目標は「現状維持」かもしれないが、実現可能な目標に設定すべきである。

d) 保存樹木数

川越市保存樹木等の指定等に関する要綱に基づく保存樹木の指定本数をあらわしている。市街化区域内の樹木で、①1.5m の高さにおける幹周 1.5m 以上、②樹高 15m 以上、③つる性樹木で枝葉面

積 30 m²以上のいずれかに該当する健全な樹木を指定している。令和 2 年度実績は 158 本であり、基準年度（平成 26 年度）値 228 本から年々減少し、目標値 290 本に対して大幅に下回っている。

【意見 8】 保存樹木数の目標値は高すぎると考えられるため、目標値の再検討も必要と考えられる

保存樹木の指定本数は、令和 2 年度実績は 158 本であり、基準年度（平成 26 年度）の 228 本から年々減少し、目標値 290 本に対して大幅に下回っている。これに関して年次報告書では「広報川越、市のホームページ等を通じた PR に加え、要件を満たす樹木を探し、指定について働きかける等、指定拡充を図っていく。」と記載されている。記載どおりの対処を行う他は無いかと思われるが、目標値が高すぎると考えられる。目標値の再検討も必要である。

5) 多様な緑の創出・育成

a) 1 人当たりの都市公園面積

市民 1 人当たりの都市公園面積をあらわしている。令和 2 年度実績は 4.72 m²であり、目標値 5.10 m²より下回っている。都市公園数は基準年度値 303 箇所と比べ令和 2 年度実績は 324 箇所（目標値 321 箇所）と増加しているが、1 人当たりの都市公園面積については人口増加の影響もあり目標値を下回っている。

(注 1) 都市公園

都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園などの種類がある。（第三次川越市環境基本計画 資料編 6 用語解説より）

(注 2) 埼玉県の市別 1 人当たり都市公園面積（令和 2 年度）

埼玉県の市名	都市公園+市民緑地合計 面積(ha)	都市計画区域人口(千人)	1 人当り公園面積(m ² /人)
さいたま市	670.44	1,328	5.0
川越市	166.73	353	4.7
熊谷市	492.03	195	25.2
川口市	195.39	608	3.2
行田市	111.24	80	13.9
秩父市	197.65	49	40.3
所沢市	140.23	344	4.1
飯能市	119.69	67	17.9
加須市	139.41	113	12.3

本庄市	77.14	77	10.0
東松山市	209.15	90	23.2
春日部市	75.87	234	3.2
狭山市	106.36	150	7.1
羽生市	108.96	55	19.8
鴻巣市	69.68	118	5.9
深谷市	92.36	136	6.8
上尾市	93.85	229	4.1
草加市	49.80	250	2.0
越谷市	92.85	345	2.7
蕨市	13.84	76	1.8
戸田市	139.49	141	9.9
入間市	51.78	147	3.5
朝霞市	30.44	143	2.1
志木市	32.58	76	4.3
和光市	43.07	84	5.1
新座市	26.82	166	1.6
桶川市	23.77	75	3.2
久喜市	111.32	152	7.3
北本市	71.58	66	10.8
八潮市	19.20	92	2.1
富士見市	42.94	112	3.8
三郷市	57.51	142	4.1
蓮田市	21.72	62	3.5
坂戸市	45.10	100	4.5
幸手市	45.23	50	9.0
鶴ヶ島市	54.60	70	7.8
日高市	40.86	55	7.4
吉川市	56.48	73	7.7
ふじみ野市	25.49	114	2.2
白岡市	37.79	52	7.3
合計	4,200.44	6,869.00	6.1

出典：総務省統計局 都市公園データベース（R3.3分）を基に監査人が作成。

【意見 9】川越市の 1 人当たりの都市公園面積は埼玉県の平均値より低いため、公園の積極的な整備を継続的に行う必要がある

市民 1 人当たりの都市公園面積は、令和 2 年度実績は 4.72 m²であり、目標値 5.10 m²より下回っている。これに関して、年次報告書では「都市公園数は増えているが、1 人当たりの都市公園面積については人口変動等の影響もあり目標値を下回っている。都市公園については、市民の身近な憩いの場、やすらぎの場となるほか、災害時には防災拠点、避難場所として重要なスペースとなるため、今後も継続的に整備を進めていく必要がある。」と記載されている。埼玉県在全市 1 人当たりの都市公園面積は令和 2 年度で 6.1 m²であり、川越市は平均より下回っているため、公園の積極的な整備を継続的に行う必要がある。

6) 大気環境の保全

a) 光化学オキシダント (Ox) の大気環境基準達成状況

大気汚染防止法第 22 条に基づき、川越、霞ヶ関及び高階測定局において一般環境での大気汚染状況を、自動測定器により常時監視しているが、この一般環境測定局 3 局で測定している光化学オキシダント (Ox) の測定結果の環境基準の達成状況を評価している。Ox については、3 測定局全てで環境基準を達成することができなかった (他の項目 SO₂、SPM、NO₂、CO 及び PM_{2.5} は環境基準を達成している)。年次報告書では、Ox 濃度については全国的に見ても環境基準を達成している測定局がほとんど無く、越境汚染対策などを含めた広域的な対策が必要と記載されている。

(注) 光化学オキシダントとは、自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。

光化学オキシダント Ox については、川越、霞ヶ関及び高階測定局全てで環境基準を達成することができなかった。Ox 濃度については全国的に見ても環境基準を達成している測定局がほとんど無く、越境汚染対策などを含めた広域的な対策が必要と考えられる。川越市では引き続き国及び他の地方自治体との連携による具体的な対策が必要である。

b) 公害苦情件数

公害問題に係る年間の苦情処理件数 (現地調査含む) である。目標値は無いが、令和 2 年度実績は 102 件であり、基準年度値 88 件を超えている。苦情件数 102 件の内訳は、大気汚染 18 件、水質汚濁 0 件、土壌汚染 0 件、騒音 59 件、振動 9 件、地盤沈下 0 件、悪臭 12 件、その他 4 件であった。基準値の平成 26 年度と比較すると 14 件の増加となっていると記載されている。

7) 水環境の保全

a) 家庭雨水貯留槽設置数

「雨水対策施設設置補助金」を交付した浸透枺・小型貯留槽の累積設置数である。

雨水の一時的な流出制御及び有効利用を図るため、屋根に降った雨水の一部を雨水対策施設により処理した場合、その費用の一部を補助する制度を平成9年度より実施している。雨水対策施設は、浸透型（雨水浸透枺）、利用型（小型貯留槽）、複合型（浸透型と利用型の併用）の3タイプがある。令和元年度は19基（浸透型5基、利用型14基）、令和2年度は20基（浸透型5基、利用型15基）設置され、累計で859基となったが、目標値960基に対して大幅に下回っている。

（注）雨水対策施設設置補助金

雨水の一時的な流出抑制及び有効利用を図るため、「雨水対策施設設置補助金交付要綱」に基づき、屋根に降った雨水を地中へ浸透させる施設（浸透枺）、貯留し利用する施設（小型貯留槽）を設置する者に対し、工事の一部を補助するものである。

施設の種類	上限	補助額（設置工事に要した経費に1/2を乗じて得た金額と下記限度額のいずれか小さい額が補助金額となる）
浸透型（地中に雨水を戻すための雨水浸透枺：300以上）	4基まで	1基 19,000円、2基 33,000円、3基 46,000円、4基 58,000円
利用型（雨水を溜めて使用する小型貯留槽：容量1000以上）	2基まで	1基 19,000円、2基 38,000円
複合型（浸透型（4基まで）利用型（2基まで）を併せて設置する場合）	最高6基まで	—

【意見10】家庭雨水貯留槽設置数のニーズを調査し、必要があれば、目標値に近づけるための対策を積極的に行っていく必要がある

家庭雨水貯留槽設置数は、令和元年度は19基、令和2年度は20基設置され、累計で859基となったが、目標値960基に対して大幅に下回っている。これに関して年次報告書では「今後も引き続き、市広報への掲載や公共施設にパンフレットを設置するなど制度の普及に努めていく。」と記載されている。家庭雨水貯留槽設置に関する市民ニーズが目標値に対して十分存在するの否かの調査を行い、ニーズがあると確認されれば、家庭雨水貯留槽設置数を目標値に近づけるための対策を検討し、その宣伝を積極的に行っていく必要がある。

b) 公共施設雨水貯留浸透対策量

雨水を一時貯留または浸透させることにより、河川への雨水流出を抑制することを目的としており、川越市内の県立高校及び小中学校の雨水貯留浸透対策の総量をあらわしている。市では、既開発地については公共公益施設に流出抑制対策を講じている。昭和 56 年度の野田中学校の校庭貯留を始めに、主に小中高等学校の校庭を利用して貯留・浸透による雨水対策を実施している。しかし、基準年度値（平成 26 年度）54,305 m³から増加しておらず目標値の 55,000 m³以上を下回っている。

これに関して年次報告書では「今後は公共施設等の施工可能なところを実施していく。」と記載されている。公共施設雨水貯留浸透対策量については、貯留可能な施設を吟味し、迅速な施工による対応を行い、目標値を達成する必要がある。

c) 水質汚濁に係る環境基準達成状況

公共用水域の水質調査を実施し、生活環境の保全に関する項目である BOD の環境基準が適用されている 9 地点のうち、令和 2 年度は、8 地点で環境基準を達成している。達成状況(%) = (BOD 基準達成地点数 / BOD 基準適用地点数) × 100 で算出している。令和 2 年度実績は 89% (達成地点数 8 地点) であり、目標値 100% (達成地点数 9 地点) より下回っている。年次報告書では、「多くの地点で環境基準を達成していることが確認できた。今後も継続した水質調査を実施し、環境基準の達成状況を見ていく必要がある。」と記載されている。

(注) BOD とは、Biochemical Oxygen Demand の略であり、生物化学的酸素要求量のことで水質指標の一つ。水中の有機物等の量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。

d) 生活排水処理率

家庭の台所や風呂から排出される汚水が、適切に処理されているかをあらわす指標で、この数値が高いほど、川への汚染が少なく、生活環境の保全につながる。生活排水処理率は次の式で計算する。

生活排水処理率 (%) = (下水道処理可能人口 + 農業集落排水整備区域内人口 + 合併処理浄化槽利用人口) ÷ 行政人口 × 100

下水道、農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置等により生活排水処理率は向上しているが、令和 2 年度実績は 96.1% であり、目標値 98.6% より下回っている。

生活排水処理率については、下水道、農業集落排水への接続、合併処理浄化槽の設置等により生活排水処理率は向上しているが、令和 2 年度実績は 96.1% であり、目標値 98.6% より下回っている。これに関して年次報告書では「継続して下水道及び農業集落排水区域の拡大、合併処理浄化槽への転換の推進が必要である。」と記載されている。引き続き補助金交付により合併処理浄化槽への転換を促していくことが重要となる。

8) 化学物質等の環境リスク対策

a) 化学物質の環境への排出量

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表している。

令和 2 年度実績は 319t（平成 30 年度排出量：大気への排出量 318t 及び公共用水域への排出量 1t）であり、目標値は無いが、基準年度（平成 26 年度）値 276t（平成 24 年度排出量）より上回っている。化学物質の環境への排出量は年々増加しているため、引き続きモニタリングを行う必要があるが、当面はデータの収集が業務であり、削減するための対策等は今後の国の方針で決めていくこととなるようである。

（注）地球温暖化対策実行計画

第三次川越市環境基本計画における大施策の一つである「地球温暖化対策の推進」で示される施策や取組を具体化する地球温暖化対策分野の個別計画が「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」である。この実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条で規定する地方公共団体実行計画であり、川越市地球温暖化対策条例第 8 条で策定が位置づけられた地球温暖化対策地域推進計画である。

この計画では、温室効果ガス削減に向け、次表に示すように、4 つの施策、7 つの重点プロジェクトを明示して取り組んでいくことが予定されている。

計画の期間は 2018 年度（平成 30 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までとし、長期目標を 2050 年度（令和 32 年度）に設定し、取り組んでいくものとしている。

No	重点プロジェクト名	4 つの施策における位置づけ	取組主体			ねらいとする部門						期待する CO2 削減量（千 t-CO2）	
			市民	事業者	行政	産業	家庭	業務	運輸	廃棄物	吸収源		
1	再生可能エネルギー普及促進プロジェクト	再生可能エネルギーの導入	○	○	○	○	○	○					44
2	川エコ市民運動プロジェクト	市民・事業者の活動促進	○	○	○		○	○					18
3	エコチャレンジカンパニー普及促進プロジェクト	市民・事業者の活動促進	○	○	○	○	○	○					96

4	エコハウス普及 促進プロジェクト	市民・事業者 の活動促進	○	○	○		○	○				8
5	グリーン交通プ ロジェクト	地域環境の整 備	○	○	○	○	○	○	○			71
6	緑のまちづくり プロジェクト	地域環境の整 備	○	○	○	○	○	○			○	-
7	ごみダイエツト プロジェクト	循環型社会の 構築	○	○	○	○	○	○			○	1
期待する CO2 削減量の合計												238

2 環境政策課の歳出状況

1) 環境政策課の過去5年間の歳出

環境政策課の過去5年間の歳出の推移は次のとおりである。

(単位：円)

科目	事業名	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	
保健衛生費	環境基本計画推 進	509,000	555,231	494,730	387,661	396,000	
	環境学習推進	263,680	241,565	242,888	7,600	135,698	
	節電推進※1	7,480,471	745,256	125,934	89,026	23,550	
	環境マネジメン トシステム推進	33,462	110,814	26,000	78,000	26,000	
	環境政策課一般 事務	903,256	253,127	257,630	124,468	93,730	
	再生可能エネル ギー推進※2	19,747,738	14,541,189	13,341,593	3,722,252	3,273,401	
	小計	28,937,607	16,447,182	14,488,775	4,409,007	3,948,379	
	緑地対 策費	緑地保全	23,125,268	21,517,732	20,462,113	27,158,650	24,269,313
		緑化推進※3	8,290,940	7,540,272	13,495,359	6,497,072	8,384,468
		小計	31,416,208	29,058,004	33,957,472	33,655,722	32,653,781
合計	60,353,815	45,505,186	48,446,247	38,064,729	36,602,160		

※1 節電推進の平成 29 年度支出は、委託料 7,268,400 円が計上されている。これは、第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託料である。

※2 再生可能エネルギー推進の支出は、ほとんどが補助金である。

※3 緑化推進の令和元年度の支出に、工事請負費 6,997,640 円が計上されている。

環境政策課の支出については、環境衛生費のうち、平成 29 年度の節電推進事業及び再生可能エネルギー推進事業、緑地対策費については、平成 29 年度から令和 3 年度までの緑地保全事業及び緑化推進事業について、監査を実施した。

2) 環境衛生費

a) 節電推進事業（平成 29 年度）

平成 29 年度の節電推進事業に係る支出 7,480,471 円の内、7,268,400 円は、「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務委託」（委託先 AA）であり、契約方法は、プロポーザル選考方式による随意契約である。

業務委託の内容は、平成 24 年度に策定した「第二次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を見直し、次期川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するものであり、業務内容は①調査業務、②目標設定・政策立案業務、③計画作成業務である。契約期間は平成 29 年 5 月 12 日から平成 30 年 3 月 20 日までである。

この業務委託の業者選考を、公募型プロポーザルによる選考方式とする理由については、次のように記載されている。

「『実行計画』は市域から排出される温室効果ガスの削減を目的とした計画です。計画では、本市の人口や経済等の見通しを踏まえた実行性のある計画とするとともに、市民等の地球温暖化に対する意識を踏まえ、効果的な施設の展開を図る必要があります。限られた時間の中で本市にふさわしい計画を策定するためには、調査・分析等を行う事業者の創意工夫が重要となります。こうしたことから、金額の多寡を競う競争入札ではなく、事業者の実績や業務履行体制、業務工程等を確認するとともに、計画策定支援の方針等を確認、評価し、総合的に判断するため、公募型プロポーザルによる選考方式としようとするものです。」

（参考）プロポーザル方式に適した業務について

「川越市プロポーザル方式の実施に関する基本方針」（平成 28 年 3 月 29 日市長決裁）によれば、プロポーザル方式に適した業務とは、「プロポーザル方式によって発注することができる業務は、高度な専門性、技術力、企画力、創造性、芸術性等が要求されるもの又は先例が少ない先進的なもので、標準的な歩掛がなく、参加者が提示する企画提案を基に候補者を選定したほうが、本市に最も有利な契約の締結ができると認められる業務とする。」と規定されている。

参加表明した業者は、下記のように7者であり、4者を超えたため、審査委員会では、企画提案書等を審査して、プレゼンテーション審査対象者4者を決め、プレゼンテーション審査を実施し、契約予定者をAAに決定した。

プロポーザル参加表明事業者	プロポーザル参加資格の確認	書類審査の結果通知（プレゼンテーション審査対象者○）	プレゼンテーション審査による選考結果
AB	○	×	—
AC	○	×	—
AD	○	○	次点
AE	○	×	—
AA	○	○	契約予定者
AF	○	○	—
AG	○	○	—

契約方式は随意契約であり、その理由は次のとおり記載されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
プロポーザルによる業者選考を実施し、実施要領に定める審査委員会において審査を行った結果、契約予定事業者として当該事業者を選考したため。

見積執行を行い、その結果は次のとおりである。

業者名	第1回見積額（税抜）（円）	予定価格に対する比率	摘要	
1 AA	6,730,000	100.0%	決定	
	予定価格（税込）	7,268,400		
	予定価格（税抜）	6,730,000		100.0%
	最低制限価格（税込）	-		
	最低制限価格（税抜）	-		

契約金額は、プロポーザルによる選考方式の選考過程で提出された見積書の金額 6,730,000 円 × 1.08 = 7,268,400 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

b) 再生可能エネルギー推進事業

＜再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金＞

再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金は、地球温暖化対策の推進を図るため、再生可能エネルギー機器等を設置する者に対し、補助金を交付するものである。

過去 5 年の再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金の交付実績は下記の表のとおりである。

再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金の交付実績 (単位：円)

補助対象機器	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
太陽光発電	6,920,000	5,080,000	4,000,000	900,000	870,000
太陽熱利用システム	234,000	36,000	0	0	0
エネファーム	300,000	500,000	350,000	150,000	40,000
蓄電池	11,550,000	8,100,000	8,190,000	1,900,000	1,400,000
合計	19,004,000	13,716,000	12,540,000	2,950,000	2,310,000

なお、令和 2 年度以降補助金が極端に減少した理由は、予算額が減少したことにより、補助金交付件数が減少したためである。

再生可能エネルギー機器等とは次のシステムのことである。

	再生可能エネルギー機器等の名称	定義
①	太陽光発電システム	太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムをいう。
②	太陽熱利用システム	太陽の熱エネルギーを使って温水や温風を作り、給湯や暖房等に利用するシステムをいう。
③	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムをいう。
④	定置用リチウムイオン蓄電池	繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時などに必要に応じて電気を活用することができるシステムをいう。

補助金の補助対象者、補助対象設備及び補助金は次のとおりである。

項目	内容
補助対象者	次に掲げる者であって、実績報告書を提出する時点において、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市で課税された市税（国民健康保険税を含む。）のうち、納期限を過ぎた市税に未納がないことが確認できるものとする。 (1) 自ら居住する住宅（市内に存するものに限る。(2)及び(3)において同じ。）に次に規定する「補助対象設備」を設置する者 (2) 自ら居住するための住宅の建築に併せ、当該住宅に次に規定する「補助対象設備」を設置する者 (3) 次に規定する「補助対象設備」が設置された住宅を自ら居住するために取得する者
補助対象設備	補助対象設備は、別表に規定する補助要件を満たした①～④に掲げるものとする。ただし、補助対象設備は、設置前又は「補助対象者」(3)に掲げる者にあつては、当該住宅への入居前において使用に供されていないものとする。 ①太陽光発電システム ②太陽熱利用システム ③家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） ④定置用リチウムイオン蓄電池 市が実施する他の補助金等の交付を受けた設備又は受けようとする設備については、本要綱に基づく補助申請を行うことができない。
補助金額	市が交付する補助金の額は、前記「補助対象設備」に応じ、それぞれ別表の補助金額の欄に掲げる金額又は補助対象設備ごとの補助対象経費から国、県の補助金等の収入額を控除した額の 1/2 のいずれか低い額の合計額とする(補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする)。 補助金の交付は、前記「補助対象設備」ごとに、同一の申請者及びその申請者と同一の世帯につき 1 回限りとする。

別表（補助対象設備の補助要件及び補助金額）

	補助対象設備	補助要件	補助金額				
			H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
①	太陽光発電システム	ア～ウの全てに該当するもの。 ア 低圧配電線と逆潮流ありで連系するものであること。 イ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるものであること（全量売電は対象外）。	3 キロワット以上 4 キロワット未満 30,000 円、4 キロワット以上 40,000 円	40,000 円	40,000 円	30,000 円	30,000 円

		ウ 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値が4キロワット(H29年度のみ3キロワット)以上であること。					
②	太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。	18,000 円	18,000 円	18,000 円	18,000 円	15,000 円
③	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)	市長が別に定める。	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	40,000 円
④	定置用リチウムイオン蓄電池	市長が別に定める。	150,000 円	100,000 円	70,000 円	50,000 円	40,000 円

過去5年間の補助金の交付実績は次のとおりである。

平成29年度

補助対象設備	補助金額(円)	件数	補助金合計(円)
太陽光(3キロワット以上4キロワット未満)	30,000	56	1,680,000
太陽光(4キロワット以上)	40,000	131	5,240,000
太陽熱	18,000	13	234,000
エネファーム	50,000	6	300,000
蓄電池	150,000	77	11,550,000
合計		283	19,004,000

平成 30 年度

補助対象設備	補助金額 (円)	件数	補助金合計 (円)
太陽光	40,000	127	5,080,000
太陽熱	18,000	2	36,000
エネファーム	50,000	10	500,000
蓄電池	100,000	81	8,100,000
合計		220	13,716,000

令和元年度

補助対象設備	補助金額 (円)	件数	補助金合計 (円)
太陽光	40,000	100	4,000,000
太陽熱	18,000	0	0
エネファーム	50,000	7	350,000
蓄電池	70,000	117	8,190,000
合計		224	12,540,000

令和 2 年度

補助対象設備	補助金額 (円)	件数	補助金合計 (円)
太陽光	30,000	30	900,000
太陽熱	18,000	0	0
エネファーム	50,000	3	150,000
蓄電池	50,000	38	1,900,000
合計		71	2,950,000

令和 3 年度

補助対象設備	補助金額 (円)	件数	補助金合計 (円)
太陽光	30,000	29	870,000
太陽熱	15,000	0	0
エネファーム	40,000	1	40,000
蓄電池	40,000	35	1,400,000
合計		65	2,310,000

この補助金の申請書の提出、交付決定、実績報告及び交付額確定までの一連の手続は、多数の僅少な補助金を処理するため、事務処理が煩雑であり、担当課の負担が大きいという印象を受けた。過去 5 年間の交付申請書、実施報告書、交付決定通知書について 25 件閲覧し、補助金交付に係る手続が適正に実施されているかを確認したが、問題となるものは見つからなかった。

<施設・備品管理委託料>

再生可能エネルギー推進事業の支出の中に、施設・備品管理委託料があり、次の業務委託契約において支出されている。

年度	件名	契約金額（円）	契約方法	委託先
H29	電気自動車用急速充電器保守業務	297,000	随意契約	AH
H30	電気自動車用急速充電器保守業務	297,000	随意契約	AH
R1	電気自動車用急速充電器保守業務	299,750	随意契約	AH
R2	電気自動車用急速充電器保守業務	302,500	随意契約	AH
R3	電気自動車用急速充電器保守業務	302,500	随意契約	AH

電気自動車用急速充電器保守業務は、本庁舎北側に設置する有料急速充電器 1 基の、使用時におけるトラブル発生時のコールセンター業務及び機器の保守業務等を委託するものである。この契約は 1 者随意契約であり、その理由は次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
株式会社東光高岳製急速充電器のコールセンター業務を含む保守業務を実施しているのは、当該業者だけであるため。

見積執行の結果は、次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1 AH	275,000	100.0%	決定
予定価格 (税込)	297,000		
予定価格 (税抜)	275,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		
最低制限価格 (税抜)	-		

令和元年 10 月 1 日に消費税率の変更があり、令和元年度は 299,750 円 (税込) となり、令和 2 年度以降は、 $275,000 \times 1.1 = 302,500$ 円となっている。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

3) 緑地対策費

a) 緑地保全事業の歳出

緑地保全事業の過去5年間の歳出は次のとおりである。

(単位：円)

科目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
報償費	報償金	25,000	15,000	10,000	15,000	0
旅費	普通旅費	9,120	9,540	5,720	0	0
需用費	消耗品費	224,130	48,243	43,826	162,575	97,721
	修繕料	19,980	19,980	19,968	19,968	0
	被服費	0	0	0	12,320	0
役務費	通信運搬費	10,624	17,352	29,850	28,892	25,642
	手数料※1	439,718	1,433,980	1,437,270	1,480,930	1,195,700
	保険料	8,200	6,760	5,760	5,140	3,876
委託料	業務委託料※2	8,845,227	7,394,128	6,761,171	11,007,711	8,807,005
	施設・備品管理委託料※3	8,211,925	6,911,721	7,079,862	7,115,496	3,125,733
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	3,350	2,050	0	3,850	0
工事請負費	工事請負費※4	972,000	831,600	0	880,000	1,045,000
原材料費	整備等材料費	17,997	0	12,111	0	12,650
備品購入費	庁用器具費	0	0	0	759,000	0
負担金、補助及び交付金	補助金※5	3,546,129	3,155,915	3,008,742	2,781,969	2,095,310
積立金	積立金※6	791,868	1,671,463	2,047,833	2,885,799	7,860,676
合計		23,125,268	21,517,732	20,462,113	27,158,650	24,269,313
予算		25,782,000	26,250,000	26,836,000	27,790,000	29,569,000
執行率		89.7%	82.0%	76.2%	97.7%	82.1%

※1「手数料」は、市民の森の枯損木処理作業料、樹木剪定作業料及び施設移転・撤去作業料等である。

※2「業務委託料」は、主として特定外来生物等捕獲業務委託（アライグマ駆除委託料）である。

※3「施設・備品管理委託料」は、主として市民の森管理料である。

※4「工事請負費」は、主として市民の森の原状回復費である。

※5「補助金」は、大部分が保存樹木奨励金であり、平成 29 年度及び平成 30 年度に、くぬぎ山地区自然再生協議会補助金が支出されている。

※6「積立金」は、川越市緑の基金（川越市緑の基金条例（平成 2 年 3 月 26 日条例第 5 号））である。

なお、平成 30 年度、令和元年度及び令和 3 年度の執行率は 8 割前後となっているが、この原因は次表のように、委託料の執行率が低かったためである。

(単位：円)

		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
業務委託料 (※1)	予算	9,391,000	10,046,000	10,500,000	10,516,000	9,630,000
	決算	8,845,227	7,394,128	6,761,171	11,007,711	8,807,005
	執行率	94.2%	73.6%	64.4%	104.7%	91.5%
施設・備品管理 委託料 (※2)	予算	8,725,000	7,700,000	8,000,000	7,608,000	6,000,000
	決算	8,211,925	6,911,721	7,079,862	7,115,496	3,125,733
	執行率	94.1%	89.8%	88.5%	93.5%	52.1%

※1 平成 30 年度及び令和元年度の「業務委託料」の執行率が 73.6%、64.4%と低かったのは、両年度ともに、特定外来生物等捕獲業務委託（単価契約）の実際の業務量が予算要求時の見込み業務量を大幅に下回ったためである。

※2 令和 3 年度の「施設・備品管理委託料」の執行率が 52.1%と低かった。これは、県補助金である里山・平地林整備事業補助金を活用し、実施を見込んでいた市民の森等樹木管理業務委託について、同補助金の制度の変更により、補助金が交付されなかったため、事業執行を見送った結果、執行率が低くなったものである。

支出金額の大部分を占める「委託料」（業務委託料及び施設・備品管理委託料）と「工事請負費」について、監査を実施した。

a-1) 業務委託料

業務委託料の歳出の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

件名	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
A 特定外来生物等捕獲業務委託（単価契約）	7,661,547	4,411,168	5,886,371	10,072,711	7,960,005
B 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託	1,183,680	874,800	874,800	935,000	847,000
C くぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務委託	0	2,108,160	0	0	0
合計	8,845,227	7,394,128	6,761,171	11,007,711	8,807,005

A 特定外来生物等捕獲業務委託（単価契約）

特定外来生物等捕獲業務委託（単価契約）については、基本的には一般競争入札により委託契約を行っている。

年度	件名	契約金額（円）	契約方法	委託先	監査番号
H29	特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)	7,661,547	一般競争入札	AI	
H30	特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)	4,411,168	一般競争入札	AJ	
R1	特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)	1,474,307	随意契約	AJ	
R1	特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)	4,412,064	指名競争入札	AJ	
R2	特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)	10,072,711	一般競争入札	AK	①
R3	特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)	5,873,613	一般競争入札	AK	②
R3	特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)	2,086,392	一般競争入札	AJ	③

令和2年度と令和3年度について関係書類を確認した。

①及び② 特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)(令和2年度及び令和3年度)

アライグマ等の特定外来生物を捕獲することで、生活環境の悪化、人身への危害、農産物への被害等の生活被害を防除することを目的として特定外来生物等捕獲業務委託に係る各業務ごとの単価を決定するものである。契約期間は令和2年4月1日から令和3年9月30日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)であり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	害虫駆除
地域要件	市内本店（25）、市内営業所（6）、県内業者（36）計67者
その他	狩猟免許（わな猟）を有する者を業務従事者に配置できること。 ※業務可能な業者について5者確認。 市内本店（1）、市内営業所（0）、県内業者（4）

入札結果は次のとおりである。

業者名	第1回 入札額(単価 契約) (税抜) (円)	予定価格に対 する比率	摘要
1 AJ	60,000	77.9%	-
2 AK	56,350	73.2%	落札
予定価格 (税込)	84,700		
予定価格 (税抜)	77,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	59,290		
最低制限価格 (税抜)	53,900		

契約金額 (単価) は $56,350 \text{円} \times 1.1 = 61,985 \text{円}$ である。

令和2年度 (令和2年4月1日から令和3年3月31日) の契約金額は次のように決定された。

業務	当初設計金額			落札金額		
	単価 (円)	数量(業務)	金額(円)	単価 (円)	数量(業務)	金額(円)
現地調査	7,000	220	1,540,000	5,071	220	1,115,620
捕獲檻の貸し出し	7,000	220	1,540,000	5,071	220	1,115,620
アライグマの回収搬送	12,000	100	1,200,000	9,015	100	901,500
ハクビシンの回収処分	16,000	30	480,000	11,557	30	346,710
タヌキ等の回収搬送	11,000	20	220,000	7,888	20	157,760
死亡個体の運搬処分	5,000	130	650,000	3,663	130	476,190
捕獲檻の再貸し出し	6,000	100	600,000	4,507	100	450,700
捕獲檻の回収	7,000	220	1,540,000	5,071	220	1,115,620
捕獲檻の返却	6,000	25	150,000	4,507	25	112,675
合計 (税抜)	77,000		7,920,000	56,350		5,792,395
消費税	7,700		792,000	5,635		579,205
合計 (税込)	84,700		8,712,000	61,985		6,371,600

しかし、当初の設計金額から業務数が大幅に増え、通年の業務見込み数を超過したことにより、設計変更が3回行われている。これに対応して、契約金額が変更されている。

(設計金額の変更)

業務	設計金額 (円)	第 1 回変更金額 (円)	第 2 回変更金額 (円)	第 3 回変更金額 (円)
現地調査	1,540,000	1,925,000	1,288,000	1,323,000
捕獲檻の貸し出し	1,540,000	1,925,000	2,226,000	2,380,000
アライグマの回収搬送	1,200,000	2,400,000	2,532,000	2,640,000
ハクビシンの回収処分	480,000	480,000	464,000	528,000
タヌキ等の回収搬送	220,000	385,000	429,000	429,000
死亡個体の運搬処分	650,000	1,150,000	1,155,000	1,220,000
捕獲檻の再貸し出し	600,000	1,380,000	1,386,000	1,440,000
捕獲檻の回収	1,540,000	1,925,000	2,212,000	2,366,000
捕獲檻の返却	150,000	210,000	144,000	150,000
合計 (税抜)	7,920,000	11,780,000	11,836,000	12,476,000
消費税	792,000	1,178,000	1,183,600	1,247,600
合計 (税込)	8,712,000	12,958,000	13,019,600	13,723,600

(契約金額の変更)

業務	単価 (円)	第 1 回変更金額		第 2 回変更金額		第 3 回変更金額	
		数量 (業 務)	金額(円)	数量 (業 務)	金額(円)	数量 (業 務)	金額(円)
現地調査	5,071	275	1,394,500	184	933,047	189	958,402
捕獲檻の貸し出し	5,071	275	1,394,500	318	1,612,549	340	1,724,109
アライグマの回収搬送	9,015	200	1,803,091	211	1,902,261	220	1,983,400
ハクビシンの回収処分	11,557	30	346,691	29	335,135	33	381,360
タヌキ等の回収搬送	7,888	35	276,086	39	307,639	39	307,639
死亡個体の運搬処分	3,663	230	842,427	231	846,090	244	893,706
捕獲檻の再貸し出し	4,507	230	1,036,673	231	1,041,180	240	1,081,745
捕獲檻の回収	5,071	275	1,394,500	316	1,602,407	338	1,713,967
捕獲檻の返却	4,507	35	157,755	24	108,175	25	112,682
合計 (税抜)	56,350		8,646,223		8,688,483		9,157,010
消費税	5,635		864,622		868,848		915,701
合計 (税込)	61,985		9,510,845		9,557,331		10,072,711

上記に関連した手続及び支出は適正に行われていた。

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年9月30日）の契約金額は次のように決定され、その後、業務数の変更により3回契約変更された。

業務	単価 (円)	当初契約金額		第1回変更金額		第2回変更金額		第3回変更金額	
		数量 (業務)	金額(円)	数量 (業務)	金額(円)	数量 (業務)	金額(円)	数量 (業務)	金額(円)
現地調査	5,071	110	557,800	51	258,616	71	360,034	86	436,098
捕獲檻の貸し出し	5,071	110	557,800	123	623,721	160	811,346	227	1,151,096
アライグマの回収搬送	9,015	50	450,773	80	721,236	93	838,437	109	982,685
ハクビシンの回収処分	11,557	15	173,345	27	312,022	29	335,135	30	346,691
タヌキ等の回収搬送	7,888	10	78,882	6	47,329	8	63,105	15	118,323
死亡個体の運搬処分	3,663	65	238,077	107	391,912	122	446,853	139	509,119
捕獲檻の再貸し出し	4,507	50	225,364	101	455,235	116	522,844	133	599,467
捕獲檻の回収	5,071	110	557,800	123	623,722	160	811,345	227	1,151,096
捕獲檻の返却	4,507	13	58,594	6	27,044	8	36,058	10	45,073
合計（税抜）	56,350		2,898,435		3,460,837		4,225,157		5,339,648
消費税	5,635		289,844		346,084		422,516		533,965
合計（税込）	61,985		3,188,279		3,806,921		4,647,673		5,873,613

上記に関連した手続及び支出は適正に行われていた。

③特定外来生物等捕獲業務委託(単価契約)(令和3年度)

当該業務委託も、上記業務委託と同様であり、契約期間は令和3年10月1日から令和4年9月30日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)であり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	害虫駆除
地域要件	市内本店(25)、市内営業所(8)、県内業者(35)計68者
その他	狩猟免許(わな猟)を有する者を業務従事者に配置できること。 ※業務可能な業者について5者確認。 市内本店(1)、市内営業所(0)、県内業者(4)

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回 入札額 (単価契約) (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1 AJ	48,000	78.8%	落札
2 AK	52,000	85.4%	-
予定価格 (税込)	66,990		
予定価格 (税抜)	60,900	100.0%	
最低制限価格 (税込)	46,893		
最低制限価格 (税抜)	42,630		

なお、令和 2 年度に契約した業務委託と令和 3 年度に契約した業務委託では、予定価格が次のように引き下げられていた。

(単位：円)

業務	令和 2 年度契約 の予定価格(A)	令和 3 年度契約 の予定価格(B)	変動額(B)-(A)
現地調査	7,000	5,500	△ 1,500
捕獲檻の貸し出し	7,000	5,500	△ 1,500
アライグマの回収搬送	12,000	10,400	△ 1,600
ハクビシンの回収処分	16,000	11,900	△ 4,100
タヌキ等の回収搬送	11,000	8,800	△ 2,200
死亡個体の運搬処分	5,000	3,600	△ 1,400
捕獲檻の再貸し出し	6,000	4,200	△ 1,800
捕獲檻の回収	7,000	5,500	△ 1,500
捕獲檻の返却	6,000	5,500	△ 500
合計 (税抜)	77,000	60,900	△ 16,100
消費税	7,700	6,090	△ 1,610
合計 (税込)	84,700	66,990	△ 17,710

実際の業務委託料は次のとおりとなった。これに関する関係書類を確認したが、問題無かった。

業務	単価(円)	業務量 (業務)							業務委託料 (円)
		10月 分	11月 分	12月 分	1月 分	2月 分	3月 分	合計	
		R3年 11月 11日	R3年 12月 10日	R4年 1月 12日	R4年 2月 9日	R4年 3月 15日	R4年 3月 31日		
現地調査	4,320	2	3	27	9	3	5	49	211,680
捕獲檻の貸し出し	4,320	2	3	27	9	18	13	72	311,040
アライグマの回収搬送	8,160	2	6	18	11	9	14	60	489,600
ハクビシンの回収処分	9,360	0	0	1	0	1	5	7	65,520
タヌキ等の回収搬送	6,960	0	0	4	1	2	1	8	55,680
死亡個体の運搬処分	2,880	2	6	20	11	11	18	68	195,840
捕獲檻の再貸し出し	3,360	0	0	21	11	6	10	48	161,280
捕獲檻の回収	4,320	2	3	27	9	18	13	72	311,040
捕獲檻の返却	4,320	1	5	2	0	6	8	22	95,040
合計 (税抜)	48,000	/							1,896,720
消費税	4,800								189,672
合計 (税込)	52,800								2,086,392

※ この表の日付は、委託業務検査報告書の日付である。

B 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託

新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託については、一般競争入札により委託業者が決定されているが、毎年同じ業者が落札している。

年度	件名	契約金額 (円)	契約方法	委託先	監査番号
H29	新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託	1,183,680	一般競争入札	AL	-
H30	新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託	874,800	一般競争入札	AL	-
R1	新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託	874,800	一般競争入札	AL	-
R2	新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託	935,000	一般競争入札	AL	①
R3	新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託	847,000	一般競争入札	AL	②

令和2年度と令和3年度について関係書類を確認した。

① 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託（令和2年度）

新河岸川堤（田谷橋付近～宮下橋付近・弁天橋～田島橋）の害虫を駆除し、景観及び利用の快適性の向上を図るものであり、契約期間は令和2年6月1日から令和2年11月30日までであり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	苑地及び害虫駆除
地域要件	市内本店（17）

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第1回 入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	AM	980,000	109.1%	-
2	AN	360,000	40.1%	無効
3	AL	850,000	94.7%	落札
4	AO	960,000	106.9%	-
5	AP	990,000	110.2%	-
6	AQ	990,000	110.2%	-
	予定価格 (税込)	987,800		
	予定価格 (税抜)	898,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	691,460		
	最低制限価格 (税抜)	628,600		

契約金額は $850,000 \text{ 円} \times 1.1 = 935,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

② 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託（令和3年度）

上記と同様の業務委託であり、契約期間は令和3年5月24日から令和3年11月30日までであり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおり。

営業種目	苑地及び害虫駆除
地域要件	市内本店（16）

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回 入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1	AL	770,000	88.0%	落札	
2	AR	870,000	99.4%	-	
3	AQ	-	-	失格	
予定価格 (税込)		962,500	/	/	
予定価格 (税抜)		875,000			100.0%
最低制限価格 (税込)		673,750			
最低制限価格 (税抜)		612,500			

契約金額は 770,000 円 × 1.1 = 847,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

C くぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務委託

平成 30 年度のくぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務委託は、一般競争入札により委託契約が締結されている。

年度	件名	契約金額 (円)	契約方法	委託先
H30	くぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務委託	2,108,160	一般競争入札	AA

本業務は、埼玉県環境部みどり自然課が作成する「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画策定業務」との整合性を図るため、川越市内におけるくぬぎ山地区の現状を踏まえた自然再生事業実施計画を策定し、くぬぎ山地区の適切な保全・管理・再生・活用を図るための基本資料を作成するものである。契約期間は平成 30 年 10 月 17 日から平成 31 年 3 月 22 日までであり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	土木設計
地域要件	市内本店 (12)、市内営業所 (32)、県内業者 (362) 計 406 者
その他	過去に自然再生、緑地保全または環境保全に関する計画策定業務を完了した実績を有する者 ※上記要件を満たしている業者について 15 者確認。 市内本店 (0)、市内営業所 (1)、県内業者 (14)

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回 入札額 (税抜) (円)	予定価格に対 する比率	摘要
1 AS	1,948,000	79.5%	無効
2 AT	1,950,000	79.6%	無効
3 AU	1,950,000	79.6%	無効
4 AV	-	-	無効
5 AA	1,952,000	79.7%	落札
6 AW	2,450,000	100.0%	-
7 AX	2,450,000	100.0%	-
8 AY	2,450,000	100.0%	-
予定価格 (税込)	2,646,000		
予定価格 (税抜)	2,450,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	2,107,080		
最低制限価格 (税抜)	1,951,000		

※AVは、入札金額内訳書に不備があったため無効。

契約金額は $1,952,000 \text{ 円} \times 1.08 = 2,108,160 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

a-2) 施設・備品管理委託料

施設・備品管理委託料の歳出の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

件名	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
市民の森除草等業務委託	2,700,000	3,294,000	2,606,666	3,179,000	2,112,000
市民の森清掃業務委託その1	1,379,305	1,311,721	1,355,169	1,339,696	796,483
市民の森清掃業務委託その2	246,780	254,000	258,027	124,000	217,250
市民の森樹木管理等業務委託	3,885,840	-	-	-	-
(仮称)森林公園計画地樹林地 管理業務委託	-	2,052,000	2,860,000	-	-
(仮称)川越市森林公園計画地 樹林地管理業務委託	-	-	-	2,472,800	-
合計	8,211,925	6,911,721	7,079,862	7,115,496	3,125,733

市民の森除草等業務委託は、一般競争入札であるが、過去 5 年間は同一業者が落札している。

年度	件名	契約金額（円）	契約方法	委託先	監査番号
H29	市民の森除草等業務委託	2,700,000	一般競争入札	AZ	-
H30	市民の森除草等業務委託	3,294,000	一般競争入札	AZ	-
R1	市民の森除草等業務委託	2,606,666	一般競争入札	AZ	-
R2	市民の森除草等業務委託	3,179,000	一般競争入札	AZ	①
R3	市民の森除草等業務委託	2,112,000	一般競争入札	AZ	②

市民の森清掃業務委託は、各々、1 者随意契約である。

年度	件名	契約方法	委託先
H29～R3	市民の森清掃業務委託その 1	随意契約	公益社団法人川越市シルバー人材センター
H29～R3	市民の森清掃業務委託その 2	随意契約	川越市障害者福祉施設連絡協議会

令和 3 年度は次の金額である。

年度	件名	契約金額（円）	契約方法	委託先	監査番号
R3	市民の森清掃業務委託 その 1	796,483	随意契約	公益社団法人川越市シ ルバー人材センター	③
R3	市民の森清掃業務委託 その 2	217,250	随意契約	川越市障害者福祉施設 連絡協議会	④

その他の業務委託は、次のとおりである。

年度	件名	契約金額（円）	契約方法	委託先	監査番号
H29	市民の森樹木管理等業務委託	3,885,840	一般競争入札	AZ	-
H30	(仮称) 森林公園計画地樹林地管理業務委託	2,052,000	一般競争入札	AO	⑤
R1	(仮称) 森林公園計画地樹林地管理業務委託	2,860,000	一般競争入札	BA	⑥
R2	(仮称) 川越市森林公園計画地樹林地管理業務委託	2,472,800	一般競争入札	AQ	⑦
R3	—	—	—	—	-

①市民の森除草等業務委託（令和 2 年度）

本業務は、市民の森第 1 号、旧第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の除草を行うものであり、契約期間は令和 2 年 4 月 6 日から令和 3 年 3 月 19 日までであり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	苑地
地域要件	市内本店（72）
その他	1級又は2級造園施工管理技士と、1級又は2級造園技能士の両方を、当該委託に配置できること。 ※上記要件を満たしている業者について20者確認。

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回 入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1	BB	4,000,000	121.8%	-	
2	AN	3,170,000	96.5%	-	
3	AL	3,220,000	98.1%	-	
4	AR	3,130,000	95.3%	-	
5	AO	2,990,000	91.0%	-	
6	AZ	2,890,000	88.0%	落札	
7	BC	3,100,000	94.4%	-	
8	BD	2,980,000	90.7%	-	
9	AQ	3,900,000	118.8%	-	
10	BE	3,150,000	95.9%	-	
	予定価格 (税込)	3,612,400	/		
	予定価格 (税抜)	3,284,000			100.0%
	最低制限価格 (税込)	2,528,680			/
	最低制限価格 (税抜)	2,298,800			

契約金額は $2,890,000 \text{ 円} \times 1.1 = 3,179,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

②市民の森除草等業務委託（令和3年度）

上記業務委託と同じであり、契約期間は令和3年5月6日から令和4年3月18日までであり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	苑地
地域要件	市内本店（74）
その他	1級又は2級造園施工管理技士と、1級又は2級造園技能士の両方を、当該委託に配置できること。 ※上記要件を満たしている業者について19者確認。

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回 入札額(税抜) (円)	予定価格に対する比率	摘要	
1	AM	2,400,000	93.6%	-
2	BF	1,680,000	65.5%	無効
3	BB	1,740,000	67.9%	無効
4	AN	2,000,000	78.0%	-
5	AL	2,100,000	81.9%	-
6	AR	2,400,000	93.6%	-
7	AO	2,490,000	97.2%	-
8	AZ	1,920,000	74.9%	落札
9	BC	-	-	辞退
10	AQ	2,225,000	86.8%	-
11	BE	1,985,000	77.4%	-
	予定価格 (税込)	2,819,300		
	予定価格 (税抜)	2,563,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	1,973,510		
	最低制限価格 (税抜)	1,794,100		

契約金額は 1,920,000 円× 1.1 = 2,112,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

③市民の森清掃業務委託その 1 (令和 3 年度)

本業務は、市民の森第 1 号、旧第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の清掃を行うものであり、契約期間は令和 3 年 4 月 12 日から令和 4 年 3 月 29 日までであり、契約方法は 1 者随意契約である。

随意契約の理由は次のとおりである。

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当</p> <p>当該業者については、地方自治法施行令で随意契約とすることが認められた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく法人であり、契約することにより高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進が図れるため。</p>
--

見積執行の結果は次のとおりである。

業者名		第1回 見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	公益社団法人川越市シルバー人材センター	724,076	98.6%	決定
	予定価格 (税込)	807,822		
	予定価格 (税抜)	734,384	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は 724,076 円 × 1.1 = 796,483 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

④市民の森清掃業務委託その2 (令和3年度)

本業務は、市民の森旧第3号及び第6号の清掃を行うものであり、契約期間は令和3年4月12日から令和4年3月29日までであり、契約方法は1者随意契約である。

随意契約の理由は次のとおりである。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
①川越市障害者福祉施設連絡協議会は、川越市内の障害者団体を以って組織され、障害者団体の相互の連絡を図り、障害者福祉の向上につとめることを目的としており地域福祉への貢献度や信用性が高く、障害者の雇用促進に寄与している。
②障害者団体の規模によっては、入札への参加又は落札ができない状況にある中、当協議会と契約することにより、市内障害者団体間における偏りのない業務の機会均等及び公正性が確保される。

見積執行の結果は次のとおりである。

業者名		第1回 見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	川越市障害者福祉施設連絡協議会	197,500	99.4%	決定
	予定価格 (税込)	218,488		
	予定価格 (税抜)	198,626	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は 197,500 円 × 1.1 = 217,250 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑤（仮称）森林公園計画地樹林地管理業務委託（平成 30 年度）

本業務は、（仮称）川越市森林公園計画地の枯損木処理等（除伐・つる切り 17,479 平方メートル、枯損木処理等 22 本）を行うことにより、景観の向上及び利用者の安全性を確保するものであり、契約期間は平成 31 年 1 月 15 日から平成 31 年 3 月 8 日までであり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	苑地
地域要件	市内本店
その他	1 級又は 2 級造園施工管理技士と、1 級又は 2 級造園技能士の両方の資格を有する者。 ※上記要件を満たしている業者について 19 者確認。

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回 入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1	AM	2,700,000	104.3%	-	
2	BB	1,948,000	75.2%	-	
3	AN	1,950,000	75.3%	-	
4	BA	2,730,000	105.4%	-	
5	AL	2,600,000	100.4%	-	
6	AR	2,650,000	102.4%	-	
7	AO	1,900,000	73.4%	落札	
8	BD	1,980,000	76.5%	-	
9	BE	-	-	辞退	
予定価格 (税込)		2,796,120	/	/	
予定価格 (税抜)		2,589,000			100.0%
最低制限価格 (税込)		1,957,284			
最低制限価格 (税抜)		1,812,300			

契約金額は $1,900,000 \text{ 円} \times 1.08 = 2,052,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑥（仮称）森林公園計画地樹林地管理業務委託（令和元年度）

本業務は、上記と同じ業務（除伐・つる切り 14,931 平方メートル、枯損木処理等 241 本）であり、契約期間は令和 2 年 1 月 6 日から令和 2 年 3 月 10 日までであり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	苑地
地域要件	市内本店
その他	1級又は2級造園施工管理技士と、1級又は2級造園技能士を当該委託に配置できること。 ※上記要件を満たしている業者について20者確認。

入札結果は次のとおりである。

業者名	第1回 入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1 BB	1,680,000	61.8%	無効
2 AN	1,850,000	68.0%	無効
3 BA	2,600,000	95.6%	落札
4 AR	-	-	辞退
5 AO	1,840,000	67.7%	無効
6 BC	1,900,000	69.9%	無効
7 AQ	1,870,000	68.8%	無効
予定価格 (税込)	2,990,900		
予定価格 (税抜)	2,719,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	2,093,630		
最低制限価格 (税抜)	1,903,300		

契約金額は 2,600,000 円 × 1.1 = 2,860,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑦ (仮称) 川越市森林公園計画地樹林地管理業務委託 (令和2年度)

本業務は、上記と同じ業務(除伐・つる切り 7,700 平方メートル、枯損木処理等 52 本)であり、契約期間は令和3年1月25日から令和3年3月5日までであり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

営業種目	苑地
地域要件	市内本店
その他	1級又は2級造園施工管理技士と、1級又は2級造園技能士を当該委託に配置できること。 両方の資格を有する者。 ※上記要件を満たしている業者について20者確認。

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回 入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	AN	2,430,000	92.0%	-
2	BA	2,150,000	81.4%	-
3	AR	2,370,000	89.7%	-
4	AO	2,500,000	94.6%	-
5	BC	2,200,000	83.3%	-
6	AQ	1,976,000	74.8%	落札
	予定価格 (税込)	2,906,200		
	予定価格 (税抜)	2,642,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	2,034,340		
	最低制限価格 (税抜)	1,849,400		

契約金額は $1,976,000 \text{ 円} \times 1.1 = 2,173,600 \text{ 円}$ である。

本契約締結後、枯損木処理等の本数が 52 本から 71 本に増加されたため、299,200 円 (税込) 増加額の変更契約が行われて、最終金額は、2,472,800 円 (税込) となっている。

関係書類を確認したが問題は無かった。

a-3) 工事請負費

年度	件名	契約金額 (円)	契約方法	委託先
H29	市民の森第 6 号施設改修工事	972,000	随意契約	AZ
H30	市民の森第 7 号ほか 2 箇所施設改修工事	831,600	随意契約	AZ
R1	—	-	-	-
R2	市民の森第 8 号ほか 1 箇所外柵等整備工事	880,000	随意契約	AZ
R3	市民の森第 9 号施設改修工事	1,045,000	随意契約	AZ

令和 3 年度の「市民の森第 9 号施設改修工事」について関係書類を確認した。

市民の森第 9 号施設改修工事 (令和 3 年度)

本業務は、市民の森第 9 号の指定変更に伴う原形復旧のため、外柵等を撤去・移設するもので、契約期間は令和 3 年 10 月 12 日から令和 3 年 12 月 17 日までであり、契約方式は随意契約である。随意契約の理由は次のとおりである。

理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当
営業種目	造園
地域要件	市内本店

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号によれば、「工事又は製造の請負」の場合、130 万円の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものは随意契約をすることができる。ここでいう、「普通地方公共団体の規則で定める額」は、川越市の場合、川越市契約規則第 18 条第 1 号により「工事又は製造の請負」では 130 万円と定められている。

この工事の設計金額は、1,271,600 円（税込）であり、工事金額から随意契約を締結することは問題無い。この際、見積執行を行うが、今回は 3 者から見積書を徴収しており、手続的にも問題無い（川越市契約規則第 18 条の 3 第 2 項により 2 者以上から見積書を徴収することを要求している）。

見積執行の結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回 見積額(税抜)(円)	予定価格に対する比率	摘要
1	AM	1,050,000	90.8%	-
2	BG	1,100,000	95.2%	-
3	AZ	950,000	82.2%	決定
	予定価格（税込）	1,271,600		
	予定価格（税抜）	1,156,000	100.0%	
	最低制限価格（税込）	-		
	最低制限価格（税抜）	-		

契約金額は $950,000 \text{ 円} \times 1.1 = 1,045,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

b) 緑化推進事業の歳出

緑化推進事業の過去 5 年間の歳出は次のとおりである。

(単位：円)

科目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
旅費	普通旅費	3,600	2,060	2,420	1,220	2,440
需用費	消耗品費※1	2,208,068	2,147,057	2,216,515	2,143,853	2,990,142
役務費	通信運搬費	4,773	4,559	0	5,802	2,208
	手数料※2	1,081,954	950,868	1,646,901	830,582	2,897,954
工事請負費	工事請負費※3	3,348,000	2,596,320	6,997,640	2,438,700	1,350,800
原材料費	整備等材料費※4	1,551,345	1,655,208	2,513,483	1,026,915	1,090,924
負担金、補助 及び交付金	負担金※5	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	補助金※6	43,200	134,200	68,400	0	0
合計		8,290,940	7,540,272	13,495,359	6,497,072	8,384,468
予算		9,417,000	8,741,000	15,390,000	11,918,000	9,083,000
執行率		88.0%	86.3%	87.7%	54.5%	92.3%

※1「消耗品費」は、主として花の苗購入費である。

※2「手数料」は、植栽費である。令和3年度の支出は、大部分がオリンピック関連事業としての駅周辺・道路の花植栽作業費であった。

※3「工事請負費」は、主として植栽費である。令和元年度は、ウェスタ川越緑化工事費 4,425,840 円と川越駅東口ペDESTリアンデッキ緑化工事費 2,571,800 円が計上された。

※4「整備等材料費」は、プランター等の購入費である。

※5「負担金」は公益社団法人埼玉県緑化推進委員会より森林整備等の交付金を受けるため、会費を納入するもので、毎年 50,000 円支出している。

※6「補助金」は市民や事業者が緑化事業を行う際に補助金を交付する「みどりの補助金」である。

なお、「消耗品費」の明細は次のとおりである。

(単位：円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
苗木配布	162,972	156,330	215,600	0	0
花苗	1,911,474	1,945,471	1,889,483	1,929,133	2,060,373
その他	133,622	45,256	111,432	214,720	929,769
合計	2,208,068	2,147,057	2,216,515	2,143,853	2,990,142

令和2年度の執行率が 54.5%と低いのは、次表のように消耗品費と手数料の執行率が低かったことによるものである。この理由は、令和2年度に実施予定だった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期になったため、当初予定してい

た花による装飾を、規模を縮小し、試験的実施のみとしたためである。なお、オリンピック装飾に係る主な支出内容については、花苗、プランター等資材に係る消耗品費と植付、灌水等に係る手数料が占めている。

科目	区分	R2 年度 (円)
需用費 (消耗品費)	予算	4,954,000
	決算	2,143,853
	執行率	43.3%
役務費 (大部分が手数料)	予算	2,708,000
	決算	836,384
	執行率	30.9%

(参考資料①) 地方自治法施行令第 167 条の 2 (随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法

律第六十八号) 第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) 第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

別表第五(第百六十七条の二関係)

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)	百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
	都道府県及び指定都市	五十万円

四 財産の売 払い	市町村	三十万円
五 物件の貸 付け		三十万円
六 前各号に 掲げるもの以 外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

(参考資料②) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の主旨

(ぎょうせい 地方自治制度研究会編集 「地方財務実務提要」 八章契約 二節契約の方式 より抜粋)

「令 167 条の 2 第 1 項第 3 号においては、以下「調達しようとするもの」、「契約の相手方」の観点から、法令上客観的に明確なものとして整理がなされ、競争性、公正性、経済性等の契約方式の原則を総合的に勘案しても、その原則の支障にならず、地方公共団体にとって有利になると考えられるものを規定しているものであり、一定の政策目的を有することをもって随意契約をすることができるとしているものではないことに留意が必要です。

①「調達しようとするもの」

営利を目的とした活動を行っていない福祉関連施設から、その活動の成果である物品を調達することや、営利を目的としない就業支援を行う団体からの役務の提供を受けることは、これら施設又は団体が営利を目的とした活動を行っていないことから、かえって地方公共団体における経済性を発揮することができるため、経済性及び競争性の原則の支障にならないもの。

②「契約の相手方」

契約の相手方は福祉関連法等の法令の規定上明確にされている者又は明確にされている施設を運営している者とするものであって、かつ明確に限定されているものであり、透明性及び公正性の原則の支障にならないもの。

また、いずれの契約についても、契約を締結する際の手続きについては、公正性及び透明性を確保するため、普通地方公共団体の規則で定めることとしています。」

(参考資料③) 地方自治法施行令第 167 条 (指名競争入札)

第六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(参考資料④) 川越市契約規則 (見積書の徴収)

第十八条の三 随意契約を行う場合においては、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。

二 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。

三 その他市長が見積書を徴することが適当でないとした契約を締結するとき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き原則として二人以上の相手方から徴さなければならない。

一 物件の売買又は印刷で、契約金額が三万円未満のとき。

二 修繕で契約金額が十万円未満のとき。

三 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。

四 特殊な修繕をするとき。

五 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

(参考資料⑤) 川越市契約規則 (随意契約によることができる予定価格)

第十八条 令第百六十七条の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一 工事又は製造の請負 百三十万円

二 財産の買入れ 八十万円

三 物件の借入れ 四十万円

四 財産の売払い 三十万円

五 物件の貸付け 三十万円

六 前各号に掲げる以外のもの 五十万円

(参考資料⑥) 川越市契約規則 (随意契約の手続)

第十八条の二 市長は、令第百六十七条の二第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当して、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、当該契約に係る次に掲げる事項の見通しに関する事項をあらかじめ公表するものとする。

一 契約の目的

二 履行期限又は期間及び履行場所

三 契約を締結する時期

四 その他必要な事項

2 市長は、前項に規定する場合は、当該契約に係る次に掲げる事項を見積書の提出期限の七日前までに公表するものとする。ただし、急を要する場合には、見積書の提出期限の三日前までに公表するものとする。

- 一 契約の目的
- 二 履行期限又は期間及び履行場所
- 三 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- 四 見積書の提出期限及び提出方法
- 五 その他必要な事項

3 市長は、令第六十七条の二第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当して、随意契約の方法により契約を締結したときは、当該契約に係る次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- 一 契約の相手方の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 契約の目的
- 三 履行期限又は期間及び履行場所
- 四 契約を締結した年月日
- 五 契約金額
- 六 契約の相手方を選定した理由
- 七 その他必要な事項

II 環境対策課

1 環境対策課の歳出状況

1) 環境対策課の過去5年間の歳出

環境対策課の過去5年間の歳出の推移は次のとおりである。

(単位：円)

科目		区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
環境衛生費	河川浄化団体事務	決算額	4,125,268	3,698,888	3,433,030	3,937,740	3,277,740
		予算額	4,184,000	4,259,000	4,120,000	4,101,000	3,758,000
		執行率	98.6%	86.8%	83.3%	96.0%	87.2%
	環境対策課一般事務	決算額	654,069	1,531,166	1,127,203	484,786	327,069
		予算額	682,000	1,638,000	1,168,000	563,000	366,000
		執行率	95.9%	93.5%	96.5%	86.1%	89.4%
公害対策費	大気汚染対策	決算額	49,151,801	51,637,534	51,248,145	48,843,468	41,378,227
		予算額	54,939,000	52,607,000	56,063,000	50,131,000	42,701,000
		執行率	89.5%	98.2%	91.4%	97.4%	96.9%
	水質汚染対策	決算額	18,897,101	17,697,017	18,064,629	15,253,493	17,081,437
		予算額	26,058,000	24,531,000	22,826,000	18,925,000	17,610,000
		執行率	72.5%	72.1%	79.1%	80.6%	97.0%
	その他公害対策	決算額	1,872,458	1,953,875	2,311,160	1,838,520	1,915,620
		予算額	3,688,000	3,156,000	3,609,000	2,916,000	2,079,000
		執行率	50.8%	61.9%	64.0%	63.0%	92.1%
	土壌汚染対策	決算額	829,218	803,220	488,750	573,365	443,278
		予算額	1,114,000	1,131,000	777,000	800,000	714,000
		執行率	74.4%	71.0%	62.9%	71.7%	62.1%
し尿処理費	浄化槽管理指導	決算額	20,643,077	6,465,432	16,359,896	13,993,378	16,652,522
		予算額	28,253,000	27,212,000	19,166,000	14,681,000	19,412,000
		執行率	73.1%	23.8%	85.4%	95.3%	85.8%
合計	決算額	96,172,992	83,787,132	93,032,813	84,924,750	81,075,893	
	予算額	118,918,000	114,534,000	107,729,000	92,117,000	86,640,000	
	執行率	80.9%	73.2%	86.4%	92.2%	93.6%	

2) 環境衛生費

a) 5年間の歳出

環境衛生費の過去5年間の歳出を再掲する。

(単位：円)

科目	区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
河川浄化団体事務	決算額	4,125,268	3,698,888	3,433,030	3,937,740	3,277,740
	予算額	4,184,000	4,259,000	4,120,000	4,101,000	3,758,000
	執行率	98.6%	86.8%	83.3%	96.0%	87.2%
環境対策課一般事務	決算額	654,069	1,531,166	1,127,203	484,786	327,069
	予算額	682,000	1,638,000	1,168,000	563,000	366,000
	執行率	95.9%	93.5%	96.5%	86.1%	89.4%

以下、河川浄化団体事務と環境対策課一般事務に分けて監査を実施した。

b) 河川浄化団体事務

「河川浄化団体事務」の歳出の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
旅費	普通旅費	16,380	22,000	5,000	0	0
委託料	業務委託料	2,514,888	2,082,888	1,991,030	2,500,740	2,126,740
負担金、 補助及び 交付金	補助金	1,594,000	1,594,000	1,437,000	1,437,000	1,151,000
合計		4,125,268	3,698,888	3,433,030	3,937,740	3,277,740

ここでは、業務委託料と補助金について分析した。

b-1) 業務委託

業務委託は、「新河岸川除草業務委託」と「新河岸川清掃業務委託」である。

年度	業務委託件名	契約金額（円）	契約方法	委託業者
H29	新河岸川除草業務委託	2,268,000	一般競争入札	AQ
H30	新河岸川除草業務委託	1,836,000	一般競争入札	BB
R1	新河岸川除草業務委託	1,715,846	一般競争入札	BB
R2	新河岸川除草業務委託	2,376,000	一般競争入札	BB
R3	新河岸川除草業務委託	2,002,000	一般競争入札	BB

年度	業務委託件名	契約金額（円）	契約方法	委託業者
H29	新河岸川清掃業務委託	246,888	随意契約	JS
H30	新河岸川清掃業務委託	246,888	随意契約	JS
R1	新河岸川清掃業務委託	275,184	随意契約	JS
R2	新河岸川清掃業務委託	124,740	随意契約	JS
R3	新河岸川清掃業務委託	124,740	随意契約	JS

上記表の中で、令和2年度と令和3年度の「新河岸川除草業務委託」契約および、令和3年度の「新河岸川清掃業務委託」について、関係書類を閲覧した。

令和2年度の「新河岸川除草業務委託」

新河岸川河川敷の美化を図るため、川越市末広町3丁目9番新河岸川黄金橋から田谷堰までの河川敷の除草作業を委託するもので、契約期間は令和2年4月27日から令和2年10月31日までである。契約方式は制限付一般競争入札であり、入札参加条件は、「営業種目：苑地、地域要件：市内本店（72者）」である。

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回入札額 （税抜）（円）	第2回入札額 （税抜）（円）	予定価格に対 する比率	摘要
1	BB	2,340,000	2,160,000	96.1%	落札
2	AN	2,580,000	-	-	辞退
3	AL	3,200,000	-	-	辞退
4	AO	2,950,000	-	-	辞退
5	AQ	3,020,000	2,330,000	103.7%	-
	予定価格（税込）	2,471,810	2,471,810		
	予定価格（税抜）	2,247,100	2,247,100	100.0%	
	最低制限価格（税込）	-	-		
	最低制限価格（税抜）	-	-		

契約金額は $2,160,000 \text{ 円} \times 1.1 = 2,376,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

令和 3 年度の「新河岸川除草業務委託」

新河岸川河川敷の美化を図るため、川越市末広町 3 丁目 9 番新河岸川黄金橋から田谷堰（石原橋から高沢橋の区間を除く）までの河川敷の除草作業を委託するもので、契約期間は令和 3 年 4 月 26 日から令和 3 年 10 月 31 日までである。契約方式は制限付一般競争入札であり、入札参加条件は、「営業種目：苑地、地域要件：市内本店（74 者）」である。

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に対 する比率	摘要
1	BF	2,200,000	97.8%	-
2	BB	1,820,000	80.9%	落札
3	AN	2,280,000	101.3%	-
4	AL	2,140,000	95.1%	-
5	AR	2,215,000	98.4%	-
6	AO	2,150,000	95.6%	-
7	BC	2,160,000	96.0%	-
8	AQ	2,247,000	99.9%	-
	予定価格 (税込)	2,475,000		
	予定価格 (税抜)	2,250,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $1,820,000 \text{ 円} \times 1.1 = 2,002,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

令和 3 年度の「新河岸川清掃業務委託」

新河岸川河川敷の美化を図るため、川越市末広町 3 丁目 9 番新河岸川黄金橋から田谷堰までの河川敷の清掃作業を委託するもので、契約期間は令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までである。

契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

①JS は、川越市の障害者団体を以って組織され、障害者福祉の向上につとめることを目的としており、地域福祉への貢献度や信用性が高く、障害者の雇用促進に寄与している。

②障害者団体の規模によっては、入札への参加若しくは落札ができない状況にある中、当協議会と契約することにより、市内障害者団体間における偏りのない業務の機会均等及び公正性が確保される。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されているが、上記②の理由は「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると考えられる。

見積執行の結果は、次のとおりである。

業者名		第1回見積額(単価)(税抜)(円)	予定価格に対する比率	摘要
1	JS	113,400	100.0%	決定
	予定価格(税込)	124,740		
	予定価格(税抜)	113,400	100.0%	
	最低制限価格(税込)	-		
	最低制限価格(税抜)	-		

契約金額は $113,400 \text{円} \times 1.1 = 124,740 \text{円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

b-2) 河川浄化活動事業補助金

河川浄化活動事業補助金の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名	補助金交付対象団体	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
川越市新河岸川浄化活動事業補助金	JT	875,000	875,000	788,000	788,000	631,000
川越市不老川浄化活動事業補助金	JU	584,000	584,000	526,000	526,000	421,000
川越市河川浄化活動事業補助金	JV	45,000	45,000	41,000	41,000	33,000
川越市河川浄化活動事業補助金	JW	45,000	45,000	41,000	41,000	33,000
川越市河川浄化活動事業補助金	JX	45,000	45,000	41,000	41,000	33,000
	合計	1,594,000	1,594,000	1,437,000	1,437,000	1,151,000

①川越市新河岸川浄化活動事業補助金

新河岸川の河川環境の浄化を図るため、新河岸川を守る会が行う新河岸川の河川浄化活動事業に対し、補助金を交付するものである。

②川越市不老川浄化活動事業補助金

不老川の河川環境の浄化を図るため、不老川を守る会が行う不老川の河川浄化活動事業に対し、補助金を交付するものである。

③川越市河川浄化活動事業補助金

市内の河川環境の浄化を図るため、市内の河川環境の浄化活動を行う団体（以下「河川浄化団体」という。）が実施する河川浄化活動事業に対し、補助金を交付するものである。

上記 3 つの補助金に係る「河川浄化活動事業」と「補助対象事業及び補助金額」は次のとおりである（各々の補助金交付要綱による）。

項目	川越市新河岸川浄化活動事業 補助金	川越市不老川浄化活動事業 補助金	川越市河川浄化活動事業 補助金
河川浄化活動事業	「河川浄化活動事業」とは、次に掲げる事業をいう。 (1) 河川清掃活動 (2) 河川浄化啓発活動 (3) 河川環境美化活動 (4) 沿岸監視活動 (5) その他河川を浄化するための活動	同左	同左
補助対象事業及び補助額	補助金の交付の対象となる事業は「河川浄化活動事業」とし、経費は河川浄化活動事業の実施に係る経費とする。経費の算出が適当であると認めるときは、その一部を補助金として交付するものとする。	同左	補助金の交付の対象となる事業は前条各号に規定する河川浄化活動事業とし、経費は河川浄化活動事業の実施に係る会議費、事業費、研修費とする。補助金の額は、前項に規定する経費の一部とする。

令和 2 年度の合計 1,437,000 円及び令和 3 年度の合計 1,151,000 円の上記補助金について、交付申請書、交付決定通知書、実績報告書および交付額確定書を閲覧した。

補助金額は交付申請書に基づき決定され、交付されており、特に問題となる点は無かった。

c) 環境対策課一般事務

環境対策課一般事務の歳出の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
旅費	役務費	2,340	10,560	13,760	0	0
需用費	消耗品費	49,986	19,980	19,255	15,958	17,853
需用費	光熱水費	37,883	37,390	32,650	45,784	0
役務費	通信運搬費	56,280	56,256	56,808	57,324	57,376
役務費	手数料	9,000	12,000	6,750	10,030	11,600
委託料	業務委託料※1	237,600	1,134,000	737,000	240,240	240,240
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料※2	249,480	249,480	249,480	103,950	0
負担金、補助及び交付金	負担金	11,500	11,500	11,500	11,500	0
合計		654,069	1,531,166	1,127,203	484,786	327,069

※1 「業務委託料は」次のとおりである。BH に 1 者随意契約で委託している。

(単位：円)

業務委託件名	委託業者	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
環境情報システム保守業務委託	BH	237,600	237,600	242,000	240,240	240,240
環境情報システム水銀規制に関する改正業務委託	BH	-	421,200	-	-	-
環境情報システム Windows10 対応業務	BH	-	475,200	-	-	-
PRTR 届出システム修正作業委託	BH	-	-	440,000	-	-
環境情報システム修正業務委託	BH	-	-	55,000	-	-
合計		237,600	1,134,000	737,000	240,240	240,240

※2 「使用料及び賃借料」は、環境情報システム賃貸借契約（契約者：BI）による賃借料である。

平成 30 年度及び令和元年度の「業務委託料」について、関係書類を閲覧した。

①環境情報システム保守業務委託（令和元年度）

環境情報管理システム等が正常かつ円滑に稼働するように、その機能の保守管理に関する業務を委託するもので、契約期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までであり、契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
現在、環境対策課で使用している環境情報管理システムは、当該選考業者による開発ソフトであり、システムの詳細な仕様については一般公開されていないため、障害発生時に迅速な対応ができる業者が他にない。

見積執行の結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額(単価) (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1 BH	220,000	100.0%	決定
予定価格 (税込)	237,600		
予定価格 (税抜)	220,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		
最低制限価格 (税抜)	-		

当初契約金額は $220,000 \text{ 円} \times 1.08 = 237,600 \text{ 円}$ であり、最終契約金額は $220,000 \text{ 円} \times 1.1 = 242,000 \text{ 円}$ である（消費税 10%による変更契約あり）。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

②PRTR 届出システム修正作業委託（令和元年度）

環境対策課の PRTR 届出システムのソフトウェアを Windows10 64bit 対応へ改修し、Windows10 にアップデートされた職員用 PC にインストールする作業の委託であり、契約期間は令和元年 9 月 25 日から令和 2 年 3 月 31 日までであり、契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
環境対策課で使用している PRTR 届出システムは、当該業者による開発ソフトであり、システムの詳細な仕様については一般公開されておらず、対応できるのは当該業者のみであるため。

見積執行の結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回見積額(単価) (税抜) (円)	予定価格に対する比率	摘要
1	BH	400,000	100.0%	決定
	予定価格 (税込)	432,000		
	予定価格 (税抜)	400,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

当初契約金額は $400,000 \text{ 円} \times 1.08 = 432,000 \text{ 円}$ 、最終契約金額は $400,000 \text{ 円} \times 1.1 = 440,000 \text{ 円}$ である（消費税 10%による変更契約あり）。関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

③環境情報システム修正業務委託（令和元年度）

Windows10仕様に改修された環境情報管理システムのソフトウェアを職員 PC へインストールする作業の委託であり、契約期間は令和元年 9 月 25 日から令和 2 年 3 月 31 日までであり、契約方法は 1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
現在、環境対策課で使用している環境情報管理システムは、当該選考業者による開発ソフトであり、システムの詳細な仕様については一般公開されておらず、修正できる業者が他にいないため。

見積執行により契約金額が決定された。当初契約金額は $50,000 \text{ 円} \times 1.08 = 54,000 \text{ 円}$ で、最終契約金額は $50,000 \text{ 円} \times 1.1 = 55,000 \text{ 円}$ である（消費税 10%による変更契約あり）。

④環境情報システム水銀規制に関する改正業務委託（平成 30 年度）

平成 30 年 4 月 1 日に大気汚染防止法の一部改正（水銀規制）が施行されたことを受けて、環境対策課の環境情報管理システムを水銀規制に係る項目の入力及び帳票出力ができるように変更する作業の委託であり、契約期間は平成 30 年 9 月 25 日から平成 31 年 3 月 31 日までであり、契約方法は 1 者随意契約である。その理由は、上記同様、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものである。見積執行の結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回見積額(単価) (税抜) (円)	予定価格に対する比率	摘要
1	BH	390,000	97.5%	決定
	予定価格 (税込)	432,000		
	予定価格 (税抜)	400,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $390,000 \text{ 円} \times 1.08 = 421,200 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑤環境情報システム Windows10 対応業務（平成 30 年度）

川越市環境対策課の環境情報管理システムのソフトウェアを Windows10 64bit 対応へ改修する作業の委託であり、契約期間は平成 30 年 7 月 12 日から平成 31 年 2 月 28 日までであり、契約方法は 1 者随意契約である。その理由は、上記同様、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものである。

見積執行の結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額(単価) (税抜) (円)	予定価格に対する比率	摘要
1 BH	440,000	97.8%	決定
予定価格 (税込)	486,000		
予定価格 (税抜)	450,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		
最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は 440,000 円×1.08 = 475,200 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

3) 公害対策費

a) 5 年間の歳出

公害対策費の過去 5 年間の歳出を再掲する。

(単位：円)

科目	区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
大気汚染対策	決算額	49,151,801	51,637,534	51,248,145	48,843,468	41,378,227
	予算額	54,939,000	52,607,000	56,063,000	50,131,000	42,701,000
	執行率	89.5%	98.2%	91.4%	97.4%	96.9%
水質汚染対策	決算額	18,897,101	17,697,017	18,064,629	15,253,493	17,081,437
	予算額	26,058,000	24,531,000	22,826,000	18,925,000	17,610,000
	執行率	72.5%	72.1%	79.1%	80.6%	97.0%
その他公害対策	決算額	1,872,458	1,953,875	2,311,160	1,838,520	1,915,620
	予算額	3,688,000	3,156,000	3,609,000	2,916,000	2,079,000
	執行率	50.8%	61.9%	64.0%	63.0%	92.1%
土壌汚染対策	決算額	829,218	803,220	488,750	573,365	443,278
	予算額	1,114,000	1,131,000	777,000	800,000	714,000
	執行率	74.4%	71.0%	62.9%	71.7%	62.1%

「大気汚染対策」費及び「水質汚染対策」費のほとんどが業務委託料であるため、令和3年度及び令和2年度の業務委託料について書類等を閲覧して取引の適正性について監査した。「その他公害対策」費と「土壌汚染対策」費については科目分析のみ行った。

b) 大気汚染対策に係る業務委託料

「大気汚染対策」に係る令和3年度及び令和2年度における業務委託の状況は次のとおりである。

＜令和3年度＞

業務委託の内容	委託金額（円）	委託業者	契約方法	監査番号
大気汚染常時監視測定局維持管理業務委託	8,325,900	BH	一般競争入札	①
大気汚染常時監視測定局維持管理業務委託	7,260,000	BH	一般競争入札	②
有害大気物質モニタリング調査業務委託	4,598,000	BJ	一般競争入札	③
微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託	6,052,200	BK	指名競争入札	④
ダイオキシン類大気環境調査業務委託	1,848,000	BL	一般競争入札	⑤
大気汚染防止法等対象施設調査業務委託	1,969,000	BM	一般競争入札	⑥
大気汚染常時監視測定局除草及び剪定業務委託	272,338	公益社団法人川越市シルバー人材センター	随意契約	-
アスベストモニタリング調査業務委託	580,800	BK	一般競争入札	-
合計	30,906,238			

＜令和2年度＞

業務委託の内容	委託金額（円）	委託業者	契約方法	監査番号
大気汚染常時監視測定局維持管理業務委託	16,811,850	BH	一般競争入札	⑦
有害大気物質モニタリング調査業務委託	6,039,000	BM	指名競争入札	⑧
微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託	6,182,000	BK	指名競争入札	⑨

ダイオキシン類大気環境調査業務委託	3,267,000	BL	一般競争入札	⑩
大気汚染防止法等対象施設調査業務委託	4,950,000	BM	一般競争入札	⑪
大気汚染常時監視測定局除草及び剪定業務委託	241,252	公益社団法人川越市シ ルバー人材センター	随意契約	-
アスベストモニタリング調査業務委託	671,000	BN	一般競争入札	-
石綿含有仕上塗材調査業務委託	143,000	BM	随意契約	-
合計	38,305,102			

①・⑦大気汚染常時監視測定局維持管理業務委託

本業務委託は、大気汚染常時監視測定局（川越測定局、高階測定局、霞ヶ関測定局、仙波測定局）の測定機器等の保守点検及びテレメーターシステム（主監視局：川越測定局、副監視局：市役所）の保守点検を行うものである。契約期間は令和2年4月1日から令和3年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）であり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	その他保守
地域要件	なし：対象事業者 238 者
その他	①公益社団法人日本環境技術協会が実施する「環境大気常時監視技術者試験（専門または主任）」に合格し、認定登録証を有する職員を業務に配置することができる者 ②国又は地方公共団体における常時監視測定機器の維持管理業務の実績がある者 ※業務可能な業者について 6 者確認。市内本店（0）、市内営業所（0）、県内業者（4）、県外業者（2）

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1 BO	1,388,000	104.4%	-
2 BH	1,310,000	98.5%	落札
予定価格 (税込)	1,463,000		
予定価格 (税抜)	1,330,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	1,024,100		
最低制限価格 (税抜)	931,000		

契約金額（月額）は $1,310,000 \text{ 円} \times 1.1 = 1,441,000 \text{ 円}$ である。

令和 2 年度契約金額は $1,441,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = 17,292,000 \text{ 円}$ である。

しかし、次の理由で減額の変更契約を締結している（変更契約決定通知書（決裁日令和 2 年 7 月 27 日））。

減額理由：令和 2 年度上期に新規導入する炭化水素計の運用開始時期が令和 2 年 8 月に確定し、4 月～7 月の炭化水素計に係る保守点検が不要になったため。契約金額の変更は令和 2 年 7 月分から適用している。

減額金額：1,441,000 円（月額）を 1,387,650 円（月額）に変更（月額 53,350 円減額）。

令和 2 年度契約金額 = $17,292,000 \text{ 円} - 53,350 \text{ 円} \times 9 \text{ か月} = 16,811,850 \text{ 円}$

令和 3 年度契約金額 = $1,387,650 \times 6 \text{ か月} = 8,325,900 \text{ 円}$

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

②大気汚染常時監視測定局維持管理業務委託

本業務委託は、上記①・⑦大気汚染常時監視測定局維持管理業務委託と同じ業務の委託であり、契約期間は令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）であり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	その他保守
地域要件	なし：対象事業者 229 者
その他	記載なし ※業務可能な業者について 6 者確認。市内本店（0）、市内営業所（0）、県内業者（3）、県外業者（3）

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回見積額 (税抜) (円)	第 2 回見積額 (税抜) (円)	第 3 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BO	1,325,000	-	-	-	辞退
2	BH	13,870,000	1,300,000	1,100,000	93.0%	落札
	予定価格 (税込)	1,301,300	1,301,300	1,301,300		
	予定価格 (税抜)	1,183,000	1,183,000	1,183,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	910,910	910,910	910,910		
	最低制限価格 (税抜)	828,100	828,100	828,100		

令和 3 年度契約金額は $1,100,000 \text{ 円} \times 6 \text{ か月} \times 1.1 = 7,260,000 \text{ 円}$ である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

③有害大気物質モニタリング調査業務委託

本業務委託は、川越測定局及び高階測定局の 2 箇所において、環境大気中のベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等 22 物質のモニタリング調査を令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの期間、月 1 回延べ年 12 回行い、年平均値を求めるものである。契約期間は令和 3 年 4 月 5 日から令和 4 年 3 月 30 日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	なし : 対象事業者 343 者
その他	①計量法特定計量証明事業者認定制度(MLAP)の認定を受けている者 ②本件業務を行う分析施設が関東圏内にある者 ※業務可能な業者について 6 者確認。市内本店 (0)、市内営業所 (0)、県内業者 (3)、県外業者 (3)

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	4,480,000	99.6%	-
2	BP	4,380,000	97.3%	-
3	BM	6,070,000	134.9%	-
4	AC	-	-	辞退
5	BR	5,100,000	113.3%	-
6	BJ	4,180,000	92.9%	落札
	予定価格 (税込)	4,950,000		
	予定価格 (税抜)	4,500,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	3,465,000		
	最低制限価格 (税抜)	3,150,000		

契約金額は $4,180,000 \text{ 円} \times 1.1 = 4,598,000 \text{ 円}$ である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

④微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託

本業務委託は、川越測定局において、大気環境中のPM2.5の質量濃度測定及び成分分析を年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各回14日間行い、環境中のPM2.5の実態を把握するものである。契約期間は令和3年4月19日から令和4年3月30日までであり、契約方法は、指名競争入札である。

次の条件に該当する者5者を選考している。

営業種別	検査・調査・計画業務
地域要件	なし。対象業者は342者である。

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	5,880,000	104.2%	-
2	BM	6,450,000	114.3%	-
3	BS	5,502,000	97.5%	落札
4	BT	6,500,000	115.1%	-
5	BU	5,571,000	98.7%	-
	予定価格 (税込)	6,209,500		
	予定価格 (税抜)	5,645,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	4,346,650		
	最低制限価格 (税抜)	3,951,500		

契約金額は5,502,000円×1.1 = 6,052,200円である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

⑤ダイオキシン類大気環境調査業務委託

本業務委託は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、川越測定局及び川越南文化会館において、大気中のダイオキシン類の調査を年4回（春期、夏期、秋期、冬期）実施するものである。契約期間は令和3年4月5日から令和4年3月30日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(16)、市内営業所(18)、県内業者(150) 計184者
	※業務可能な業者について6者確認。 市内本店 (0)、市内営業所 (0)、県内業者 (6)

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	1,680,000	80.0%	落札
2	BM	3,910,000	186.2%	-
3	BS	5,000,000	238.1%	-
4	AC	5,310,000	252.9%	-
5	BR	2,700,000	128.6%	-
6	BN	3,400,000	161.9%	-
7	BJ	2,530,000	120.5%	-
	予定価格 (税込)	2,310,000		
	予定価格 (税抜)	2,100,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	1,617,000		
	最低制限価格 (税抜)	1,470,000		

契約金額は 1,680,000 円 × 1.1 = 1,848,000 円である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

⑥ 大気汚染防止法等対象施設調査業務委託

本業務委託は、大気汚染防止法、廃棄物処理法、埼玉県生活環境保全条例及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、立入検査を実施し排ガスの測定等を行うものである。契約期間は令和 3 年 9 月 21 日から令和 4 年 3 月 30 日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(16)、市内営業所(17)、県内業者(155) 計 188 者
	※業務可能な業者について 7 者確認。 市内本店 (0)、市内営業所 (0)、県内業者 (7)

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	2,000,000	105.7%	-
2	BM	1,790,000	94.6%	落札
3	BN	1,876,000	99.1%	-
	予定価格 (税込)	2,082,300		
	予定価格 (税抜)	1,893,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	1,457,610		
	最低制限価格 (税抜)	1,325,100		

契約金額は 1,790,000 円 × 1.1 = 1,969,000 円である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

⑧有害大気物質モニタリング調査業務委託

本業務委託は、川越測定局、高階測定局及び仙波測定局の 3 箇所において、環境大気中のベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等 22 物質のモニタリング調査を令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの期間、月 1 回延べ年 12 回行い、年平均値を求めるものである。契約期間は令和 2 年 4 月 2 日から令和 3 年 3 月 30 日までであり、契約方法は、指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 2 号）である。次の条件に該当する者 5 者を選考している。

営業種別	検査・調査・計画業務
地域要件	なし。対象業者は 347 者である。

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	4,690,000	-	無効
2	BP	4,850,000	-	無効
3	BM	5,490,000	77.6%	落札
4	BR	5,780,000	81.7%	-
5	BJ	7,500,000	106.0%	-
	予定価格 (税込)	7,784,370		
	予定価格 (税抜)	7,076,700	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	5,449,059		
	最低制限価格 (税抜)	4,953,690		

契約金額は 5,490,000 円 × 1.1 = 6,039,000 円である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

⑨微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託

本業務委託は、川越測定局において、大気環境中の微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の質量濃度測定及び成分分析を年 4 回（春季、夏季、秋季、冬季）、各回 14 日間行い、環境中の PM2.5 の実態を把握するものである。契約期間は令和 2 年 4 月 2 日から令和 3 年 3 月 30 日までであり、契約方法は、指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 2 号）である。

次の条件に該当する者 4 者を選考している。

営業種別	検査・調査・計画業務
地域要件	なし。対象業者は 347 者である。

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1 BL	5,670,000	71.2%	-	
2 BM	6,470,000	81.3%	-	
3 BS	5,620,000	70.6%	落札	
4 BT	7,500,000	94.2%	-	
予定価格 (税込)	8,756,000	/	/	
予定価格 (税抜)	7,960,000			100.0%
最低制限価格 (税込)	6,129,200			
最低制限価格 (税抜)	5,572,000			

契約金額は 5,620,000 円 × 1.1 = 6,182,000 円である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

⑩ダイオキシン類大気環境調査業務委託

本業務委託は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、川越測定局他 4 箇所（芳野中学校、広谷小学校、川越南文化会館及び鯨井中学校）において、大気中のダイオキシン類の調査を年 4 回（春期、夏期、秋期、冬期）実施するものである。契約期間は令和 2 年 4 月 2 日から令和 3 年 3 月 30 日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(17)、市内営業所(15)、県内業者(157) 計 189 者
	※業務可能な業者について 6 者確認。 市内本店 (0)、市内営業所 (0)、県内業者 (6)

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	2,970,000	81.8%	落札
2	BM	5,400,000	148.8%	-
3	AC	5,000,000	137.8%	-
4	BR	3,500,000	96.4%	-
5	BN	4,550,000	125.4%	-
6	BJ	5,000,000	137.8%	-
	予定価格 (税込)	3,991,900		
	予定価格 (税抜)	3,629,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	2,794,330		
	最低制限価格 (税抜)	2,540,300		

契約金額は 2,970,000 円 × 1.1 = 3,267,000 円である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

⑪大気汚染防止法等対象施設調査業務委託

本業務委託は、大気汚染防止法、廃棄物処理法、埼玉県生活環境保全条例及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、立入検査を実施し排ガスの測定等を行うものである。契約期間は令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 30 日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(17)、市内営業所(15)、県内業者(156) 計 188 者
	※業務可能な業者について 7 者確認。 市内本店 (0)、市内営業所 (0)、県内業者 (7)

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1	BM	4,500,000	93.6%	落札
2	BN	4,800,000	99.9%	-
	予定価格 (税込)	5,286,600		
	予定価格 (税抜)	4,806,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	3,700,620		
	最低制限価格 (税抜)	3,364,200		

契約金額は 4,500,000 円 × 1.1 = 4,950,000 円である。

委託業務検査報告書、委託業務完了の検査結果通知、請求書発行、支出命令書決裁の一連の手続きは適正に行われていた。

c) 水質汚染対策に係る業務委託料

水質汚染対策に係る令和 3 年度及び令和 2 年度における業務委託の状況は次のとおりである。

<令和 3 年度>

業務委託の内容	委託金額 (円)	委託業者	契約方法	監査番号
水質分析業務委託 (単価契約)	3,263,872	BV	一般競争入札	①
公共用水域水質等調査業務委託	7,330,400	AC	一般競争入札	②
河川生物調査業務委託	906,400	BV	一般競争入札	③
ダイオキシン類等調査業務委託	1,039,500	BL	一般競争入札	④
水質分析業務委託 (市内分析業者分)	374,000	BM	随意契約	-
異常水質事故対応による水質分析等業務委託	3,574,638	BV	随意契約	⑤
合計	16,488,810			

<令和 2 年度>

業務委託の内容	委託金額(円)	委託業者	契約方法	監査番号
水質分析業務委託 (単価契約)	3,795,450	BV	一般競争入札	⑥
公共用水域水質等調査業務委託	8,800,110	BW	一般競争入札	⑦
河川生物調査業務委託	869,000	BV	一般競争入札	⑧
ダイオキシン類等調査業務委託	1,210,000	AC	一般競争入札	⑨
水質分析業務委託 (市内分析業者分)	374,000	BM	随意契約	-
合計	15,048,560			

①水質分析業務委託（単価契約）（令和3年度）

この水質分析業務委託は、分析項目（62項目）毎の単価を決定するものであり、入札は、分析項目毎の価格の総額で行い、単価は市が示した按分率に基づき決定するものである。主な委託関係等は、環境対策課、産業廃棄物指導課、環境衛生センター、保健総務課、農政課、教育センター、学校給食センターである。契約期間は令和3年4月5日から令和4年3月31日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(16)、市内営業所(18)、県内業者(150) 計 184 者
	※業務可能な業者について 8 者確認。 市内本店 (1)、市内営業所 (0)、県内業者 (7)

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回入札額(単価) (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	510,000	77.0%	-
2	BM	600,000	90.6%	-
3	BV	479,000	72.3%	落札
4	BX	496,000	74.9%	-
5	BY	620,000	93.6%	-
6	BZ	597,100	90.1%	-
7	CA	463,000	-	無効
8	BR	500,000	75.5%	-
9	BN	-	-	無効
10	BW	449,400	-	無効
11	BJ	650,000	98.1%	-
	予定価格 (税込)	728,860		
	予定価格 (税抜)	662,600	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	510,202		
	最低制限価格 (税抜)	463,820		

契約金額は、単価 479,000 円 × 1.1 = 526,900 円である。

但し、62の分析項目のうち、2項目について必要な設備等に不備があり受託者1者での履行が難しいことから、この2項目についてBZへの再委託申請があり、市ではこの再委託を承認している。

関係書類を確認したが、特に問題無かった。

②公共用水域水質等調査業務委託（令和3年度）

本業務委託は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づく常時監視計画（県計画）及び市計画に従い、公共用水域の水質等調査を実施し、状況を把握するため、川越市内の公共用水域31箇所において、年間を通して水質等調査を実施するものである。契約期間は令和3年4月5日から令和4年3月25日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(16)、市内営業所(18)、県内業者(150) 計 184 者
	※業務可能な業者について9者確認。 市内本店(1)、市内営業所(0)、県内業者(8)

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	10,500,000	120.4%	-
2	BM	10,500,000	120.4%	-
3	BV	7,430,000	85.2%	-
4	BX	9,914,000	113.7%	-
5	BY	9,550,000	109.5%	-
6	BZ	8,880,000	101.8%	-
7	BK	20,000,000	229.4%	-
8	AC	6,900,000	79.1%	落札
9	BR	9,980,000	114.4%	-
10	BN	11,000,000	126.1%	-
11	BW	7,268,000	83.3%	-
12	BJ	13,000,000	149.1%	-
	予定価格(税込)	9,592,000		
	予定価格(税抜)	8,720,000	100.0%	
	最低制限価格(税込)	6,714,400		
	最低制限価格(税抜)	6,104,000		

契約金額は 6,900,000 円 × 1.1 = 7,590,000 円である。

但し、調査項目2項目について分析に必要な機材が破損し、新設備の導入までに日数を要することから、この2項目についてBQへの再委託申請があり、市ではこの再委託を承認している。

さらに、入間川(7月)、新河岸川(7月)、不老川(4月、5月、6月、7月、2月及び3月)、伊佐沼(11月及び2月)及び事業所等監視地点(12月)において、濁水の影響等により調査に必要

な水の摂取等ができなかったため、7,590,000円（税込）から7,330,400円（税込）への業務委託料の減額変更が行われている。なお、上記については、適正に手続されていたことを確認した。

③河川生物調査業務委託（令和3年度）

本業務委託は、川越市内を流れる河川等の5地点において、底生生物、付着藻類、魚類の生息を調査するものである。契約期間は令和3年5月31日から令和4年3月18日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(16)、市内営業所(18)、県内業者(150) 計184者
	※業務可能な業者について6者確認。 市内本店(1)、市内営業所(0)、県内業者(5)

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	1,200,000	134.8%	-
2	BM	900,000	101.1%	-
3	AY	-	-	辞退
4	BV	824,000	92.6%	落札
5	BX	1,030,000	115.7%	-
6	BZ	880,000	98.9%	-
7	AC	1,234,000	138.7%	-
8	CB	1,560,000	175.3%	-
	予定価格(税込)	979,000		
	予定価格(税抜)	890,000	100.0%	
	最低制限価格(税込)	685,300		
	最低制限価格(税抜)	623,000		

契約金額は824,000円 × 1.1 = 906,400円である。

関係書類を確認したが、特に問題無かった。

④ダイオキシン類等調査業務委託（令和3年度）

本業務委託は、ダイオキシン類常時監視（公共用水域）実施計画により、川越市内における河川水・底質・地下水のダイオキシン類等を測定し、状況を把握するため、川越市内における初雁橋、旭橋及

び不老橋（河川水・底質）及び地下水 1 箇所にてダイオキシン類等の調査を実施するものである。契約期間は令和 3 年 7 月 5 日から令和 4 年 3 月 25 日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(16)、市内営業所(18)、県内業者(150) 計 184 者
	※業務可能な業者について 5 者確認。 市内本店 (0)、市内営業所 (0)、県内業者 (5)

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1	BL	945,000	77.8%	落札	
2	BM	1,150,000	94.7%	-	
3	AC	1,040,000	85.6%	-	
4	BN	1,050,000	86.4%	-	
5	BJ	1,015,000	83.5%	-	
	予定価格 (税込)	1,336,500	/	/	
	予定価格 (税抜)	1,215,000			100.0%
	最低制限価格 (税込)	935,550			
	最低制限価格 (税抜)	850,500			

契約金額は 945,000 円 × 1.1 = 1,039,500 円である。

関係書類を確認したが、特に問題無かった。

⑤異常水質事故対応による水質分析等業務委託（令和 3 年度）

この水質分析業務委託は、前述した①水質分析業務委託（単価契約）に関連した異常水質事故対応業務である。この業務委託は、分析項目（62 項目）毎の単価を決定するものであり、入札は、分析項目毎の価格の総額で行い、単価は市が示した按分率に基づき決定するものである。主な委託関係課等は、環境対策課、産業廃棄物指導課、環境衛生センター、農政課である。契約期間は令和 3 年 12 月 3 日から令和 4 年 3 月 31 日までであり、契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に該当
異常水質事故対応に係る原因調査及び公共用水域の水質監視等を緊急に行う必要があるため、水質分析業務委託（単価契約）を受託しており、検体の受入れが早急に可能な当該事業者を選考する。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号は、「競争入札に付することが不利と認められるとき。」と定めている。これは、現に契約履行中の契約に直接関連する契約で契約者以外の者に履行させることが、経費、履行期間、安全性及び技術力等において明らかに不利である場合ということであり、この場合の理由として適切であると考ええる。

見積執行の結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (単価) (税抜) (円)	予定価格に対 する比率	摘要
1 BV	503,500	100.0%	決定
予定価格 (税込)	553,850		
予定価格 (税抜)	503,500	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		
最低制限価格 (税抜)	-		

環境対策課の業務委託料としては 3,319,100 円 (税込) を予定していたが、分析検体数が当初予定より増加したため、3,574,638 円 (税込) に増額され、変更支出負担行為書により承認されている。関係書類を確認したが、特に問題無かった。

⑥水質分析業務委託 (単価契約) (令和 2 年度)

この水質分析業務委託は、分析項目 (62 項目) 毎の単価を決定するものであり、入札は、分析項目毎の価格の総額で行い、単価は市が示した按分率に基づき決定するものである。主な委託関係課等は、環境対策課、産業廃棄物指導課、環境衛生センター、保健総務課、農政課、教育センター、学校給食センターである。契約期間は令和 2 年 4 月 2 日から令和 3 年 3 月 31 日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(17)、市内営業所(15)、県内業者(157) 計 189 者
	※業務可能な業者について 5 者確認。 市内本店 (1)、市内営業所 (0)、県内業者 (4)

入札結果はつぎのとおりである。

	業者名	第1回入札額(単価) (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	500,000	79.5%	-
2	BM	490,000	78.0%	-
3	BV	463,900	73.8%	落札
4	BX	549,000	87.3%	-
5	BZ	500,000	79.5%	-
6	CA	464,000	73.8%	-
7	BN	527,000	83.8%	-
8	BW	420,000	-	無効
	予定価格(税込)	691,460		
	予定価格(税抜)	628,600	100.0%	
	最低制限価格(税込)	484,022		
	最低制限価格(税抜)	440,020		

契約金額(単価)は $463,900 \text{ 円} \times 1.1 = 510,290 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題無かった。

⑦公共用水域水質等調査業務委託(令和2年度)

本業務委託は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づく常時監視計画(県計画)及び市計画に従い、公共用水域の水質等調査を実施し、状況を把握するため、川越市内の公共用水域31箇所において、年間を通して水質等調査を実施するものである。契約期間は令和2年4月2日から令和3年3月26日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(17)、市内営業所(15)、県内業者(157) 計189者
	※業務可能な業者について5者確認。 市内本店(1)、市内営業所(0)、県内業者(4)

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1	BL	9,850,000	90.4%	-
2	BM	9,800,000	89.9%	-
3	BV	8,980,000	82.4%	-
4	BX	9,970,000	91.5%	-
5	BZ	10,000,000	91.7%	-
6	CA	11,000,000	100.9%	-
7	AC	12,000,000	110.1%	-
8	BW	8,800,000	80.7%	落札
9	BJ	14,000,000	128.4%	-
	予定価格 (税込)	11,990,000		
	予定価格 (税抜)	10,900,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	8,393,000		
	最低制限価格 (税抜)	7,630,000		

契約金額は $8,800,000 \text{ 円} \times 1.1 = 9,680,000 \text{ 円}$ である。

契約締結後、新河岸川（7月、8月及び9月）、不老川（4月、1月及び3月）及び伊佐沼（12月及び2月）において、濁水や工事の影響により調査に必要な採水ができなかったため、8,800,110円（税込）に減額変更されている。なお、変更契約については適正な手続きを経て行われていることを確認した。

⑧河川生物調査業務委託（令和2年度）

本業務委託は、川越市内を流れる河川等の5地点において、底生生物、付着藻類、魚7類の生息を調査するものである。契約期間は令和2年7月13日から令和3年3月19日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(17)、市内営業所(14)、県内業者(156) 計 187 者
	※業務可能な業者について 5 者確認。 市内本店 (1)、市内営業所 (2)、県内業者 (2)

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1	BM	850,000	92.6%	-
2	BV	790,000	86.1%	落札
3	BX	1,030,000	112.2%	-
4	BZ	880,000	95.9%	-
	予定価格 (税込)	1,009,800		
	予定価格 (税抜)	918,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	706,860		
	最低制限価格 (税抜)	642,600		

契約金額は 790,000 円 × 1.1 = 869,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題無かった。

⑨ダイオキシン類等調査業務委託

本業務委託は、ダイオキシン類常時監視（公共用水域）実施計画により、川越市内における河川水・底質・地下水のダイオキシン類等を測定し、状況を把握するため、川越市内における初雁橋、旭橋及び不老橋（河川水・底質）及び地下水 1 箇所にてダイオキシン類等の調査を実施するものである。契約期間は令和 2 年 8 月 3 日から令和 3 年 3 月 19 日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。入札参加条件は次のとおり。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店(17)、市内営業所(15)、県内業者(155) 計 187 者
	※業務可能な業者について 5 者確認。 市内本店 (0)、市内営業所 (0)、県内業者 (5)

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
1	BL	1,080,000	-	無効
2	BM	1,400,000	90.3%	-
3	AC	1,100,000	71.0%	落札
4	BR	1,170,000	75.5%	-
5	BJ	1,150,000	74.2%	-
	予定価格 (税込)	1,705,000		
	予定価格 (税抜)	1,550,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	1,193,500		
	最低制限価格 (税抜)	1,085,000		

契約金額は 1,100,000 円 × 1.1 = 1,210,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題無かった。

d) その他公害対策

その他公害対策の過去 5 年間の歳出の内訳は次のとおりである。科目分析のみを行った。

(単位：円)

科目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
旅費	普通旅費	51,170	49,340	36,820	380	0
需用費	消耗品費	0	8,143	9,930	2,960	1,320
需用費	被服費	6,048	4,752	10,450	0	9,350
役務費	保険料	14,320	14,320	13,680	13,680	17,450
役務費	手数料※1	0	0	0	123,000	123,000
委託料	業務委託料※2	1,780,920	1,818,720	1,756,700	1,672,000	1,754,500
備品購入費	庁用器具費※3	0	0	456,300	0	0
負担金、補助 及び交付金	負担金	20,000	58,600	27,280	26,500	10,000
合計		1,872,458	1,953,875	2,311,160	1,838,520	1,915,620

※1「手数料」は、精密騒音計 NL-52 校正・検定手数料である。

※2「業務委託料」は、自動車騒音常時監視業務委託、悪臭調査業務委託（単価契約）である。

※3「庁用器具費」は、振動レベル計及びその付属品の購入である。

特に問題無かった。

e) 土壌汚染対策

土壌汚染対策の過去 5 年間の歳出の内訳は次のとおりである。科目分析のみを行った。

(単位：円)

科目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
旅費	普通旅費	49,460	28,710	18,940	0	0
需用費	消耗品費	23,758	18,510	29,810	21,620	3,278
委託料	業務委託料※	756,000	756,000	440,000	551,745	440,000
合計		829,218	803,220	488,750	573,365	443,278

※「業務委託料」は、土壌ダイオキシン類調査業務委託、土壌中の放射性物質測定業務委託、水質分析業務委託（単価契約）である。

特に問題無かった。

4) し尿処理費

浄化槽管理指導費の過去5年間の歳出を再掲する。

(単位：円)

科目	区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
浄化槽管理指導	決算額	20,643,077	6,465,432	16,359,896	13,993,378	16,652,522
	予算額	28,253,000	27,212,000	19,166,000	14,681,000	19,412,000
	執行率	73.1%	23.8%	85.4%	95.3%	85.8%

浄化槽管理指導費の歳出内訳は次のとおりである。浄化槽管理指導費の大部分が、補助金である。

(単位：円)

科目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
普通旅費	16,040	18,060	15,100	0	0
消耗品費	19,221	17,672	16,886	17,823	2,574
印刷製本費	101,736	100,440	98,010	93,555	85,008
業務委託費	541,080	523,260	471,900	0	500,940
負担金	25,000	25,000	20,000	25,000	25,000
補助金	19,940,000	5,781,000	15,738,000	13,857,000	16,039,000
合計	20,643,077	6,465,432	16,359,896	13,993,378	16,652,522

平成30年度の執行率が23.8%と低水準である理由について質問したところ次の回答を得た。

「環境対策課の『し尿処理費』については、『負担金、補助金及び交付金』の『補助金』が約95%を占めている。さらに『補助金』には、『合併処理浄化槽設置整備事業』と『合併処理浄化槽維持管理補助金』があるが、金額的な割合は『合併処理浄化槽設置整備事業』が約90%を占めている。すなわち『し尿処理費』の執行率については、『合併処理浄化槽設置整備事業』の執行率が大きな影響を与えている。

『合併処理浄化槽設置整備事業』の補助金は、家庭用合併処理浄化槽の普及を促進するために、既存単独処理浄化槽または汲取り便槽から合併処理浄化槽に転換する者に対して設備費の一部を補助する制度である。

補助金申請は、対象となる市民が申請するものである。本課でも補助金制度の周知等を行っているが、個人のライフスタイルや財政事情等により、合併浄化槽への転換を決断することを躊躇する事例もある。補助金申請件数については、年度ごとにばらつきがあるものと認識している。例年、20～30件の申請があるが、平成30年度については申請が8件と少なかったため、交付金額が少なく、執行率を大幅に低下させることとなった。」

<川越市合併処理浄化槽設置整備事業補助金>

川越市合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、もって住みよい生活環境を保全するため、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽に入れ替える者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

項目	内容
補助対象区域	<p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の11の事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業計画区域」という。)を除く本市の区域で、かつ、農業集落排水事業の実施が採択された区域を除く区域</p> <p>(2) (1)にかかわらず、下水道事業計画区域内であって、下水道の整備が7年以上見込まれない区域</p>
補助対象者	<p>上記の補助対象区域内において、転換により合併処理浄化槽を設置しようとする者（補助対象区域外において農業集落排水事業を利用できない等の特別な事情があるものを含む。）に対し、補助金を交付する。</p> <p>但し、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 建築確認を受けずに、又は浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第5条第1項に基づく設置の届出（以下「浄化槽設置届」という。）をせずに、合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 専用住宅を借りている者で、貸している者の承諾が得られない者</p> <p>(3) 処理水の放流先が確保できない浄化槽を設置する者。</p>

補助金額	<p>< 1 > 補助金額は、次に掲げる設置の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 建築確認を要する合併処理浄化槽の設置 120,000 円</p> <p>(2) 浄化槽設置届を要する合併処理浄化槽の設置 次の表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="437 398 1171 600"> <thead> <tr> <th>人 槽 区 分</th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 人 槽</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>6 人槽又は 7 人槽</td> <td>442,000 円</td> </tr> <tr> <td>8 人槽以上 10 人槽以下</td> <td>642,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助対象区域（2）の区域内であって建築確認又は浄化槽設置届を要する合併処理浄化槽の設置 120,000 円</p> <p>< 2 > < 1 >にかかわらず、浄化槽整備区域において合併処理浄化槽を設置する場合（建築確認を要する建築物の改築による場合を除く。）の補助金額は、別表に掲げる額に、次の各号に掲げる費用のうち該当する額を加えて得た額とする。</p> <p>(1)処分費 既存単独処理浄化槽等の処分等に要する費用に相当する額の範囲内とし、その限度額は 40,000 円とする。</p> <p>(2)配管費 配管工事に要する費用に相当する額の範囲内とし、その限度額は 150,000 円とする。</p> <p>（なお、前項の補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）</p>	人 槽 区 分	補 助 額	5 人 槽	410,000 円	6 人槽又は 7 人槽	442,000 円	8 人槽以上 10 人槽以下	642,000 円
人 槽 区 分	補 助 額								
5 人 槽	410,000 円								
6 人槽又は 7 人槽	442,000 円								
8 人槽以上 10 人槽以下	642,000 円								
申請書の提出期限及び提出期間	<p>川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 54 年規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の申請書の提出期限は当該補助事業開始予定日の 3 日前までとする。</p> <p>申請書の申請期間は、4 月 1 日から翌年の 2 月 15 日までとする。</p>								
実績報告書の提出期限	<p>規則第 13 条の報告書の提出期限は、補助金に係る事業完了後 30 日までの日又は当該年度 3 月 10 日のいずれか早い日までとする。</p>								

令和 3 年度の「川越市居住用合併処理浄化槽設置整備補助金」の内訳は次のとおりである。

補助対象者	補助金額（円）	監査対象	監査結果
CC	632,000	①	問題無し
CD	832,000	②	問題無し
CE	632,000		
CF	600,000	③	問題無し
CG	120,000	④	問題無し
CH	632,000		
CI	600,000		
CJ	600,000		
CK	600,000	⑤	問題無し※1
CL	600,000		
CM	600,000		
CN	600,000		
CO	632,000	⑥	★1
CP	632,000		
CQ	632,000		
CR	600,000	⑦	★2
CS	632,000		
CT	632,000	⑧	★3
CU	600,000		
CV	632,000		
CW	600,000		
CX	632,000	⑨	問題無し※1
CY	632,000		
CZ	632,000		
DA	632,000	⑩	問題無し
DB	120,000		
合計	15,288,000		

※1 変更承認申請書提出（工事の遅れによる事業完了予定日の変更）あり

上記①から⑩までの補助金に係る書類を閲覧し、補助金の申請から交付決定までの手続きをチェックしたが、その結果、次の3件については、手続に疑問の余地が認められた。

川越市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第14条に、実績報告書の提出期限は、「補助金に係る事業完了後30日までの日又は当該年度3月10日のいずれか早い日までとする。」と規定

されている。ここでいう事業完了日であるが、交付要綱にて明確に規定していないため、実績報告書の提出期限が曖昧になっている事例が次の3件見受けられた。

★1 CO への補助金について

この工事の場合、「合併処理浄化槽施工検査表」の確認日は令和3年12月18日であり、工事業者の請求書発行日は令和3年12月25日、工事代金領収日は令和4年1月18日である。「合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書」の提出日は令和4年1月21日である。この事案では、実績報告書の完了年月日を領収書の日付を記載している。

★2 CR への補助金について

この工事の場合、「合併処理浄化槽施工検査表」の確認日は令和3年12月1日であり、工事業者の請求書発行日は令和3年12月5日、工事代金領収日は令和4年1月13日である。「合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書」の提出日は令和4年1月21日である。この事案では、実績報告書の完了年月日を令和3年12月1日と印刷してあるところに、1日の横に小さく3の印が押印され修正が行われている。

★3 CT への補助金について

この工事の場合、「合併処理浄化槽施工検査表」の確認日は令和3年12月13日であり、工事業者の請求書発行日は令和3年12月15日、工事代金領収日は令和3年12月20日である。「合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書」の提出日は令和4年1月21日である。この事案では、実績報告書の完了年月日を令和3年12月28日と記載している。

【意見 11】川越市居住用合併処理浄化槽設置整備補助金の実績報告書の記載について

川越市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第14条に、実績報告書の提出期限は「補助金に係る事業完了後30日までの日又は当該年度3月10日のいずれか早い日までとする。」と規定されている。ここでいう事業完了日であるが、交付要綱では具体的に指定されていない。そのため、工事完了日を申請者の主観に基づき記載していると思われる事例が見受けられ、実績報告書の提出期限を客観的に判断できないものがあつた。

補助金交付は、申請者にとって重要事項であるので、交付要綱に実績報告書の「工事完了日」を具体的に明記し、申請者に対して実績報告書の提出手続の指導を行っていただきたい。

2 固定資産管理状況

後述する環境施設課の環境衛生センターの視察で備品の確認を行っていた際、環境対策課所属の次の備品の存在を確認した。環境衛生センターによると、「この備品は施設内で行われていた事業で使用していたが、当該事業が廃止となったため、現在使用されていない」ということであった。

所属名	備品番号	品名
環境対策課	00017493	洗浄機
環境対策課	00017494	下水環境用機器
環境対策課	00017574	下水環境用機器

使用していないのであれば除却か売却する必要があるが、この点について、環境対策課によると、これら備品は緊急時に使用するために保管してあるものであり、処分するものではないということである。

監査人が発見したのは上記 3 件であるが、環境衛生センターにある環境対策課の備品は備品出納簿によると、次のとおりである。

備品番号	品名	取得金額（円）
00017505	多目的机（台）	724,500
00017698	棚	21,400
00017514	保管庫	168,000
00017539	水質測定器具	30,000
00017540	水質測定器具	36,200
00017546	水質測定器具	50,000
00017557	PH 計	298,350
00017563	顕微鏡	53,354
00017494	下水環境用機器	747,573
00017573	下水環境用機器	92,400
00017574	下水環境用機器	348,600
00017583	運搬車	36,960
00017493	洗浄機	1,365,000
00017571	洗浄機	141,750
00017589	シンク	207,900
00017590	冷蔵庫	36,540
00017591	オイルフェンス	43,000
00017592	オイルフェンス	49,440
00017593	オイルフェンス	49,440
合計		4,500,407

環境衛生センターは施設の更新計画があるため、備品を他の場所に移動するか、必要のないものは処分する必要がある。

【意見 12】 環境衛生センターにある環境対策課所属の備品は適宜移動等する必要がある

環境衛生センターの施設の中にある環境対策課所属の備品は、環境衛生センターの施設更新工事により現在の施設が取り崩される計画があるので、管理すべき環境対策課が責任をもって、移動又は処分することを検討すべきである。

Ⅲ 産業廃棄物指導課

1 産業廃棄物指導課の歳出状況

1) 産業廃棄物指導課の過去5年間の歳出

産業廃棄物指導課の過去5年間の歳出の推移は次のとおりである。

(単位：円)

科目(節)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
報酬※1	7,200,000	7,200,000	7,200,000	0	0
共済費※1	1,088,020	1,091,100	1,098,240	0	0
報償費	3,840	5,760	7,200	2,400	2,400
旅費	164,640	287,690	223,470	7,400	38,470
需用費※2	757,044	912,077	1,134,450	1,033,200	1,154,027
役務費※3	408,054	341,971	247,540	262,319	313,617
委託料	6,256,866	8,001,101	19,277,641	3,766,072	4,496,314
使用料及び賃借料※4	701,697	701,028	615,274	737,176	739,112
備品購入費	56,700	0	97,200	0	58,300
負担金、補助金及び交付金	35,000	20,000	21,500	0	0
合計	16,671,861	18,560,727	29,922,515	5,808,567	6,802,240

※1「報酬」及び「共済費」は、非常勤職員報酬及び共済費であるが、令和2年度より会計年度任用職員制度が導入され、職員課で計上することとなったため、産業廃棄物指導課では計上していない。

※2「需用費」は、主として、コピー関連費用である。

※3「役務費」は、主として、電話回線料である。

※4「使用料及び賃借料」は、産業廃棄物業者情報管理システム端末の賃借料である。

歳出の大部分が委託料であるため、業務委託料について監査を実施した。

2) 業務委託料

業務委託料の過去5年間の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

件名		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
① 産業廃棄物業者情報等管理システム保守管理業務委託	契約金額	1,548,720	1,548,720	1,549,980	1,613,700	1,613,700
	契約方法	1者随契※2	1者随契	1者随契	1者随契	1者随契
	委託先	DC	DC	DC	DC	DC
② 産業廃棄物業者情報等管理システム「廃水銀等」追加に伴う改修作業業務委託	契約金額		354,375			
	契約方法		1者随契			
	委託先		DC			
③ 産業廃棄物業者情報等管理システムActive Directoryの導入に伴う改修作業業務委託	契約金額		178,605			
	契約方法		1者随契			
	委託先		DC			
④ 産業廃棄物業者情報等管理システム元号改正に伴う改修作業業務委託	契約金額			354,942		
	契約方法			1者随契		
	委託先			DC		
⑤ 産業廃棄物処理実績報告書集計等業務委託	契約金額	834,571	937,665	1,037,223	1,004,135	921,331
	契約方法	1者随契	1者随契	1者随契	1者随契	1者随契
	委託先	DC	DC	DC	DC	DC
⑥ マニフェスト報告書集計等業務委託	契約金額	848,880	810,000	700,920	633,600	699,600
	契約方法	1者随契	1者随契	1者随契	1者随契	1者随契
	委託先	DC	DC	DC	DC	DC
⑦ 不法投棄等監視業務委託	契約金額	3,004,560	3,363,120	2,266,219		
	契約方法	制限付一般競争入札(2者応札)	制限付一般競争入札(2者応札)	制限付一般競争入札(2者応札)		
	委託先	DD	DD	DD		
⑧ 水質分析業務委託(単価契約)一般廃棄物処理施設放流水	契約金額	20,135	20,216	19,857	19,637	18,683
	契約方法	一般競争入札※1	一般競争入札※1	一般競争入札※1	一般競争入札※1	一般競争入札※1

	委託先	BV	BV	BV	BV	BV
⑨ 再生砕石中のアスベスト含有分析及び周辺大気中モニタリング調査業務委託	契約金額					297,000
	契約方法					3者随契
	委託先					BN
⑩ 土砂たい積場所等土壌汚染調査業務委託	契約金額		453,600	423,500		
	契約方法		3者随契	制限付一般競争入札 (7者応札)		
	委託先		BM	BL		
⑪ 川越市内土量算出業務委託	契約金額		334,800		495,000	946,000
	契約方法		3者随契		3者随契	制限付一般競争入札 (8者応札)
	委託先		DE		DE	DF
⑫ PCB使用安定器掘り起こし調査業務委託	契約金額			12,925,000		
	契約方法			5者指名競争入札		
	委託先			DG		

※1 環境対策課にて関係課一括契約

※2 表内の「随契」とは、随意契約の略である。

上記表の①から⑥の業務委託は、1者随意契約であり、DCが契約者である。契約方法が1者随意契約である理由は次のとおりである。

業務委託内容	根拠	理由
①産業廃棄物業者情報等管理システム保守管理業務委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	川越市産業廃棄物業者情報等管理システム（以下「システム」という。）の開発業者であり、同システムの保守管理ができるのは当該業者だけであるため。
②産業廃棄物業者情報等管理システム「廃水銀等」追加に伴う改修作業業務委託	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	システムの開発業者であり、同システムの改修作業ができるのは当該業者だけであるため。

③産業廃棄物業者情報等管理システム Active Directory の導入に伴う改修作業業務委託	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	システムの開発業者であり、同システムの改修作業ができるのは当該業者だけであるため。
④産業廃棄物業者情報等管理システム元号改正に伴う改修作業業務委託	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	システムの開発業者であり、同システムの改修作業ができるのは当該業者だけであるため。
⑤産業廃棄物処理実績報告書集計等業務委託	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	本件業務は、システムに、廃棄物の種類、排出者の業種等のデータを入力し、実績報告書の集計を行うものである。現在のシステムが想定していない入力情報に対応するため、プログラムの修正が必要となる。よって本件業務は、データ入力及びプログラム修正を同時に行う能力が求められる。このため、システムの開発者である DC 以外、データ入力及びプログラム変更を同時に行うことができない。
⑥マニフェスト報告書集計等業務委託	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	本件業務は、環境省簡易集計プログラムに係るデータの入力及び集計を行うものであり、プログラムの修正が必要となる。また、本業務のデータエラーチェックは、環境省プログラムと当課で導入しているシステムの両者に精通していることが求められる。DC は、当課で導入したシステムの開発業者であり、システムのプログラム変更、データの取り込み等の業務は DC 以外に行うことができない。

令和 3 年度、令和元年度及び平成 30 年度の契約締結に係る書類を確認したが特に問題はなかった。

⑦不法投棄等監視業務委託は、川越市内全域の不法投棄等の監視業務を行うものである。平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度の契約方法は、制限付一般競争入札である。入札参加条件は次のとおりである。

		H29 年度	H30 年度	R1 年度
業種	警備・受付	-	-	-
地域要件	市内本店	9 者	9 者	9 者
その他	警備業法第 5 条の認定証の交付を受けている者	8 者	9 者	9 者

平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度の入札結果は次のとおりであった。

(平成 29 年度、平成 30 年度)

		H29 年度			H30 年度		
		第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BB	-	-	辞退	-	-	辞退
2	DH	2,820,000	88.7%	-	3,200,000	100.0%	-
3	DD	2,782,000	87.5%	落札	3,114,000	97.3%	落札
	予定価格 (税込)	3,433,780			3,454,911		
	予定価格 (税抜)	3,179,426	100.0%		3,198,992	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	2,403,645			2,418,437		
	最低制限価格 (税抜)	2,225,598			2,239,292		

(令和元年度)

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格 に対する 比率	第 2 回入札額 (税抜) (円)	予定価格 に対する 比率	第 3 回入札額 (税抜) (円)	予定価格 に対する 比率	摘要
1 DH	3,200,000	150.7%	-	-	-	-	辞退
2 DD	2,400,000	113.0%	2,250,000	106.0%	2,079,100	97.9%	落札
	予定価格 (税込)	2,292,855	2,292,855	2,292,855	2,292,855		
	予定価格 (税抜)	2,123,014	2,123,014	2,123,014	2,123,014	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	1,604,997	1,604,997	1,604,997	1,604,997		
	最低制限価格 (税抜)	1,486,109	1,486,109	1,486,109	1,486,109		

各年度の契約金額は次のとおりである。

平成 29 年度 2,782,000 円 × 1.08 = 3,004,560 円

平成 30 年度 3,114,000 円 × 1.08 = 3,363,120 円

令和元年度 2,079,100 円 ÷ 12 × (1.08 × 6 + 1.1 × 6) = 2,266,219 円(消費税率の変更)

不法投棄等監視業務委託が令和 2 年度以降に廃止されたが、その理由を質問したところ次の回答を得た。

【廃止の主な理由】

1. 平成 26 年度からの不法投棄は、主に一般廃棄物である家庭ごみであり、産業廃棄物の不法投棄件数は減少していた。

2.平成 26 年度から監視回数を年 70 回とし、令和元年度は、毎週日曜日の年 51 回と見直しを行ったが、さらに監視回数を削減した場合、委託の効果が低いと考えられた。

以上より、産業廃棄物指導課としては一定の成果があったものと判断し、一旦委託を廃止した。今後、必要に応じて改めて検討することとしている。

この業務委託に対する令和元年度、平成 30 年度及び平成 29 年度の契約締結に係る書類を確認したが、問題となる点は無かった。

⑨再生砕石中のアスベスト含有分析及び周辺大気中モニタリング調査業務委託は、設計金額が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び川越市契約規則第 18 条第 6 号で定める額（50 万円以下）であり、契約課ではなく産業廃棄物指導課での執行となり、随意契約となり、3 者見積合わせとなっている。

根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
営業種目	検査・調査・計画業務
地域要件	県内業者（3）

見積執行の結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BM	290,000	107.4%	-
2	BK	319,000	118.1%	-
3	BN	270,000	100.0%	決定
	予定価格 (税込)	297,000		
	予定価格 (税抜)	270,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $270,000 \text{ 円} \times 1.1 = 297,000 \text{ 円}$ である。

この随意契約に関する関係書類を確認したが、特に問題となる点は無かった。

⑩川越市内土量算出業務委託の委託料は、川越市大字中福 946 番 1 他に堆積された土砂の量を算出するものであり、令和 3 年度の業務委託は、次のとおり制限付一般競争入札である。

業種	測量
地域要件	市内本店、対象事業者 14 者

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	DI	-	-	辞退
2	DF	860,000	92.5%	落札
3	DJ	885,000	95.2%	-
4	DK	890,000	95.7%	-
5	DL	900,000	96.8%	-
6	DM	900,000	96.8%	-
7	DN	900,000	96.8%	-
8	DO	910,000	97.8%	-
9	DP	920,000	98.9%	-
	予定価格 (税込)	1,023,000		
	予定価格 (税抜)	930,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	770,000		
	最低制限価格 (税抜)	700,000		

この契約金額は $860,000 \text{ 円} \times 1.1 = 946,000 \text{ 円}$ である。

入札手続及び関係書の内容を確認したが、特に問題となる点は無かった。

なお、川越市内土量算出業務委託の委託料が令和2年度の495,000円から令和3年度の946,000円に増額している理由について担当課に質問したところ、次のような回答を得た。

1. 許可地の面積 (18,472 m²) に変更は無いが、令和3年度は令和2年度よりも拡大した土砂のたい積面積を測量している。
2. 令和2年度は、土砂のたい積許可事業者への措置命令を発出するにあたって測量が急遽必要となった。速やかに年度内で対応が可能な事業者から見積りを取得し、設計したところ、設計金額が50万円以下の随意契約となった。
3. 令和3年度は、措置命令の履行期限に合わせて測量を実施することになった。前年度受託した事業者は他業務と重なり、受託できないとの回答を得たため、委託内容の一部を変更して設計したところ、設計金額が50万円以上となり、「制限付一般競争入札」で入札執行した。以上より、委託料が増額している。

⑫PCB使用安定器掘り起こし調査業務委託は、環境省通知による「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」等に基づくPCB使用安定器掘り起こし調査に係る業務であり、調査対象建物リストの作成、調査票の印刷・発送・回収、ヘルプデスクによる問い合わせ・督促対応、現地訪問調査及び調査結果の入力・集計・台帳の作成等を行うものである。本業務の契約期間は令和元年6

月 10 日から令和 2 年 3 月 25 日までであり、契約方法は、指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 2 号）である。下記条件に該当する業者 5 者を選考した。

営業種目	検査・調査・計画業務
地域要件	なし、対象事業者 323 者、但し業務可能な業者は選考業者 5 者のみ

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	DG	11,750,000	72.0%	落札
2	DQ	-	-	辞退
3	DR	8,110,627	49.7%	無効
4	DS	9,470,000	58.0%	無効
5	DT	-	-	辞退
	予定価格 (税込)	17,633,840	100.0%	
	予定価格 (税抜)	16,327,630		
	最低制限価格 (税込)	12,343,688		
	最低制限価格 (税抜)	11,429,341		

契約金額は、11,750,000 円×1.1=12,925,000 円（消費税引き上げによる変更支出負担行為書の確認後の金額）となった。

入札手続及び関連書類の内容を確認したが、問題となる点は認められなかった。

IV 資源循環推進課

1 資源循環推進課の歳出状況

1) 資源循環推進課の過去5年間の歳出

資源循環推進課の事業の過去5年間の歳出の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

事業	決算					予算
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度
地域環境美化促進	11,189	11,320	10,377	11,000	2,517	3,278
かわごえ環境推進員制度	6,470	6,413	6,376	6,472	6,278	6,528
集団回収の促進	47,959	45,141	42,003	30,926	30,928	38,414
ごみ減量等推進	1,749	1,789	668	680	685	734
環境プラザ管理事務	13,820	14,362	14,421	9,189	8,815	8,886
吸込み下水槽補助	506	484	454	518	482	521
清掃一般事務	22,784	19,315	24,532	27,618	22,118	24,401
し尿収集委託事務	146	147	154	98	85	208
堆積土砂排除	0	0	13,947	0	0	0
合計	104,623	98,971	112,932	86,501	71,908	82,970

各事業の支出内訳は次のとおりである。「集団回収の促進」については「5 集団回収の促進」において、また、環境プラザ管理事務については「6 環境プラザの事業」において各々記載している。なお、令和3年度の歳出金額が僅少またはゼロである「ごみ減量等推進」「吸込み下水槽補助」「し尿収集委託事務」及び「堆積土砂排除」事業については省略している。

2) 地域環境美化促進事業

地域環境美化促進事業の歳出内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度
需用費	2,340	2,357	2,169	1,547	844	1,237
消耗品費	2,282	2,297	2,116	1,547	795	1,166
食糧費	13	15	8	0	0	16
印刷製本費	45	45	46	0	50	55
役務費	0	0	0	55	0	11
手数料	0	0	0	55	0	11
委託料	8,849	8,963	8,208	2,203	1,673	2,030
業務委託料	8,849	8,963	8,208	2,203	1,673	2,030
工事請負費	0	0	0	7,195	0	0
工事請負費	0	0	0	7,195	0	0
合計	11,189	11,320	10,377	11,000	2,517	3,278

3) かわごえ環境推進員制度

かわごえ環境推進員制度事業の歳出内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度
報償費	5,807	5,750	5,747	5,872	5,798	6,048
報償金	5,807	5,750	5,747	5,872	5,798	6,048
需用費	63	63	29	0	0	0
消耗品費	63	63	29	0	0	0
負担金、補助金及び交付金	600	600	600	600	480	480
補助金	600	600	600	600	480	480
合計	6,470	6,413	6,376	6,472	6,278	6,528

「かわごえ環境推進員設置要綱」第1条に「本市におけるごみの減量、並びに地域の快適な生活環境の保全に関し、市と市民が相互の協力のもと、その推進に取り組むため、かわごえ環境推進員（以下「推進員」という。）を置く。」とある。

各自治会から推薦された者が地域のリーダーとして、ごみの減量、資源化の推進・啓発、ごみの分別指導や地域の環境美化活動の推進・啓発を行い、市民と行政が一体となり環境問題に対処し、住みよい魅力あるまちにする。

(推進員の業務) (同第 2 条)

- ・ごみの減量化及び資源化の推進及び啓発に関すること
- ・ごみの分別の指導及び啓発に関すること
- ・資源の集団回収に関すること
- ・地域の環境美化活動の推進及び啓発に関すること

(委嘱) 推進員は、自治会ごとに会長が推薦する者を市長が委嘱するものとする (同第 3 条)。

(人数) 推進員は、次の表に定める基準を上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない (同第 4 条)。

自治会の世帯数	推進員数
300 世帯まで	2 名
301 世帯～ 600 世帯	3 名
601 世帯～ 900 世帯	4 名
901 世帯～1,200 世帯	5 名
1,201 世帯～1,500 世帯	6 名
1,501 世帯以上	7 名

※世帯数は 1 月 1 日現在のものとする。

(任期) 推進員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする (同第 6 条)

(報償) 市長は推進員に対し、予算の範囲内で報償金を支給する (同第 7 条)。

令和 3 年度の推進員制度関連の支出は次のとおりである。

①かわごえ環境推進員報償金	5,798,400 円
②かわごえ環境推進員協議会補助金	480,000 円
合計	6,278,400 円

①かわごえ環境推進員報償金

令和 3 年度のかわごえ環境推進員報償金は 次のとおり支給されている。

	報償金振込 対象者(人)	報償金額(円)	報償金額合計(円)	源泉所得税(円)	源泉所得税合計(円)
当初支出席行爲書	804	7,200	5,788,800	220	176,880
	2	4,200	8,400	128	256
	2	3,000	6,000	91	182
合計	808		5,803,200		177,318
債権者死亡による戻 入・相続人への交付	△ 1	7,200	△ 7,200	220	△ 220
	△ 1	7,200	△ 7,200	220	△ 220
	△ 1	4,200	△ 4,200	128	△ 128
	1	3,000	3,000	-	-
	1	6,600	6,600	-	-
	1	4,200	4,200	-	-
確定額合計	808		5,798,400		176,750

報償金振込対象者 808名
報償金辞退者 63名
合計 871名

令和3年度の書類を確認したが、特に問題となる点は無かった。

②かわごえ環境推進員協議会補助金

かわごえ環境推進員協議会補助金は、「川越市かわごえ環境推進員協議会補助金交付要綱」に基づき交付される。補助対象経費は、協議会の事業の実施に係る経費とし（同第2条第1項）、補助金額は60万円以内において市長が定めるものとする。

令和3年度の補助金交付額は480,000円であり、補助金交付申請書、交付決定通知書、実績報告書を確認したが、特に問題となる点は無かった。

4) 清掃一般事務

清掃一般事務事業の歳出内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度
報酬	469	97	126	112	441	731
非常勤職員報酬	469	97	126	112	441	731
旅費	310	164	81	14	21	86
費用弁償	18	3	4	5	20	29
普通旅費	292	160	77	8	1	57
需用費	4,261	4,124	5,280	5,182	5,069	5,431
消耗品費	581	601	609	585	504	650
印刷製本費	3,644	3,500	4,659	4,594	4,553	4,768
被服費	36	23	12	4	12	13
役務費	478	606	503	543	466	593
通信運搬費	357	365	384	360	338	402
手数料	112	183	119	183	129	191
筆耕翻訳料	9	59	0	0	0	0
委託料	3,209	1,121	5,959	8,581	3,507	4,256
業務委託料	3,209	1,121	5,959	8,581	3,507	4,256
使用料及び賃借料	518	518	523	528	528	528
使用料及び賃借料	518	518	523	528	528	528
負担金、補助金及び交付金	13,539	12,684	12,061	12,658	12,085	12,776
負担金	370	300	335	335	300	376
交付金	13,169	12,384	11,725	12,323	11,785	12,400
合計	22,784	19,315	24,532	27,618	22,118	24,401

ここでは、支出金額の多額な「交付金」について監査を実施した。

①し尿くみ取料軽減措置調整交付金

し尿収集世帯数の減少に伴う経費増は、公共下水道整備等の政策に起因するため、し尿収集を選択せざるを得ない地域に居住する市民に対して、その費用の全額を自己負担だけに求めることは、下水道料金等と比較しても不適切であるという理由から、昭和45年4月のし尿処理手数料の改定に際して、住民負担の軽減を図るため、し尿収集者に対しての調整交付金の交付を開始した。根拠法令等は、「川越市し尿くみ取料軽減措置調整交付金交付要綱」である。

項目	内容（要綱規定）
交付対象者	し尿収集業者（7社）※ ※廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づき市長の許可を受けたし尿を収集運搬する一般廃棄物収集運搬業者
交付対象事業	市内の普通世帯に対して業者が行うし尿くみ取り事業
交付金の額	（交付基準額＝1世帯当たり月額1,340円）×（毎月1日現在のし尿くみ取普通世帯数）
交付手続	交付月は、毎年7月、10月、1月及び4月とし、各々交付月の末日までに当該月の前月までの3月分の調整交付金を交付する。

5年間の交付実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
基準額（円）	1,220	1,220	1,220	1,340	1,340
対象世帯数（世帯）	1,052	1,001	967	919	885
交付総額（円）	13,168,680	12,384,220	11,725,420	12,322,640	11,785,300

令和3年度の交付額は、次の算式となる。

令和3年度の交付額 1,340円×8,795世帯（延べ世帯数）＝11,785,300円

令和3年度の交付実績の業者別の内訳は次のとおりである。

（単位：円）

	業者	交付金決定額	変更額	交付金確定額
1	DU	4,062,880	△ 92,460	3,970,420
2	DV	2,369,120	△ 97,820	2,271,300
3	DW	1,243,520	△ 28,140	1,215,380
4	DX	892,440	△ 25,460	866,980
5	DY	943,360	24,120	967,480
6	DZ	1,587,900	△ 58,960	1,528,940
7	EA	964,800	0	964,800
	合計	12,064,020	△ 278,720	11,785,300

交付決定通知書、交付額確定通知書を確認したが、特に問題は無かった。

なお、担当課では「し尿処理手数料の改定も含めて、調整交付金の基準額、交付方法等について検討していく必要がある。」とのことである。

2 ごみ収集・処理事業費の原価計算

川越市では、一般廃棄物の原価計算・公表を行っている。原価計算にあたっては、環境省が作成し公表している「一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール（現在は Ver.4.0）」を利用している。

(注) 「一般廃棄物会計基準」について

一般廃棄物会計基準の策定及び改訂については、次のように説明されている。

廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、今後、我が国全体として 3R（リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用・エネルギー利用））に重点を置いた最適な廃棄物処理・リサイクルの施策が求められている。

このような背景から、平成 17 年 2 月 14 日に中央環境審議会が意見具申「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」をとりまとめ、循環型社会の形成を目指して、市町村が進めるべき一般廃棄物処理の在り方と国の関与の在り方について提言を行った。これを受け、政府では、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月 7 日環境省告示第 34 号）を平成 17 年 5 月に改正した。

上記、意見具申及び基本方針では、3R 推進のため取るべき具体的な施策や、施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討を基礎情報として、また、住民や事業者に対して処理システムの必要性を説明するための情報として、市町村による一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び評価を行い、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることとされている。一方、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト計算の方法、範囲、区分は一致していないことから、国においては、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等について検討を行い、標準的な分析方法を示すこと等による技術的な支援に努めることとされている。

一般廃棄物会計基準は、市区町村（一部事務組合・広域連合を含む）（以下「地方公共団体」という。）の一般廃棄物処理事業の 3R 化を進めるため、平成 19 年 6 月に自治体の一般廃棄物処理事業 3R 化ガイドラインの一つとして会計基準をとりまとめ、公表したものである。

地方公共団体では、長期的な観点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっていることから、平成 31 年 3 月に循環型社会推進交付金取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。これを受け、基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を推進すべきとの観点から標

準的手法について検討を行い、現行会計基準を改定するに至った、ということである。（以上、（改訂）一般廃棄物会計基準 はじめに 抜粋）

また、一般廃棄物会計基準の意義については、次のように説明されている。

●地方公共団体が実施する一般廃棄物の処理に関する事業についても公会計制度の対象に含まれる事務・事業であるが、地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出して財務情報の管理及び情報公開を行うことは、事業に要する費用の必要性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者が事業の理解を得るために意義のあるものである。また、今後循環型社会の構築に向けた取組の推進が求められる中、そのために取るべき具体的な施策や施設整備を含めた処理システムの最適化等の検討の基礎情報、住民や事業者に対して処理システムの必要性等を説明するための情報としても、地方公共団体による一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計の分析・評価を行うことが求められている。

●一般廃棄物会計基準は、上記のような観点から地方公共団体の一般廃棄物処理事業の 3R 化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めるものである。その上で、一般廃棄物会計基準を活用することにより地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。

川越市では平成 19 年度より一般廃棄物会計基準に基づき、ごみ処理事業費に関して原価を計算、公表しており、部門ごとの原価の年度推移を確認している。

川越市の令和元年度と令和 2 年度の一般廃棄物会計基準に準拠した 1kg 当たりの原価は次のとおりである。原価は、部門費を取扱量で除して計算している。収集運搬部門の原価は令和元年度で約 23.3 円、令和 2 年度で約 22.5 円、中間処理部門の原価は令和元年度で約 32.9 円、令和 2 年度で約 34.7 円となっている。参考に部門全体の原価を単純計算すると、令和元年度で約 30.8 円、令和 2 年度で約 31.1 円となる。

作業部門	部門費（円）		取扱量（t）		原価（円/kg）		原価の 2 期 間比較増減
	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度	
収集運搬部門	1,731,898,767	1,745,176,391	74,446	77,466	23.3	22.5	-0.7
中間処理部門	3,042,500,621	3,095,690,621	92,493	89,192	32.9	34.7	1.8
最終処分部門	142,492,465	115,191,530	2,926	3,543	48.7	32.5	-16.2
資源化部門	584,590,040	617,206,034	8,559	8,905	68.3	69.3	1.0
合計	5,501,481,893	5,573,264,576	178,424	179,106	30.8	31.1	0.3

収集運搬部門の原価の内訳は次のとおりである。

廃棄物種類	家庭系			事業系			運搬量 合計(t/ 年)	収集運搬部門 費(円/年)	収集運 搬部門 原価(円 /kg)
	直営に よる収 集運搬 量(t/年)	委託業 者によ る収集 運搬量 (t/年)	合計(t/ 年)	直営に よる収 集運搬 量(t/年)	委託業 者によ る収集 運搬量 (t/年)	合計 (t/年)			
1 可燃ごみ	16,767	42,697	59,464	0	0	0	59,464	847,217,188	14.248
2 不燃ごみ	0	3,551	3,551	0	0	0	3,551	88,621,241	24.957
3 粗大ごみ	249	0	249	0	0	0	249	95,738,066	384.490
4 アルミ缶	0	759	759	0	0	0	759	83,459,599	109.960
5 スチール缶	0	460	460	0	0	0	460	35,194,092	76.509
6 無色のびん	0	610	610	0	0	0	610	13,283,835	21.777
7 茶色のびん	0	582	582	0	0	0	582	12,673,963	21.777
8 その他のびん	0	672	672	0	0	0	672	14,639,324	21.785
9 生きびん	0	28	28	0	0	0	28	609,872	21.781
10 ペットボトル	0	1,246	1,246	0	0	0	1,246	79,538,665	63.835
11 白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	0	-
12 プラスチック 製容器包装	1,186	3,059	4,245	0	0	0	4,245	274,688,086	64.709
13 雑がみ	700	1,495	2,195	177	0	177	2,372	71,331,241	30.072
14 紙パック	5	12	17	1	0	1	18	4,071,288	226.183
15 段ボール	512	1,092	1,604	33	0	33	1,637	54,305,296	33.174
16 新聞紙	265	565	830	4	0	4	834	44,446,045	53.293
17 布類	0	646	646	0	0	0	646	19,654,800	30.425
18 生ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	-
19 廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	-
20 小型家電（抛 点回収分）	0	0	0	0	0	0	0	0	-
21 草木類	0	0	0	0	0	0	0	0	-
22 有害ごみ	0	93	93	0	0	0	93	5,703,790	61.331
合計	19,685	57,567	77,252	214	0	214	77,466	1,745,176,391	22.528

中間処理部門の原価の内訳は次のとおりである。

廃棄物種類	直営			委託			中間処理 投入量合 計(t/年)	中間処理部門 費(円/年)	中間処 理部門 原価(円 /Kg)
	破碎施 設投入 量(t/ 年)	直接焼 却施設 投入量 (t/年)	直営中間 処理投入 量(t/年)	破碎施 設投入 量(t/ 年)	直接焼 却施設 投入量 (t/年)	委託中 間処理 投入量 (t/年)			
1 可燃ごみ	0	84,154	84,154	0	0	0	84,154	2,525,241,871	30.007
2 不燃ごみ	4,683	0	4,683	0	0	0	4,683	517,844,463	110.580
3 粗大ごみ	249	0	249	0	0	0	249	43,665,884	175.365
21 草木類	0	13	13	0	0	0	13	388,632	29.895
22 有害ごみ	0	0	0	93	0	93	93	8,549,772	91.933
合計	4,932	84,167	89,099	93	0	93	89,192	3,095,690,621	34.708

※四捨五入の関係で、中間処理部門費(円/年)の各数値の合計と「合計」の数値は、一致しない。

最終処分部門の原価の内訳は次のとおりである。

廃棄物種類	直営	委託	埋立処分量 合計(t/年)	最終処分 部門費(円/年)	最終処分 部門原価 (円/kg)
	埋立処分 対象	埋立処分 対象			
1 可燃ごみ	○	○	3,543	108,725,157	32.512
2 不燃ごみ	○	○		6,440,856	
3 粗大ごみ	○	○		8,501	
4 アルミ缶	○	○			
5 スチール缶	○	○			
6 無色のびん	○	○			
7 茶色のびん	○	○			
8 その他のびん	○	○			
9 生きびん	○	○			
10 ペットボトル	○	○			
12 プラスチック製容器包装	○	○			
21 草木類	○	○		17,015	
合計	1,843	1,700		3,543	

※1 四捨五入の関係で、最終処分部門費(円/年)の各数値の合計と「合計」の数値は、一致しない。

※2 直営埋立処分対象と委託埋立処分対象の最終行の数値は、各々の埋立処分量合計(t/年)を示している。

資源化部門の原価の内訳は次のとおりである。

廃棄物種類		直営による資源 化投入量(t/年)	資源化部門費 (円/年)	資源化部門原価 (円/kg)
4	アルミ缶	759	142,307,989	187.494
5	スチール缶	460	47,443,083	103.137
6	無色のびん	610	7,203,048	11.808
7	茶色のびん	582	6,872,372	11.808
8	その他のびん	672	7,938,121	11.813
9	生きびん	28	330,794	11.814
10	ペットボトル	1,246	103,099,220	82.744
12	プラスチック製容器包装	4,245	223,008,621	52.534
21	草木類	303	79,002,786	260.735
合計		8,905	617,206,034	69.310

原価計算及びその推移をモニタリングすることは、一般廃棄物収集運搬・処理事業の効率を確認するのに重要なことであるので、今後も継続して行っていただきたい。

3 一般廃棄物処理基本計画の進捗管理

前述のとおり、「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、平成28年3月に策定され、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めているものである。本計画は平成28年度を開始年度とし、令和12年度までの15年間を計画期間としており、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、目標年度として令和2年度及び令和7年度を設定している。

しかし、その後の廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、令和4年3月に本計画の必要な事項について見直しを行い、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量・資源リサイクル活動の推進等を目標とした「循環型社会の構築」を目指すものとした。この新しい「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」は、令和4年度を開始年度とし、令和13年度までの10年間を計画期間としており、中間目標年度として令和8年度を設定している。

今回の進捗状況の評価は、平成28年3月に策定された計画（以下「旧計画」という。）を対象とするものである。旧計画におけるごみ処理の数値目標と令和2年度の実績値との比較は次表のとおりであり、達成状況は○が第1次目標達成、×が第1次目標未達成である。3項目が達成、3項目が未達成となっている。「資源回収を除く家庭系1人1日当たりの排出量」は、基準年度（平成24年

度)と同じ水準に留まった。「リサイクル率(資源化率)」は基準年度よりも下回り、目標値とは大きな乖離がある。「最終処分量」についても基準年度よりも増加している。

令和2年度のごみ年間排出量は前年度から減少しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が大幅に制限されるなど、事業系ごみが減少したことが大きな要因である。一方で、家庭系ごみは、外出自粛や在宅勤務などで在宅時間が長くなったことにより増加している。

「資源回収を除く家庭系1人1日当たりの排出量」についての意見は、【意見3】で、「リサイクル率(資源化率)」についての意見は、【意見4】で、「最終処分量」についての意見は、【意見5】で述べている。

区分	基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	第1次 目標年 度	達成 状況	第2次 目標年 度	第3次 目標年 度
	H24年 度	H28年 度	H29年 度	H30年 度	R1年 度	R2年 度	R2年 度	R2 年度	R7年 度	R12年 度
ごみ年間排出量 (t) 【下段 比率(%)】 ※1※2	114,211	112,209	111,548	110,125	111,253	108,749	109,188	○	107,958	105,816
	100.0	98.2	97.7	96.4	97.4	95.2	96.0		95.0	93.0
1人1日当たり のごみ排出量(g/人 日) 【下段 減率(%)】 ※3	904	875	867	855	860	843	855	○	855	855
		△ 3.2	△ 4.1	△ 5.4	△ 4.9	△ 6.7	△ 5.4		△ 5.4	△ 5.4
資源回収を除く家 庭系1人1日当た りの排出量(g/人 日) 【下段 減率(%)】 ※4	519	497	500	500	504	519	467	×	466	466
		△ 4.2	△ 3.7	△ 3.7	△ 2.9	0.0	△ 10.0		△ 10.2	△ 10.2
リサイクル率(資 源化率)(%)※5	24.8	23.5	23.1	22.8	23.6	22.9	30.0	×	35.0	35以上
最終処分量(t)	3,157	2,946	3,057	2,671	2,925	3,543	1,000 以下	×	1,000 以下	1,000 以下
参考 事業系ごみ 排出量(t)	26,799	29,117	28,701	27,667	27,846	23,669	28,218	○	28,246	27,950

※1 比率は対基準値比(平成24年度を100とする)を示す。

※2 排出量には集団回収量を含む

※3 ごみ年間排出量÷10月1日人口÷年間日数

※4 定時収集（可燃、不燃）＋戸別収集（粗大）＋戸別収集（ふれあい可燃、ふれあい不燃）＋自己搬入家庭系（可燃、不燃）÷10月1日人口÷年間日数

※5 総資源化量÷ごみ年間搬出量×100

次の表は、埼玉県各市の5年間のリサイクル率実績を示している。

川越市のリサイクル率は、平成28年度から令和2年度までの平均が約23.1%であり、埼玉県の他の市のリサイクル率と比較すると、40市中、22番目の実績となる。埼玉県のリサイクル率の平均が24.1%となっており、川越市は平均を下回っている。川越市の目標としている30%を超えている市は、日高市を除き6市存在する。

（日高市については、都市ごみを直接セメント資源化しているため、極めて高いリサイクル率となっているので、埼玉県合計の平均値の計算には含まれていない。）

埼玉県のリサイクル率（平成28年度から令和2年度の5年間の実績）

（単位：％）

市名	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	5年平均
埼玉県合計	24.5	24	23.9	23.7	24.4	24.1
1 日高市	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
2 加須市	39.1	38.7	38.4	37.1	38.4	38.3
3 朝霞市	34.2	34.1	32.3	33.4	33.7	33.5
4 狭山市	32.5	32.2	32.7	32.1	32.7	32.4
5 桶川市	32	32.2	31.4	31.6	31.9	31.8
6 飯能市	31.4	31.2	31.6	30.8	31.5	31.3
7 久喜市	31.5	30.8	30.1	30.2	29.6	30.4
8 所沢市	29	29	28.9	29.2	31.1	29.4
9 志木市	29.1	28.1	28.9	29.1	30.1	29.1
10 坂戸市	28.8	28.7	28.1	27	29	28.3
11 ふじみ野市	28.9	28.3	28.1	27.7	28.6	28.3
12 和光市	28.6	27.6	27.5	26.4	26.8	27.4
13 北本市	24.6	24.6	23.1	31	33	27.3
14 鴻巣市	27.8	27.6	27	26	24.9	26.7
15 新座市	27	26.2	25.9	25.5	26.2	26.2
16 富士見市	25.4	25.2	25.7	25.6	26.5	25.7
17 羽生市	25.3	24	23.7	23.5	24.5	24.2
18 蓮田市	22.9	23.2	27.2	23.5	24.1	24.2
19 さいたま市	24.6	23.7	22.8	22.3	23.9	23.5
20 秩父市	25.2	23.8	23.3	22.9	21.4	23.3

21	白岡市	24	22.9	22.6	23.3	23.6	23.3
22	川越市	23.5	23.1	22.8	23.3	23	23.1
23	入間市	23.3	22.5	23.6	21.7	23.1	22.8
24	川口市	23	22.7	22.5	22.4	23.4	22.8
25	深谷市	22.5	22.8	21.4	22.5	22.4	22.3
26	幸手市	22.6	22.6	22.3	21.8	21.7	22.2
27	蕨市	21.6	21	21	21.4	24.3	21.9
28	春日部市	21.9	21.1	21.5	21.5	21.7	21.5
29	熊谷市	22.2	21.2	20.2	20.4	20.7	20.9
30	東松山市	20.9	20.8	21	20.4	20.9	20.8
31	行田市	20.6	20.6	20.2	20.2	20.3	20.4
32	上尾市	19.9	20.3	19.7	19.1	18.9	19.6
33	草加市	19.4	19.1	19.4	19	19.6	19.3
34	吉川市	18.2	17.7	19.9	19.2	19.4	18.9
35	戸田市	19.1	18.5	18	19.1	19.6	18.9
36	本庄市	19	17.9	17.7	17.5	17.2	17.9
37	越谷市	15.8	15.1	17.4	17.7	17.8	16.8
38	三郷市	15.5	14.8	18.5	17.1	17.3	16.6
39	八潮市	15.3	15.4	16.2	15.4	16.2	15.7
40	鶴ヶ島市	15.3	13.6	13.4	14.2	15.4	14.4

※1 リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

※2 埼玉県合計は、町村も含んだ数値となっている。

※3 日高市については、都市ごみを直接セメント資源化しているため、極めて高いリサイクル率となっているので、平均値の計算には含まれていない。

日高市のごみ資源化処理とは、日高市内から発生する可燃ごみ（燃えるもの、プラスチック類、ガラス、セトモノ）を太平洋セメント株式会社埼玉工場（日高市大字原宿 721 番地）の資源化処理施設に入れて 3 日間かけて発酵させ、セメントの原料、燃料となる資源化物を作るものである。これを併設するセメント焼成キルンに移し、1,450 度で焼成し、セメントにする。平成 14 年 11 月にごみ資源化処理に移行した。（日高市ホームページより抜粋）

【意見 13】川越市のリサイクル率は達成可能な目標なのかを再検討する余地がある

川越市のリサイクル率の目標値は 30%である。しかし、川越市のリサイクル率は、平成 28 年度から令和 2 年度までの平均が約 23.1%であり、過去に目標値に到達したことは無い。埼玉県の他の市のリサイクル率と比較すると 40 市中、22 番目の実績となる。埼玉県のリサイクル率の平均が 24.1%となっており、川越市は平均を下回っている。リサイクル率を上げる努力は当然必要であるが、そもそも目標値 30%は達成可能な合理的な目標なのかについて、現在の処理施設や現行の処理方法との関係で検討し、必要があれば目標の見直しをすることも必要ではないかと考える。

4 ごみ収集・処理費の有料化

1) 家庭系ごみ有料化の推進の経緯と現状

a) 廃棄物減量等推進審議会における審議（諮問答申）

平成 23 年 8 月に廃棄物減量等推進審議会に対して、家庭ごみ等の費用負担について諮問を行い、当審議会は延べ 13 回にわたり会議を開催し、新たな減量の取り組みとして家庭ごみ等の費用負担について慎重に審議を重ねた。その結果、平成 26 年 11 月に審議会から、減量施策としてのごみ有料化は、ごみの排出抑制、資源化の促進、ごみ処理費用の負担の公平性の確保に一定の効果があると認められ、循環型社会の形成に向けた施策のひとつとして推進していくべきとの結論に至ったこと。また、なお書きとして、ごみ有料化は、市民の日常生活に大きな影響を与える施策であり、実施する場合は、社会・経済情勢、市の廃棄物処理の状況等を踏まえ慎重に検討するよう要望する旨の答申があった。

川越市廃棄物減量等推進審議会開催経過

	開催日	主な審議内容
第 1 回	平成 23 年 8 月 22 日	・家庭ごみ等の費用負担について（諮問） ・ごみ減量化の現状と今後の取り組みについて
第 2 回	平成 23 年 10 月 17 日	・川越市のごみ処理経費等について ・ごみ有料化の現状と今後の展開①
第 3 回	平成 23 年 11 月 14 日	・ごみ有料化の現状と今後の展開② ・家庭ごみの有料化について①
第 4 回	平成 24 年 1 月 17 日	・減量施策としてのごみ有料化の効果について
第 5 回	平成 24 年 2 月 10 日	・中間報告の素案について
第 6 回	平成 24 年 4 月 13 日	・有料化制度設計について ・市民意見の聴取方法について ・中間報告案について
	平成 24 年 5 月 11 日	・家庭ごみ等の費用負担について（中間報告）
第 7 回	平成 24 年 11 月 19 日	・市民意見の聴取結果について ・ごみ有料化の制度について
第 8 回	平成 24 年 12 月 25 日	・審議会におけるこれまでの審議経過
第 9 回	平成 25 年 4 月 30 日	・家庭ごみの有料化先進地視察について（蓮田白岡衛生組合、幸手市）
第 10 回	平成 26 年 4 月 28 日	・家庭ごみ等の費用負担について ・今後の審議会について
第 11 回	平成 26 年 7 月 22 日	・ごみ有料化制度設計について ・答申のたたき台について

第 12 回	平成 26 年 10 月 15 日	・ごみ有料化制度の研究について ・答申のたたき台について
第 13 回	平成 26 年 10 月 27 日	・家庭ごみ等の費用負担について（答申案）
	平成 26 年 11 月 14 日	・家庭ごみ等の費用負担について（答申）

b) 一般廃棄物処理基本計画への記載

家庭系ごみ有料化の推進は、「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」の基本方針 1「市民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化の推進」の中に記載され、重点的に取り組む施策の 1 つとして位置づけられている。

c) 現状

廃棄物減量等推進審議会答申の後の社会・経済情勢等（景気低迷、消費税率引き上げ、新型コロナウイルス感染症による影響等）を踏まえ、慎重に対応すべきことから、情報収集、廃棄物処理の費用の分析等を引き続き行い、実施時期の検討を続けている状況である。

d) 市民の意識

家庭ごみ収集の有料化に対する市民の意識としては、令和 3 年度市民意識調査によると、「賛成」・「どちらかという賛成」の合計が 14.4%に対して、「どちらかという反対」・「反対」の合計が 76.5%と反対が大部分である。

e) 有料化実施に伴い想定される課題

「家庭ごみ等の費用負担について（答申）」に記載されている課題は次のとおりである。

- ・ごみ有料化は、ごみ排出者の日常生活に大きな影響を与える施策であり、これを実施する場合は十分かつ丁寧な説明とごみ減量の理念などの教育や啓発が必要である。
- ・ごみ排出者の負担額については、既に実施している他市の実態を踏まえ、適切な負担額となるよう慎重な検討が必要である。
- ・ごみ有料化の効果から、可燃ごみから分別される資源物が増加するものと予想され、それらの回収方法についての検討が必要である。
- ・不法投棄の増大やリバウンド効果等のリスクについては、先進他市の取り組み等を調査し、適切な対応策を講じることが必要である。

2) 地方自治体のごみ有料化の導入状況

山谷修作東洋大学名誉教授のホームページ（山谷修作ホームページ）によると、ごみ有料化を実施している地方自治体の割合は、64.7%（2022 年 6 月現在）である。ごみの有料化は全国的には 6 割を超える地方自治体を実施しているようである。

全国市区町村の有料化実施状況（2022年6月現在）

	総数	有料化実施数	有料化実施率
市区	815	482	59.1%
町	743	528	71.1%
村	183	117	63.9%
市区町村	1,741	1,127	64.7%

注) 有料化実施数は、家庭系可燃ごみを有料化した市区町村の数。東京 23 区には有料化実施区なし。

また、同教授のホームページによると、ごみ有料化を実施している地方自治体数及び実施率は、都道府県別にみると次表のようになる。埼玉県は実施率 15.9%であり、岩手県の 3%に次いで実施率が低い。

都道府県別の有料化実施状況（2022年6月現在）

都道府県	県内市区町村数				有料化市区町村数				有料化実施率 (%)			
	市区	町	村	合計	市区	町	村	合計	市区	町	村	合計
北海道	35	129	15	179	33	118	13	164	94.30%	91.50%	86.70%	91.60%
青森県	10	22	8	40	4	11	5	20	40.00%	50.00%	62.50%	50.00%
岩手県	14	15	4	33	1	0	0	1	7.10%	0.00%	0.00%	3.00%
秋田県	13	9	3	25	8	7	1	16	61.50%	77.80%	33.30%	64.00%
宮城県	14	20	1	35	4	8	0	12	28.60%	40.00%	0.00%	34.30%
山形県	13	19	3	35	11	16	3	30	84.60%	84.20%	100.00%	85.70%
福島県	13	31	15	59	2	16	10	28	15.40%	51.60%	66.70%	47.50%
茨城県	32	10	2	44	13	5	1	19	40.60%	50.00%	50.00%	43.20%
栃木県	14	11	-	25	7	7	-	14	50.00%	63.60%	-	56.00%
群馬県	12	15	8	35	2	8	6	16	16.70%	53.30%	75.00%	45.70%
埼玉県	40	22	1	63	5	5	0	10	12.50%	22.70%	0.00%	15.90%
千葉県	37	16	1	54	21	14	1	36	56.80%	87.50%	100.00%	66.70%
東京都	49	5	8	62	25	4	0	29	51.00%	80.00%	0.00%	46.80%
神奈川県	19	13	1	33	6	1	0	7	31.60%	7.70%	0.00%	21.20%
新潟県	20	6	4	30	17	3	3	23	85.00%	50.00%	75.00%	76.70%
富山県	10	4	1	15	8	2	0	10	80.00%	50.00%	0.00%	66.70%
石川県	11	8	-	19	9	8	-	17	81.80%	100.00%	-	89.50%
福井県	9	8	-	17	2	5	-	7	22.20%	62.50%	-	41.20%

山梨県	13	8	6	27	4	5	1	10	30.80%	62.50%	16.70%	37.00%
長野県	19	23	35	77	15	20	27	62	78.90%	87.00%	77.10%	80.50%
岐阜県	21	19	2	42	20	18	2	40	95.20%	94.70%	100.00%	95.20%
静岡県	23	12	-	35	11	9	-	20	47.80%	75.00%	-	57.10%
愛知県	38	14	2	54	16	9	1	26	42.10%	64.30%	50.00%	48.10%
三重県	14	15	-	29	6	2	-	8	42.90%	13.30%	-	27.60%
滋賀県	13	6	-	19	8	0	-	8	61.50%	0.00%	-	42.10%
京都府	15	10	1	26	9	5	1	15	60.00%	50.00%	100.00%	57.70%
大阪府	33	9	1	43	13	6	1	20	39.40%	66.70%	100.00%	46.50%
兵庫県	29	12	-	41	13	5	-	18	44.80%	41.70%	-	43.90%
奈良県	12	15	12	39	7	12	9	28	58.30%	80.00%	75.00%	71.80%
和歌山県	9	20	1	30	8	19	0	27	88.90%	95.00%	0.00%	90.00%
鳥取県	4	14	1	19	4	14	1	19	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
島根県	8	10	1	19	8	10	1	19	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
岡山県	15	10	2	27	13	7	2	22	86.70%	70.00%	100.00%	81.50%
広島県	14	9	-	23	9	5	-	14	64.30%	55.60%	-	60.90%
山口県	13	6	-	19	8	5	-	13	61.50%	83.30%	-	68.40%
徳島県	8	15	1	24	5	10	1	16	62.50%	66.70%	100.00%	66.70%
香川県	8	9	-	17	7	9	-	16	87.50%	100.00%	-	94.10%
愛媛県	11	9	-	20	8	9	-	17	72.70%	100.00%	-	85.00%
高知県	11	17	6	34	10	17	6	33	90.90%	100.00%	100.00%	97.10%
福岡県	29	29	2	60	28	27	2	57	96.60%	93.10%	100.00%	95.00%
佐賀県	10	10	-	20	10	10	-	20	100.00%	100.00%	-	100.00%
長崎県	13	8	-	21	12	7	-	19	92.30%	87.50%	-	90.50%
熊本県	14	23	8	45	13	22	7	42	92.90%	95.70%	87.50%	93.30%
大分県	14	3	1	18	13	3	0	16	92.90%	100.00%	0.00%	88.90%
宮崎県	9	14	3	26	5	8	1	14	55.60%	57.10%	33.30%	53.80%
鹿児島県	19	20	4	43	10	7	0	17	52.60%	35.00%	0.00%	39.50%
沖縄県	11	11	19	41	11	10	11	32	100.00%	90.90%	57.90%	78.00%

注)1.都道府県や市区からの提供資料を参考に、一部市区町村に個別に確認して作成。

2.ここでの「有料化」は、市区町村が家庭系可燃ごみの定日収集・処理について、条例の規定に基づき従量制手数料を徴収すること、と定義とした。

3) 市民の意識調査

令和3年度に実施した第14回川越市市民意識調査報告書では、環境の調査について結果分析を行っており、その中で「家庭ごみ収集の有料化」についての調査結果が記載されている。

(注) この市民意識調査は、3年ごとに実施しているもので、令和3年度の調査では、令和3年10月1日から10月29日を調査期間とし、川越市住民基本台帳から川越市在住の満18歳以上の男女3,000人を無作為抽出し、郵送にて配布・回収したものである。

「ごみ処理費用の負担の公平性の観点から、家庭ごみ収集を有料化することについて、どのように思いますか」という問いに対する回答は次のようなものであった。反対が76.5%であり、前回(平成30年度)の調査結果と比べると反対の比率が増加している。

市民の意識では、ごみ有料化はまだ受け入れられないものである。

年度	回答人数	賛成及びどちらか という賛成	反対及びどちらか という反対	分からない及 び無回答	合計
R3	1,496	14.4%	76.5%	9.1%	100.0%
H30	1,556	13.8%	66.8%	19.4%	100.0%

【意見14】家庭ごみ有料化については、そのリスクも十分検討しつつ、引き続き、実施時期を慎重に検討していくことが重要である

川越市では、家庭系ごみ有料化については、平成26年度に、ごみの排出抑制、資源化の促進、ごみ処理費用の負担の公平性の確保に一定の効果があると認められ、循環型社会の形成に向けた施策のひとつとして推進していくべきとの結論に至っているが、その後、進展が無いように見受けられる。これは、ごみ有料化が市民の日常生活に大きな影響を与える施策であり、実施する場合は社会・経済情勢、市の廃棄物処理の状況等を踏まえ慎重に検討するという姿勢を維持しているからであると考えられる。

埼玉県のごみ有料化実施率は15.9%で、都道府県では2番目に低い。全国での有料化実施率は、64.7%、市区では59.1%であり、全国的には有料化の実施が受け入れられている。しかし、一方で、ごみの有料化の実行は慎重を要することであることは否定できない。

ごみの有料化に伴い生ずると予想される不法投棄の増大やリバウンド効果等リスクへの対策を検討し、負担額をいくりにするかも含め、実施時期を慎重に検討していくことが必要である。ごみ有料化を実現するためには、ごみ有料化の必要性や効果について市民に十分理解されるよう周知していく努力が必要である。

5 集団回収の促進

1) 集団回収の促進事業の歳出

集団回収の促進事業の過去5年間の歳出の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度
報償費	39,067	36,798	34,287	25,329	25,215	31,056
報償金	39,044	36,775	34,262	25,304	25,190	31,031
賞賜金	23	23	25	25	25	25
需用費	43	46	43	43	43	49
印刷製本費	43	46	43	43	43	49
負担金、補助金及び交付金	8,849	8,296	7,673	5,554	5,670	7,309
補助金	8,849	8,296	7,673	5,554	5,670	7,309
合計	47,959	45,141	42,003	30,926	30,928	38,414

集団回収は、子ども会、PTA、老人クラブなど地域住民の自主活動として、各家庭から資源を回収し、一定の場所に集め、資源物を取扱い業者に引き渡すリサイクル活動である。

川越市は、集団回収を実施する団体を支援し、回収物の市場価格に左右されない安定した活動を促進し、また、集団回収に協力する業者を支援し、業者の育成及び円滑な回収を促進している。

集団回収の効果としては、①リサイクルの推進（・資源の節約・エネルギーの節約・地球環境の保護・排出機会の拡充）②ごみの減量（・ごみ処理施設の延命・ごみ処理経費の節約）及び③コミュニティ活動づくり（・収益金の活用（資源物の売上金+川越市から報償金が交付）・会員相互の親睦・物を大切にす意識の育成）が期待されている。

2) 集団回収事業報償金

集団回収事業報償金は、「川越市集団回収事業報償金交付要綱」に基づいて交付される。その内容は次の表のとおりである。

項目	内容
対象回収物	家庭から回収した資源物（新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、布類、アルミ缶、びん）のみ。事業者から回収したものは報償金の対象にならない。
対象団体	川越市内の地域住民で組織している子ども会、PTA、自治会、老人クラブ等で、営利を目的とせず、市に登録した団体。 市への登録は川越市集団回収事業実施団体登録申請書を提出する必要がある。
報償金	集団回収を実施し、回収量に対して1キログラム当たり6円の報償金が交付される。
報償金の申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団回収を実施したときは、資源物を回収した業者に集団回収実施報告書を記入してもらおう。記入内容及び業者の署名もしくは記名押印はその場で確認が必要。 ・ 集団回収実施報告書は、各団体の責任者が管理し、報償金交付申請期間まで保管しておく。 ・ 報償金の申請は、川越市集団回収事業報償金交付申請書（提出期間前に代表者宛に郵送する。）と集団回収実施報告書を市へ提出する。 ・ 申請の受付窓口は資源循環推進課のみである（郵送可）。四半期ごとに、川越市集団回収事業報償金交付申請書と集団回収実施報告書を市へ提出する。 ・ 報償金の交付は、提出期間の翌月末頃各団体の希望する金融機関の口座に振り込む。

集団回収実施日・申請期間・報償金振込時期の関係

集団回収実施日	申請書提出期間	報償金振込時期
4月～6月	7月1日～14日	8月25日頃
7月～9月	10月1日～14日	11月25日頃
10月～12月	1月4日～17日	2月25日頃
1月～3月	4月1日～14日	5月25日頃

令和3年度の報償金交付状況

川越市集団回収事業実績一覧表より四半期ごとの回収物の量及び報償金額は次のとおりである。

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
団体	登録団体数	312	312	312	312	
	実施団体数	223	197	229	211	860
回収物等	新聞(kg)	452,655	358,570	463,861	396,840	1,671,926
	雑紙(kg)	340,045	237,170	291,682	279,400	1,148,297
	ダンボール(kg)	282,140	251,520	288,561	258,142	1,080,363
	紙パック(kg)	12,889	10,700	13,242	9,867	46,698
	布類(kg)	44,339	21,774	38,242	24,304	128,659
	ビン類(kg)	598	496	597	742	2,433
	金属類(kg)	30,656	31,154	31,298	26,872	119,980
	合計(a)(kg)	1,163,322	911,384	1,127,483	996,167	4,198,356
報償金等	報償金 (kg 当たり) (b) (円)	6	6	6	6	6
	団体報償金合計 ((a)×(b)) (円)	6,979,932	5,468,304	6,764,898	5,977,002	25,190,136
	団体売上金 (円)	2,872,935	3,445,975	4,027,314	3,520,137	13,866,361
	団体収益金 (円)	9,852,867	8,914,279	10,792,212	9,497,139	39,056,497

上記「団体報償金合計」額について四半期ごとの交付金額を支出負担行為書と突合した結果、全て一致していた。

3) 集団回収事業協力業者育成補助金

集団回収事業協力業者育成補助金は、ごみの減量化・資源化を推進するため、資源の有効利用を図る集団回収事業に協力する取扱業者（以下「協力業者」という。）に対し、「川越市集団回収事業協力業者育成補助金交付要綱」に基づいて交付される。

項目	内容
対象協力業者	補助金の交付を受けることのできる協力業者は、資源物を回収する業者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) 川越市集団回収事業報償金交付要綱第2条に規定する集団回収事業に協力することができること。 (2) 市税等の滞納がないこと。
補助金額	補助金の額は、回収量に対して、回収量1トン当たり1,400円で計算した額とする。 (回収量に、500キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、500キログラム以上1トン未満の端数があるときはこれを1トンに切り上げる。)

補助金の申請・報告・書類の整理等	<ul style="list-style-type: none"> ・川越市集団回収事業協力業者育成補助金交付申請書を使用し、申請書の提出期限は会計年度ごとに定めるものとし、その提出部数は1部とする。 ・実績報告は、川越市集団回収事業協力業者育成補助事業実績報告書を使用し、事業記録を記載した書類を添付しなければならない。補助事業の完了（補助事業の廃止・事業年度終了の場合を含む。）後15日以内に市長に提出しなければならない。 ・協力業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならず、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
------------------	--

協力業者一覧

業者名	住所	新聞	ダンボール	雑誌	その他雑紙	紙パック	布類	アルミ缶	スチール缶	一升びん	ビールびん	その他のびん
aa	川越市小仙波	○	○	○	○	○	○					
ab	川越市久下戸	○	○	○	○	○	○	○				
ac	川越市下赤坂	○	○	○	○	○	○	○				
ad	川越市下小坂	○	○	○	○	○	○	○				
ae	川越市寺尾	○	○	○	○	○	○	○				
af	川越市下小坂	○	○	○	○	○	○	○				
ag	川越市石原町	○	○	○	○	○	○	○	○			
ah	川越市上寺山	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
ai	鶴ヶ島市上広谷	○	○	○	○	○	○	○				
aj	川越市菅原町	○	○	○	○	○	○	○				
ak	川越市城下町							○				
al	川越市笠幡	○	○	○	○	○	○	○				
am	川越市古谷上	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
an	川越市下松原	○	○	○	○	○	○	○	○			
ao	川越市下広谷	○	○	○	○	○	○	○				
ap	川越市氷川町	○	○	○	○	○	○	○				
aq	熊谷市佐谷田	○	○	○	○	○	○	○				
ar	新座市本多	○	○	○	○	○	○	○	○			
as	川越市下松原	○	○	○	○	○	○	○	○			
at	富士見市貝塚	○	○	○	○	○	○	○	○			
au	ふじみ野市亀久保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

av	所沢市中富	○	○	○	○	○	○	○	○			
aw	熊谷市上新田	○	○	○	○	○	○	○				
ax	川越市笠幡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ay	入間郡三芳町上富	○	○	○	○	○	○					
az	川越市大仙波	○	○	○	○	○	○	○				
ba	川越市小ヶ谷							○				

※上記アルファベットは、下記のアルファベットと対応していない。

令和3年度の補助金交付実績

	協力業者名	年間回収量 (kg)	年間回収量 (t)	t 当たり補助金 (円)	補助金額 (円)
1	EB	500,820.0	501	1,400	701,400
2	EC	20,090.0	20	1,400	28,000
3	ED	385,876.0	386	1,400	540,400
4	EE	654,127.0	654	1,400	915,600
5	EF	51,298.0	51	1,400	71,400
6	EG	251,160.0	251	1,400	351,400
7	EH	534,141.0	534	1,400	747,600
8	EI	12,220.0	12	1,400	16,800
9	EJ	213,141.5	213	1,400	298,200
10	EK	470,855.0	471	1,400	659,400
11	EL	71,680.0	72	1,400	100,800
12	EM	387,080.0	387	1,400	541,800
13	EN	28,160.0	28	1,400	39,200
14	EO	108,245.0	108	1,400	151,200
15	EP	52,065.0	52	1,400	72,800
16	EQ	40,360.0	40	1,400	56,000
17	ER	1,880.0	2	1,400	2,800
18	ES	97,607.5	98	1,400	137,200
19	ET	100,818.0	101	1,400	141,400
20	EU	68,708.0	69	1,400	96,600
	合計	4,050,332.0	4,050		5,670,000

上記補助金額については、各業者に対する交付額決定通知書の金額と一致していることを確認した。

川越市が集計した年間回収量について、回収業者が提出した集団回収事業実績報告書に記載の回収量と差異があるか否かについて調査したところ、次の表のように多くの差異が生じている。

年間回収量は、集団回収事業報償金の交付額を計算する際に用いられる集団回収実施報告書に基づき入力された数値を回収業者別に再集計したものである。従って、川越市で集計された回収量の方が正しい実績値と考えられ、この川越市が集計したデータに基づいて計算され交付された補助金交付額は適正であると考ええる。

	協力業者名	A 年間回収量 (kg)	B 実績報告書記載の回収量 (kg)	差 (A-B) (kg)
1	EB	500,820.0	500,830.0	△ 10.0
2	EC	20,090.0	21,320.0	△ 1,230.0
3	ED	385,876.0	391,290.0	△ 5,414.0
4	EE	654,127.0	653,542.0	585.0
5	EF	51,298.0	51,298.0	0.0
6	EG	251,160.0	251,160.0	0.0
7	EH	534,141.0	538,199.0	△ 4,058.0
8	EI	12,220.0	12,220.0	0.0
9	EJ	213,141.5	214,891.5	△ 1,750.0
10	EK	470,855.0	479,481.0	△ 8,626.0
11	EL	71,680.0	74,040.0	△ 2,360.0
12	EM	387,080.0	382,850.0	4,230.0
13	EN	28,160.0	28,160.0	0.0
14	EO	108,245.0	118,316.0	△ 10,071.0
15	EP	52,065.0	48,287.0	3,778.0
16	EQ	40,360.0	40,360.0	0.0
17	ER	1,880.0	3,520.0	△ 1,640.0
18	ES	97,607.5	96,915.5	692.0
19	ET	100,818.0	74,870.0	25,948.0
20	EU	68,708.0	68,046.0	662.0
	合計	4,050,332.0	4,049,596.0	736.0

【意見 15】川越市集団回収事業協力業者育成補助金の集団回収事業実績報告書に記載すべき回収量の正確な記載を指導監督する必要がある

川越市集団回収事業協力業者育成補助金の交付額計算の基礎となる年間回収量について、回収業者が提出した集団回収事業実績報告書に記載の回収量と、集団回収事業報償金の交付額を計算する際に用いられる集団回収実施報告書に基づき入力された回収実績を回収業者別に再集計した数値とに差異が生じている。川越市で集計された回収量が正しい回収実績値と考えられるので、川越市集団回収事業協力業者育成補助金交付額は適正な金額であると考えられる。しかし、回収業者が記載する実績報告書の回収量の意味が無くなるので、回収業者には実績報告書に回収量の正確な記載を指導監督する必要がある。

6 環境プラザの事業

1) 施設概要

環境プラザ「つばさ館」は、循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce:リデュース）、再使用（Reuse:リユース）、再生利用（Recycle:リサイクル）の3Rを推進するため、市民、団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設である。

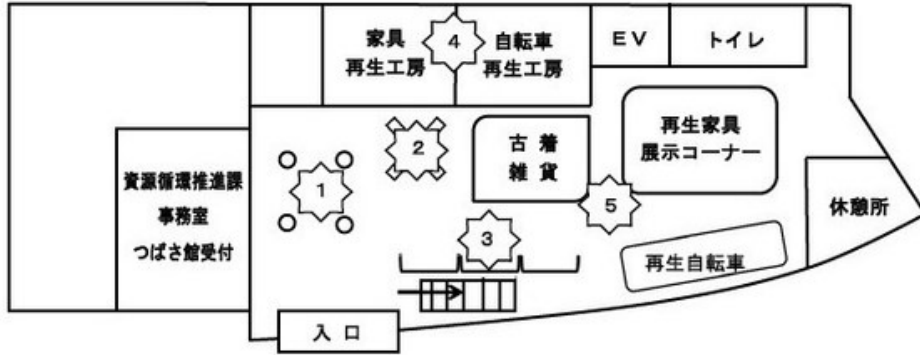
つばさ館には、廃棄物に関わる環境学習機能として、情報展示ホール、リサイクル体験工房、情報資料コーナーを設置している。また、つばさ館3階から見学コースに沿って、リサイクル施設や熱回収施設などを自由に見学することができ、ごみ処理の過程を学ぶことができる。

さらに、市民から、まだ使える不用品の引き取りを行うと同時に、リサイクル家具・リサイクル自転車・リユース品（古着・雑貨類・古本）の頒布を行っており、「不用品交換・リユース・リサイクルの拠点」として機能している。

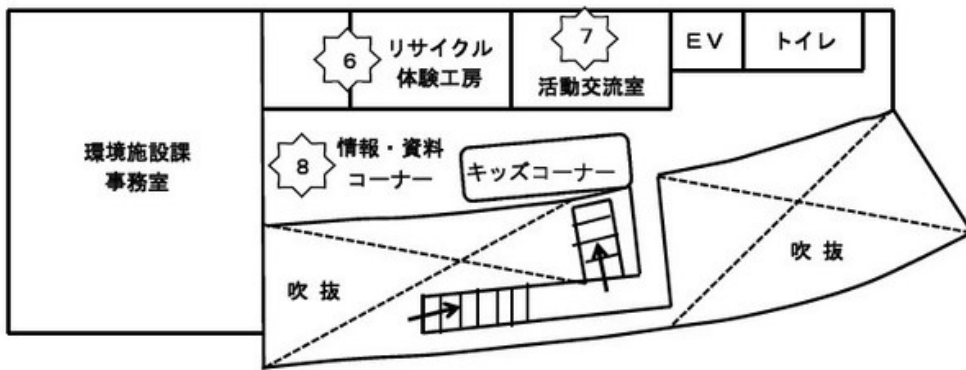
稼働年月	平成 22 年 4 月
建物構造	鉄骨造（3 階建て）
延床面積	4,345 m ²
開館日	火曜日から日曜日 午前 9 時から午後 5 時まで、（リユース品頒布等は午前 10 時から午後 3 時まで）
休館日	月曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

(施設平面図)

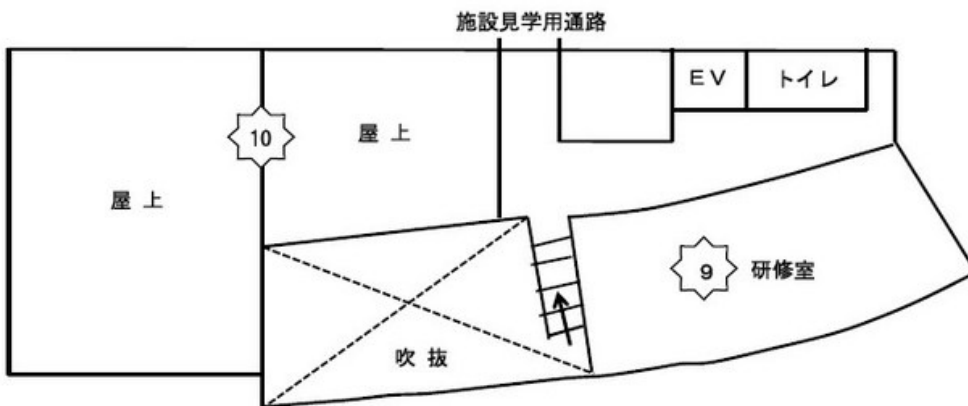
つばさ館 1階平面図



つばさ館 2階平面図



つばさ館 3階平面図



番号	設置物名	概略
1	エコタワー	川越市内から排出されるごみ（びん・かん・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装）を品目別に柱の中に詰め込んだタワー。柱の中を見ると品目別に分別されたごみが詰まっている。タワーには1日に市内から排出されるごみの量が表示してある。どれだけのごみが1日に排出されているか体感することができる。
2	クエストブック	地球の環境問題について学べるコーナー。地球温暖化の仕組みや、酸性雨の仕組み、生物多様性についての説明が展示されている。それぞれの展示物に様々な仕掛けが施されているので、楽しみながら環境問題を学べる。
3	3R 体験コーナー	3R について遊びながら学べるコーナー。リデュースストアでは「マイバック」頒布について。リユースクローゼットでは「おもちゃの病院」情報。リサイクルキッチンでは「ごみの分別ゲーム」ができる。
4	家具・自転車再生工房	ごみとして出された家具や放置された自転車を修理するスペース。ここで修理された家具や自転車はリサイクル品展示スペースに展示され頒布を行っている。
5	リサイクル・リユース品展示スペース	再生家具・再生自転車や、古着・雑貨・古本などを頒布している。ごみとして出された家具や放置された自転車に手を加え、リサイクル品として頒布している。また、古着・雑貨・古本などリユース品の頒布も行っている。
6	リサイクル体験工房	ここでは、リサイクル・リユースを体験しながら学べる講座を開催している。
7	活動交流室	ごみや環境問題について関心を持っているグループや団体の話し合いや学習、実習の場として利用できる部屋。
8	情報資料コーナー	環境問題や自然科学に関する図書がおいてある。自由に閲覧することができ、環境に関する情報を調べることができる。
9	研修室	収容人数は 150 人で、会議や研修を行える部屋になっている。
10	屋上	屋上には太陽光パネルが設置してある。パネルの枚数は 310 枚で、1日あたりの発電量は 58.9 キロワットとなっている。

2) 環境プラザ入館者数等

過去5年間の環境プラザ（つばさ館）入館者数は次のとおりである。

年度	開館日数	入館者数			1日あたり平均入館者数
		総数（団体含む）	団体見学者数	団体数	
H29	294日	52,555名	2,412名	42団体	179名
H30	292日	50,631名	2,684名	63団体	173名
R1	272日	47,523名	2,932名	81団体	175名
R2	182日	21,839名	30名	5団体	120名
R3	292日	29,861名	438名	13団体	102名
合計	1,332日	202,409名	8,496名	204団体	152名

※累計来館者数は、平成22年度の開館から平成29年12月27日に来館者数30万人到達し、令和4年3月末現在、461,511名となっている。

リサイクル体験講座開催実績

年度	開催回数 (回)	参加者数 (人)	主な講座
H29	31	451	布ぞうりづくり、自転車メンテナンス、椅子メンテナンス、家具メンテナンス他
H30	37	567	布ぞうりづくり、自転車メンテナンス、家具メンテナンス、トートバックづくり他
R1	30	543	布ぞうりづくり、自転車メンテナンス、家具メンテナンス、ポーチバックづくり他
R2	0	0	—
R3	18	198	布ぞうりづくり、自転車メンテナンス、家具メンテナンス、石けんづくり他
合計	116	1,759	

※平成22年度開始。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止。

3) リサイクル・リユース品に係る頒布の状況

① 家具類のリサイクル及び頒布

再生可能な家具類を再生、展示頒布することにより、市民へのリユース（再使用）の普及啓発を行っている。平成 22 年 4 月 1 日の環境プラザ開館に伴い、リサイクルセンターから事業を移管した。

リサイクル家具の頒布は、原則月 1 回の抽選頒布を実施している。1 回の展示で 1 人 2 点まで申込できる。開館日の午前 9 時～午後 5 時に申込可能。

再生家具頒布実績

年度	頒布点数（点）	頒布額（円）
H29	1,347	2,485,700
H30	1,240	2,275,400
R1	1,016	1,898,700
R2	579	1,083,400
R3	536	1,051,500
合計	4,718	8,794,700

※平成 22 年度頒布開始。

② 自転車のリサイクル及び頒布

放置自転車等の中から再生可能な自転車を再生、展示頒布することにより、市民のリユース（再使用）の普及啓発を行っている。平成 25 年度までは公益社団法人川越市シルバー人材センター（以下「川越市シルバー人材センター」という。）の独自事業として実施してきたが、平成 26 年度から川越市の委託事業とした。

リサイクル自転車は環境プラザ館にて毎週金曜日の午前 9 時より頒布している。

再生自転車頒布実績

年度	頒布台数（台）	頒布額（円）
H29	358	2,800,000
H30	391	2,860,200
R 1	287	2,146,600
R 2	183	1,381,600
R 3	216	1,609,400
合計	1,435	10,797,800

※市の事業としては平成 26 年度頒布開始。

③ リユース品の頒布

古着・雑貨・古本などが対象。開館日の午前 10 時～午後 3 時に頒布している。

古着・雑貨・古本頒布実績

年度	年度合計	古着	雑貨	古本
	頒布点数（点）	頒布点数（点）	頒布点数（点）	頒布点数（点）
	頒布額（円）	頒布額（円）	頒布額（円）	頒布額（円）
H29	53,476	23,802	21,587	8,087
	3,489,740	1,190,100	2,218,770	80,870
H30	55,627	22,996	20,505	12,126
	3,371,150	1,149,800	2,100,090	121,260
R1	49,126	18,483	16,577	14,066
	3,290,650	945,850	2,204,140	140,660
R2	30,653	10,290	11,360	9,003
	1,867,790	513,940	1,263,820	90,030
R3	44,038	15,912	12,530	15,596
	2,732,590	845,850	1,730,780	155,960
合計	232,920	91,483	82,559	58,878
	14,751,920	4,645,540	9,517,600	588,780

※平成 22 年度頒布開始。但し、古本は平成 24 年度頒布開始。

4) 再生家具、再生自転車、古着・雑貨・古本の頒布業務

① 頒布の数量、価格（単価）の決定方法

（再生家具）

再生家具の頒布の数量については、市民から購入の希望が多くあり、抽選制（展示場所にダンス、テーブル、ベッド、イス等を 50～60 点展示し、購入希望者が「再生家具申込書」を提出。月 1 回の抽選日に当選者を決定）をとっているため、頒布の数量に制限をかけている（申込みは 1 人につき 2 票まで）。

価格（単価）は、家具を再生する際に必要な費用（業務委託料、消耗品費）を反映させた単価（1kg129 円）に家具の重量を乗じて価格を算出し、決定している。

(再生自転車)

再生自転車の頒布の数量については、同一の頒布日（毎週金曜日）において同一人物が複数購入することに制限はないが、頒布日ごとの出庫数が多くて6～7台と限られているため、実際には同一人物が複数購入する例はない。

価格（単価）は、自転車1台の再生に要する人件費から基本価格（6,500円）を算出し、オートライト、変速機等の機能による加算、新品の部品と更新した場合の加算を行い、決定している。

(古着・雑貨・古本)

古着・雑貨・古本の頒布の数量については、多くの入館者に広く平等に購入してもらうため、品目等ごとに1度の購入数に制限をかけている。制限の詳細については次の表のとおりである。

品目と頒布価格ごとの購入限度数（古着・雑貨・古本）

品目	頒布価格	購入限度数
雑貨類	10円のみ	10点まで
	50～400円	3点まで
	500円以上	2点まで
古着	全て50円	10点まで
古本	全て10円	5点まで

古着・雑貨・古本の価格（単価）は、市民から無料で提供を受けた不用品の「検品・清掃」「陳列」「在庫管理」に要する経費の一部を購入者に負担してもらうという考え方にに基づき、次のとおり設定している。

- ア 古着 50円 ※スーツ、コート、着物 100円
- イ 雑貨 50円 ※箱入りの食器類 200円～1,000円
- ウ 古本 10円

② リサイクル・リユースの在庫管理

リサイクル・リユースの物品を頒布するということは、在庫が存在することになる。在庫管理について質問したところ、次のような回答を得ている。

家具の入庫・出庫を含めた在庫の管理は、資源循環推進課の職員がパソコン上のシステムで管理している。年度末に在庫は存在し、棚卸等についても資源循環推進課の職員が行っている。

自転車の入庫・出庫、棚卸等を含めた在庫の管理は、川越市シルバー人材センターの職員が担当しているが、システム上の在庫管理は行っていない。年度末に在庫は存在する場合がある。

古着・雑貨・古本については、入庫・出庫の管理は川越市シルバー人材センターの職員が管理しているが、選別を行う量が膨大であり、在庫数の正確な把握は行っていない。年度末に在庫は存在す

る。販売価格を決めているという点では実地棚卸は行われている。システム上の在庫管理は行っていない。

【意見 16】 リサイクル・リユースの在庫管理については現行の方法で問題無いと考えられ、物品の劣化が生じないように保管に気を付けていただきたい

リサイクル・リユースの在庫管理については、自転車及び家具のような大型の物品については、再生作業も必要であり、個体の在庫管理を行うべきであり、実際、在庫管理が行われている。

一方、古着・雑貨・古本については、品目及び数量が膨大となり、在庫管理は煩雑となり実際上困難であると考えられる、本来、捨てられるものを無料で提供を受けたものであり、頒布時に収入金額の管理のみが行われている現在の方法で問題無いと考えられる。但し、頒布目的で保管しているものであるため、現物管理としては、物品の劣化等が生じないように気を付けていただきたい。

③ 頒布実績の集計及び会計処理

資源循環推進課のパソコン上のシステムを使用して毎日の頒布数と頒布金額の管理を行い、前日の頒布金額を原則、翌日に金融機関に入金することで会計処理を行っている。また、年度ごとの頒布実績を集計している。

令和3年度の頒布実績についての明細は次の表のとおりである。

令和3年度家具・自転車の頒布実績（月別）

月	リサイクル家具売払 収入		リサイクル自転車売払 収入		売払金額（収 入）（円）	払込金額（口座 入金）（円）
	点数	金額（円）	台数	金額（円）		
4	40	73,700	37	258,500	332,200	266,700
5	48	73,500	16	119,500	193,000	258,500
6	53	123,400	21	152,500	275,900	275,900
7	56	105,100	12	92,500	197,600	169,100
8	42	90,200	24	174,000	264,200	292,700
9	42	95,400	16	131,000	226,400	220,300
10	39	61,000	16	121,000	182,000	160,800
11	42	85,100	16	116,500	201,600	228,900
12	40	81,400	16	124,000	205,400	205,400
1	42	65,500	16	121,900	187,400	187,400
2	46	84,500	14	101,000	185,500	185,500
3	46	112,700	12	97,000	209,700	209,700
合計	536	1,051,500	216	1,609,400	2,660,900	2,660,900

令和3年度古着・雑貨・古本の頒布実績（月別）

月	古着頒布実績		雑貨頒布実績		古本頒布実績		合計		
	点数	金額 (円)	点数	金額 (円)	点数	金額 (円)	点数	収入金額 (円)	口座入金 (円)
4	1,183	59,800	1,192	157,690	1,830	18,300	4,205	235,790	232,400
5	1,004	50,200	1,047	142,870	1,565	15,650	3,616	208,720	223,660
6	1,098	54,900	1,063	161,920	1,513	15,130	3,674	231,950	223,080
7	979	48,950	924	119,830	1,478	14,780	3,381	183,560	177,140
8	858	42,900	829	105,940	1,122	11,220	2,809	160,060	165,130
9	1,281	64,100	909	131,590	1,264	12,640	3,454	208,330	208,970
10	1,559	79,650	1,129	157,500	974	9,740	3,662	246,890	226,500
11	1,693	94,900	1,238	164,320	996	9,960	3,927	269,180	290,160
12	1,736	99,700	1,178	157,800	1,321	13,210	4,235	270,710	271,880
1	1,445	81,550	936	135,650	1,029	10,290	3,410	227,490	235,310
2	1,310	72,350	873	121,630	1,115	11,150	3,298	205,130	205,130
3	1,766	96,850	1,212	174,040	1,389	13,890	4,367	284,780	274,480
合計	15,912	845,850	12,530	1,730,780	15,596	155,960	44,038	2,732,590	2,733,840

※「収入金額<口座入金額」ということは、前年度の収入金額を当年度に口座入金したということである。

後述するが、頒布業務は川越市シルバー人材センターに委託しており、その業務内容の中に、頒布収入に伴う金銭管理が含まれている。その内容は、次のとおりである（「施設案内及び頒布業務委託仕様書」より抜粋）。

- ・展示しているリユース品の頒布に際し、頒布に係る費用を受け取る。
- ・受け取った金銭について適切に管理し、収入のあった日については速やかに集計し、所定の出納簿等を作成し、金銭については担当職員へ引き渡す。

現金管理

現金の收受は、家具・自転車・雑貨等の頒布による収入と粗大ごみ手数料収入があり、現金管理が必要になる。收受した現金は、平日では翌日に銀行口座に預け入れするが、金曜日から休館日の月曜日までは、現金は金庫の中に収納され、翌火曜日に預け入れされる。プラザ館では、現金管理担当者が現金保管金額確認表を作成し、出納員による現金残高チェックが行われている。

監査人は令和4年10月3日（月曜日のため休館日）において、前日10月2日（日曜日）の保管金を実査し、実際の現金残高と現金保管金額確認表の残高と一致していたことを確認した。

④ 川越市シルバー人材センターへの業務委託

家具の修繕、自転車の修繕・在庫管理、古着・雑貨・古本の仕分け作業・値付け・在庫管理を川越市シルバー人材センターの業務委託により行い、家具の在庫管理のみ資源循環推進課で行っている。

令和3年度の川越市シルバー人材センターへの業務委託費は次の3契約となっている。

事業名	業務委託名	委託料(円)	契約方法
① 施設案内及びリユース品の頒布	施設案内及び頒布等業務委託料	2,361,532	1者随意契約
② 家具類再生及び展示頒布	家具類再生業務委託料	2,425,737	1者随意契約
③ 自転車再生及び展示頒布	自転車再生業務委託料	2,437,776	1者随意契約

随意契約の理由

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当」するとして、「業務については、地方自治法施行令で随意契約とすることが認められた「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく法人であり、契約することにより高齢者等の職業の安定その他福祉の増進が図れるため」と記載されている。

上記3業務委託契約の予定価格と落札率は次のとおりである。

	業務委託名	委託料(円)	予定価格 (税込)	予定価格 (税抜)	見積額 (税抜)	落札率
①	施設案内及び頒布等業務委託料	2,361,532	2,361,532	2,146,848	2,146,848	100.0%
②	家具類再生業務委託料	2,425,737	2,425,737	2,205,216	2,205,216	100.0%
③	自転車再生業務委託料	2,437,776	2,437,776	2,216,160	2,216,160	100.0%

5) 「肥え土」頒布

従前ごみとして焼却されていた、公園等から排出された剪定枝を草木類資源化施設で土壌改良材として資源化し、市民に頒布することで、可燃ごみの減量の推進と市民のリサイクル意識の高揚を図る。

市内の事業者等が公園等から排出された剪定枝を草木類資源化施設へ搬入し、この施設で、剪定枝を破碎処理、発酵、熟成させて土壌改良材「肥え土」を生産し、市民に無償頒布する。

「肥え土」は、土壌改良材として土と混ぜて使用するほか、雑草発生抑制などのマルチング材として使用できるものである。

土壌改良材「肥え土」の頒布実績

年度	頒布人数（人）			頒布量（t）
	大口	小口	合計	
H29	401	908	1,309	343.93
H30	396	754	1,150	319.05
R1	567	901	1,468	411.85
R2	263	327	590	274.56
R3	554	561	1,115	344.35
合計	2,181	3,451	5,632	1,693.74

※平成 22 年度頒布開始。「大口」は軽トラック等へ重機による積み込み。「小口」は自身による袋詰め。

剪定枝及び肥え土の数量管理について

草木類資源化施設への剪定枝の搬入量、処理量および頒布量の管理について担当者に質問したところ次の回答を得た。

「剪定枝の搬入量及び処理量に関しましては、環境施設課で管理しています。搬入され 6 か月の作業工程後、土壌改良材となった肥え土の量についても、環境施設課（資源化センター）から月別に頒布可能量の報告があります。その量に応じて資源循環推進課で頒布人数を決定し、申込者へ当選通知を発送し頒布しています。なお、残量があった場合は、頒布可能量の少ない月に足して、頒布しています。」

6) 環境プラザ管理事務

環境プラザ管理事務の過去5年間の歳出の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度
報償費	348	349	283	0	183	189
報償金	226	226	180	0	84	90
賞賜金	122	123	103	0	99	99
需用費	1,222	1,229	1,168	937	1,096	1,120
消耗品費	1,094	1,050	1,050	806	970	970
食糧費	16	18	0	0	0	0
印刷製本費	27	0	36	38	32	43
修繕料	4	75	0	6	9	20
医薬材料費	5	5	5	5	5	5
被服費	76	82	78	82	81	82
役務費	176	154	156	114	113	131
通信運搬費	39	39	39	40	40	47
筆耕翻訳料	34	0	0	0	0	0
手数料	0	0	0	3	0	0
保険料	103	115	116	72	73	84
委託料	11,936	12,517	12,655	8,139	7,423	7,446
業務委託料	11,936	12,517	12,655	8,139	7,423	7,446
使用料及び賃借料	138	114	138	0	0	0
使用料及び賃借料	138	114	138	0	0	0
合計	13,820	14,362	14,401	9,189	8,815	8,886

令和3年度の環境プラザ管理事務の歳出を事業別に整理すると次のとおりである。

(単位：円)

事業名	合計金額	報償費	消耗品費	印刷製本費・修繕料・医薬材料費・被服費・通信運搬費・保険料	業務委託料
施設案内及びリユース品の頒布	2,484,674	0	95,132	28,010	2,361,532
家具類再生及び展示頒布	2,599,366	0	164,829	8,800	2,425,737
自転車再生及び展示頒布	2,817,932	0	375,156	5,000	2,437,776
リサイクル体験講座・イベント実施	119,098	84,000	35,098	0	0
3R推進とごみの散乱防止ポスターコンクール	253,299	99,000	154,299	0	0
「肥え土」頒布	198,000	0	0	0	198,000
粗大ごみ収集	342,814	0	145,340	197,474	0
合計	8,815,183	183,000	969,854	239,284	7,423,045

上記、「施設案内及びリユース品の頒布」事業、「家具類再生及び展示頒布」事業及び「自転車再生及び展示頒布」事業に係る「業務委託料」は、前述の「4）④川越市シルバー人材センターへの業務委託」で検討済みである。

V 収集管理課

1 一般廃棄物収集事業

1) ごみの分別区分

家庭から排出されるごみは、大きく分けて「可燃ごみ」「不燃ごみ（小型電子機器等を含む）」「粗大ごみ」「その他プラスチック製容器包装」「びん・かん」「ペットボトル」「有害ごみ（水銀含有ごみ）」「紙類」「布類」に区分している。

そのうち、収集管理課では、ステーション方式による収集（ごみ集積所での収集）を実施している。

ごみの分別区分及び収集頻度の概要は次のとおりである。

ごみの区分	収集頻度	主な収集品目	排出方法	収集方式	収集主体
可燃ごみ	2回/週	台所ごみ、皮革製品、小枝、板、落ち葉、布団等	白色半透明袋または無色透明袋で排出 草木類は長さ 50 cm未満に切り、ひもでしばる	ステーション方式	直営 委託
その他プラスチック製容器包装	1回/週	ブラマークの付いたボトル類、カップ・パック類、網・ネット類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材類、トレイ類、フタ類、チューブ類など	中身を捨てて、軽くゆすぎ、フタがあるものはフタをはずし、白色半透明袋または無色透明袋で排出	ステーション方式	直営（令和3年9月まで） 委託
びん・かん	1回/2週	飲食品・化粧品 びん及び飲料用・缶詰のかん、スプレー缶	白色半透明袋または無色透明袋で排出 びんとかんは同じ袋に、スプレー缶は別の袋に入れて排出	ステーション方式	委託
ペットボトル	1回/2週	PET マークの付いた清涼飲料水・酒類・しょうゆ・めんつゆなどのペットボトル	フタを外して中身を洗い、白色半透明袋または無色透明袋で排出	ステーション方式	委託
不燃ごみ	1回/4週	金属類、ガラス製品、陶磁器、概ね 50 cm未満	白色半透明袋または無色透明袋で排出	ステーション方式	委託

		満の家電製品、自転車（電動自転車を除く）など	割れもの、ガラス、電球などは紙等に包み、品目名を記入して袋に入れる		
有害ごみ (水銀含有ごみ)	1回/4週	乾電池、水銀体温計、蛍光管、水銀血圧計など	乾電池、水銀体温計、水銀血圧計などは、白色半透明袋または無色透明袋で袋に有害ごみと表示して排出 蛍光管は購入時のケースに入れて排出	ステーション方式	委託
粗大ごみ	随時	家具類、じゅうたん 最大辺が 50 cm以上の家電製品など	電話申し込みにより戸別収集する（予約制）	リクエスト収集（有料）	直営
紙類	1回/月	新聞紙、雑がみ、段ボール、紙パック	それぞれの品目毎に分けて、ひもでしばる	ステーション方式	直営 委託
布類	1回/4週	衣類、下着類、毛布・タオル・シーツなど	白色半透明袋または無色透明袋で排出	ステーション方式	委託
使用済小型電子機器等	随時	投入口（縦 10 cm×横 25 cm）に入る小型家電製品など	市内 10 か所に設置している回収ボックスに入れる	ボックス回収	直営

2 一般廃棄物の直営収集運搬事業

1) 事業の目的及び内容

a) 目的

川越市におけるごみ等の分別収集業務のうち、可燃ごみ、紙類、その他プラスチック製容器包装の収集運搬等を行う事業

b) 内容

- ・可燃ごみ（直営 28%）

収集地区 本庁管内、古谷（グリーンパークのみ）

収集日 月～金曜日（水曜日を除く）

収集体制 18台×2人＝36人

・紙類（直営 31%）

収集地区 本庁管内、古谷（グリーンパークのみ）
 収集日 水曜日
 収集体制 14 台×2 人=28 人

・その他プラスチック製容器包装（直営 14%）※令和 3 年 9 月まで

収集地区 本庁管内
 収集日 月～金曜日
 収集体制 4 台×2 人=8 人（水曜日のみ 5 台×2 人=10 人）

・狭隘収集

収集地区 本庁管内
 収集日 月～金曜日
 収集体制 1 台×2 人=2 人

・ふれあい収集

収集地区 市内全域
 収集日 月～金曜日
 収集体制 2 台×2 人=4 人

定時収集の直営・委託地区（ごみ品目別）

ごみ品目	直営	委託
可燃ごみ	本庁管内、グリーンパーク	左記以外
紙類	本庁管内、グリーンパーク	左記以外
その他プラスチック製容器包装	本庁管内（令和 3 年 9 月まで）	市内全域
不燃・有害、びん・かん・ペットボトル	—	市内全域
布類	—	市内全域

祝日収集については、すべて委託
 ふれあい収集はすべて直営

2) 収集体制・業務

<収集体制・業務>

①定時収集担当者 52 名（休暇要員含む）

月～金曜日（水曜日を除く）の業務

可燃 18 台、狭隘 1 台、ふれあい収集 2 台

水曜の業務

紙資源 14 台、公共ごみ 5 台、狭隘 1 台、ふれあい収集 2 台

②環境美化担当者 14 名

特別収集（学校、自治会）、公共ごみ収集、不法投棄対策、不法持出パトロール、
集積所対応、啓発活動、車両管理

<収集運搬の手順>

収集運搬の作業手順は「収集運搬作業手順書」に従って行われている。

収集運搬作業手順書の内容（項目）

1. 作業の準備

- ①作業被服等の着用
- ②作業の打ち合わせ
- ③準備体操
- ④始業点検
- ⑤「運行前点検表」により、車両の機械操作等の点検

2. 現場での作業

- ①出発
- ②走行
- ③現場到着
- ④後退時の誘導
- ⑤積み込み作業
- ⑥紙資源収集
- ⑦その他プラスチック収集
- ⑧収集移動
- ⑨積み込み終了後の作業

3. 清掃センター等への搬送

- ①清掃センターへの搬入
- ②紙資源の搬入
- ③その他プラスチックの搬入

4. ふれあい収集

- ①作業を始める前に
- ②収集作業

5. 帰所

- ①作業終了後

6. 災害・故障の発生

- ①災害（交通事故、公務災害等）が発生した場合
- ②車両が故障した場合

収集運搬作業手順書に記載されている書類について、次のとおりその内容を確認した。

・運行前点検表

点検箇所のチェック、点検者氏名、点検日、走行距離、管理者の検印について、その内容を確認したところ特段の問題は見当たらなかった。

・運転日報

日付、出発帰庁時刻、行先、使用目的、所属、使用者名、燃料補給、走行記録（メーター記録、走行距離）、管理者印についてその内容を確認したところ特段の問題は見当たらなかった。

・収集運搬日計表

清掃作業日報に基づいて収集運搬日計表を作成し、複数人によるチェック、副課長、課長へと回覧される手続となっているので、清掃作業日報と収集運搬量日計表を閲覧し、日計表の漏れの有無と、承認印確認印の有無を確認したところ、課長印が無い、副課長印が無い、課長まで回覧後に差し替えられている、日付が間違っている日計表があった。

【意見 17】 収集運搬量日計表の正確性と確認印を徹底すべきである

収集運搬量日計表は 1 日のごみ収集量、搬入時間、走行距離等をまとめたものであり、一般廃棄物の収集運搬作業の 1 日ごとの事業実績を表す重要な資料である。そのため、複数人による確認をしていることから、日付間違い等の初歩的なミスは防ぐ必要がある。また、承認印は徹底されるべきである。

3) ふれあい収集

ふれあい収集とは、高齢者・身体障害者で 1 人暮らしの方のうち、自分でごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得られない方を対象に、自宅に直接出向いてごみの収集を行う市の事業であり、平成 16 年 10 月から開始されている。

ふれあい収集は「川越市ふれあい収集実施要綱」に基づいて運営されている。

(対象者)

ふれあい収集の対象者は、以下のいずれかに該当し身近な人などの協力が得られない市民とする。

- ①ごみ出しのできない高齢者世帯
- ②一人暮らしの障害者
- ③その他市長が特に認める者

(収集方法)

収集職員は、原則として週 1 回玄関先等の指定場所からごみ等を収集する。

(申請手続)

1. ふれあい収集を受けようとする者は、「川越市ふれあい収集申込書」を市へ提出する。
2. 収集管理課は、申込みがあったときは速やかに訪問調査を行い、「ふれあい収集調査票」により所属長に報告する
3. 収集管理課長は、報告を受けてから 14 日以内に対象者とするかどうかを決定し、申請者に通知する。

申請手続が適切に実施されているかどうかについて、「川越市ふれあい収集申込書・調査票」の内容を確認したところ、申請者への通知日及び通知方法（電話・はがき）を記載する欄が設けられているが、記載されていなかった。

その理由について収集管理課へヒアリングをしたところ、訪問調査時に対象者とする旨を通知してしまうため、改めて通知することがないとのことであった。

【意見 18】 ふれあい収集の対象者の決定と通知の方法を明確にすべきである

「川越市ふれあい収集申込書・調査票」の申請者への通知日及び通知方法の欄が空欄であると、記載漏れなのか、そもそも使用していないのかの判断があいまいになってしまう。ふれあい収集の対象者の決定については、訪問調査を行った時点で対象者と決定し、通知してしまい、申請者への通知日及び通知方法の欄を使用することがないのであれば、書式を変更して当該欄を消すか、または、当該欄に当日通知した旨を記載するか等の運用のルールを明確にするべきである。

4) 特別収集

通常の公共ごみ収集では対応できない大量なごみ（草刈り、木の剪定等）、紙類、有害ごみ、大型なごみ等については、特別収集で対応する。

特別収集については、「ごみ及び再生資源等処理について（依頼）」等のごみ処理依頼書の提出を受け、収集管理課の担当者が収集日の調整連絡を行い、収集する。

「ごみ及び再生資源等処理について（依頼）」の内容を確認したところ特段の問題は見当たらなかった。

3 一般廃棄物の収集運搬業務委託

1) 収集運搬委託事業の過去 5 年間の歳出

一般廃棄物の適正処理、減量化、及び再資源化を推進するため、家庭ごみの分別収集に関して業務委託を実施する。

収集運搬委託事業の平成 29 年度から令和 3 年度までの歳出決算と令和 3 年度の歳出予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R3 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
消耗品費	2,916	2,790	2,687	2,640	2,390	2,817
保険料	66	67	68	66	68	69
業務委託料	935,841	935,245	981,815	1,007,125	1,018,683	1,019,747
合計	938,823	938,104	984,570	1,009,832	1,021,142	1,022,633

令和元年度より布類収集の業務委託を開始、令和 3 年度 10 月より本庁管内のその他プラスチック製容器包装の業務委託を開始している。

2) 業務委託状況

業務委託状況を確認するため、委託設計書、執行伺書、業者選考書、委託随意契約理由書、予定価格書、入札（見積）結果表、業務委託契約書、支出負担行為書、委託業務検査報告書の内容を検証した。

令和 3 年度業務委託契約

A 定時収集（塵芥処理委託）

No.	委託名 《委託場所》	発注先	契約方法	契約金額（円）
1	可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 1《大東、霞ヶ関、霞ヶ関北（伊勢原町全域を除く）、名細、川鶴》	DU	1者随契（2号） S42~継続	213,015,000
2	可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 2《南古谷、高階（一部）》	EV	1者随契（2号） S47~継続	101,541,000
3	可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 3《高階（一部）》	DW	1者随契（2号） S47~継続	52,866,000
4	可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 4《福原、霞ヶ関北（伊勢原町全域のみ）》	EW	1者随契（2号） S61~継続	54,839,400
5	可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 5《山田》	DV	1者随契（2号） H5~継続	20,130,000
6	可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 6《芳野、古谷（川越グリーンパーク自治会を除く）》	EX	1者随契（2号） H16~継続	21,595,200
7	不燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 1《旧市内全域及び福原、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細、川鶴》	EY	1者随契（2号） S48~継続	225,734,190
8	不燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 2《芳野、古谷、南古谷、高階、山田》	DV	1者随契（2号） S53~継続	104,148,000
9	再生資源（紙類）収集運搬業務委託 1 《芳野、古谷、南古谷、高階、霞ヶ関北、川鶴（一部）、山田》	EZ	1者随契（2号） H8~継続	19,602,000
10	再生資源（紙類）収集運搬業務委託 2 《大東》	DU	1者随契（2号） H8~継続	7,345,800
11	再生資源（紙類）収集運搬業務委託 3 《福原、霞ヶ関、川鶴（一部）、名細》	DU	1者随契（2号） R1.8~継続	16,077,600
12	再生資源（紙類）モデル事業収集運搬業務委託 1《名細》	DU	1者随契（2号） R1.8~継続	4,059,000
13	再生資源（紙類）モデル事業収集運搬業務委託 2《霞ヶ関北》	EZ	1者随契（2号） H28~継続	3,663,000
14	再生資源（布類）収集運搬業務委託 《市内全域》	FA	1者随契（2号） R1~継続	18,737,400

15	その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託 1、4、6《芳野、古谷、山田、福原、霞ヶ関》	EY	1 者随契 (2 号) H25~継続	32,792,430
16	その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託 2、3、7《南古谷、高階、霞ヶ関北》	FB	1 者随契 (2 号) H25~継続	43,626,000
17	その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託 9《旧市内の一部》	FB	一般競争入札 R3.10~新規 長期継続契約 8 者入札	9,702,000
18	その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託 5《大東》	DV	1 者随契 (2 号) H25~継続	14,520,000
19	その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託 10《旧市内の一部》	DV	一般競争入札 R3.10~新規 長期継続契約 8 者入札	9,108,000
20	その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託 8《名細、川鶴》	DU	1 者随契 (2 号) H25~継続	11,919,600
21	祝日等可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 1、3《旧市内の一部、古谷地区の一部》	FB	1 者随契 (2 号) H22~継続	11,869,000
22	祝日等可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 2《旧市内の一部》	EY	1 者随契 (2 号) H22~継続	6,006,000
23	祝日等可燃性一般廃棄物収集運搬業務委託 4《旧市内の一部》	EW	1 者随契 (2 号) H22~継続	5,995,000
24	祝日等再生資源(紙類)収集運搬業務委託 1《旧市内の一部》	DV	1 者随契 (2 号) H22~継続	726,000
25	祝日等再生資源(紙類)収集運搬業務委託 2《旧市内の一部》	EZ	1 者随契 (2 号) H22~継続	726,000
26	祝日等再生資源(紙類)収集運搬業務委託 3《旧市内の一部》	EY	1 者随契 (2 号) H22~継続	726,000
27	祝日等その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託《旧市内》	EX	1 者随契 (2 号) H22~継続	2,277,000
			A 合計	1,013,346,620

※1 者随契とは、1 者随意契約の略である。

B 他の塵芥処理委託

No.	委託名 《委託場所》	発注先	契約方法	契約金額（円）
28	休日等動物死体収集運搬業務委託 （単価契約）《市内全域》	EY	一般競争入札 長期継続契約 2者入札	2,591,325
29	庁舎等産業廃棄物処理業務委託（単 価契約）	FC	1者随契（2号） H22～継続	1,675,025
30	庁舎等廃乾電池等収集運搬業務委 託（単価契約）	FD	1者随契（2号） H29～継続	466,070
31	庁舎等廃乾電池等処分業務委託（単 価契約）	FE	1者随契（2号） H29～継続	604,659
			B 合計	5,337,079

※1者随契とは、1者随意契約の略である。

業務委託料 A+B 合計	1,018,683,699
--------------	---------------

一般廃棄物の収集運搬業務委託について、新規業務委託は原則として、一般競争入札による長期継続契約を締結し、契約期間終了後、業務内容に応じて、一般競争入札による長期継続契約または随意契約により業務委託契約を締結している。

<p>地方自治法施行令 （随意契約） 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>
--

上記の第167条の2第1項第2号（以下「随意契約（2号）」という。）において、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

一般廃棄物の収集運搬業務委託が随意契約（2号）として選考業者を1者とする理由について理由書では次のとおり記載している。

上記の業務委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条に規定する委託基準を遵守する必要があるが、当該規定では受任者は、委託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、委託業務の実施に関して相当の経験を有するものとされている。

また、受任者には、委託対象区域内のごみ集積所の完全把握、ごみ分別の完全理解、業務従事者への交通安全及び労働安全衛生等の教育の徹底、確実かつ効率的な業務の実施、委託業務初日から円滑な業務の開始、1年間を通しての業務実施の安定性などが求められる。

これらのことを考慮して、上記業者を引続き選考している。

No.11、No.12 について令和元年 8 月から DU が随意契約（2 号）により新規契約している理由は、当該業務委託は平成 31 年 4 月 1 日より FF が受注していたが、令和元年 7 月 26 日に埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可が取り消しとなり、本契約を合意解除した。そのため、選考業者を 1 者とする理由を含め保証人である DU を選考業者としたため。

【意見 19】一般廃棄物の収集運搬業務委託について、複数年に一度は 1 者随意契約の見直しを検討するべきである

一般廃棄物の収集運搬業務は一度契約すると会社の倒産や収集運搬業の許可取り消し等余程のことがない限り、継続して同一業者と契約している。

確かに委託対象区域内のごみ集積所の完全把握については、同一業者によると経験が蓄積されて円滑な業務遂行に寄与すると思われるが、一般廃棄物の収集運搬業者は市内にも複数の業者が存在しており、他の業者のほうが効率的に業務を遂行する可能性は存在するように思われる。よって、他の契約方法も検討することが望ましいと思われる。

No.14 再生資源（布類）収集運搬業務委託は令和元年度から新規契約を開始しているが、一般競争入札ではなく随意契約（2 号）である。

随意契約（2 号）のうち選考業者を 1 者とする理由として、理由書には次のとおり記載している。

「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）」の趣旨に基づき、し尿の処理等について、その業務の安定を保持する代替業務を委託することで廃棄物の適正な処理と生活環境の保持に資するため。本市における汲み取り世帯数の減少は顕著であるが、川越環境事業協同組合の組合員である各事業者については、下水道等へ接続される最後の一軒までし尿処理等の業務を遂行する責務を担ってもらう必要があるため。

【意見 20】再生資源（布類）収集運搬業務委託の業者の選考方法を見直すべきである

再生資源（布類）収集運搬業務委託の選考業者を 1 者とする理由について、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、し尿の処理等について、その業務の安定を保持する代替業務を委託することで廃棄物の適正な処理と生活環境の保持に資するためと記載されているが、それでは、再生資源（布類）収集運搬業務委託が当

該選考業者でしかできない理由とはならない。

確かに合特法は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的としているが、そのために、いままで対応したことのない業務を委託することは他の業務委託で随意契約を締結している理由と相反することとなり、業務の非効率化を招くことになる。

随意契約（2号）は、当該契約者以外の第三者に業務を履行させることが業務の性質上不可能である場合に適用されるものである。

合特法は市町村が合理化計画を作成し、国の承認を受け資金を融通してもらい、それを事業者の事業転換の資金の融通等に利用するものであり、合特法の趣旨を理由として当該業務未経験の業者を1者随意契約で選考することは適当ではなく、業者の選考方法を見直すことが望ましいと思われる。

随意契約（2号）により継続して随意契約する場合の契約期間は1年であり、以下の期間の契約書を確認した。

No.1～16、18、20の業務委託は令和3年10月1日から令和4年9月30日までを期間とする

No.21～23の業務委託は令和3年4月15日から令和4年3月31日までを期間とする。

No.24～26の業務委託は令和3年4月15日から令和4年2月28日までを期間とする。

No.27の業務委託は、祝日のみの業務委託であり、令和3年4月15日から令和3年9月30日までを期間とする。その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託については、直営が平日のみの対応であるために祝日のみの業務委託No27が必要であったが、令和3年10月1日から直営の収集運搬業務をすべて業務委託（No17及びNo19）に変更したため、令和3年9月30日で終了している。

なお、監査の過程で、No.1～16、18、20の令和3年10月1日から令和4年9月30日までを期間とする全ての業務委託契約書について、仕様書が落丁していることを確認した。

収集管理課へヒアリングを実施したところ、製本前の契約書は承認を受けているが、製本した契約書はその後、ダブルチェック等の確認はしていないため、製本した担当者が仕様書を閉じるのを忘れてしまったとのことである。

【意見 21】 製本した契約書は製本担当者以外の者が落丁等無いかを確認すべきである

業務委託契約書は外部の第三者と委託する業務の詳細な内容について、お互いの意思表示が合致していることを文書によって明確化したものであり、非常に重要な書類である。契約内容について承認を得ていたとしても、その後の製本で内容の一部が落丁していたら、トラブルのもとにもなりかねない。外部の第三者に提出する書類は特に慎重な取り扱いをする必要があるため、製本後の契約書の確認は製本担当者以外の者が必ず実施すべきである。

4 不法投棄対策

1) 目的

平成 13 年 4 月に施行された家電リサイクル法の対象である家電 4 品目は、テレビを中心に未だに不法投棄がされている。また、最近では集積所に排出できない処理困難物や建設廃材等の産業廃棄物が投棄されている。

そのため、不法投棄の未然防止及び迅速な撤去を図り、もって地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上を推進する。

2) 不法投棄・不法持出の処理及び歳出

a) 不法投棄・不法持出処理件数

(単位：件)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
不法投棄	330	323	368	278	230
不法持出	331	379	392	370	314
合計	661	702	760	648	544

(不法投棄・不法持出処理の対応方法)

不法投棄・不法持出処理の依頼者から収集管理課へ連絡があると、受付担当者は不法投棄処理依頼書または不法持出し処理依頼書に受付日、申請者、投棄場所（不法持出しの場合は集積所）、投棄または持出し状況を記入する。

不法投棄または不法持出しの処理を実施したら、実施した職員が上記の処理依頼書に処理日、処理重量を記入する。

不法投棄処理依頼書及び不法持出し処理依頼書を閲覧し、依頼からその対応まで適切に実施されているかどうかを確認したところ、特段問題はなかった。

b) 歳出

(単位：千円)

科目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R3 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
修繕料	72	139	-	-	-	100
保険料	2	2	2	5	5	5
合計	74	141	2	5	5	105

3) 不法投棄対策

①監視カメラの設置

不法投棄対策として市内 11 か所に監視カメラを設置している。

監視カメラ設置付近での不法投棄被害はほぼ見受けられず、抑止としての役割を果たしているといえる。

②不法投棄禁止立札の交付

不法投棄対策として、希望者に不法投棄禁止立札の交付を行っている。

不法投棄禁止立札を希望する者は、収集管理課に「不法投棄禁止立札交付申請書」を提出することにより、不法投棄禁止立札の交付を受けることができる。

なお設置にあたっては、以下の事項を遵守する必要がある。

1. 道路上以外の所に設置し、交通等の妨害にならないようにすること
2. 投棄場所の清潔を保全するとともに、立札を責任もって管理すること
3. 立札に関して問題が生じたときは、責任もって処理すること
4. 不要の時は、収集管理課へ返納すること

申請者についての制限は特に設けておらず、申請書が提出されれば、その場で看板、棒を交付する。設置場所の現地確認は特に行っていない。

5 ごみ集積所の管理

1) ごみ集積所新設・移動・廃止事務

ごみ集積所は、「ごみ集積所設置管理要綱」に基づき設置及び管理がなされている。

ごみ集積所を新設または移動しようとする場合、申請者（管理責任者）は、当該集積所へのごみ排出者全員及び地区自治会長の同意を得て、「ごみ集積所 新設・移動・廃止 申請書」により市長に申請し許可を受けるものとしている。

<集積所の設置要件>

- ① 原則として、4 トンの収集車が通過可能な道路（幅員 4.5m 以上）沿いの道路用地以外の場所であること
- ② 収集作業のうえで、交通上の支障または危険性がなく、かつ、道路交通法等関係法令に抵触しない場所であること
- ③ 新設の場合、集積所 1 箇所当たりの世帯数は、10 世帯以上であること
- ④ 一方通行の道路は、原則として左側であること
- ⑤ 集積所の新設・移動許可後 1 年以内は移動しないこと

マンション等集合住宅建設に伴う清掃関係施設については、「マンション等集合住宅建設に伴う清掃関係施設の設置基準」に規定されている以下の設置基準がある。

- ① 道路に面するかまたは道路に近い場所であること
- ② 4トンの収集車で施設に横付けし、円滑な収集作業が可能なスペースを確保すること
- ③ 収集作業のうえで、交通上の支障または危険性がなく、かつ、道路交通法等関係法令に抵触しない場所であること
- ④ 施設の基準面積は、10世帯当たり2㎡とする。
- ⑤ 施設は、正面を除く3面に高さ1.0m～1.5mの範囲内のブロック積みとすること

新設しようとするごみ排出世帯数が10世帯未満の場合で、既存のごみ集積所を利用することができない場合には、収集管理課と事前協議を行い、その他の設置基準を満たしていれば、「事前協議書」を作成して提出する。その後、ごみ集積所設置時に「ごみ集積所 新設・移動・廃止 申請書」を提出して許可を得る。事前協議を行っている場合は、「ごみ集積所 新設・移動・廃止 申請書」に事前協議済番号欄があり、「事前協議書」との関連付けがなされている。

そこで、ごみ排出世帯数が10世帯未満で新設されているごみ集積所の「ごみ集積所 新設・移動・廃止 申請書」を確認したところ、事前協議がなされていないものが10数件あった。

収集管理課へヒアリングしたところ、自治会長からの要望があれば事前協議なしに許可をしているとのことである。事前協議がなされていない「ごみ集積所 新設・移動・廃止 申請書」を閲覧すると、自治会長からの要望書が添付されている申請書、自治会長からの要望ありとメモが記載されている申請書、自治会長からの要望について特に記載のない申請書があったが、どれも自治会長からのごみ集積所設置要望により、事前協議なしにごみ集積所の設置を許可しているとのことである。

【意見 22】 ごみ排出世帯数が10世帯未満の場合でごみ集積所を設置する際の設置手順を明確にするべきである

ごみ排出世帯数が10世帯未満でも自治会長からの要望によりごみ集積所を設置することができるのであれば、その旨をごみ集積所設置手順書にて明確にするべきである。また、現在は自治会長からの要望があった場合の手続きについて、明確な規定がないため、自治会長からの要望書が添付されている申請書、自治会長からの要望ありとメモが記載されている申請書、自治会長からの要望について特に記載のない申請書等、申請書から設置理由が判断できないため、自治会長からの要望によるごみ集積所設置の申請方法を定めるべきである。

<ごみ集積所の新設・移動・廃止設置状況>

(単位：箇所)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
新設	213	187	138	176	133
移動	227	220	236	223	217
廃止	5	31	8	6	7
年度末合計	9,803	9,959	10,089	10,259	10,385

ごみ集積所の新設・移動・廃止設置状況は毎月状況報告書を作成し、報告している。

平成29年度から令和3年度までの毎月の「本庁・出張所別ごみ集積所の新設・移動・廃止設置状況一覧」を確認したところ、令和4年2月の当該設置状況一覧の当月末残高と令和4年3月の当該設置状況一覧の前月末残高の集積所数が異なっていた。内容を確認すると、古谷地区の残高が令和4年2月の当月末残高は140箇所、令和4年3月の前月末残高は136箇所となっており、廃止の欄に記載されることなく、残高が減少していた。

この減少理由を収集管理課へヒアリングしたところ、ごみ集積所の設置場所について、ゼンリンの地図を更新する年に1回、地図にその地点をすべて記入する作業を行っているが、その際に担当者が古谷地区にある4箇所は現在使用していないことに気付いたため、残高を減少させたとのこと。

ごみ集積所の設置場所は、実際に利用しているかどうかの現地確認は特段行っていないため、「ごみ集積所 新設・移動・廃止 申請書」による廃止の申請がなされないかぎり、実際に使用していても廃止されることはないとのこと。今回の減少は廃止の手続を経っていないものである。令和4年3月時点でのごみ集積所の残高は10,381箇所に変更されている。

【意見23】 設置しているごみ集積所の利用状況を把握し適正に管理するべきである

ごみ集積所は市内に1万箇所以上あり、毎年の現地調査は困難であると思われるが、ゼンリンの地図に記入する者を実際のごみ収集の作業者とし、委託している場所については委託業者へのヒアリング等により情報収集することで、使用されていない集積所を特定するなど、設置されたごみ集積所の利用状況の把握に努めるべきである。

2) 集積所看板

ごみ集積所を表示する看板について、その設置を希望する場合には、収集管理課に「塵芥集積所立札交付申請書」を提出することにより、設置することができる。

設置にあたっては、次の事項を遵守する。

1. 道路上以外の所に設置し、交通等の妨害にならないようにすること
2. 集積所の清潔を保全するとともに、立札を責任をもって管理すること
3. 立札に関して問題が生じたときは、責任をもって処理すること
4. 集積所廃止または不要のときは、収集管理課へ返納すること

申請者についての制限は特に設けておらず、申請書が提出されれば、その場で看板、棒、台石を交付する。設置場所の現地確認は特に行っていない。

3) ごみ飛散防止用ネット

ごみ集積所のごみの飛散による被害を防止するため、ごみ飛散防止用ネットを交付している。

ごみ飛散防止用ネットの交付申請や管理については、「川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱」に基づきなされている。

以下「川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱」より申請、交付、管理方法を抜粋する。

(交付の申請)

第4条 ごみ飛散防止用ネット(以下「ネット」という。)の交付を受けようとする者の代表者(以下「申請者」という。)は、ごみ飛散防止用ネット交付申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請に基づくネットの交付について、ごみ飛散防止用ネット交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請が次の各号のいずれかに該当する場合にはネットを交付しないものとし、市長は、その旨をごみ飛散防止用ネット不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

- (1) ごみ集積所の構造が、ごみの飛散を防ぐことのできるものであるとき
- (2) ごみ集積所に、ごみの飛散を防ぐことができるネットがすでに設置されているとき
- (3) 事業者が事業系一般廃棄物を排出するために設置した集積所であるとき

(ネットの交付)

第6条 前条第1項の通知を受けた申請者は、市長が指定した場所において速やかにネットの交付を受け、ごみ飛散防止用ネット受領書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(交付台帳)

第7条 市長は、申請者にネットを交付したときは、ごみ飛散防止用ネット交付台帳(様式第5号)に、交付年月日、申請者の住所及び氏名並びにネットを使用する集積所の所在地を記入するものとする。

「川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱」より申請、交付、管理がされているかどうかについて、ごみ飛散防止用ネット交付申請書(様式第1号)、ごみ飛散防止用ネット交付台帳(様式第5号)を閲覧した。

ごみ飛散防止用ネット交付決定通知書（様式第 2 号）、ごみ飛散防止用ネット不交付決定通知書（様式第 3 号）、ごみ飛散防止用ネット受領書（様式第 4 号）については、実務では使用されていないとのことであった。

ごみ飛散防止用ネット交付台帳を閲覧したところ、上記条文に記載された様式ではなく、配布場所ごとの申請書受理枚数と月末倉庫内在庫数が記載されていた。

【結果 1】川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱について、書式を含む条文の内容と実務との整合性を図るべきである

「川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱」にごみ飛散防止用ネット交付台帳の様式が規定されているが、実際の台帳と様式が異なっている。条文に規定されているのであれば、条文に従った台帳を作成するべきである。

また、ごみ飛散防止用ネット交付決定通知書（様式第 2 号）、ごみ飛散防止用ネット不交付決定通知書（様式第 3 号）、ごみ飛散防止用ネット受領書（様式第 4 号）は実際には使用されておらず、申請を受けたらその場で交付するとのことである。

ごみ飛散防止用ネットの交付は、要綱の規定に従って行うべきであるが、現在の交付手続きを行うことによって市民サービスの向上等が図られる場合は、実務に合わせた要綱の改正についても検討すべきである。

6 収集管理棟の管理業務

1) 収集管理棟施設管理事業の過去 5 年間の歳出

収集管理棟施設管理事業は、川越市におけるごみ等の分別収集業務のうち、可燃ごみ、紙類、その他プラスチック製容器包装の収集運搬等を行う収集管理棟の施設管理事業である。

収集管理棟施設管理事業の平成 29 年度から令和 3 年度までの歳出決算と令和 3 年度の歳出予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R3 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
普通旅費	4	-	-	-	-	-
消耗品費	2,506	2,781	1,799	4,052	1,399	1,400
燃料費	35	37	41	39	37	43
印刷製本費	269	212	211	243	258	308
修繕料	4,266	75	132	211	723	724
医薬材料費	10	10	10	10	10	11
被服費	1,070	1,098	1,090	1,100	678	868

通信運搬費	435	389	396	417	428	447
手数料	13	28	13	19	77	100
保険料	299	296	295	219	143	144
業務委託料	-	-	-	-	-	-
施設・備品管理委託料	2,981	2,924	2,961	3,015	2,958	3,020
整備等材料費	-	5	-	-	-	14
庁用器具費	-	-	33	36	-	-
機械器具費 ※	13,014	-	-	18,139	-	-
合計	24,908	7,860	6,987	27,505	6,716	7,079

※機械器具費は、車両の購入代金である。

2) 業務委託状況

業務委託状況を確認するために、業務委託契約書、支出負担行為書、入札結果表、予定価格書、業者選考書、委託随意契約理由書、「その他」要件設定理由書、執行伺書、委託業務検査報告書を閲覧して、その内容を検証した。

<令和3年度>

委託名	発注先	契約方法	契約金額 (円)
収集管理棟清掃業務委託	FG	一般競争入札 10者入札 長期継続契約 (R3.10~R4.9)	(月額) 122,100
	FG	一般競争入札 8者入札1者辞退 長期継続契約 (H30.10~R3.9)	(月額) 135,740
収集管理棟電話設備保守管理業務委託	FH	1者随契 (6号)	36,300
収集管理棟機械警備業務委託	FI	一般競争入札 3者入札 長期継続契約 (H30.2~R5.1)	(月額) 6,160
収集管理棟給排水設備保守管理業務委託	FJ	1者随契 (6号)	121,000
収集管理棟防災設備保守管理業務委託	BB	1者随契 (6号)	561,000
収集管理棟低圧電気設備点検業務委託	FK	1者随契 (6号)	69,300
収集管理棟空調換気設備保守管理業務委託	FL	1者随契 (6号)	550,000

※1者随契とは、1者随意契約の略である。

地方自治法施行令

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(以下「随意契約(6号)」という。)において、不利の解釈は、一般に、価格面の有利、不利と解されるが、業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

随意契約(6号)の業務委託について選考業者を1者とする理由として、理由書には以下のとおり記載している。

当該業務委託は各資源化センターと連携して行う必要があるため、同センターの保守管理業務を請け負っている業者が同センターとの共通設備の点検を同時に行うことで、他の業者より安く執行できるためである。

上記業務委託契約の内容を検証した結果、特に問題は無かった。

7 車両の管理

令和4年4月1日現在の収集管理課保管車両は次のとおりである。

収集管理課保管車両一覧

【パッカー車】

No.	車名	架装メーカー	購入日	購入価額(円)	燃料
1	いすゞエルフ	JY	H22.12.21	7,402,500	CNG
2	いすゞエルフ	JZ	H23.2.23	7,402,500	CNG
3	いすゞエルフ	JZ	H23.2.23	7,402,500	CNG
4	マツダタイタン	JZ	H24.1.11	6,037,500	軽油
5	マツダタイタン	JZ	H24.1.12	6,037,500	軽油
6	マツダタイタン	JZ	H24.3.22	6,037,500	軽油
7	日野デュトロ	KA	H24.11.28	5,827,500	軽油
8	日野デュトロ	KA	H24.11.28	5,827,500	軽油
9	日野デュトロ	KA	H24.11.28	5,827,500	軽油
10	日野デュトロ	KA	H25.3.26	5,880,000	軽油
11	ふそうキャンター	KA	H25.10.31	5,985,000	軽油
12	ふそうキャンター	KA	H25.10.31	5,985,000	軽油
13	いすゞエルフ	KA	H25.12.16	7,140,000	CNG
14	いすゞエルフ	KA	H25.12.16	7,140,000	CNG
15	いすゞエルフ	KA	H26.11.25	7,506,000	CNG
16	いすゞエルフ	KA	H26.11.25	7,506,000	CNG
17	日野デュトロ	KA	H26.11.21	6,469,200	軽油
18	日野デュトロ	KA	H26.11.21	6,469,200	軽油
19	ふそうキャンター	KA	H27.12.25	6,154,488	軽油
20	ふそうキャンター	KA	H27.12.25	6,154,488	軽油
21	ふそうキャンター	KA	H27.12.25	6,154,488	軽油
22	いすゞエルフ	KA	H29.3.16	6,739,200	CNG
23	いすゞエルフ	KA	H29.3.16	6,739,200	CNG
24	日野デュトロ	KA	H29.3.24	5,972,400	軽油
25	いすゞエルフ	KA	H30.2.20	7,128,000	CNG
26	日野デュトロ	KA	H30.2.27	5,886,000	軽油
27	日野デュトロ	KA	R3.2.26	6,655,000	軽油

【ダンプ車】

No.	車名	種別	購入日	購入価額(円)	燃料
1	マツダタイタン	リフト付深ダンプ	H16.12.1	5,544,000	CNG
2	三菱ミニキャブ	軽ダンプ	H19.8.28	1,003,275	無鉛
3	マツダボンゴ	小型深ダンプ	H25.10.31	1,659,000	無鉛
4	マツダボンゴ	小型深ダンプ	H25.11.8	1,659,000	無鉛
5	マツダボンゴ	小型深ダンプ	H27.9.17	1,855,440	無鉛
6	いすゞエルフ	リフト付深ダンプ	R2.8.31	5,742,000	軽油
7	いすゞエルフ	リフト付深ダンプ	R2.8.31	5,742,000	軽油

【バン】

No.	車名	種別	購入日	購入価額(円)	燃料
1	日産 AD バン	ライトバン	H9.6.4	882,000	無鉛
2	マツダ	軽貨物バン	H26.11.27	※	無鉛

※管財課の保管車両を長期借用している。当該車両は、ごみ集積所現地調査及び事務連絡用として使用している。借用するにあたっては管財課に「公用車（共用自動車）の短期・長期貸出について（依頼）」を提出している。

車両が足りない場合に管財課から借用する車両

臨時	マツダボンゴ	小型深ダンプ	H17.6.6	1,018,500	無鉛
----	--------	--------	---------	-----------	----

臨時車両は、ふれあい収集用の車両であり、借用するにあたって管財課に「車両の長期貸出について（依頼）」を提出している。

借用理由は、ふれあい収集の登録件数が増えていることから現在の保有台数では対応に苦慮しており、令和3年度予算として深ダンプの予算要求をしたが、予算措置がされなかったためである。

収集管理課保有車両の推移（各年度4月1日現在）

種別		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
バック カー 車	天然ガス	22	18	16	15	15	14	14
	ディーゼル	12	15	16	17	17	17	18
	計	34	33	32	32	32	31	32
ダ ン プ 車	天然ガス	3	3	3	3	3	3	1
	ディーゼル	0	0	0	0	0	0	2
	無鉛	4	4	4	4	4	4	4
	計	7	7	7	7	7	7	7
バン	無鉛	2	2	2	2	2	2	2
合計		43	42	41	41	41	40	41

車両の管理については、「車両管理担当作業手順マニュアル」に従って、適切に管理されていることを確認するために、「運転日報」「運行前点検表」を調査したところ、特段問題はなかった。

直近に購入した次の車両について、購入手続きが適切に実施されているかどうか、入札結果表、執行伺書、購入明細書、契約決定通知書、支出負担行為書の各書類を閲覧し、その内容を確認した。

車種	No.	購入先	契約方法	金額（円）
パッカー車	27	FM	一般競争入札 4者	6,655,000
ダンプ車	6	FN	一般競争入札	11,484,000
	7		2者	

その結果、特に問題はなかった。

VI 環境施設課

1 環境施設課の各施設の固定資産管理

環境施設課から同課が管理する東清掃センター、資源化センター、環境衛生センター等の施設の固定資産台帳を入手してその内容を確認した。

固定資産台帳は、土地、建物、その他の資産（機械装置、工作物及び附属設備）が記載され、課単位での記載となっている。しかし、台帳には資産がどの施設に存在するかのロケーションの記載が無いことが判明した。施設ごとに固定資産の状況が把握できないと、施設ごとに固定資産の管理ができないことになる。これに対して、備品管理台帳は、備品出納簿として施設ごとに作成されており、この備品の台帳に記載されている備品番号に基づいて、現物との照合が可能となっている。

【結果2】 環境施設課の固定資産については、施設ごとに適正な管理が可能となる状況を構築する必要がある

環境施設課では、東清掃センター、資源化センター、環境衛生センター等の施設を管理しており、各施設には多くの固定資産が存在し使用されている。しかし、環境施設課が有する固定資産は、課全体で認識され管理されており、資産がどの施設に存在するかのロケーションについて把握されていないのが現状である。施設ごとに固定資産の状況が把握できないということは、どの施設に資産が増え、またどの施設の資産を除却したのか、また、どの施設に設備投資を行っていくのが良いのか、どの施設の資産を除却すべきなのか、等が不明になり、施設ごとに固定資産の管理ができないこととなる。このように資産管理に欠陥があると考えられるので、個々の固定資産についてロケーションを把握し、施設ごとに固定資産の管理が可能となる状況を構築する必要がある。

2 ごみの中間処理・資源化施設及び最終処分施設

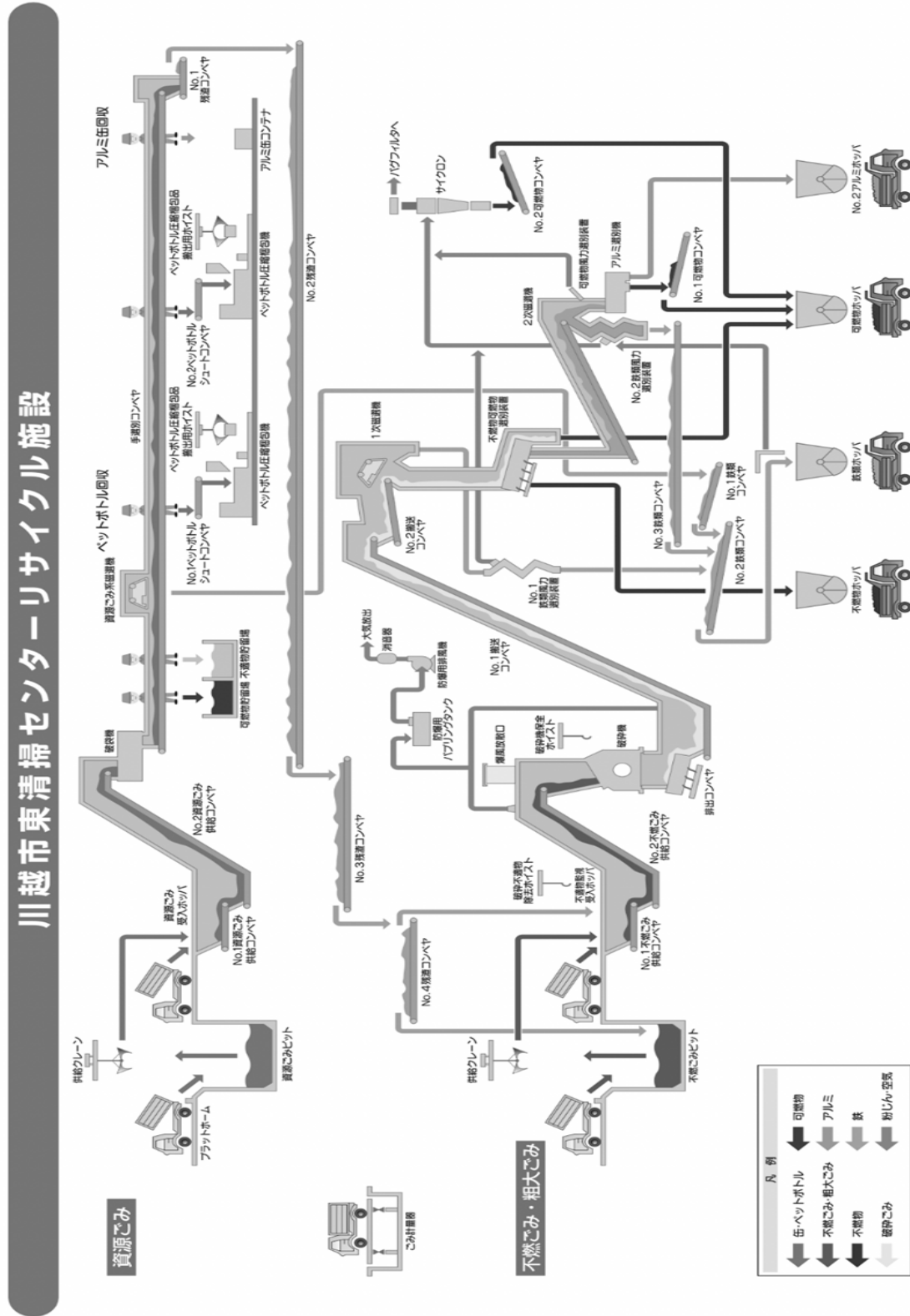
(1) 東清掃センター

1) 施設の概要

川越市東清掃センターの概要は次の表のとおりである。

区分		内容	
施設名称		川越市東清掃センター	
所在地		埼玉県川越市芳野台2丁目8番地18	
敷地面積		約10,400㎡	
主要建物		焼却施設	工場棟 建築面積 1,874㎡ 延床面積 3,968㎡
			管理棟 建築面積 379㎡ 延床面積 662㎡
		リサイクル施設	工場棟 建築面積 1,754㎡ 延床面積 2,978㎡
			管理棟 建築面積 327㎡ 延床面積 905㎡
竣工年月		焼却施設：昭和61年11月（排ガス高度処理：平成16年2月）	
		リサイクル施設：平成5年3月	
焼却施設	処理能力	140t/日（70t/24h×2炉）	
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	
	建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上3階建て	
	予熱利用	場内給湯及び暖房	
	煙突高さ	59m	
リサイクル施設	処理能力	60t/5h	不燃ごみ 30t/5h
			資源ごみ 30t/5h
	建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上2階建て	
主要設備	破砕機、磁選機、風力選別装置、アルミ選別機、供給コンベヤ、破袋機、手選別コンベヤ、ペットボトル圧縮機		

＜東清掃センター リサイクル施設 フロー図＞



2) 現地視察の状況

令和4年10月3日(月)に東清掃センターの現地視察を行った。東清掃センターの焼却施設及びリサイクル施設の実際の業務の流れについて説明を受けるとともに、資産管理状況等についても確認を行った。

a) ごみ処理手数料収受の業務フロー

ごみ処理手数料の収受に関連した業務の流れについて、ごみ処理施設搬入許可申請書、領収書控、手数料現金出納簿などの資料とともに確認した。また、視察時点での現金実査を行った。当手続の範囲内において監査上不適切な点は確認されなかった。

b) 資産管理状況

東清掃センター所在の固定資産について管理状況等についても確認を行った。また、関連する台帳の閲覧等を行った。当手続の範囲内において監査上不適切な点は確認されなかった。

3) 修繕維持計画

環境施設課作成の「環境施設 整備ロードマップ」によると、東清掃センターの令和4年度以降の修繕維持については、次表のとおり計画されている。

(単位：百万円)

年度	焼却施設			リサイクル施設		共通
	ごみ処理施設計画	大規模改修工事費	整備計画補修費	ごみ処理施設計画	大規模改修工事費	建築改修費(防水)
R4	計画準備期間	—	145	計画準備期間	—	—
R5		—	116		—	12
R6		—	127		—	12
R7	ごみ処理施設計画(10年を想定)	—	104	ごみ処理施設計画(10年を想定)	—	12
R8		—	205		—	12
R9		—	173		—	12
R10		—	158		—	12
R11		—	137		—	—
R12		—	144		—	—
R13		—	167		—	—
R14		—	146		—	—

R15		—	140		—	—
R16		—	140		—	—
R17		—	160		—	—
R18	実施	—	202	実施	—	—
R19		—	143		—	—

注 1：整備計画補修費…プラントメーカーによる長期修繕計画にある金額を参考に算出した概算金額。定期修繕、改修工事を含む。将来的な価格変動分は見込んでいない。

注 2：金額はすべて税込金額。

(2) 資源化センター

1) 施設の概要

資源化センターは、溶融設備や発電設備を備えた熱回収施設、その他プラスチック製容器包装等の処理を行うリサイクル施設、せん定枝等を資源化する草木類資源化施設、啓発施設（環境プラザつばさ館）などを有する複合的な施設である。

旧西清掃センターの老朽化に伴う代替施設として本施設は平成 22 年 4 月より稼働が開始されており、ごみを資源として再生させることで循環型社会の一端を担っている。

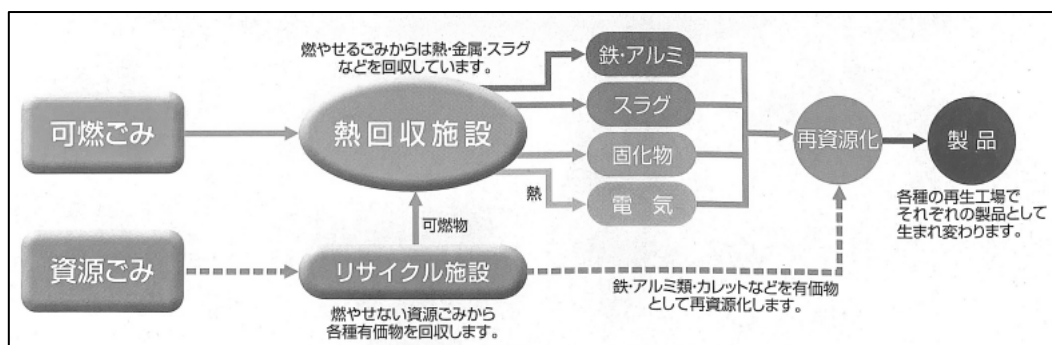
現在、川越市の中間処理は資源化センターと東清掃センターの 2 施設で行っており、各施設におけるごみ処理区分は下表のとおりである。

施設	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	びん かん	ペット ボトル	その他 プラスチック製 容器包装	粗大ごみ
資源化センター	○	○	○	×	○	○
東清掃センター	○	○	×	○	×	○

○：処理対象品目 ×：処理対象外品目

資源化センターでは受け入れたごみを下図のフローに従って処理している。熱回収施設では可燃ごみをエネルギーや資源として回収し、資源化させる機能を持ち、リサイクル施設では不燃ごみ・粗大ごみ・びん・缶・その他プラ容器といった資源ごみを処理し、有価物を回収する機能を持っている。

<資源化センター ごみ処理フロー図>



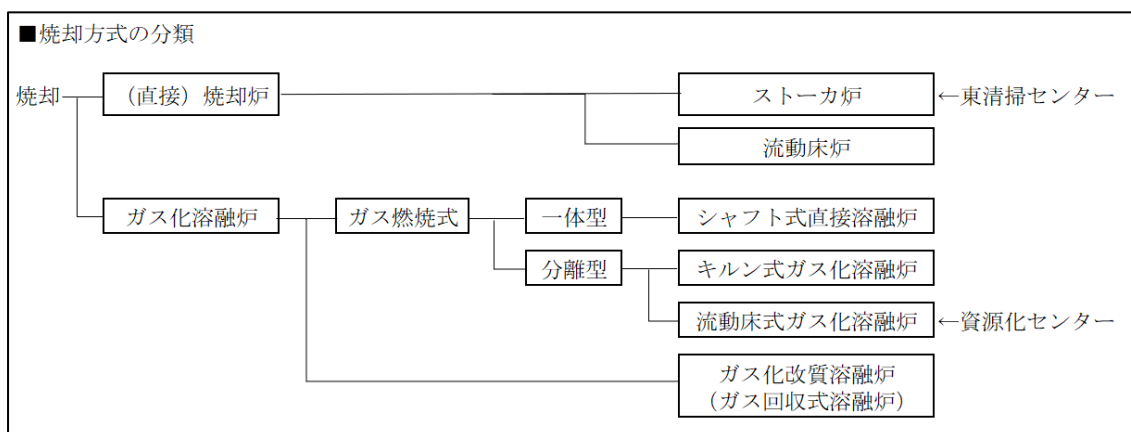
(川越市資源化センター パンフレットより抜粋)

区分		内容		
施設名称		川越市資源化センター		
所在地		埼玉県川越市大字鯨井 782 番地 3		
敷地面積		約 106,278 m ²		
		熱回収施設	建築面積 7,228 m ²	延床面積 13,919 m ²
		リサイクル施設	建築面積 4,434 m ²	延床面積 8,281 m ²
		ストックヤード		延床面積 1,495 m ²
		草木類資源化施設		延床面積 1,926 m ²
		環境プラザ	建築面積 2,418 m ²	延床面積 4,345 m ²
竣工年月		平成 22 年 3 月		
熱回収施設	処理能力	265 t / 日 (132.5 t / 24h × 2 炉)		
	処理方式	流動床式ガス化熔融炉		
	建造構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 5 階建て		
	発電設備	蒸気タービン (定格出力 4,000kw)		
	煙突高さ	90m		
リサイクル施設	処理能力	不燃ごみ	8.4 t / 5h	
		粗大ごみ	0.9 t / 5h	
		びん・かん	22.4 t / 5h	
		その他プラスチック製容器包装	21.3 t / 5h	
	建物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地上 4 階建て ストックヤード：鉄骨造平屋建て		
主要設備	破砕機、可燃不燃選別機、びん・缶手選別コンベヤ、缶類磁選機・アルミ選別機、金属プレス機、その他プラ容器機械式選別機、圧縮梱包機			
草木類資源化施設	処理能力	6.1 t / 5h		
	処理対象	せん定枝		
	処理方式	破砕処理方式		
	建物構造	鉄骨造平屋建て		
環境プラザ	愛称	つばさ館		
	概要	施設管理エリア 情報展示ホール、家具再生工房、自転車再生工房、活動交流室、情報資料コーナー、リサイクル体験工房、研修室		

2) 熱回収施設

a) 可燃ごみの焼却方法

我が国において一般家庭から排出される可燃ごみの多くは、下記に記載している焼却方式のいずれかで処理されている。



処理技術の視点から大きく焼却とガス化の2つに分類がなされるが、(直接) 焼却炉は従来から普及している焼却炉であり、ごみを高温で酸化させて燃焼させる形式の施設である。一方、ガス化溶融炉はごみを熱分解した時に発生するガスを燃焼又は回収するとともに、焼却灰や不燃物を溶融する形式の炉であり、直接焼却炉に比べて比較的新しい形式の施設である。

また、処理方法の視点から、ストーカ式、流動床式、シャフト式、キルン式といった方法が存在し、処理技術と処理方法を組み合わせることで焼却施設を類型化することができる。

川越市では、東清掃センターでは燃焼式ストーカ炉を保有し、資源化センターでは流動床式ガス化溶融炉を保有している。

b) 川越市の焼却施設

川越市が保有する2つの中間処理施設の特徴を次表にて比較している。

	東清掃センター	資源化センター
焼却方式	全連続燃焼式ストーカ炉	流動床式ガス化溶融炉
処理フロー	・ストーカ炉は、ごみの移送と攪拌の機能を有する「燃焼ストーカ(火格子)」と呼ばれる床面と、「耐火物」で覆われた壁で構成され、燃焼に必要な空気を「ストーカ」下部から供給して焼却を	・ガス化炉は、炉の下部に充填した「砂」を空気の力により流動させ、流動層を形成する。 ・可燃ごみは、加熱状態の流動砂と攪拌され短時間で乾燥→燃焼する。

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ投入ホッパから投入したごみは、乾燥→燃焼→後燃焼の過程を経たあとに、焼却灰となり、火格子の隙間や最下部に排出され、コンベアにより灰ピットに移送される（セメント原料再資源化）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみから出た灰は溶融炉で高温に溶かし、溶融スラグを生成する（再資源化又は舗装材として利用）。 ・燃焼ガスに含まれる灰は集塵装置で捕集され、溶融飛灰となり排出（山元還元再資源化が可能）。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・長い歴史のある方式であり、技術的にも成熟し信頼性が高い。 ・ごみの前処理が不要である。 ・システムがシンプルなため、不適切なごみ混入においても比較的対応が可能。 ・災害時には、ごみ質など確認する必要があり、処理時間が多く必要となるが、比較のごみ質を気にせずに焼却が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼効率が高く、ごみ発熱量が低いごみでも助燃なしで処理できる。 ・ごみ投入の前処理として破砕する機器が必要となる。 ・東清掃センターのリサイクル施設から搬入される鉄やアルミ、可燃ごみを除いた分別できない破砕残渣も処理が可能。 <p>※溶融飛灰については、現状は東日本大震災の影響から山元還元再資源化は行わずに、民間施設にて埋め立て処分をしている。</p>

c) 熱回収施設の建設時における技術評価

老朽化した西清掃センターに代わる施設の建設にあたっては、その当時において最終処分場（小畔の里クリーンセンター）の延命化が課題として挙げられていたこと、また、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、循環型社会に向けた法整備が行われ、リサイクルの促進や廃棄物の安全かつ衛生的な処理が求められるようになった背景があることなどから、ごみの減量化や資源化施策に向けた取り組みが実現可能となる施設が必要であった。

また、川越市は当該施設の建設工事の発注にあたっては、競争性を担保することに主眼を置き、炉の形式は特段限定せずに性能発注方式による競争入札で業者選定を行うこととしたが、入札参加の条件として設備稼働後の維持管理費やごみ処理単価が一定基準以下となる評価基準を設けることとした。具体的には、稼働後 20 年間のうち保証期間 3 年を除く 17 年間のごみ処理単価の平均金額が 12,000 円/トン（税込（5%））以下となる計画の提出を入札参加条件としていた。

この入札参加条件について「維持管理費や単位当たり原価の要件を満たしていることの確認は入札時にだけ行ったものなのか、それとも稼働開始後 20 年間は継続的に設計時の金額と実績額を比較しているのか」という質問を環境施設課に行ったところ、入札時は確認しているが、稼働開始後は継続的には把握していない旨の回答を得た。また、この回答を踏まえつつ、令和 3 年度までに発生している実績額及びごみ処理単価の試算値の提示を依頼し、取引の内容、取引金額の増減理由などの把握を行った。

【意見 24】 熱回収施設におけるごみ処理単価の継続的なモニタリングについて

熱回収施設の建設工事における入札参加条件の一つとして、稼働後 20 年間のうち保証期間(3 年)を除く 17 年間の平均ごみ処理単価が 12,000 円/トン以下となる計画を設計することが求められており、入札時においてはその要件を満たしている業者の確認は行っているものの、当該設備が本稼働したあとにおいては継続的なモニタリングは行っていないとのことであった。なお、建設工事にかかる請負契約において稼働後のごみ処理単価に関連するモニタリングや性能保証に言及した取り決めは特段交わされていないため、当該単価の継続的な把握は契約上必要とはされていない。しかし、本施設のような大規模施設においては、点検費用や補修費、消耗品等のランニングコストは毎年多額に発生し、かつ経年劣化による継続的・累積的なコスト負担が生じるおそれがあることから施設の維持・管理における目標指標としてのごみ処理単価の継続的な把握やこの指標を活かした改善活動などを行うことが経済性も考慮した廃棄物処理業務の構築に繋がるのではないかと考える。

また、令和 3 年度までに発生した処理コストについて集計を依頼したところ次表の結果を得た。

■資源化センター 熱回収施設 技術評価項目に係る検証（試算）												(単位：百万円)	
建設時の評価項目	現計予算での支出項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	平均		
定期点検費	定期点検業務委託	152	126	215	151	291	244	242	314	556	254		
法定点検費	各種設備定期点検	15	13	14	12	15	12	26	46	35	21		
補修費	修繕費	123	186	5	7	6	15	23	18	26	46		
	工事請負費	-	-	129	75	41	113	115	141	143	84		
予備品費 消耗品費	事務用消耗品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
	作業用消耗品	0	0	0	1	2	0	2	1	1	1		
	機械用消耗品	6	13	31	22	31	19	37	48	58	29		
	定期整備用消耗品	18	20	22	20	22	20	22	88	158	41		
	整備等材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電力費	電気代	42	28	25	21	20	48	34	33	39	32		
用水費	水道代	23	23	23	24	27	31	27	28	30	26		
下水道費	下水代	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
燃料費	燃料費（都市ガス代）	37	40	34	29	35	26	58	42	34	37		
薬剤費	化学用消耗品	55	56	55	57	66	74	72	72	73	65		
油脂類費	上記、機械用、定期整備用消耗品に含まれる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
運転人件費	運転管理業務委託	212	223	229	260	286	268	278	290	292	260		
	合計（百万円）	689	716	791	687	850	879	947	1,109	1,453	904		
消費税率の変動を考慮した金額（百万円）※1		689	716	769	688	826	855	912	1,058	1,387	875		
ごみ処分量（トン）		73,945	71,070	74,938	74,279	75,343	73,743	69,773	70,155	67,101	72,261		
トン単価（円/トン）		9,321	10,079	10,263	9,003	10,975	11,596	13,076	15,080	20,679	12,231		

※1 物価変動は考慮せず、消費税率が5%であったと仮定して再計算を行っている。

建設時の評価基準として、ごみ処理単価の平均金額算定にあたり消費税率の変動は見込まないとしていたことから、実績額の集計にあたっては当時の消費税率 5%が適用されているとみなして再算定を行っている。また、物価の変動も見込まない前提で平均単価（12,000 円/トン）を設定していたことから、本来は稼働後の実際発生額に関しては物価指数等を用いて建設当時の物価水準に引き直した試算が必要となるが、上表においては特段そのような再算定は行っていない。

このような前提条件を踏まえつつ、令和 3 年度までの累積実績額に対する平均単価を算出したところ 12,231 円/トンとなり、入札参加条件としていたごみ処理単価 12,000 円/トンを超過した値とな

った。この点、物価指数を用いて当時の物価水準に引き直すといった試算を行えば、令和 3 年度までの平均単価に関していえば 12,000 円/トンを下回るものと推察される。

ただし、「(5) 中間処理施設及び最終処分施設の歳出に関する状況 2) 資源化センターに関する歳出 d) 資源化センター施設管理事業」で記載をしているが、熱回収施設の運営・維持管理にかかるコストは年々増加傾向にある。

熱回収施設は稼働当初より、主要施設の運転管理や点検業務を当該施設の施工者である JQ 及びそのグループ会社に毎年随意契約により発注されている。専門的かつ高度な技術、知識、経験を有する業者に委託することで、安全性及び効率的な運転が継続的に実施されることが期待されるが、その一方で、施設の老朽化が進む中で運営・維持管理に係るコストは今後も増加することが考えられることから、発注者として運営・維持管理面の十分なチェック機能を働かせるためにもごみ処理単価の継続的なモニタリングの実施を検討すべきであると考ええる。

d) 操業時におけるトラブル対応

資源化センターの各施設は民間業者に運転委託されており、操業上のトラブルが生じた場合には業者から連絡を受け、必要に応じて協議するなどしてトラブルへの処置対応を行っている。その後、業者が作成する「異常・故障報告書」の提出を受けて事実関係を把握するとともに、今後の対策の検討に利用するなどしている。

市と業者との取り決めによりこの報告書を提出する基準としては、①ピット火災等・風雪水被害等の異常（人的災害を除く）、②60 分以上のライン設備休止（予備機・バイパスありの設備は 3 時間以上）の 2 点を設け、これらに該当する場合には担当者及び上席者の押印がなされた報告書が業者から市へ提出されることとなっている。

令和 3 年度における熱回収施設及びリサイクル施設の異常・故障報告書が綴られたファイル入手し、報告書を閲覧して市・業者間の報告体制が適切に構築されているかを確認した。報告書には、業者側及び市側それぞれの担当者上席者の押印欄が設けられており、いずれの報告書においても確認印、承認印が押されていることを確認した。また、業者側から市側に対して運転管理業務に関する月報を提出しているが、この月報から把握される操業トラブルがすべて報告書として提出されていることも確認した。

【意見 25】「異常・故障報告書」の記載項目の取り扱いについて

業者が作成する「異常・故障報告書」には、トラブルの発生状況やその推定原因、処置内容、対策、使用品の有無などが記載されており、報告書を受け取った市側では必要に応じてその後の顛末などを手書きで記載するなどした上でファイリングを行っている。

この点、ファイリングされている報告書の中には、処置内容欄に「原因調査中」と記載がなされその後の顛末が判然としないものや、処置状況が本処置（トラブル発生時に対応が完了した状況）以外の状況であるにもかかわらず、対策欄が空白となっているものなど、報告書の記載内容として十分でない文書が散見された。このような文書が保管されていることについて資源化センターに確認

したところ、トラブルが発生しその後作業現場や担当者レベルで解決したものについては当該報告書への反映がなされていない可能性があるとの回答であった。

本来、この報告書は運転管理業務の受託者である民間業者が適正に業務を履行していることを市が確認する資料のひとつとなるものである。また、設備が老朽化していく中で設備の故障や保全の実態を把握し、今後の保全効率の向上に役立てたり、次年度以降の予算設計の策定に利用するものであると考えられる。それゆえ、対策欄が空白となっていたり、対応が完了していないトラブルについては、その顛末を把握できるようフォローしていくことが必要である。

e) 事業系ごみの搬入検査

事業活動に伴い発生する事業系ごみは、事業者の責任において処理することが原則である。川越市のごみ排出量のうち事業系ごみが占める割合は 25.0%（令和元年度）となっている。そのため、資源循環推進課では、清掃センターに搬入される事業系ごみについては、許可業者に対して適正搬入を促進し、排出元の適正排出を促すことで、事業系ごみの減量・資源化の推進を図っている。

その具体的施策として川越市では清掃センターに搬入される事業系ごみについて搬入検査を実施している。搬入検査とは、収集運搬業許可業者の収集車に積まれた廃棄物の中身を確認するものである。具体的には、可燃ごみの受入れごみピットに投入する前に床面に収集車に積まれた廃棄物を全部出して、目視による確認と袋を開封して中身を詳しく確認するなど不適物の混入の有無等を検査している。

また、収集運搬業許可業者に対しては、不適物混入事案について注意指導を行い、当該廃棄物は持ち帰らせ排出業者に対する指導を依頼している。

下表は直近 6 年間の検査実施回数である。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
検査回数	4	4	4	1	0	0

令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により検査回数が年 0 回または 1 回となっている。

【意見 26】 事業系ごみの実効性のある搬入検査及び事業者への指導について

資源化センターのガス化炉が安全かつ安定に運転されるためには、ガス化炉に投入されるごみ質を均一化させる必要があり、破碎ごみ投入ホッパに投入されるまでにどれだけ細かく破碎ができるかが操業上の重要なポイントとなる。しかしながら事業者から搬入された大型の金属物等の不適物が破碎機で碎かれずにガス化炉に混入すると、燃焼がうまく行われずに炉が緊急停止したり、場合によっては機械設備を破損させるおそれがあることから、事業系ごみに対する搬入検査の実施は老朽化を迎える焼却設備の延命化を図る観点からも重要な対策の一つであると考えられる。令和元年

度以降は新型コロナウイルス感染症対策の影響からその活動に制約がかかり、結果として検査回数は大きく減ることとなった。

資源循環推進課では、ここ数年検査回数が減少している中での代替的な取り組みとして、収集運搬業許可業者に対して、搬入時の注意事項を詳細に記載した文書の送付及び混入不適物の写真を添付した不適正事案の情報共有をするなど注意喚起を行っているとのことである。この点、事業者に対する啓発活動はコロナ禍において対応しうる活動を行っているとも言えるが、自治体によっては検査装置の導入による継続的なモニタリング活動の実施を行うなどコロナ禍においても搬入検査を行えているケースも存在する。

資源化センターは稼働開始後 10 年以上が経過し、年々補修費や消耗品費が増加しており、今後も設備の老朽化に伴いその支出は増加していくことが想定されている。

事業系ごみの減量・資源化の推進はもとより、焼却設備の保守・保全の観点からも実効性のある搬入検査を行うための施策の立案・実行が必要と考える。

f) 資源化センターにて発生する溶融スラグの資源化

資源化センターに持ち込まれた可燃ごみはガス化溶融炉において高温燃焼され、灰分は溶融スラグ化される。

一般廃棄物の溶融固化はダイオキシン類の削減に有効であるとともに、廃棄物の減容化に資するものであるとされている。また、生成された溶融スラグは道路の路盤材やコンクリート用骨材等への利用が可能であり、溶融スラグを埋め立て処分することなく再利用を図ることにより最終処分場の延命化に効果があるとされている。

資源化センターは旧西清掃センターの老朽化に伴う代替施設として、小畔の里（最終処分場）の延命化や一般廃棄物の減容化に資する目的で川越市としては初めての溶融固化施設として平成 22 年に稼働を開始している。

稼働開始後、資源化センターで生成された溶融スラグは、①市道の表層工事（アスファルト使用量 30 トン以上の工事）、②民間の下層路盤材、③コンクリート原材料としてセメント会社への搬出、といった利用用途を掲げて、表層工事及びコンクリート原材料の再利用を行ってきている。また、平成 25 年には彩の国リサイクル製品認定制度に「小江戸川越スラグ」として認定を受け、溶融スラグの利用率を高める取り組みなども行っている。

ただ、下水道管の敷設工事における埋め戻し材として使用することに関しては、東日本大震災以降は放射性物質が検出された影響で当該目的での使用に制約が生じたり、アスファルト合材として道路工事で使用してもらうに際してもアスファルト使用量が 30 トン以上必要となる工事に限定されている、といった理由から現在においては溶融スラグをセメント会社へ逆有償で処分委託し、コンクリートの材料として再利用してもらう割合が高くなっている。

次の表は直近 5 年間における溶融スラグの利用実績を示したものである。

年度	搬出量 (t)	a)最終処分		b)アスファルト 原材料		c)コンクリート 原材料		再利用先への搬出	
		埋立量 (t)	埋立率 (%)	売払量 (t)	売却率 (%)	処分量 (t)	セメント 化率(%)	搬出量 (t)	率 (%)
H29	3601.70	0.00	0%	407.89	11%	3193.81	89%	3601.70	100%
H30	3419.30	0.00	0%	426.16	12%	2993.14	88%	3419.30	100%
R1	3482.62	0.00	0%	507.68	15%	2974.94	85%	3482.62	100%
R2	3194.57	0.00	0%	344.38	11%	2603.95	82%	3194.57	100%
R3	2757.99	1138.16	41%	373.46	14%	1157.12	42%	1619.83	59%

注1 再利用先への搬出は、b)アスファルト原材料と c)コンクリート原材料の合計値に覆土利用分を含んだものとしている。

注2 c)コンクリート原材料はセメント会社へ逆有償にて処分委託を行っている。

注3 b)アスファルト原材料は建設資材としてアスファルト合材として売却を行っている。

注4 R2 年度及び R3 年度はコンクリート原材料の予算措置が十分でなかったためセメント会社への処分委託量が減少し、その代わりとして最終処分を行うこととなったため最終処分の埋め立て率が上昇している。

【意見 27】 溶融スラグの利用促進について

資源化センター稼働当初は、生成される溶融スラグを資源化し、再利用することで最終処分場の延命化や一般廃棄物の減容化、有価物の売却収入確保といった効果を得て、その結果として資源化率の向上やごみ処理費用の削減寄与に資することが期待されていた。

ただ、現状においては、例えば令和 2 年度及び令和 3 年度においては新型コロナウイルス感染症の影響等による川越市の予算措置に伴い、コンクリート原材料（上表 c）として再利用を行うための処分委託費が減少したことにより、最終処分を行うことで、最終処分場の埋立率の上昇及び資源化率の低下をもたらす要因となっている。

また、溶融スラグをアスファルト合材として利用するにしても、市道の表層工事で活用する場合にはアスファルト使用量 30 トン以上の工事に限定されていること、県土整備部が実施する公共工事においても「埼玉県溶融スラグ有効利用方針」に基づき、溶融スラグの適正な利用を促進する通知を出してはいるものの、その使用区域は、さいたま、朝霞、川越の埼玉県県土整備事務所管内に限定されており、溶融スラグ入りアスファルト合材の利用は進んでいない状況が続いている。その結果として資源化率は高い状況を維持しつつも、コンクリート原材料として逆有償でセメントメーカーに処分委託する割合が高くなっている。

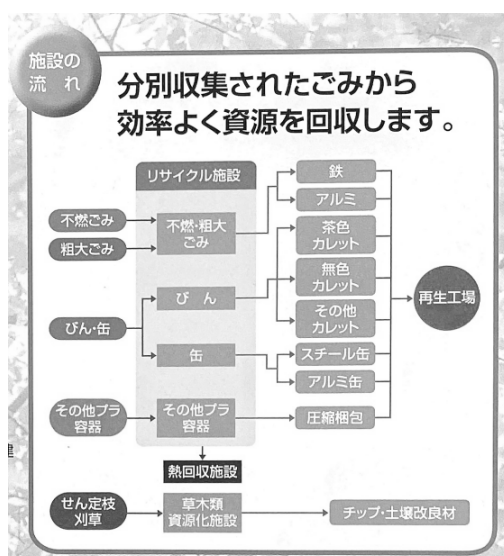
環境施設課としては平成 26 年以降、県に対してアスファルト合材の使用区域の見直し、拡大について継続的に要望を出してはいるが、資源化率の向上・ごみ処理費用の削減といった観点からは使用用途の模索、販路拡大などの継続的な努力が必要と考えられる。埼玉県内には川越市以外にもさいたま市など複数の自治体が溶融スラグを生成しているが、これらの自治体も川越市と同様の課題

を抱えていると考えられることから、合材アスファルトの利用促進など、資源化率の上昇、ごみ処理コストの削減が見込まれる資源化アイテムを選択することについて他自治体とも協力しながら、又は他自治体の協力も得ながら適切に事業を実施することを期待する。

3) リサイクル施設・草木類資源化施設

リサイクル施設は、市内で発生する不燃ごみ・粗大ごみ・びん・缶・その他プラ容器を1日5時間運転で合計53トン进行处理及び資源化する機能を持つ施設である。

また、草木類資源化施設はそれまではごみとして焼却処理されていた、公園等から排出されたせん定枝や刈草を破砕処理してチップや土壌改良材へと資源化する施設であり、1日5時間運転で6.1トン进行处理する能力を有している。



資源化センター パンフレットより抜粋

4) 現地視察の状況

資源化センターの現地視察を実施し、熱回収施設、リサイクル施設及び草木類資源化施設の作業状況を見学するとともに、現金や固定資産の管理状況について質問や閲覧、証憑突合などの監査手続を実施した。

a) 現金の取り扱い

資源化センターでは持込ごみ処理手数料及び動物死体処理手数料を現金で収受している。日々の

現金の取り扱いについて「公金取扱い手順」に基づいて説明を受けた上で、現地にて作成・保管が求められる帳票類を往査時に確認したが、特に問題はなかった。

b) 固定資産の取り扱い

資源化センターに帰属する固定資産について、固定資産台帳への登録状況や付保状況を検討するとともに現物の確認を行った。

具体的には、①固定資産台帳又は備品出納簿と付保明細との照合、②現物実査、のを実施した。現物実査についてはサンプルで備品出納簿との照合を行い、全品実在することを確認した。

また、付保業務のフローについてヒアリングを行ったところ、毎年契約の更新にあたり付保すべき資産のリストアップを環境施設課にて行った上で、付保業務は外部（全国市有物件災害共済会）に委託しているとの回答を得た。

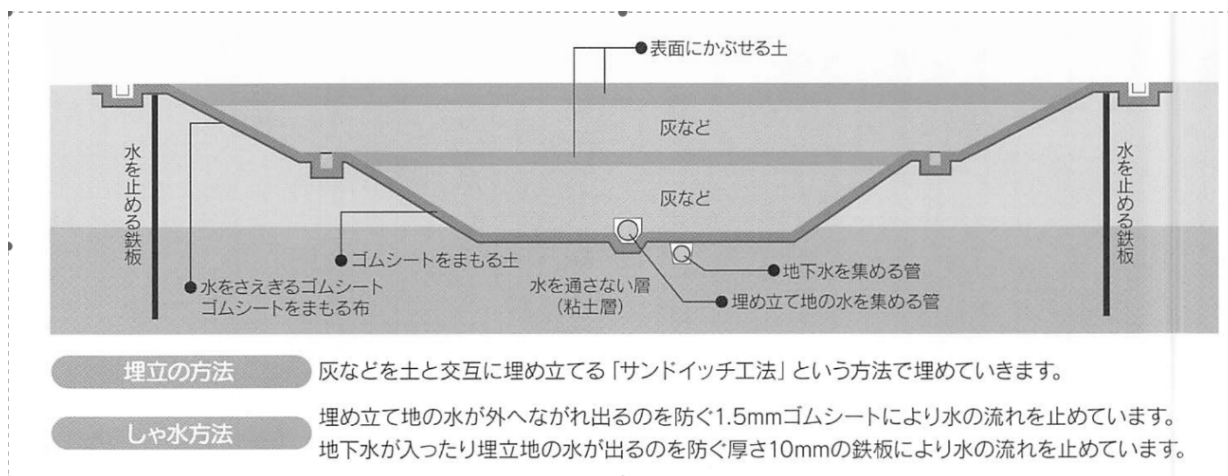
(3) 小畔の里クリーンセンター

1) 施設の概要

川越市小畔の里クリーンセンターの概要は次の表のとおりである。

区分	内容	
施設名称	川越市小畔の里クリーンセンター	
所在地	埼玉県川越市大字平塚新田 160 番地	
事業主体	川越市	
事業面積	約 98,000 m ²	
建設工期	着工：昭和 62 年 10 月 竣工：平成元年 3 月	
埋立処分場の概要	埋立面積	39,000 m ² (第 1 期)
	埋立容量	213,000 m ³
	埋立期間	平成元年 4 月より埋立開始
	埋立方法	サンドイッチ工法による準好気性埋立方式
	浸出水処理	150 m ³ /日 (調整槽+回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+滅菌)

<小畔の里クリーンセンター>



2) 資産管理状況

小畔の里クリーンセンターの固定資産について関連する台帳の通査等を行ったが、当手続の範囲内において監査上不適切な点は確認されなかった。

3) 修繕維持計画

環境施設課作成の「環境施設 整備ロードマップ」によると小畔の里クリーンセンターの令和4年度以降の修繕維持について次のとおり計画されている。

(単位：百万円)

年度	改修工事費	工事・修繕費
R4	—	12
R5	—	15
R6	—	15
R7	—	15
R8	—	15
R9	—	15
R10	180	15
R11	187	15
R12	—	15
R13	—	15
R14	—	15
R15	—	15

R16	—	15
R17	—	15
R18	—	15
R19	—	15
R20	—	15
R21	—	15
R22	—	15

※1 工事・修繕費…過去の工事、修繕費の実績値より推定した概算金額。

※2 金額はすべて税込金額。

(4) ごみ中間処理・資源化施設及び最終処分施設の歳入に関する状況

1) 歳入の状況

環境施設課における歳入の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

科目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
清掃使 用料	行政財産使用 料	76	76	76	82	84	82
清掃手 数料	持込ごみ処理 手数料	423,559	529,924	514,733	451,580	457,910	514,777
	動物死体処理 手数料	65	90	50	51	40	50
清掃費 補助金	廃棄物処理施 設モニタリン グ事業費補助 金	5,257	5,323	5,305	5,383	5,110	6,679
	災害等廃棄物 処理事業費補 助金	764	—	2,494	—	—	—
土地建 物貸付 収入	土地分	784	662	534	584	608	462
	建物分	372	311	296	177	164	274
衛生費	廃棄物再生原	111,797	98,129	79,742	67,355	160,107	79,624

雑入	料売払収入						
	容器包装再商品化収入	53,377	34,455	43,064	46,333	39,699	14,630
	廃棄物発電電力売払収入	131,482	102,477	99,388	92,832	64,119	73,237
	その他雑入	33,225	41,093	50,446	2,346	28,209	78
	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う賠償金	51,429	51,097	32,866	79	79	—
清掃債	小畔の里クリーンセンター改修事業債	—	—	5,900	—	—	—
	東清掃センター改修事業債	60,500	66,000	75,100	545,100	1,345,500	1,346,900
	廃棄物処理施設解体事業債	375,100	815,700	—	—	—	—
合計		1,247,792	1,745,342	909,998	1,211,907	2,101,633	2,036,793

《逐次繰越分》

科目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R3年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
清掃債	東清掃センター改修事業債	—	—	—	141,800	141,900	157,700
合計		—	—	—	141,800	141,900	157,700

令和3年度の歳入のうち、決算額が10万円を超える科目について監査を実施した。

2) 持込ごみ処理手数料

a) 概要

持込ごみ処理の手数料収入

- ・一般家庭ごみ（50円／10kg、40kgまでは無料）
- ・事業系ごみ（220円／10kg）

【令和3年度決算内訳】

- ・一般家庭ごみ

2,419.20 t × 5,000 円 / t = 12,096,000 円

・事業系ごみ

19,454.85 t × 22,000 円 / t = 428,006,700 円

<50%減額扱い> 川越卸売市場 他 4 者

1,555.51 t × 22,000 円 / t × 50% = 17,110,610 円

<65%減額扱い> 角栄商店街振興組合 他 1 者

90.49 t × 22,000 円 / t × 35% = 696,773 円

<東清掃センター：持込ごみ持込量推移>

(単位：t)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
一般家庭ごみ	612.92	696.83	791.04	815.63	800.52
事業系ごみ	327.88	267.37	297.62	225.52	215.38
事業系ごみ (50%減額)	0.00	0.00	1.04	0.00	0.00
合計	940.80	964.20	1,089.70	1,041.15	1,015.90

<東清掃センター：持込ごみ処理手数料推移>

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
一般家庭ごみ	3,064	3,484	3,955	4,078	4,002
事業系ごみ	5,573	5,882	6,547	4,961	4,738
事業系ごみ (50%減額)	—	—	11	—	—
合計	8,638	9,366	10,514	9,039	8,740

注1 手数料単価（家庭系）は、上表のいずれの年度も 50 円 / 10 kg である。

注2 手数料単価（事業系）は、平成 29 年度は 170 円 / 10 kg、平成 30 年度以降は 220 円 / 10 kg である。

注3 令和元年度に「事業系ごみ（50%減額）」が少額ながら発生しているのは、令和 2 年 2 月 7 日に資源化センターのごみピット内にて火災が発生。このため資源化センターへの搬入が不可能となり、やむを得ず東清掃センターにて受け入れたことによる。

<ごみ処理手数料>

	家庭系	事業系
単価（税込）	50 円 / 10 kg	220 円 / 10 kg
計量単位	10 kg あたり	10 kg あたり
備考	50 kg 未満は無料	10 kg 未満の場合は、220 円
例	40 kg → 無料 50 kg → 250 円 100 kg → 500 円	0 kg → 220 円 50 kg → 1,100 円 100 kg → 2,200 円

<動物の死体手数料>

	家庭系	事業系
単価（税込）	1頭当たり 500円	

<手数料徴収方法>

	家庭系	事業系
自己搬入	窓口にて現金による徴収	窓口にて現金による徴収
許可業者		納付書払い（月締め）
動物の死体	窓口にて現金による徴収	

<各センターでの取扱>

東清掃センター	自己搬入、動物の死体
資源化センター	自己搬入、許可業者、動物の死体

<減免>

	家庭系	事業系
減免割合	100%	50～100%
主な理由	災害、公衆衛生上、不法投棄、生活保護など	ごみ減量政策協力（商店街等）、不法投棄、公共（給食センター、学校、公園など）

b) 実施した手続

①事業系ごみの手数料単価について

事業系ごみの手数料単価は、平成 30 年度にそれまでの 170 円/10 kg から 220 円/10 kg に変更されている。その理由について「ごみ処理手数料改定に係る基本的な考え方（平成 29 年 3 月）（川越市資源循環推進課）」によれば次のとおりである。

事業系一般廃棄物の処分手数料は、受益者負担の原則に従って排出事業者負担をお願いしているものです。

近年、消費税増税の影響等から、本市のごみ処理経費は上昇していますが、景気の状態等から処分手数料の見直しを行うことができませんでした。このことから、ごみ処理経費と処分手数料との乖離が大きくなっている状況です。

また、処分手数料の額は、近隣他市町と比較して低く設定されている状況であり、近隣他市町からの越境ごみ搬入のリスクも高まっています。平成 27 年度の事業系ごみ搬入検査では、他市からの越境ごみが確認されています。

今後、事業系一般廃棄物の減量化及び受益者負担の適正化を図るとともに、近隣他市町との均等を保つ必要もあることから、現在の 10 kg 当たり 170 円の事業系一般廃棄物処分手数料を 10

kg当たり 220 円に改正したいと考えております。

<事業系一般廃棄物処分手数料のこれまでの経過>

施行年月	区分	処分手数料
昭和 47 年 4 月	1 日平均 10 kg 以上 30 kg 未満	10 円/10 kg
	1 日平均 30 kg 以上又は 1 時に 30 kg 以上	15 円/10 kg
昭和 51 年 5 月	1 日平均 10 kg 以上 30 kg 未満	10 円/10 kg
	1 日平均 30 kg 以上又は 1 時に 30 kg 以上	20 円/10 kg
昭和 57 年 11 月	(区分廃止)	30 円/10 kg
平成 3 年 4 月		60 円/10 kg
平成 7 年 10 月		100 円/10 kg
平成 14 年 4 月		170 円/10 kg

<近隣他市町の事業系一般廃棄物処分手数料（平成 29 年 2 月現在）>

団体名	手数料（円） （10 kg 当たり）	備考
県内人口 20 万人以上		
さいたま市	170	H13 年 5 月改定
川口市	220	H26 年 4 月改定
所沢市	240	H25 年 10 月改定
越谷市	210	H16 年 10 月改定（東埼玉資源環境組合）
草加市	210	H16 年 10 月改定（東埼玉資源環境組合）
春日部市	210	H19 年 10 月改定
上尾市	230	H27 年 10 月改定
熊谷市	180	H28 年 4 月改定
平均	208.8	
その他隣接自治体		
富士見市	225	H26 年 4 月改定（20 kg 当たり 450 円）
ふじみ野市	100	1 kg 当たり 10 円
三芳町	100	1 kg 当たり 10 円
狭山市	170	
日高市	240	
鶴ヶ島市	230	埼玉西部環境保全組合
坂戸市	230	
川島町	200	一日の搬入合計重量が 70 kg 以下は無料
平均	186.9	

全体平均	197.8	
参考平均	211.8	ふじみ野市・三芳町を除いた平均

【10 kgあたりの処理コストの推移】 ～一般廃棄物会計基準から抜粋～

事業系一般廃棄物は、そのほとんどが可燃ごみであり、直接搬入可燃ごみの9割以上を占めています。平成27年度の直接搬入可燃ごみの処理コストは、5年前と比較して約17.1%アップの294円となっています。

年度	H18	H19	H20	H21	H22
総ごみ処理経費	392円	406円	399円	385円	490円
直接搬入可燃ごみ	—	206円	196円	172円	251円
年度	H23	H24	H25	H26	H27
総ごみ処理経費	487円	490円	507円	511円	516円
直接搬入可燃ごみ	254円	254円	273円	282円	294円

※平成21年度は資源化センター試運転用にごみを提供したため、コストが下がっています。

②事業系ごみの減免について

事業系ごみについては、50%減額、65%減額の許可業者と減免のない業者が併存している。この内容と減免理由について環境施設課に確認したところ次の回答であった。

現在減額の対象となっている団体及び理由は次のとおりです。

1. 50%減額分

- ①川越新富町商店街振興組合
- ②商店街（FOが搬入）
 - (1)立門前商栄会
 - (2)中央通り2丁目商店会
 - (3)仲町商店街
 - (4)広小路商栄会
 - (5)川越名店街
 - (6)連雀町繁栄会
- ③川越総合卸売市場株
- ④川越市シルバー人材センター

①②については「川越市廃棄物処理手数料減免措置基準」に定める【商店会等手数料減免基準】に適合する団体であり、毎年度減免申請書及び必要書類の提出を受けた上で審査

し、50%減額を決定しております。

③については「川越市廃棄物処理手数料減免措置基準」に定める「(5)市の策定する一般廃棄物の再生利用等に関する計画に沿って、自ら排出する一般廃棄物の原料資源化計画を策定している商店会及び公益法人等で減量資源化の実績を上げているもの。」に該当し、川越総合卸売市場オープン時に提出されたごみ処理計画書により、

- ・発生したごみが一定の割合で再生資源として利用されていること
- ・廃棄物の資源化・減量化のための設備投資を積極的に行っていること

が確認されるので、廃棄物処理に対する施策に合致した協力的事業者であると認められます。また、当該市場が圏域住民に対し生鮮食品の安定供給を図る役割をもつことから、極めて公共性の高い性格を有しています。

以上のことから、50%減額取り扱いとしても差し支えないものと認めます。

2. 65%減額分

①角栄商店街振興組合

②南台商栄会

①②の両商店会については 50%減額の対象団体ですが、いずれも中心市街地から離れた場所（①は東武東上線霞ヶ関駅近隣・②は西武新宿線南大塚駅近隣）に位置し、商店会の衰退が懸念されるほか、近隣同業者が無料で家庭系集積所に排出している現状に対する不満も高い。このため 50%減額のほか家庭系ごみ相当額である 15%を減額し、65%の減額を認めたものです。

【意見 28】 事業系ごみ処理手数料の 65%減額について説明可能な根拠を持つべき

事業系ごみ処理手数料を 65%減額している業者があるが、「川越市廃棄物処理手数料減免措置基準」では減額は原則 50%以内とされている。両者の差 15%は家庭系ごみ相当額とのことであった。そこで、15%の算出根拠の提示を求めたところ根拠資料が見つからないとのことであった。

行政サービスの公平性等の観点から、他よりも更に優遇した減額をするのであれば、その優遇割合の算出根拠は具体的に市民へも説明可能な形で継続して保有する必要があると考える。加えて、算出根拠を明確にしておかないと、追加優遇割合を増減させる必要性があった場合検討することも困難となる恐れがある。追加優遇割合の算出根拠を明らかにするとともに、その変更の必要性について検討すべきと考える。

3) 廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金

a) 概要

廃棄物処理施設における放射能濃度測定業務に対しての国の補助金

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が、大気中に放出された。その後、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が公布され、対象となる廃棄物処理施設から排出される廃棄物の汚染状況について、調査を行わなければならなくなった。当該補助金は、この調査に要する費用について、国が補助するものである。（補助率 10/10）

【令和 3 年度決算内訳】

・各施設の測定項目および内訳

東清掃センター

	R1 年度	R2 年度	R3 年度
歳入額（千円）	1,635	1,650	1,584

※排ガス、焼却灰、ばいじん（月 1 回 休止月は除く）

資源化センター

	R1 年度	R2 年度	R3 年度
歳入額（千円）	2,855	2,915	2,722

※排ガス、溶融飛灰、スラグ、不適物、放流水（月 1 回 休止月は除く）

小畔の里クリーンセンター

	R1 年度	R2 年度	R3 年度
歳入額（千円）	814	818	803

※放流水、地下水（月 1 回）

b) 実施した手続

本項目について、補助金交付申請書、モニタリング事業実施計画書、補助金交付額確定通知書等の閲覧や質問等の手続を行ったが特段の疑義は見られなかった。その他、本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

4) 土地建物貸付収入（土地分）

a) 概要

自動販売機の設置に対する土地の貸付収入

【令和3年度決算内訳】

- ・資源化センター熱回収施設付近（缶・ペットボトル）：1台

	R1年度	R2年度	R3年度
歳入額（千円）	296	370	383

- ・東清掃センター（缶・ペットボトル）：1台

	R1年度	R2年度	R3年度
歳入額（千円）	159	214	224

※相手先：コカ・コーラボトラーズジャパン(株) 日高セールスセンター

※算出方法：売上金額×納入率

b) 実施した手続

市有財産賃貸借契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

5) 土地建物貸付収入（建物分）

a) 概要

自動販売機の設置に対する建物の貸付収入

【令和3年度決算内訳】

- ・環境プラザ内（缶・ペットボトル）1台

	R1年度	R2年度	R3年度
歳入額（千円）	296	177	164

※相手先：コカ・コーラボトラーズジャパン(株) 日高セールスセンター

※算出方法：売上金額×納入率

b) 実施した手続

市有財産賃貸借契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

6) 容器包装再商品化収入

a) 概要

容器包装リサイクル法に係る容器包装拠出金

- ・ 事業者：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
- ・ 内容

再商品化合理化拠出金

容器包装ごみのリサイクルが合理的・効率的に進められ、想定よりもリサイクル費用が少なく済んだ時に、その少なく済んだ分のうち半分が、事業者側から市町村へ資金が支払われるもの。毎年9月に、協会からそれぞれの市町村へ「品質」基準と、「低減額」貢献度に応じて、前年度分の支払いが実施される。(その他プラスチック製容器包装、ガラスびん、PET ボトル)

有償入札拠出金

PET ボトルについては、再商品化事業者が協会に「有償入札」をした場合、再商品化の実施後に、再商品化事業者から協会に有償分のお金が支払われる。協会はこの収入を一旦まとめて、消費税相当額を除く全額を、引き渡し量と落札単価に基づいて各々の該当する市町村へ拠出する。

【令和3年度決算内訳】

- ・ 再商品化合理化拠出金

	R1 年度	R2 年度	R3 年度
歳入額 (千円)	—	473	—

- ・ 有償入札拠出金

	R1 年度	R2 年度	R3 年度
歳入額 (千円)	43,064	45,860	39,699

効果：

家庭から排出された容器包装について収集、分別、異物除去をすることにより、分別基準に適合させ、再商品化の合理化・効率化に繋げている。

b) 実施した手続

相手方からの支払通知、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

7) その他雑入

a) 概要

一般廃棄物処理に関する委託料（桶川市分）

①内容

- ・桶川市環境センターの焼却施設が、平成 31 年 3 月末に稼働を停止したことに伴い、令和 3 年 10 月より可燃ごみの受入が可能かとの依頼があった。過去、桶川市のごみ受入れを実施していたが、東清掃センターの大規模改修工事の実施に伴い終了している。
- ・桶川市の今後については、埼玉中部資源循環組合として令和 5 年度末に稼働開始予定の新炉（吉見町）で処理する予定としていたが、令和元年に組合が解散となり、現在は白紙の状況である。
- ・依頼予定範囲は、可燃収集分の一部で可燃ごみにはプラスチックは含んでいない。

②桶川市のごみ処理施設概要

施設名称	桶川市環境センター（昭和 52 年 8 月より稼働）
所在地	桶川市小針領家 1160
公称能力	240 トン／日（120 トン／日×2 炉 1 系統）
年間処理量	14,000～15,000 トン（280 日稼働で週 250 トン）

③川越市での受入れ期間等

- ・令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの半年間
- ・受入場所：東清掃センター
- ・予定数量：生活系ごみ 35 トン／週
- ・契約金額：32.03 円/kg

④本件の受入れ実績

受入れ実績：771.59 トン（総量）

<搬入状況>

	台数（台）	搬入量（kg）	金額（千円）
10 月分	70	181,500	5,813
11 月分	62	165,380	5,297
12 月分	56	146,780	4,701
1 月分	57	160,970	5,155
2 月分	31	72,440	2,320
3 月分	17	44,520	1,425
合計	293	771,590	24,714

④桶川市からの過去の受入れ実績

- ・平成31年4月1日から令和元年9月30日までの半年間
延べ実績 ・台数 538 台 ・搬入量 1,249.13 トン ・歳入 37,498 千円

⑤受け入れる理由

- ・埼玉県内の自治体及び清掃に関する一部事務組合は、埼玉県清掃行政研究協議会の会員になっており、協議会事業として、ごみ処理施設における不慮の事故等に係る広域的な相互応援の円滑な実施を目的としたごみ処理施設県内協力体制事業がある。この事業では、協力の要請を受けたときは、速やかに当事者間で協議を行うとなっていることから、今回、協力するものである。
- ・東清掃センター大規模改修については、焼却施設におけるすべての工事が9月末をもって部分完成する予定であり、影響は無い。ごみ処理に支障をきたすことのない範囲で協力していきたい。

b) 実施した手続

委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

8) 東清掃センター改修事業債

a) 概要（令和3年度実績）

東清掃センター改修事業債（1,345,500,000円）

●東清掃センター改修事業債（大規模改修） … 1,158,600,000円

- ・川越市東清掃センター大規模改修工事（10万円未満切り捨て）

本体工事分 起債率 90% = 993,600,000円

分離発注工事分 起債率 75% = 165,000,000円

●ふるさと創造貸付金（大規模改修） … 186,900,000円

効果：

市歳入の不足を補うことができる。

b) 実施した手続

調定書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

9) 東清掃センター改修事業債（逡次繰越分）

a) 概要（令和3年度実績）

東清掃センター改修事業債（141,900,000 円）

●東清掃センター改修事業債（大規模改修） … 141,900,000 円

・川越市東清掃センター大規模改修工事（10 万円未満切り捨て）

本体工事分 起債率 90% = 141,900,000 円

効果：

市歳入の不足を補うことができる。

b) 実施した手続

調定書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

10) 廃棄物再生原料売払収入

環境施設課では不燃性廃棄物の処理に伴って生じる有価物を民間業者等に売却することで、効率の高い資源再生を図っている。令和3年度においては次の有価物を売却し収入を得ている。

有価物	相手方	契約内容	売却額
金属類 (鉄類・非鉄金属類)	EZ EY FP	契約期間 3 か月毎に売払 単価ごとの入札	153,198,303 円
廃家電類	FQ	年間契約、品目ごとの一点 あたりの売払単価×点数× 消費税等	6,867,151 円
生びん	EY	年間契約、品目ごとの一点 あたりの売払単価×点数× 消費税等	3,353 円
スラグ	FR 他 4 者	年間契約、トン当たりの売 払単価×消費税等	39,099 円
合計			160,107,906 円

不燃ごみ（資源化センターの焼却施設で焼却後分離された金属類も含む）として産出された鉄類・非鉄金属類は有価で売却しており、その事務は環境施設課が行っている。金属価格は相場変動が激しいことから、売払いにかかる入札・見積執行は年に4回行い、3か月毎に契約を更新している。

予定価格の設定にあたっては、環境施設課が年間購読している「日刊資源新報」に週2回掲載されている「再生原料相場」から直近の金属価格の変動率を算出するとともに、直近入札金額を参考にしながら金属の品目ごとに単価を設定している。その上で、品目ごとの予定量に単価を乗じた金額の合計額を予定価格として設定する仕組みとなっている。

令和2年度までは川越市内にある廃棄物関連企業の集合体である組合3者で指名競争入札を行っていたが、資源化センター熱回収施設で回収される鉄については金属価格の急落により買い手がつかなくなったことから、近隣の市外業者を加えて指名競争入札を行っている。

入札・見積時における設計書、契約書、契約執行に係る書類等を入手し、閲覧、分析及び質問等を実施した。手続きを実施した結果、以下の【意見】が検出された。

金属類（鉄類・非鉄金属類）に関しては、金属価格の相場変動が激しいことから、3か月毎に売払いにかかる入札・見積執行を実施している。また、「回収有価物（金属類）の売払いに関する仕様書」において付言事項として以下の記載がなされており、金属類の相場変動による影響を速やかに吸収できるような条件が付されている。

回収有価物売払い単価に関する付言事項

回収有価物の売払い契約締結後に、上下20%を超える相場の変動が生じた場合は、速やかに売払い単価の見直しを行うものとする。

なお、単価の見直しに関しては、業界紙（資源新報）、日経新聞等の再生原料相場を参考に検討するものとする。

市が再生原料として取り扱っている金属類のうち、プレスアルミ缶について令和3年度における毎月の売払い単価及び市況価格を調べたところ下表のとおりとなった。

○令和3年度 プレスアルミ缶Bの価格変動

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約単価 (円/kg)	141			194			215			209		
市況価格 (円/kg)	62	100	110	110	110	116	125	126	120	138	143	162
前月からの 変動率	-	+61%	+10%	-	-	+5%	+7%	+0%	▲4%	+15%	+3%	+13%

【意見 29】 廃棄物再生原料売払に関する、アルミ価格相場の変動に伴う契約単価の見直し要否について

金属類（鉄類・非鉄金属類）に関しては、金属価格の相場変動が激しいことから、3 か月毎に売払いかかる入札・見積執行を実施している。また、「回収有価物（金属類）の売払いに関する仕様書」において付言事項として、「回収有価物の売払い契約締結後に、上下 20%を超える相場の変動が生じた場合は、速やかに売払い単価の見直しを行うものとする。なお、単価の見直しに関しては、業界紙（資源新報）、日経新聞等の再生原料相場を参考に検討するものとする。」と記載がなされており、金属類の相場変動による影響を速やかに吸収できるような条件が付されている。

市が再生原料として取り扱っている金属類のうち、プレスアルミ缶について令和 3 年度における毎月の売払い単価及び市況価格を調べたところ、令和 3 年 4 月から 5 月にかけてアルミ相場は急騰し、前月比で+61%の上昇となっている。令和 3 年 7 月～9 月度の契約においては直近の相場を反映した単価で契約されてはいるが、回収有価物売払い単価に関する付言事項に基づけば、相場の変動が 20%を超えた 5 月のタイミングで売払い単価の見直しを検討すべきであったと考えられる。

環境施設課からは、「上下 20%を超える相場の変動が生じているが、売払い単価の変動を見越した価格を提示して頂いているため現在のところ契約期間内（3 か月以内）での見直しは行っていない」との回答を得たが、本来は、所管部課内にて契約単価の見直し要否の検討や受注者との協議などを実施すべきであったと考える。

1 1) 廃棄物発電電力売払収入

資源化センターに搬入された可燃ごみは熱回収施設にて 4,000kW のごみ発電設備（蒸気タービン発電機）を設置し、焼却処理する際に熱エネルギーとして可能な限り回収し、有効利用を図ることで地球温暖化の防止に努めている。この蒸気タービン発電機で発電した電力は場内で使用し、余剰分が発生した場合には売電を行っている。

○令和 3 年度余剰電力売電の概要

契約相手方（競争入札により決定）	4 月～12 月	FS：非 FIT 分 FT：FIT 分
	1 月～3 月	FU：非 FIT 分 FT：FIT 分
契約内容	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に定める再生可能エネルギー電気の売却	
事業の概要	熱回収施設の蒸気タービン発電機により発電した電力について余剰電力を売電するもの	
	(1) 発電所名称	川越市資源化センター発電所
	(2) 設備区分	バイオマス発電設備
	(3) 発電出力	4,154.4kW

○平成 30 年度から令和 3 年度までの売却実績

年度	売却電力量 (kWh)	売電金額 (千円)	ごみ処理量 (t)	発電量 (kWh)	2 炉運転日数 (日)
H30	6,394,974	102,477	71,015	24,185,430	189
R1	6,038,670	99,388	69,284	23,555,710	182
R2	6,214,584	92,832	69,105	23,145,260	189
R3	5,321,172	64,119	66,350	21,511,270	173

過年度の推移を踏まえて売電量及び売電額が減少傾向にあることについて質問したところ、熱回収施設の運転パターン（炉の稼働状況）やごみ処理量により影響を受けるとのことであり、2 炉で運転する日数が多いほど、ゴミ処理量が多くなるほど売電量が増える傾向にある。

2 炉運転	常時売電可能	発電電力量 > 場内各施設で使用する電力量
1 炉運転	常時売電できない	発電電力量 > 場内各施設で使用する電力量
		発電電力量 = 場内各施設で使用する電力量
		発電電力量 < 場内各施設で使用する電力量

令和 3 年度は、ゴミ処理量及び 2 炉運転日数がともに減少したことから売電できる余剰電力及び売電金額が減少することとなった。

また、温室効果ガスの排出削減への寄与という点では、熱回収施設での焼却で得られるエネルギーを効率的に利用することも求められる。そこで発電施設の経済性計算や発電効率の把握などのモニタリングを継続的に実施しているかどうか質問を行ったところ、平成 30 年度以降は建設工事時における実施設計図書に記載されている発電効率の計画値を上回っている旨の回答を得て、当該施設は効率よく運転がなされていることを確認した。

		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
ごみ処理量	t/年	73,020.83	71,014.52	69,283.55	69,104.92	66,350.42
発熱量	Kcal/kg	2,509	2,207	2,269	2,152	2,044
換算係数	Kcal/kWh	860	860	860	860	860
発電電力量	kWh/年	25,627,660	24,185,430	23,555,710	23,145,260	21,511,270
発電効率	%	12.03	13.27	12.89	13.38	13.64

平成 20 年 1 月 仮称川越市新清掃センター熱回収施設新築工事 実施設計図書 (3-6-1)

発電効率 (2 炉分)	
低質	11.1%
基準	12.6%
高質	10.8%

※上記表の低質、高質は、ゴミ質を示し、ゴミにプラスチックごみが多く含まれていると高質となり発電効率が落ちる。平成30年度以降は計画上の基準値(12.6%)を上回った運転がなされている。

(5) 中間処理施設及び最終処分施設の歳出に関する状況

1) 東清掃センターに関する歳出

a) 過去5年間の歳出状況

東清掃センターに係る歳出は次のとおりである。

<事業名：東清掃センター施設管理>

(単位：千円)

科目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
旅費	普通旅費	—	23	14	12	6
需用費		193,913	187,298	186,255	178,235	161,564
	消耗品費	58,548	55,372	53,005	58,789	49,367
	燃料費	12,903	14,093	15,716	10,304	9,220
	印刷製本費	93	83	109	93	100
	光熱水費	86,516	84,027	89,985	78,859	82,724
	修繕料	35,740	33,570	27,294	30,075	19,998
	医薬材料費	5	5	4	6	6
	被服費	105	145	138	105	144
役務費		253	288	301	277	281
	通信運搬費	143	146	158	167	138
	手数料	—	31	31	—	31
	保険料	110	110	110	110	110
委託料		321,725	340,663	348,678	349,644	368,765
	業務委託料	299,442	307,386	315,588	318,468	334,028
	施設・備品 管理委託料	22,282	33,276	33,089	31,176	34,736
使用料及び 賃借料	使用料及び 賃借料	2,228	2,228	2,228	2,228	2,228
工事請負費	工事請負費	146,880	143,100	123,750	78,430	83,600
原材料費	整備等材料 費	112	171	29	29	13
備品購入費	庁用器具費	—	55	—	121	127
負担金、補	負担金	—	63	60	38	51

助及び交付金						
公課費	公課費	1,268	1,221	1,253	1,360	1,292
合計		666,383	675,114	662,571	610,377	617,930

<事業名：東清掃センター整備事業>

(単位：千円)

科目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
旅費	普通旅費	—	—	95	151	20
需用費	消耗品費	19	19	24	19	19
委託料	業務委託料	—	464	3,113	4,598	2,486
工事請負費	工事請負費	22,702	29,583	12,356	—	—
合計		22,722	30,066	15,590	4,769	2,526

<事業名：東清掃センター大規模改修事業>

(単位：千円)

科目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
工事請負費	工事請負費	—	—	73,260	553,200	1,503,235

b) 東清掃センター施設管理

b-0) 概要

<目的>

一般廃棄物のうち可燃ごみの焼却処理及び不燃ごみ、ペットボトル、有害ごみの減量、資源化、再商品化を行う事業。

<p>《事業経過》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年5月 旧東清掃センター竣工 (50 t / 8h) ※昭和62年度解体 ・昭和61年11月 現東清掃センター竣工 (70 t / 24h × 2 炉) ・平成5年3月 リサイクルセンター竣工 (60 t / 5h) ・平成7年12月 ペットボトルプレス機設置 ・平成12年3月 飛灰処理棟増築・灰出し設備改修工事竣工 ・平成16年2月 排ガス高度処理施設整備工事竣工 ・平成22年4月 リサイクルセンターと統合 ・平成26年2月 ペットボトルプレス機増設 ・令和4年3月 大規模改修工事竣工

<内容>

(1)施設概要

- ・焼却施設

焼却炉の種類 … 全連続燃焼式焼却炉【FX製】

処理能力 … 70 t / 24h × 2 炉

集じん設備 … ろ過式集じん器（バグフィルタ）

・リサイクル施設

公称能力 … 60 t / 5h（不燃物：30 t / 5h、資源ごみ：30 t / 5h（ペットボトル））

破砕機の種類 … 横軸高速回転式【FX製】

(2)令和3年度決算概要

○消耗品費 49,367,625 円

・化学用消耗品 33,604,738 円（特号消石灰、反応助剤、尿素 他）

・機械用消耗品ほか 15,762,887 円

○修繕費 19,998,880 円

（焼 11 件、リ 11 件、共通 5 件、計 27 件）

○委託料 368,765,327 円

（業：焼 3 件、リ 2 件、共通 7 件、計 12 件）

（設備：焼 7 件、リ 5 件、共通 9 件、計 21 件）

○工事請負費 83,600,000 円

・焼却施設定期整備工事 83,600,000 円

（注）焼・・・焼却施設、リ・・・リサイクル施設、共通・・・両施設共通。

<効果>

処理実績（不燃ごみには資源ごみを含む。）

（単位：t）

区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
可燃ごみ	17,503	17,966	24,140	19,964	22,045
不燃ごみ	3,353	3,606	3,766	4,008	3,644
合計	20,856	21,572	27,906	23,972	25,689

<市側の懸念事項>

大規模改修工事が終了したが、工事に含まれていない機器の劣化も進んでいるため、各機器について計画的に修繕していく必要がある。

<令和2年決算額>

610,377,668 円

b-1)東清掃センター空気圧縮機修繕

<内容>

東清掃センターの各空気圧縮機は、連続運転のため部品の消耗が激しく、部品の取替調整等を行い各機器の機能維持を図る必要がある。そのため東清掃センター空気圧縮機修繕一式（内容は下記）を対象として、FVと修繕契約を締結した。

- ・掃除用空気圧縮機 1台
- ・尿素用空気圧縮機 2台
- ・バグフィルタ用空気圧縮機 2台
- ・各第二種圧力容器

契約期間は令和3年11月12日から令和4年3月25日までの期間であり、修繕料は1,848千円（税込）である。

本契約は1者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由（※下線部は当監査人が修正した。）

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- ・当機器の製造メーカーであり、使用されている消耗部品等は当業者だけが取り扱っている専門部品が多く、また内容等を熟知しているため性能保証を図るためにも随意契約としたい。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-2)東清掃センター運転管理業務委託

<内容>

東清掃センターにおける施設の運転管理業務を円滑、かつ効率的に運営するために本業務委託を行っている。東清掃センター運転管理業務委託一式（内容は下記）を対象として、FWと業務委託契約を締結した。

- 東清掃センター運転管理業務委託 一式
- ・焼却施設：70トン／24h×2炉
 - ・リサイクル施設：60トン／5h

令和元年度から令和3年度に委託期間が被る契約について資料を閲覧したところ、委託期間は次のように3つに区分されていた。

委託期間	契約月額（税込）
平成31年4月1日～令和2年3月31日	21,492千円
令和2年4月1日～令和3年9月30日 ※	22,110千円
令和3年10月1日～令和4年9月30日 ※	22,110千円

※:地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。業者選考書にその旨の記載が見られる。

本業務委託契約は1者随意契約となっているが、その理由について委託随意契約理由書には次の記載がある。

選考理由（※下線部は当監査人が修正した。）

- ①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。
- ②本設備を設計、施工したFXは、他社には情報公開していない独自のシステム及び部品等を使用しているが、施設の運転管理業務等を行っていない。このため、本業務を履行できるのは、FXの系列会社で、同社の設備に関する運転管理業務等を専属的に行っている当業者のみであるため。

<実施した手続>

委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-3)東清掃センター資源物選別回収業務委託

<内容>

東清掃センターリサイクル施設に搬入される資源ごみ等を選別回収し、資源回収業者に引き渡すまでの業務を委託するものである。リサイクル施設に搬入された廃棄物の資源化、減量化を図り廃棄物処理業務の安定かつ効果的な運営を行うことを目的としている。FAと業務委託契約を締結した。施設の公称能力は、不燃ごみ30トン/日、資源ごみ30トン/日である。

令和元年度から令和3年度に委託期間が被る契約について資料を閲覧したところ、委託期間は以下のように2つに区分されていた。

委託期間	契約月額（税込）
平成30年3月1日～令和3年2月28日 ※1	※2 3,564千円
令和3年3月1日～令和6年2月29日 ※1	4,939千円

※1 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。業者選考書にその旨の記載が見られる。

※2 消費税率の変更により、途中から金額の変更がなされているが上記は原契約の金額のままとした。

本業務委託契約は長期継続契約になっているが、その理由について「業務委託の長期継続契約について（伺い）」には実質的な理由に相当するものとして次の記載がある。

本業務委託については、プレス機など危険度の高い機器の運転・保守、並びに品質の高い資源物の選別が求められるため、受託業者が毎年変更となった場合、習熟期間を確保することが出来なくなり、委託業務の安全性や選別された資源物の品質の低下などが生じるため。

本業務委託契約は指名競争入札とし、川越市の一般廃棄物処理業務の受託に関し実績のある組合を選考対象としているが、その理由について『『その他』要件設定理由書』には実質的な理由に相当するものとして次の記載がある。

廃棄物の取扱量、種類が多く市内の廃棄物処理に関わる単体の企業だけでは対応が困難であると考えられるため、業務の確実性及び高い品質を担保できる方法として、市内の再生資源卸売業者や一般廃棄物の処理業務の経験を有する中小企業等協同組合を要件とした。

<実施した手続>

本契約を長期継続契約とした理由、及び指名競争入札とした理由に関する関連資料の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-4)東清掃センターばい煙等検査業務委託

<内容>

大気汚染防止法第 16 条及び第 18 条の 30 並びに廃棄物処理法施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号等による検査を行い、これらの現状を把握するとともにごみ処理施設の維持管理等に資することを目的とした業務委託である。

対象施設は次のとおりである。

施設名称	川越市東清掃センター (川越市芳野台 2 丁目 8 番地 18)	
	焼却施設	リサイクル施設
種類	廃棄物焼却炉 (全連続式ストーカ炉)	防爆用ボイラ (小形ボイラ)
能力	70 t / 24h × 2 炉	バーナ燃焼能力 : 136.50 / h 伝熱面積 : 9.96 m ²
排ガス測定口	集合式外筒 RC 内筒鋼板製煙突測定口 (測定口までは屋内階段使用) 高さ : GL + 29.3m 内径 : 1.36m	鋼板製煙突 2 階屋内測定口
備考	排出口 高さ : GL + 59m 頂口径 : 0.88m	使用燃料 : 灯油 7 月以降、都市ガス使用予定

検査の項目・対象・回数及び方法は仕様書によれば次のとおりである。

		検査回数		測定方法
		焼却炉	防 爆 用 ボイラ	
ばい煙測定	ばいじん濃度	6 回	2 回	大気汚染防止法施行規則別表第 2 の備考に掲げる方法
	窒素酸化物	6 回	2 回	大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 2 の備考に掲げる方法
	硫黄酸化物	6 回	—	大気汚染防止法施行規則別表第 1 の備考に掲げる方法
	塩化水素濃度	6 回	—	イオンクロマトグラフ法
	全水銀濃度	6 回	—	環告第 94 号に掲げる方法
焼却灰の熱灼減量		12 回	—	環整第 95 号の 2 の II に掲げる方法
ごみ質分析		6 回	—	環整第 95 号の 2 の I に掲げる方法
ごみ質詳細分析		1 回	—	紙類及びプラスチック類等の分析
注) 1. 環整 95 号は、昭和 52 年 11 月 4 日付 環整第 95 号 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知である。				
2. 環告第 94 号は、平成 28 年 9 月 26 日付 環境省告示第 94 号である。				

入札及び契約は年度ごとであるが、令和元年度から令和 3 年度まで BX が落札し受託している。委託期間及び契約金額は次のとおりであった。

委託期間	契約金額 (税込)
平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 3 月 31 日	※ 2,084 千円
令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 3 月 30 日	2,090 千円
令和 3 年 4 月 5 日～令和 4 年 3 月 30 日	2,002 千円

※：消費税率の変更により、途中から金額の変更がなされているが上記は原契約の金額のままとした。

入札は制限付一般競争入札で行っている。計量法第 107 条の規定により、濃度に係る計量証明の事業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないとされていることから、県内業者のうちこの要件を満たしている 8 者を対象とした入札を行った。

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-5)東清掃センター放射能濃度測定業務委託

<内容>

放射性物質汚染対処特措法に基づき、排ガス、焼却灰及びばいじんにおける放射能濃度の測定を行い、これらの現状を把握するとともにごみ処理施設の維持管理等に資することを目的とした業務委託である。

対象施設の概要は仕様書によれば次のとおりである。

施設の名称	川越市東清掃センター焼却施設 (川越市芳野台 2 丁目 8 番地 18)
	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力等	処理能力：140 t / 日 (70 t / 日 × 2 炉) 煙突高さ：59m

測定対象等については仕様書によれば次のとおりである。

測定対象 (採取試料)	測定頻度	検体数	測定項目	測定方法
排ガス	年 12 回	12 検体	放射能濃度 セシウム 134 セシウム 137	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（平成 4 年文部科学省）に準拠した方法
焼却灰	年 12 回	12 検体	放射能濃度 セシウム 134 セシウム 137	
ばいじん	年 12 回	12 検体	(試料の密度、含水率)	

入札及び契約は年度ごとに行っており、令和 3 年度は BL が落札し受託している。委託期間及び契約金額は以下の通りであった。

委託期間	契約金額 (税込)
令和 3 年 4 月 5 日～令和 4 年 3 月 30 日	1,584 千円

入札は一般競争入札によっている。8 者の入札の結果、2 者が同額のためくじにて落札者を決定した。

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-6)東清掃センター不燃ごみ等ごみ質分析業務委託

<内容>

川越市で収集される不燃ごみ等（不燃ごみ、ペットボトル、破碎残渣）のごみ質分析を行い、これらの現状を把握するとともに、ごみ処理施設の維持管理、及び将来におけるごみ処理基本計画、実施計画等に資することを目的とした業務委託である。

ごみ質分析対象施設は、川越市東清掃センターリサイクル施設である。

分析の項目、回数は仕様書によれば次のとおりである。

区分	物理組成	見掛比重	数量比較等	総発熱量	試料採取施設
ペットボトル	2回（1回/6箇月）	2回（1回/6箇月）	2回（1回/6箇月）	—	リサイクル施設
不燃ごみ	1回	1回	1回	—	リサイクル施設
破碎残渣	2回（1回/6箇月）	—	—	2回（1回/6箇月）	リサイクル施設

項目別のごみ質分析方法は仕様書によれば次のとおりである。

1. 見掛比重の測定

(1) 不燃ごみ及びペットボトル（缶）の場合

- ①分析対象となる収集車両の業者名、車両番号、搬入時刻、収集地域（5台分）を調べる。
- ②施設内の計量器によりごみ車載状態のまま車両の総質量を調べる。
- ③発注者の指定場所で車載状態のまま、全ごみ容積の測定をする。
- ④不燃物処理施設内の不燃ごみピット（ペットボトル・缶）へ投入した後、空車状態で計量器により車両質量（風袋質量）を測定する。
- ⑤総質量より風袋質量を差引き正味質量を算出し、これを③で測定したごみ容積で除して見掛比重（kg/L）を算出（車両ごとに行う。）して、平均値を求める。

2. 物理組成

(1) 不燃ごみ及びペットボトル（缶）の場合

- ①分析対象となる収集車両の業者名、車両番号、搬入時刻、収集地域（5台分）を調べる。
 - ②不燃物処理施設内のピットに投入された不燃ごみ（ペットボトル）の中から、無作為に車両1台につき約200kgのごみを採取し、発注者の指定場所に置く。
 - ③上記で採取したごみ（5台分）を混合後4分法により縮分し、約250kgを採取したものを物理組成分析の試料とする。
 - ④物理組成ごとに分類及び計量し、組成比を求める。
- 注）物理組成試料の採取は、見掛比重を測定した車両と同一のものとする。

(2) 破碎残渣の場合

- ①ホッパから破碎残渣を採取する。
- ②上記で採取した破碎残渣を混合後4分法により縮分し、物理組成分析の試料とする。
- ③物理組成ごとに分類及び計量し、組成比を求める。また、粒度を測定する。（長さ150mm

以上の比率等を測定。)

3. 数量比較等

(1) ペットボトル (缶)

①物理組成分析の試料の中から、選別して本数及び質量を出す。

(2) 電池類

①物理組成分析の試料の中から、選別して個数及び質量を出す。※家電製品等に内蔵された状態の電池も対象。

4. 総発熱量

(1) 破碎残渣のみ

①物理組成分析の試料を用いて測定する。

入札により令和3年度はFYが落札し受託している。委託期間及び契約金額は次のとおりであった。

委託期間	契約金額 (税込)
令和3年5月24日～令和4年3月28日	1,188千円

入札は一般競争入札で行っている。6者の入札の結果、落札者を決定した。

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-7) 東清掃センター作業環境測定業務委託

<内容>

労働環境衛生法施行令第21条第3号、同法施行令第21条第7号、同法規則第592条の2の規定により求められている業務である。東清掃センター内各作業場の作業環境測定を行うことにより、作業環境状況を把握するとともに職員の健康確保とさらなる快適な作業環境を実現するための維持改善に資することを目的とした業務委託である。

委託対象施設は仕様書によれば次のとおりである。

名称	東清掃センター	
場所	川越市芳野台2丁目8番地18	
能力	焼却施設	70 t / 24h × 2 基
	リサイクル施設 (旧リサイクルセンター)	60 t / 5h

測定回数等は仕様書によれば次のとおりである。

	炉内測定 予定日	
	1回目	2回目
1号炉	令和3年6月18日	令和3年12月14日
2号炉	令和3年12月10日	—

測定内容については仕様書によれば次のとおりである。

1. 騒音・水銀作業環境測定（1回目、2回目）

施設名		測定対象単位作業場		A 測定 (測定点数)	B 測定 (測定点数)	備考
		名称	面積			
騒音測定	焼却施設	プラットホーム	429 m ²	10	1	ごみの搬入が時間帯及び曜日等により変動するので注意。
	リサイクル施設	手選別室	180 m ²	12	1	
		プラットホーム (受入ホッパ)	241 m ²	11	1	
水銀濃度測定	リサイクル施設	プラットホーム	241 m ²	5	1	

※A 測定とは、作業場の気中有害物質濃度の空間的及び時間的な変動の平均的な状態を把握するための測定である。B 測定とは、発生源の近くで作業が行われる場合、A 測定を補完するために、作業者の暴露が最大と考えられる場所における濃度測定である。また、表中のマス目内の数値は測定点の数を表す（以下、本項目について同じ）。

2. ダイオキシン類作業環境測定（1回目、2回目）

施設名	測定対象単位作業場		A 測定 (測定点数)	B 測定 (測定点数)	ダイオキシン類	総粉塵併行測定	前回までの D 値
	名称	面積					
焼却施設	落下灰コンベヤ室	268 m ²	9	1	D 値を用い算出する		3.0
	1号ろ過式集じん器室	152 m ²	8	1			1.00
	2号ろ過式集じん器室	284 m ²	8	1			1.35
	炉室	196 m ²	9	1			0.55
	飛灰棟1階	90 m ²	5	1			1.8
	飛灰棟2階	90 m ²	5	1			1.27
	1号誘引通風機室	149 m ²	5	1			1.67
	2号誘引通風機室	47 m ²	5	1			1.42
	灰ピット（灰出場）	69 m ²	5	1			3.36

※ D 値とは、空気中のダイオキシン類の濃度 (pg-TEQ/m³) を空気中の総粉じん濃度 ((mg/m³) 又は (cpm)) で除した値である (以下、同じ)。

3. ダイオキシン類作業環境測定（1回目、2回目）

施設名	測定対象単位作業場		A 測定 (測定点数)	B 測定 (測定点数)	ダイオキシン類 (測定点数)	総粉塵併行測定 (測定点数)	備考
	名称	面積					
焼却施設	炉内 1 号	19 m ²	5	1	1	1	いずれも清掃後
	炉内 2 号	19 m ²	5	1	1	1	

※ 本表に示す測定は 1 回目とし、2 回目は粉じん測定及び 1 回目の D 値を用い算出する。

入札は制限付一般競争入札で行っている。条件として、計量法第 121 条の 2 による特定計量証明事業者制度 (MLAP) の認定を取得していなければ、ダイオキシン類濃度の計量証明事業が行えないとされている。令和 3 年度は 6 者による入札の結果、BR が落札者となった。委託期間及び契約金額は次のとおりであった。

委託期間	契約金額 (税込)
令和 3 年 5 月 31 日～令和 4 年 3 月 30 日	1,144 千円

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-8) 東清掃センター焼却施設精密機能検査業務委託

<内容>

廃棄物処理法施行規則第 5 条に基づく精密機能検査を実施することにより、東清掃センター焼却施設の機能及び施設状況、処理能力等を把握し、今後の運転管理・施設整備等に資することを目的とした業務委託である。

委託対象施設は仕様書によれば次のとおりである。

- | | |
|----------|--|
| (1) 名 称 | 川越市東清掃センター・焼却施設 |
| (2) 場 所 | 川越市芳野台 2 丁目 8 番地 18 |
| (3) 公称能力 | 140 t / 日 (70 t / 24h × 2 基) |
| (4) 炉形式 | 全連続・階段式ストーカ炉 |
| (5) 稼働年月 | 昭和 61 年 11 月 |
| (6) 付帯設備 | 排水処理設備 (50 t / 日、昭和 54 年稼働)
せん断式可燃性粗大ごみ破砕機 (10 t / 日) |

精密検査の内容は、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置等の状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準及び設計基準とを比較して、処理負荷及び処理機能を検討するとともに、設備・装置・機器類の状況を検査し、必要な改善点を指摘することにある。具体的な内容については

「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」に次のとおり記載されている。

1 施設の概要

施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。

2 運転管理実績

(1) 運転管理実績

月別の搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量の実績を調査する。

(2) 作業状況

投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。

(3) 測定分析

本業務委託内では測定分析は実施せず、以下の項目の自主測定結果の詳細を提供するので判断材料とすること。

①ごみ質

水分、可燃分、灰分、物理組成、発熱量、元素分析

②熱灼減量

③ばい煙

排ガスの性状（温度、組成、水分、流速、量）、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、水銀濃度

④ダイオキシン類

排ガス、焼却灰、飛灰

⑤工程排水の水質

・排水送水槽、リサイクル原水、第一沈殿槽、再利用水槽

pH、BOD、塩素イオン濃度、浮遊物質量、全リン、全窒素、ノルマルヘキサン抽出物含有量、銅（含有量）、亜鉛（含有量）、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム（含有量）、ふっ素及びその含有量、カドミウム及びその化合物、全シアン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、全水銀、

⑥飛灰・焼却灰溶出試験

アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン

⑦その他

臭気、敷地境界の騒音・振動

(4) 処理条件と処理効果

投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設置基準と比較し、検討する。

3 設備、装置等の状況

(1) 書類調査

基本図書及び運転記録の点検並びに過去のトラブル、補修・改修等の状況を調査する。

(2) 設備装置等の検査

各設備、装置、機器類について検査し、良、要補修、要交換、改造の四ランクに分けて判定し、その箇所を示す。

①土木、建築設備

各設備について亀裂、破損個所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。(建築設備には空調設備等も含まれる。)

②機械設備

各設備について、腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況及び損耗等を検査する。

③耐火構造設備

炉内面のレンガ壁・クリンカ防止ライナーの状況、特にクリンカの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等を検査する。

④電気設備

各設備について、腐蝕、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。

⑤配管、弁設備

各設備について、腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。

⑥その他

全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を検査する。

4 検査結果の評価

以上の調査及び検討の結果から、施設の構造及び維持管理上の改善点等を提案する。

(1) 改善や補修を必要とする設備、機器、改善方法、その効果等

短期、長期に分ける。

特に当センターは稼働後 30 年以上を経過することから、長期的な整備計画案を提案すること。

(2) 燃焼温度管理、一酸化炭素濃度の管理方法等を含む運転管理の現状と今後の改善方法、その効果等。

(3) その他

入札は指名競争入札で行っている。業者選考書によれば下記の条件に該当するものを選考しているとのことである。

営業種目：検査・調査・計画業務、地域要件：なし 対象業者（342）

※業務可能な業者は 2 者のみ

令和3年度は2者による入札の結果、FZが落札者となった。委託期間及び契約金額は次のとおりであった。

委託期間	契約金額（税込）
令和3年6月7日～令和4年3月25日	1,862千円

<実施した手続>

本件契約を指名競争入札にて選考した理由に関して、担当課に質問した。回答は「精密機能検査は施設の整備・補修計画の元となる重要な検査と考えておりますので、過去に当施設の受注実績があり、施設の構造・機能・特性・状況等を熟知している業者を指名しております」とのことであった。

【意見30】東清掃センター焼却施設精密機能検査業務委託に関して指名競争入札とした理由については詳細に記載すべき

本件契約を指名競争入札にて選考した理由に関して、業者選考書の内容記載の文章の内容は「業務可能な業者は上記2者のみ」との記載であった。この根拠について内容を担当課に質問したところ「精密機能検査は施設の整備・補修計画の元となる重要な検査と考えておりますので、過去に当施設の受注実績があり、施設の構造・機能・特性・状況等を熟知している業者を指名しております」とのことであった。具体的な事情については業者選考書に詳細に記載すべきである。

b-9)東清掃センター圧縮梱包設備点検業務委託

<内容>

東清掃センターリサイクル施設に設置してある圧縮梱包設備（ペットボトル圧縮機等）の点検を実施することにより、リサイクル施設の適切な維持管理を行うことを目的とした業務委託である。

委託対象施設は仕様書によれば次のとおりである。

- | |
|---|
| ・名称：川越市東清掃センターリサイクル施設
・場所：川越市芳野台2丁目8番地18 |
|---|

委託対象設備施設は仕様書によれば次のとおりである。

- | |
|--|
| (1) No.1 ペットボトル圧縮機
型 式：UP30-631
処理能力：ペットボトル 600 kg/h
台 数：1台
(2) No.2 ペットボトル圧縮機 |
|--|

型 式 : UP10-630
処理能力 : ペットボトル 600 kg/h
台 数 : 1 台
(3) シュートコンベヤ
形 式 : MC50-SP1
台 数 : 2 台

令和元年度から令和3年度までの各年度の委託先はすべてGAになっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額 (税込)
令和元年7月22日～令和2年3月31日	1,188千円
令和2年6月19日～令和3年3月29日	1,375千円
令和3年5月28日～令和4年3月28日	1,375千円

令和3年度について本契約は1者随意契約となっているが、その理由について委託随意契約理由書には次の記載がある。

<p>選考理由 (※下線部は当監査人が修正した。)</p> <p>①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。</p> <p>②本設備の設計、製作した業者及び点検の経験を有する業者でなければ、システム及び機器を総合的に設備管理することができないため、<u>当業者との随意契約</u>としたい。</p>
--

上記の状況及び理由は令和2年度も同様であったが、令和元年度については同社も含めた2者で指名競争入札をしていた。令和元年度までは2者のみ実施可能であったが、そのうち1者が令和2年度に圧縮梱包設備の点検業務から事業撤退することになったことによる。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-10)東清掃センタークレーン保守点検業務委託

<内容>

クレーン等安全規則第34条に規定されている定期自主検査を実施するとともに、東清掃センターの日常・月例点検を専門家の技術力で補うために行うもので、設備の機能保持並びに同センターの適正かつ円滑な業務の遂行を図ることを目的とした業務委託である。

対象設備は仕様書によれば次のとおりである。

可燃ごみ供給クレーン (2基)	型式	天井走行クレーン
	吊上荷重	3.75 t
	定格荷重	1.25 t
	揚程	24m
	スパン	12.5m
灰出クレーン (1基)	型式	モノレールクレーン
	吊上荷重	2.8 t
	定格荷重	1.4 t
	揚程	10.3m
不燃ごみ供給クレーン (1基)	型式	天井クレーン
	吊上荷重	2.9 t
	定格荷重	0.6 t
	揚程	14.5m
	スパン	5.0m

点検回数及び内容は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 定期自主検査

①年次点検 (月次点検を兼ねる)

【点検回数】年1回 (実施予定月 12月)

【対象設備】可燃ごみ供給クレーン 2基

灰クレーン 1基

不燃ごみ供給クレーン 1基

【内 容】

クレーン等安全規則に規定しているもので、その検査項目、検査方法は(社)日本クレーン協会発行の「天井クレーンの定期自主検査指針・同解説」によるものとし、その判断基準に適合しているか点検するものである。判断基準のうち使用限度、寸法管理基準があるものについては、それらを測定すること。本自主検査の時期については発注者の指示によるものとする。

なお、法的に対象機器に該当しない灰クレーン、不燃ごみ供給クレーンについては、上記方法に準じて実施するものとする。

②月次点検

【点検回数】年1回 (実施予定月 6月)

【対象設備】可燃ごみ供給クレーン 2基

灰クレーン 1基

不燃ごみ供給クレーン 1基

【内 容】

クレーン等安全規則に規定しているもので、その検査内容は（社）日本クレーン協会発行の「天井クレーンの定期自主検査指針・同解説」にある天井クレーン月例検査表を基準とする。本点検は年2回行うこととし、その時期については発注者の指示によるものとする。

なお、本点検は当センターで実施している日常・月例点検を補う点検に位置づけるものである。

(2) 定期自主検査

【検査回数】年1回（令和4年1月末予定） ※2年に1回実施

【対象設備】可燃ごみ供給クレーン 2基

【内 容】

労働安全衛生法第43条に規定する性能検査が実施される場合は、(1)の検査結果報告書を必要部数提出するとともに検査に立ち会う等性能検査に合格するよう最大の努力を払うものとする。

(3) 荷重計点検

【検査回数】年1回

【対象設備】可燃ごみ供給クレーン 2基

不燃ごみ供給クレーン 1基

【内 容】

荷重計の点検、調整、校正（年次点検で行う荷重試験時に校正すること）

(4) その他

上記までの点検により異常が発見された場合には発注者に報告するとともに、可能な限り当施設の予備品・消耗品の交換等の応急処置をすること。また、運転員へもクレーンの現況を伝えること。

令和元年度から令和3年度までの各年度の委託先はすべてFXになっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額（税込）
令和元年6月10日～令和2年3月19日	※ 2,754千円
令和2年6月19日～令和3年3月29日	2,365千円
令和3年6月4日～令和4年3月18日	2,805千円

※：消費税率の変更により、途中から金額の変更がなされているが上記は原契約の金額のままとした。

令和3年度について本契約は1者随意契約となっているが、その理由について委託随意契約理由書には次の記載がある。

選考理由（※下線部は当監査人が修正した。）

①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。

②本設備の設計、製作した業者及び点検の経験を有する業者でなければ、システム及び機器を総合的に設備管理することができないため、当業者との随意契約としたい。

上記の状況及び理由は令和2年度も同様であったが、令和元年度については同社も含めた2者で指名競争入札をしていた。令和元年度までは2者のみ実施可能であったが、そのうち1者から今後の入札辞退の申し入れがあったことによる。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-11)東清掃センター焼却施設定期点検業務委託

<内容>

東清掃センターの焼却施設の各機器について、専門的立場から分解・点検・整備・測定を実施することにより、設備の劣化及び不具合の状況を把握し、所定の機能を維持するとともに、事故・故障等の未然防止に資することを目的とした業務委託である。

委託対象場所は仕様書によれば次のとおりである。

施設名称	東清掃センター 焼却施設
場所	川越市芳野台2丁目8番地18

点検内容等は仕様書によれば次のとおりである。

- (1) 対象機器及び点検整備内容等は以下のとおりとする。
 - ・ろ過式集じん装置 (1、2号)
 - ・押込送風機 (1号)
 - ・誘引送風機 (1号)
 - ・車両感知装置 (プラットホーム出入口用、ごみ投入扉用 (安全装置含む))
 - ・塩化水素ガス分析装置整備 (1号)
 - ・塩化水素ガス分析装置整備 (2号)
 - ・ばいじん濃度計 (1号)
 - ・窒素酸化物当分析計整備 (1、2号)
- (2) 点検整備作業の写真撮影を行うこと。また、内部解放時及び分解 (清掃前及び清掃後並びに機器調整時) には、発注者は立会を原則行うので、立会の有無の確認を必ず行うこと。
- (3) 本体及び付属機器等に補修が必要な支障が確認された場合は、原則受注者の負担により、対応すること。ただし、補修の範囲を超えるような支障が確認された場合は、発注者受注者協議の上、対応すること。
- (4) 本業務に必要な関係官公庁及び関係機関等への届出等の手続きを必要とする場合には、必要な資料の作成並びにこれらの諸手続に関する費用は、受注者の負担とする。

(5) 法令に基づく官公庁及び関係機関等による審査・検査等の際に必要な書類の作成並びに立会をすること。また、必要な場合は、日常点検記録の確認・連絡調整等を行うこと。

令和元年度から令和3年度までの各年度の委託先はすべてFXになっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額（税込）
令和元年10月4日～令和2年3月27日	13,200千円
令和2年10月2日～令和3年3月10日	11,770千円
令和3年7月16日～令和4年3月25日	14,850千円

令和3年度について本契約は1者随意契約となっているが、その理由について委託随意契約理由書には次の記載がある。

選考理由（※下線部は当監査人が修正した。）

- ①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。
- ②本設備の設計、施工したプラントメーカーである当業者でなければ、システム及び機器を総合的に点検整備調整することができないため、随意契約としたい。

上記の状況及び理由は令和2年度、令和元年度も同様であった。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-12)東清掃センターリサイクル施設定期点検業務委託

<内容>

東清掃センターリサイクル施設に設置してある防爆用ボイラ、可燃ガス検知装置、酸素分析計の点検を実施することにより、同リサイクル施設の適切な維持管理を行うことを目的とした業務委託である。

委託対象施設は仕様書によれば次のとおりである。

名称	川越市東清掃センター リサイクル施設
場所	川越市芳野台2丁目8番地18

点検内容等は特記仕様書によれば次のとおりである。

<リサイクル施設防爆用ボイラ>

設備	種類：多管式小型貫流ボイラ 型式：EQSH-2002KM 外形寸法：幅 1.5m×奥行 2.2m×高さ 2.4m 熱出力：1,078,000kcal/h 台数：1 台
点検回数	委託期間内に 2 回実施するものとする。 実施予定日：11 月、2 月
点検内容等 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体関係 ・ 給水関係 ・ 送風機関係 ・ 安全弁動作等の確認 ・ 燃料関係 ・ バーナ関係 ・ 制御関係状況確認 ・ 燃焼状況確認 ・ ボイラ水分析（毎回行うこと） ・ 消耗品交換 ・ その他

※：詳細記載は省略した（以下同様）。

<可燃ガス検査装置（2 台）>

設備	型式：検知部 SD-1RI 指示警報ユニット RM-5003 ポンプユニット RP-D58・AC
点検回数	点検の回数は 1 回とする。
点検内容等 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品等交換 ・ 標準ガスによるガス感度校正 ・ 警報動作の確認 ・ 本体検知部の清掃 ・ ポンプ分解清掃調整及び動作確認 ・ 流量調整確認

<酸素分析装置（2 台）>

点検回数	点検の回数は 1 回とする。
点検内容等 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品等交換 ・ プロブ発信器 ・ 受信器ユニット ・ 総合機能確認

令和元年度から令和3年度までの各年度の委託先はすべてFXになっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額（税込）
令和元年7月5日～令和2年3月31日	※ 4,752 千円
令和2年6月26日～令和3年3月29日	5,005 千円
令和3年8月20日～令和4年3月30日	4,950 千円

※：消費税率の変更により、途中から金額の変更がなされているが上記は原契約の金額のままとした。

令和3年度について本契約は1者随意契約となっているが、その理由について委託随意契約理由書には次の記載がある。

選考理由（※下線部は当監査人が修正した。）

- ①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。
- ②本業務委託で点検を行う機器には専用部品が使用されており、機器の設置業者である当業者でなければ、専用部品を取扱こと並びに点検後の設備全体の機能・性能保証を図ることができないため。

上記の状況及び理由は令和2年度、令和元年度も同様であった。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-13)東清掃センター計装設備点検業務委託

<内容>

東清掃センターに設置している計装設備の定期点検を実施することにより、設備の円滑な稼働及び安定性を確保することを目的とした業務委託である。

委託対象施設は仕様書によれば次のとおりである。

名称	川越市東清掃センター
場所	川越市芳野台2丁目8番地18

点検内容等は点検仕様書よれば以下のとおりである。

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | オペレータステーション (OIS-DS63) | 3 式 |
| | (1) 共通部点検 | |
| | (2) 基幹部点検 | |
| | (3) LCD 表示部点検 | |
| 2 | プロセスコントロールステーション (PCS-nV) | 1 式 |
| | (1) 共通部点検 | |
| | (2) コントロールユニット部点検 | |
| | (3) 入出力部点検 | |
| 3 | データ処理装置 (CB2000) | 1 式 |
| | (1) 共通部点検 | |
| | (2) 基幹部点検 | |
| | (3) LCD 表示部点検 | |
| 4 | メッセージ・帳票・カラーハードコピー用プリンタ | 1 式 |
| | (1) 各部の清掃 | |
| | (2) 各機構部の清掃 | |
| | (3) 各種ケーブル、コネクタの装着状態確認 | |
| | (4) 目詰りチェックパターン確認 | |
| | (5) ヘッドクリーニングの実施 | |
| | (6) 印刷状態確認 | |
| | (7) オンラインによる動作確認 | |

令和元年度から令和 3 年度までの各年度の委託先はすべて GB になっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額 (税込)
令和 2 年 1 月 17 日～令和 2 年 3 月 27 日	4,840 千円
令和 3 年 1 月 15 日～令和 3 年 3 月 26 日	4,950 千円
令和 3 年 9 月 10 日～令和 4 年 3 月 25 日	5,500 千円

令和 3 年度について本契約は 1 者随意契約となっているが、その理由について委託随意契約理由書には次の記載がある。

- 選考理由 (※下線部は当監査人が修正した。)
- ①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。
 - ②当設備は、株式会社東芝が設計施工し、メーカー独自の技術を使用しているため、設備全体の機能確保及び性能保証を盛り込んだ保守点検ができるのは、同社の 100%出資会社で、メンテナンス専門の当業者だけのため。

上記の状況及び理由は令和 2 年度、令和元年度も同様であった。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-14)東清掃センター焼却施設定期整備工事

<内容>

本工事は、東清掃センター焼却施設の各設備の機能・能力を回復するため劣化した部品等の交換を計画的に行うことにより焼却施設の機能保全を図ることを目的としている。

工事の対象は仕様書によれば次のとおりである。

- ・受入供給設備整備
- ・燃焼設備整備
- ・灰出設備整備
- ・排ガス処理設備整備
- ・電気計装設備整備

令和元年度から令和 3 年度までの各年度の契約先はすべて FX になっている。契約期間及び契約金額は次のとおりである。

契約期間	契約金額 (税込)
令和元年 6 月 7 日～令和 2 年 3 月 13 日	123,750 千円
令和 2 年 10 月 2 日～令和 3 年 3 月 12 日	78,430 千円
令和 3 年 12 月 3 日～令和 4 年 3 月 11 日	83,600 千円

令和 3 年度について本契約は 1 者随意契約となっているが、その理由について随意契約理由書には以下の記載がある。

選考理由 (※下線部は当監査人が修正した。)

- ①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。
- ②本工事の対象としている各設備は、適正なごみ処理を行うプラント施設を構成している重要な設備である。各設備は、相互に連携し稼働することから、当センターのシステム全体を設計し施工した当業者でなければ、施設を稼働させながらの施工においてシステム全体の性能を保証することができないため、その技術・経験等を有している上記業者との随意契約としたい。

上記の状況及び理由は令和2年度、令和元年度も同様であった。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する随意契約理由書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-15)東清掃センター土地賃貸借契約

<内容>

平成5年4月にリサイクルセンターが竣工し、それに伴い東清掃センター及びリサイクルセンター職員用の駐車場として約991㎡の賃貸借契約を開始した。

平成6年度からは、委託職員や施設の点検業者などの駐車場が不足したため隣接地を約987㎡借地した。

平成7年度にその一部にリサイクル物品等のプレハブ倉庫を設置したが、老朽化により平成24年度にプレハブ倉庫を解体し、現在は駐車場として利用している。

賃貸借物件は次のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 所在・地番：川越市大字鹿飼字鹿飼町 154 番、155 番、156 番
地目・地積：田・畑 991 平方メートル
所有者住所：川越市*****
所有者氏名：GC |
| (2) 所在・地番：川越市大字鹿飼字鹿飼町 152 番、153 番
地目・地積：田・畑 987 平方メートル
所有者住所：川越市*****
所有者氏名：GD |

令和3年度における賃貸借料は次のとおりである。

1 平方メートル当たり月額 93.3 円（前年度据え置き）

- | |
|---|
| (1) $991 \text{ m}^2 \times 93.3 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 1,109,523 \text{ 円}$ |
| (2) $987 \text{ m}^2 \times 93.3 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 1,105,045 \text{ 円}$ |
| 合計 2,214,568 円（2回払い） |

本賃貸借料の経緯は次のとおりである。

年度	概要	賃貸料（月）
H5～H7	1 箇年契約 GC 991 ㎡ GE 987 ㎡	85 円/㎡

H8～H9	1箇年契約 GC 991 m ² GE 987 m ²	87 円/m ²
H10～H12	1箇年契約 GC 991 m ² GE 987 m ²	92 円/m ²
H13～H30	1箇年契約 GC 991 m ² GE 987 m ²	93.3 円/m ²
R1～R3	1箇年契約 GC 991 m ² GD 987 m ²	93.3 円/m ²

東清掃センター駐車場用地については、当初、周辺の賃借料の状況を踏まえて、契約を締結しており、算定基準価格で契約していくのが難しいことから、平成 13 年度に、93.3 円/月 m²を上限とし、可能な限り現在の価格で契約できるよう理解を求めることとしたため、据え置きとなっている。

<実施した手続>

土地賃貸借契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

c) 焼却灰等資源化事業

c-0) 概要

<目的>

市最終処分場の延命化を図るため、焼却灰等の資源化を行う。

<内容（令和 3 年度実績）>

○セメント原料資源化（埼玉県熊谷市） 86,170,307 円

委託先：GF ほか 2 者（専属の運搬業者 2 者）連名による 4 者契約

内容：東清掃センターから排出される焼却残渣等の資源化

- ・焼却灰 1,786.57t×26,000 円/t+消費税等≒51,095,902 円
- ・ばいじん 175.54t×66,500 円/t+消費税等≒12,840,751 円
- 300.78t×67,200 円/t+消費税等≒22,233,654 円

○溶融スラグセメント原料資源化（埼玉県熊谷市） 21,892,708 円

委託先：GF ほか 1 者（専属の運搬業者）連名による 3 者契約

内容：資源化センターから排出される溶融スラグの資源化

・溶融スラグ 1,157.12t×17,200 円/t+消費税等≒21,892,708 円

○溶融固化資源化（茨城県鹿嶋市） 32,159,808 円

委託先：GG（処分）、GH（運搬）

内容：東清掃センター及び資源化センターから排出される残渣の資源化（溶融不適物（資セ）：390.86t、焼却灰（東セ）：172.43t、ばいじん（東セ）：67.95t）

・処分 631.24t×40,800 円/t+消費税等≒28,330,048 円

・運搬 68 台×51,200 円/台+消費税等=3,829,760 円

<効果>

資源化実績

(単位：t)

年度	溶融不適物	溶融スラグ	溶融飛灰	焼却灰	ばいじん	計	スラグ 売却	合計
H28	928	3,043	0	1,727	493	6,191	497	6,688
H29	995	3,194	0	1,632	446	6,267	408	6,675
H30	868	2,993	0	1,629	456	5,946	426	6,372
R 1	847	2,975	0	2,248	559	6,629	508	7,137
R 2	547	2,604	0	1,916	472	5,539	344	5,883
R 3	391	1,157	0	1,959	544	4,051	373	4,424

令和 2 年度以降の資源化実績が減少している主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による予算執行の抑制や委託処分先の受入抑制から、再資源化していた溶融不適物・溶融スラグの一部を埋立処分に変更したことによる。

<市側の懸案事項>

小畔の里クリーンセンターの埋立率が 90.5%（令和 4 年 3 月 31 日時点）なので、更なる延命化対策として、民間処分場の活用等が必要である。また、小畔の里クリーンセンター二期工事について検討する必要がある。

<令和 2 年決算額>

341,398,695 円（事業：焼却灰等再資源及び最終処分委託）

166,631,997 円（単位事業：焼却灰等資源化事業）

c-1)東清掃センター焼却残渣セメント原料資源化業務委託

<内容>

東清掃センターにおける中間処理によって発生する焼却残渣を GF 熊谷工場まで運搬し、焼成処理によりセメント原料として資源化することを目的とした業務委託である。運搬対象物は、焼却残渣（焼却灰、ばいじん）である。

委託搬出場所、運搬対象物及び搬出予定量は仕様書によれば次のとおりである。

- (1) 運搬処分対象物及び搬出予定量
 - ア 焼却灰 1,800 トン（10 トン車両を使用）
 - イ ばいじん（乾灰） 500 トン（搬出に支障がない車両を選定）
- (2) 搬出場所
 - 川越市東清掃センター（川越市芳野台 2 丁目 8 番地 18）
- (3) 運搬先（資源化場所）
 - GF 熊谷工場（熊谷市****）

委託業務内容については仕様書によれば次のとおりである。

- (1) 委託範囲
 - 東清掃センターの灰ピット（80 m³）に貯留した焼却灰、ばいじん貯槽（50 m³及び 20 m³）に貯留したばいじんを車両に積込み、GF 熊谷工場まで運搬し、セメント原料として資源化すること。
- (2) 使用車両等
 - 焼却残渣の運搬に使用する車両は、原則として次に掲げるとおりとし、いずれも残渣等が飛散及び流出するおそれのないものとする。
 - ア 車両の仕様
 - ばいじん（乾灰）の運搬に使用する車両は、ばいじんを吸引する能力がある特殊清掃車（バキューム車）を使用すること。
 - 焼却灰（湿灰）の運搬に使用する車両は、10 トン深ダンプで天蓋付とし密閉構造の車両を使用すること。
 - （搬出場の高さ等制限：高さ 4,400mm、幅 3,700mm 以下）
 - イ 登録車両
 - ① 10 トン深ダンプ 3 台以上
 - ② 特殊清掃車（バキューム車） 2 台以上
- (3) 作業実施要領
 - ア 東清掃センターの搬出時間は、原則として午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとするが、施設の稼働に支障がある等特別な理由がある場合は発注者と受注者とが競技すること。なお、搬出した焼却残渣はその日のうちに GF 熊谷工場まで運搬するものとする。また、運搬車両への積込作業も含むものとする。
 - ① 焼却灰 → クレーン操作（5 トン未満）

② ばいじん → ばいじん搬出装置の操作

イ 搬出日は、月曜日から金曜日の平日とするが、施設の稼働に支障がある場合は、土曜、日曜、祝日及び年末年始の搬出も誠意をもって行うものとする。この場合、事前に発注者と協議すること。

ウ ばいじんの 1 日の運搬は、ばいじんの貯留に余裕を持たせるよう発生量の推移を考慮しながら、1 日の運搬台数を計画すること。

焼却灰の 1 日の運搬は、通常 1~2 台とするが、焼却灰の発生状況によっては 3 台となる場合があるので対応できるよう準備すること。

契約期間は令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までの期間であり、契約は GF、GI、GJ の 3 者と川越市の間の 4 者契約になっている。

また、契約金額（単価）は次のとおりであった。

焼却灰	: 28,600 円/トン（税込）
ばいじん	: 73,920 円/トン（税込）

本契約は 1 者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由（※下線部は当監査人が修正した。）

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

(2) 以下の要件を満たすことが確認できた処理業者は GF 以外にない。

- ・川越市東清掃センターから発生する焼却残渣の搬入が可能であり、セメント原料に再利用するシステムを確立している。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 に定められた委託基準を満たした契約が可能である。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条により再委託ができないことから、GF への運搬を担当する、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた委託基準を満たした契約が可能である業者（GI・GJ）とも連名で契約する必要がある。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

c-2) 東清掃センター焼却残渣溶融固化処理業務委託

<内容>

東清掃センターにおける中間処理によって発生する焼却残渣を、GG で徐冷スラグとして資源化する業務である。

処理対象物、搬出予定量及び委託場所等は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 処理対象物及び搬出予定量

焼却灰 160 t

ばいじん 60 t

(2) 搬出場所

川越市東清掃センター (川越市芳野台2丁目8番地18)

(3) 委託場所

GG (茨城県鹿嶋市*****)

委託業務内容については仕様書によれば次のとおりである。

(1) 委託範囲

東清掃センターの中間処理により生じた焼却残渣を GG にて、徐冷スラグとして資源化する。

なお、運搬に係る業務は別途委託業務による。

(2) 作業実施要領

受注者は、委託業務の実施にあたり施設維持管理上の基準等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守すること。また、施設周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮を行うこと。

契約期間は令和4年1月28日から令和4年3月31日までの期間であり、契約はGGと締結している。また、契約金額(単価)は44,880円/トン(税込)であった。

本契約は1者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由(※下線部は当監査人が修正した。)

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(2) 以下の要件を満たすことが確認できた業者は、当業者以外にないため。

- ・川越市東清掃センターから発生する焼却残渣の搬入が可能であり、再資源化するシステムを確立している。
- ・既に契約を締結している焼却残渣処理業務委託先(埼玉県熊谷市に所在)より遠隔の地域に所在するため、いずれかの委託先に非常事態があった際においても廃棄物の処理が継続できる。
- ・処理施設の所在地(茨城県鹿嶋市)と事前協議の合意が得られること、処理施設・人員等の状況から委託業務の遂行が可能であることが確認できていること等から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に定められた委託基準を満たした契約が可能である。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

c-3)東清掃センター焼却残渣運搬業務委託

<内容>

東清掃センターにおける中間処理によって発生する焼却残渣を、GGへ運搬する業務である。運搬対象物、搬出予定台数及び委託搬出場所等は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 運搬処分対象物及び搬出予定台数

焼却灰・ばいじん 25台

(2) 搬出場所

川越市資源化センター (川越市芳野台2丁目8番地18)

(3) 運搬先

GG (茨城県鹿嶋市*****)

委託業務内容については仕様書によれば次のとおりである。

(1) 委託範囲

川越市東清掃センター灰ピット及び固化物バンカに貯留・保管した焼却残渣を運搬車両へ積載し、GGまで運搬する。

(2) 使用車両等

焼却残渣運搬に使用する車両は、原則として次に掲げるとおりとし、いずれも飛散及び流出するおそれのないもので、搬出に支障のない車両を選定すること。

ア 車両制限等

搬出場の高さ等制限：高さ 3,200 mm、幅 4,000 mm

計量器積載台寸法：幅 3,000 mm、長さ 8,000 mm

イ 登録車両数

2台以上

(3) 作業実施要領

受注者は、次の要領によりこの業務に従事すること。

ア 受注者は搬出日時を発注者と協議すること。積込作業前には施設担当者へ連絡してから作業を実施し、搬出時には施設担当者の確認を受けること。なお、ばいじんを積込む際にはバンカの操作、焼却灰を積込む際には灰クレーン (容量：1 m³ (1.4 t)) の操作を必要とする。

イ 収集運搬を行う場合には、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること、運搬車・運搬容器は廃棄物の飛散・流出のおそれがないものであること等、廃棄物処理法の規定を遵守すること。また、道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。

ウ 運搬経路は、予め定められた経路とすること。

エ その他発注者の指示によること。

契約期間は令和4年1月28日から令和4年3月31日までの期間であり、契約はGHと締結している。また、契約金額 (単価) は56,320円/台 (税込) であった。

本契約は 1 者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由（※下線部は当監査人が修正した。）

（1）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

（2）以下の要件を満たすことが確認できた業者は、当業者以外にないため。

- ・廃棄物の再資源化を行う GG により運搬事業者が指定されており、工場への入場が許可されている。また、GG の所在する鹿嶋市との事前協議においても当該事業者を指定している。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

d) 最終処分委託

d-0)概要

<目的>

市の清掃センターより排出される焼却残渣、破碎残渣等の適正処理並びに、市の最終処分場の延命化の推進を図る。

《事業経過》

- 昭和 63 年度 埼玉県環境整備センターへ処理委託開始（平成 22 年 3 月まで）
- 平成元年度 平成元年 4 月から小畔の里クリーンセンター埋立開始
- 平成 23 年度 民間最終処分場へ委託開始

<内容（令和 3 年度実績）>

- (1)東清掃センター破碎残渣運搬：873.34t×2,770 円＋消費税等≒2,661,061 円
- (2)資源化センター不適物運搬：416.25t×2,750 円＋消費税等≒1,259,154 円
- (3)資源化センター不適物等運搬：1,935.95t×2,800 円＋消費税等≒5,962,723 円
- (4)資源化センタースラグ運搬：1,227.41t×2,450 円＋消費税等≒3,307,867 円
- (5)資源化センター焼却残渣埋立処分：1,290.39t×29,700 円＋消費税等≒42,157,038 円

《説明》

- (1)：東清掃センター破碎残渣を資源化センター熱回収施設で再処理するための運搬。
- (2)：資源化センターから小畔の里クリーンセンターで最終処分するための運搬。
- (3)：資源化センターから小畔の里クリーンセンターで最終処分するための運搬。

- (4)：資源化センターから小畔の里クリーンセンターで有効利用・最終処分するための運搬。
 (5)：施設から新草津ウェイトパークで最終処分するための運搬と埋立。

<効果>

○処分実績

(単位：t)

年度	市外最終処分場 (A) ※1	小畔の里クリーンセンター(B)	計 (A+B)	残渣総計 ※2	最終処分率
H29	2,779	279	3,057	9,732	31%
H30	2,498	173	2,671	9,042	30%
R 1	2,571	355	2,926	10,063	29%
R 2	1,700	1,843	3,543	9,672	37%
R 3	1,290	3,491	4,781	9,295	51%

※1 平成 23 年度からは民間最終処分場へ埋立

※2 残渣総量には溶融スラグを含む。

最終処分率が令和 2 年度以降で大きく増加している主な理由は、新型コロナウイルス感染症の影響による予算執行の抑制や委託処分先の受入抑制から、再資源化していた溶融不適物・溶融スラグの一部を埋立処分に変更したことが要因である。これに応じて資源化量が減少し最終処分量が増加したことにより最終処分率が増加した。

<令和 2 年度決算額>

64,913,323 円

d-1)東清掃センター破碎残渣等運搬業務委託

<内容>

東清掃センターリサイクル施設における中間処理によって発生する破碎残渣（不燃物）等（一般廃棄物）を、資源化センター又は小畔の里クリーンセンターまで運搬することを目的とした業務委託である。

運搬処分対象物、搬出予定量及び委託場所等は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 運搬処分対象物及び搬出予定量

ア 破碎残渣 1,060 t

イ 焼却残渣 0 t

(2) 搬出場所

川越市東清掃センター（川越市芳野台 2 丁目 8 番地 18）

(3) 運搬先

ア 川越市資源化センター（川越市大字鯨井 782 番地 3）

①破碎残渣 1,060 t

②焼却残渣 0 t

イ 川越市小畔の里クリーンセンター（川越市大字平塚新田 160 番地）

①破碎残渣 0 t

②焼却残渣 0 t

（注 1）東清掃センターの焼却残渣については、資源化处理しているため計画運搬量はな
いが、施設の都合により 10 t 車で数台程度の運搬を行う場合がある。

（注 2）東清掃センターの破碎残渣については、資源化处理のため全量資源化センターへ
の搬出を予定しているが、施設の都合により 10 t 車数台程度を小畔の里クリー
ンセンターへ運搬する場合がある。

委託業務内容は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 委託範囲

ア 破碎残渣の積込み及び運搬

東清掃センターの破碎残渣ホッパ（20 m³）に貯留した破碎残渣を車両に積込み、資源
化センター又は小畔の里クリーンセンターまで運搬する。

イ 焼却残渣の積込み及び運搬

東清掃センターの灰ピット（80 m³）及び処理ダストバンカ（10 m³）に貯留した焼却残
渣を車両に積込み、小畔の里クリーンセンターまで運搬する。

(2) 作業実施要領

受注者は、次の要領によりこの業務に従事すること。

ア 東清掃センターでの搬出（積込み）作業時間は、原則として午前 8 時 40 分から午
前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとする。搬出日は、月曜日から
金曜日の平日を主とするが、ごみ処理施設の稼働状況により土曜日、日曜日及び祝
日についても搬出（積込み）作業を行う場合がある。

イ 資源化センター等の受入時間は、原則として午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分
及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとする。

ウ 運搬車両への積込作業（ホッパ開閉作業等）も含むものとする。尚、灰ピットから
焼却残渣を積込む際には、灰クレーン（容量：1 m³（1.4 t））の操作を必要とする。

(3) 使用車両等

運搬に使用する車両は、原則として次に掲げるとおりとし、いずれも残渣等が飛散
及び流出するおそれのないものであること。

ア 車両の制限等

①東清掃センターリサイクル施設

破碎残渣の運搬に使用する車両は、10 t 深ダンプ車又は 10 t 脱着装置付コンテナ

専用車を原則とする。

搬出場の高さ等制限：高さ 4,000 mm、幅 3,700 mm以下

計量器の積載台寸法：長さ 7,500 mm、幅 3,000 mm以下

②東清掃センター焼却施設

焼却残渣の運搬に使用する車両は、10 t 深ダンプ車又は 10 t 脱着装置付コンテナ専用車を原則とする。

ピット 搬出場の高さ等制限：高さ 4,400 mm、幅 3,700 mm以下

バンカ 搬出場の高さ等制限：高さ 4,700 mm、幅 3,700 mm以下

ピット・バンカ共通

計量器の積載台寸法：長さ 6,500 mm、幅 2,700 mm以下

イ 登録車両

10 t 深ダンプ車又は 10 t 脱着装置付コンテナ専用車（原則）：3 台以上

令和元年度から令和 3 年度までの各年度の委託先はすべて DU になっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額（税込）
平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	2,818.8 円／トン
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日 ※	3,047 円／トン
令和 3 年 9 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日 ※	3,047 円／トン

※：地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。

いずれも一般競争入札によっているが、直近の令和 3 年 9 月 1 日開始の契約については、5 社の中から同社が選定された。

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

e) 東清掃センター整備事業

e-0)概要

<目的>

老朽化が進んでいる東清掃センターを、今後長期的に稼働させるために、主要設備等改修整備を行い、施設の延命化を図る。

<内容>

(1)令和3年度決算概要

○旅費 20,720 円

- ・東清掃センター大規模改修工事における工場検査旅費他 20,720 円

○需用費 19,954 円

- ・消耗品（事務用品） 19,954 円
- ・印刷製本費 0 円

○委託料 2,486,000 円

- ・東清掃センター大規模改修工事監理に係る技術支援業務委託 2,486,000 円

<効果>

東清掃センターは毎年補修整備を行っているが、老朽化が著しい状況である。このため、機器等の更新や大規模な改修工事を実施することによって処理能力を維持し、本施設を長期的継続稼働させることができる。

<市側の懸案事項>

令和元年度より実施される大規模改修事業によって、延命化されることとなるが、工事対象とならない機器もあり工事完了後における引き続きの対応を検討していく必要がある。

<令和2年度決算額>

4,769,736 円

e-1)東清掃センター大規模改修工事監理に係る技術支援業務委託

<内容>

東清掃センター大規模改修工事監理業務を円滑に推進するために必要な助言・技術支援を川越市の立場から実施することを目的とした業務委託である。

本業務委託の対象施設につき仕様書には次の記載がある。

施設名称：川越市東清掃センター（焼却施設、リサイクル施設）

場 所：川越市芳野台2丁目8番地18

《焼却施設》

公称能力：140 t / 日（70 t / 24h × 2 基）

処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉

竣工年月：昭和61年11月

《リサイクル施設》

公称能力：60 t / 5h（30 t / 5h…不燃・粗大、30 t / 5h…資源）

処理方式：破砕処理

竣工年月：平成 5 年 3 月

契約期間は令和 3 年 4 月 12 日から令和 4 年 3 月 15 日までの期間であり、契約は GK と締結している。また、契約金額は 2,486 千円（税込）であった。

本契約は 1 者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由（※下線部は当監査人が修正した。）

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- ・本業務委託は、廃棄物処理施設の改修工事に係る工事監理業務の助言、技術的支援を行うものであり、特殊かつ専門性の高い廃棄物処理施設の技術支援や調査研究を主な業務とした厚生省（現環境省）認可の公益社団法人でもあることから随意契約としたい。

<実施した手続>

1 者随意契約とした点について業者選考書には、特殊かつ専門性が高い旨の記載があるが、「廃棄物処理施設 工事監理業務」などとインターネット検索すると他にも本業務を行っている業者が複数ヒットする。例として、KB のホームページには次の工事監理業務の実績記載が見られた。

＜エネルギー回収推進施設・ごみ処理施設＞	
施設名	業務内容
たてばやしクリーンセンター	たてばやしクリーンセンター施工監理業務委託（平成 26 年度）
岩沼東部環境センター	新ごみ処理施設建設工事に伴う設計施工監理等業務委託（平成 25 年度）
渋谷清掃工場	清掃工場建設工事監理業務（平成 13 年度）
さしまクリーンセンター寺久	熱回収施設整備工事施工監理業務（平成 17 年度）
さしまクリーンセンター寺久	リサイクルプラザ整備工事施工監理業務（平成 18 年度）
清掃センター（茨城県常陸太田市）	ごみ処理施設・リサイクルプラザ建設工事監理業務（平成 11 年度）
エコパーク寒川	新クリーンセンター工事に係る施工監理業務（平成 19 年度）
エコクリーンセンター東河	東河ごみ処理施設建設工事に伴う設計監理・施工監理業務委託（平成 12 年度）
佐世保市 東部クリーンセンター	新東部クリーンセンター（仮称）工場棟建築施工管理業務委託（平成 9 年度）

坂戸市西清掃センター	(仮称) 坂戸市西清掃センター建設工事監理業務委託 (平成 3 年度)
常総環境センター	常総環境センター第三次ごみ処理施設事業施工監理 委託 (平成 21 年度)
環境管理センター ごみ処理施設 (青森県 黒石地区清掃施設組合)	ごみ処理施設排ガス高度処理施設整備工事に係る施 工監理業務 (平成 10 年度)
環境管理センター ごみ処理施設 (青森県 黒石地区清掃施設組合)	ごみ処理施設基幹的設備改良工事に係る施工監理業 務 (平成 23 年度)
熊谷衛生センター第二工場	熊谷衛生センター第二工場基幹改良工事施工監理業 務委託 (平成 25 年度)
函南町ごみ焼却場	建設工事監理業務委託 (平成 9 年度)
小山川クリーンセンター	新清掃センター (仮称) 建設工事監理業務委託 (平成 9 年度)

<マテリアルリサイクル推進施設>

施設名	業務内容
いたくらリサイクルセンター	いたくらリサイクルセンター施工監理業務委託 (平成 27 年度)
粗大・ごみビン処理施設 (埼玉県 志木地区衛生組合)	粗大ごみ・ビン処理施設建設工事監理業務 (平成 25 年 度)
習志野リサイクルプラザ	リサイクルプラザ建設工事監理業務 (平成 6 年度)
資源プラスチック分別処理施設 (埼玉県 志木地区衛生組合)	リサイクルプラザ施工監理業務 (平成 12 年度)
不燃・粗大ごみ処理資源化施設 (東 京都 ふじみ衛生組合)	不燃物処理・資源化施設建設工事監理 (平成 5 年度)
リサイクルセンター (福島県 安達 地方広域行政組合)	(仮称) リサイクルセンター建設工事監理業務 (平成 20 年度)
粗大ごみ処理施設 (福島県 伊達地 方衛生処理組合)	粗大ごみ処理施設整備工事施工監理業務委託 (平成 23 年度)

<最終処分場>

施設名	業務内容
渋川地区広域圏清掃センター エ コ小野上処分場	一般廃棄物最終処分場建設工事監理業務 (平成 24 年 度)
うな沢第 2 最終処分場	佐久市うな沢第 2 最終処分場整備工事監理委託業務 (平成 13 年度)
グリーンバレー千代	飯田市一般廃棄物最終処分場建設工事監理業務 (平成 18 年度)
西別府管理型クローズド式最終処	一般廃棄物最終処分場建設に伴う工事監理業務 (平成

分場	18年度)
一般廃棄物最終処分場（クローズドシステム型最終処分場）（群馬県吾妻東部衛生施設組合）	一般廃棄物最終処分場建設工事監理業務（平成18年度）
徳島東部処分場	徳島東部臨海処分場建設工事監理業務（平成16年度）
はやすクリーンセンター	一般廃棄物最終処分場建設工事監理業務委託（建築・プラントの部）（平成19年度）
新発田広域エコパーク	一般廃棄物最終処分場建設事業に伴う工事監理業務委託（平成11年度）
南足柄市最終処分場	南足柄市最終処分場工事監理業務委託（平成15年度）
香肌奥伊勢エコ・ランド	一般廃棄物最終処分場建設工事監理業務（平成16年度）

以上のように長期かつ多岐にわたる実績がみられる。この点について担当課に質問したところより詳しい選定理由として次の回答があった。

設計を外部委託とした場合、設計した業者が工事監理についても行うことが多くなります。理由としては、設計内容を熟知していることや、設計意図を工事施工業者に伝えやすいといった点になります。

本工事の設計は、GK発行の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」に従って市の自主設計により行っておりますが、設計に必要となる仕様書の作成や内訳書の作成において、GKに技術的支援を依頼しております（平成30年度）。

また、業者選考に際しては業者に対する審査会において、技術的な助言などの支援を依頼しており（令和元年度）、審査会における提案を含めたかたちで最終的な発注用設計図書を作り上げてきたという経緯があります。

ごみ処理プラント施設は、複数の機器が連続して一体となって所定の性能を発揮するという特殊なもので、高度な技術を要するものとなっています。工事監理においても、設計内容を的確に理解し高度な技術を施工に反映させる必要があります。そのためにも、設計から継続して工事監理技術的支援を受ける必要があることから、工事期間（令和元年度、令和2年度、令和3年度）における技術的支援をGKに依頼をしたものです。

なお、業者選定書の文言中に厚生省（現環境省）認可の公益社団法人である旨の記載があるが、現行制度下で公益法人が環境省の認可であることはなく、実際には同法人は「内閣府の認定」である。

【意見 31】東清掃センター大規模改修工事監理に係る技術支援業務委託に関して 1 者随意契約の理由については詳細に記載すべき

業務委託の業者選考において、一定の実績のある同業他社がいる状況で専門的技術等を理由として 1 者随意契約にて選定している。この点についてより詳しい選定理由を担当課に質問したところ、当工事の設計段階から技術支援等を受けてきた旨の説明があった。具体的な事情については業者選考書に詳細に記載すべきである。

f) 東清掃センター大規模改修事業

f-0)概要

＜目的＞

老朽化が進んでいる東清掃センターを、今後長期的に稼働させるために、主要設備等改修整備を行い、施設の延命化を図る。

＜内容＞

(1)令和 3 年度決算概要

○工事請負費 1,503,235,600 円

- ・東清掃センター大規模改修工事 1,261,700,000 円
- ・東清掃センター空調設備その他改修工事 16,253,400 円
- ・東清掃センター都市ガス導入工事 49,500,000 円
- ・東清掃センター発電設備その他更新工事 56,426,700 円
- ・東清掃センター外壁その他改修工事 81,158,000 円
- ・東清掃センター焼却施設管理棟 冷暖房設備増設工事 1,650,000 円
- ・東清掃センター2号ろ過式集じん器 ダストコンベア更新工事 27,500,000 円
- ・東清掃センターシャッター改修工事 4,895,000 円
- ・東清掃センター蓄電池設備改修工事 4,152,500 円

＜効果＞

東清掃センターは毎年補修整備を行っているが、老朽化が著しい状況である。このため、機器等の更新や大規模な改修工事を実施することによって処理能力を維持し、本施設を長期的継続稼働させることができる。

＜市側の懸案事項＞

この事業によって、延命化されることとなるが、工事対象とならない機器もあり工事完了後においても引き続き延命化の対応を検討していく必要がある。

<令和2年度決算額>

710,840,000 円

f-1)東清掃センター大規模改修工事

<内容>

東清掃センターの延命化及び機能維持を図ることを目的とした大規模改修工事である。契約締結日である令和元年9月27日から3ヶ年度の継続事業であり、想定工期は令和元年10月から令和4年3月とされている。

東清掃センターには焼却施設とリサイクル施設があるが、まず焼却施設の施設概要及び工事対象施設については、発注仕様書によれば次のとおりである。

<焼却施設概要>

施設名称：川越市東清掃センター焼却施設

所在地：埼玉県川越市芳野台2丁目8番地18

敷地面積：約6,700 m²

建物構造：工場棟：RC造・S造 地下1階地上3階建

管理棟：RC造 2階建

延べ面積：4,803 m²

竣工年月：昭和61年11月

公称能力：施設竣工時の計画ごみ質の範囲内で1炉当たり70t、日量140t/日（70t/24h×2炉）計画ごみ質外についても、必要に応じて助熱バーナの使用や適切な焼却量で運転するなどにより、焼却処理は可能とすること

ごみの種類：①一般可燃ごみ

②粗大ごみ破砕物

ごみの組成：

施設竣工時の計画ごみ質

区分	低質ごみ	標準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	68.5	58.0	52.0
可燃分 (%)	26.0	35.0	41.0
灰分 (%)	5.5	7.0	7.0
低位発熱量 (kJ/kg)	3,400	6,300	8,400

最近のごみ組成（年度の平均）

区分	低質ごみ	標準ごみ	高質ごみ
水分 (%)	49.5	51.2	51.8
可燃分 (%)	45.1	43.8	42.4
灰分 (%)	5.4	5.0	5.8

低位発熱量 (kJ/kg)	7,670	7,910	7,970
低位発熱量最大値 (kJ/kg)	8,710	9,500	10,300

処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉
 給じん方式：ピットアンドクレーン方式
 通風方式：平衡通風方式
 除じん方式：バグフィルタ

< 工事対象設備（焼却施設） >

- ・可燃性粗大ごみ破砕機、油圧装置
- ・ごみ投入ホッパ
- ・給じん装置
- ・乾燥ストーカ
- ・燃焼ストーカ
- ・後燃焼ストーカ
- ・クリンカー防止装置
- ・水噴射装置（ガス冷却室）
- ・排ガス減温器
- ・排ガス減温器ダストコンベヤ
- ・灰押し装置
- ・灰出しコンベヤ
- ・排水処理設備

次にリサイクル施設の施設概要及び工事対象施設については、発注仕様書によれば次のとおりである。

< リサイクル施設概要 >

施設名称：川越市東清掃センターリサイクル施設
 所在地：埼玉県川越市芳野台 2 丁目 8 番地 18
 敷地面積：約 3,670 m²
 建物構造：工場棟：SRC 造・RC 造・S 造 2 階建
 管理棟：RC 造 3 階建
 延べ面積：3,885 m²
 竣工年月：平成 5 年 3 月
 公称能力：60 t / 日 (5h)
 処理方式：選別及び破砕処理
 供給方式：ピットアンドクレーン及び直投方式
 選別方式：振動スクリーン、磁選機、アルミ選別機による機械選別及び手選別

除じん方式：サイクロン及びバグフィルタ

<工事対象設備（リサイクル施設）>

- ・ No.2 不燃ごみ供給コンベヤ
- ・ コンベヤ駆動装置
- ・ 排出コンベヤ
- ・ 不燃物可燃物等選別装置
- ・ No.1 搬送コンベヤベルト
- ・ 回転式破砕機、電動機

契約金額は 2,035,000 千円（税込）であり、相手先は FX である。

業者選定は 1 者随意契約によりなされているが、その理由について随意契約理由書には次の記載がある。

選考理由（※下線部は当監査人が修正した。）

- ①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。
- ②本工事には、焼却炉本体、燃焼時排気ガス浄化関連設備など本施設の基幹部分の改修が含まれており、これらの設備類はプラントメーカーが独自に開発したもので、既設建設業者以外での実施は困難であること。また、工事完了後、受注者にはごみ処理機能全般の性能保証を求める必要があることから、当業者と随意契約としたい。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する随意契約理由書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

f-2)東清掃センター2号ろ過式集じん器ダストコンベヤ更新工事

<内容>

東清掃センター焼却施設に設置している 2 号ろ過式集じん器ダストコンベヤの機能維持及び延命化を図ることを目的とした工事である。工期は契約締結日である令和 3 年 10 月 22 日から令和 4 年 3 月 15 日とされている。

契約金額は 27,500 千円（税込）であり、相手先は FX である。

業者選定は 1 者随意契約によりなされているが、その理由について随意契約理由書には次の記載がある。

選考理由（※下線部は当監査人が修正した。）

- ①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。

②本工事には、焼却炉本体、燃焼時排気ガス浄化関連設備など本施設の基幹部分に接続される重要な機器の改修であり、これらの設備類はプラントメーカーが独自に開発したもので、既設建設業者以外での実施は困難である。また、工事完了後、受注者にはごみ処理機能全般の性能保証を求める必要があることから、当業者と随意契約としたい。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する随意契約理由書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

f-3)東清掃センター都市ガス導入工事

<内容>

東清掃センターの老朽化した燃料供給システムの更新に合わせ、エネルギーコストの削減効果のある都市ガス化を行うことを目的とした工事である。工期は契約締結日である令和 2 年 11 月 13 日から令和 3 年 8 月 6 日とされている。

契約金額は 49,500 千円（税込）であり、相手先は GL である。

業者選定は 1 者随意契約によりなされているが、その理由について随意契約理由書には次の記載がある。

選考理由（※下線部は当監査人が修正した。）

①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。

②ガス事業法により、本供給区域における都市ガスの託送供給を行う一般ガス導管事業者として、当業者が定められているため。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する随意契約理由書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

f-4)東清掃センター空調設備その他改修工事

<内容>

東清掃センターの延命化、機能維持のため、空調設備とその他機器を改修することを目的とした工事である。工期は契約締結日である令和 2 年 11 月 11 日から令和 3 年 8 月 6 日とされている。

契約金額は 27,053 千円（税込）であり、相手先は FJ である。

業者選定は一般競争入札により、3 者の中から同社が選定された。

<実施した手続>

本契約の入札手続につき特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

f-5)東清掃センター焼却施設管理棟冷暖房設備増設工事

<内容>

東清掃センターの機能維持、延命化を図るための大規模改修工事として、焼却施設管理棟の冷暖房設備を増設することを目的とした工事である。工期は契約締結日である令和3年11月26日から令和4年3月18日とされている。

契約金額は1,650千円(税込)であり、相手先はFJである。

業者選定は1者随意契約によりなされているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由(※下線部は当監査人が修正した。)

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当。
- ・本工事は、前工事である東清掃センター空調設備その他改修工事で施工した設備を増設する後工事である。既設の設備を同施工者以外の者に施工させた場合、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあることから、当該設備を施工した業者である当業者と随意契約としたい。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する随意契約理由書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

f-6)東清掃センター外壁その他改修工事

<内容>

東清掃センターの外壁等を改修することを目的とした工事である。工期は契約締結日である令和3年3月23日から令和3年10月29日とされている。

契約金額は81,158千円(税込)であり、相手先はGMである。

業者選定は一般競争入札により、3者の中から同社が選定された。

<実施した手続>

本契約の入札手続につき特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

f-7)東清掃センターシャッター改修工事

<内容>

東清掃センターの開閉器等を交換することにより、シャッターの機能回復及び延命化を図ることを目的とした工事である。工期は契約締結日である令和3年12月27日から令和4年3月30日までとされている。

工事内容については仕様書によれば次のとおりである。

<東清掃センターリサイクル施設工場棟のシャッター開閉器等の改修>

符号	寸法 (mm)		箇所
	W (幅)	H (高さ)	
SS-1	5,000	5,000	2
SS-2	3,000	4,000	2
SS-3	4,000	4,000	2
SS-4	2,250	4,000	2
SS-5	2,250	4,000	1

契約金額は4,895千円(税込)であり、相手先はGNである。

業者選定は1者随意契約によりなされているが、その理由について随意契約理由書には次の記載がある。

選考理由(※下線部は当監査人が修正した。)

①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。

②本工事は、既存シャッターの開閉器等の改修工事である。また、既存シャッターはGN製であり、他メーカーでは改修が困難なため、当業者と随意契約としたい。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する随意契約理由書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

f-8)東清掃センター発電設備その他更新工事

<内容>

東清掃センターの延命化、機能維持のため、非常用発電機とその他機器を改修することを目的とした工事である。今後15年から20年程度の施設利用を想定し、老朽化した焼却施設の発電機設備を改修する。工期は契約締結日である令和3年3月23日から令和3年9月17日とされている。

この更新工事では、単に機器更新をするのではなく、使用する燃料を軽油から多量に備蓄できる灯油に変更し、長時間運転を可能とする。併せて管理棟へも非常電源が供給できるよう発電機容量

や送電系統も変更し、停電や災害時における業務対応力を向上させ事業継続計画（BCP）の強化を図る。詳細は次のとおりである。

	既設	更新後
発電機容量	150kVA	300kVA (実負担容量 約 270kVA)
使用燃料	軽油	灯油
燃料備蓄量	320L	10,000L (既設タンク利用)
運転可能時間	約 8 時間	72 時間 (3 日) 以上
主な供給負荷	消火栓ポンプ (消防用) 発電機室給排気ファン 中央制御室電源 焼却炉稼働停止に伴う電源 水道水、プラント用水ポンプ ごみ受入に伴う電源 (プラットホーム、ごみ搬入扉)	消火栓ポンプ (消防用) 発電機室給排気ファン 中央制御室電源 焼却炉稼働停止に伴う電源 水道水、プラント用水ポンプ ごみ受入に伴う電源 (プラットホーム、ごみ搬入扉) 焼却施設管理棟電源 (事務室照明、コンセント等)、照明 LED 化

また、管理棟事務室内の照明器具も LED に更新し省エネルギー化を図る。

契約金額は 53,680 千円 (税込) であり、相手先は GO である。業者選定は一般競争入札により、7 者の中から同社が選定された。

<実施した手続>

本契約の入札手続につき特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

f-9)東清掃センター蓄電池設備改修工事

<内容>

東清掃センターに設置してある老朽化した蓄電池設備の延命化、機能維持のため、機器の一部を改修することを目的とした工事である。工期は契約締結日である令和 4 年 3 月 4 日から令和 4 年 3 月 30 日とされている。

契約金額は 4,152 千円 (税込) であり、相手先は GP である。業者選定は指名競争入札により、6 者の中から同社が選定された。指名競争入札とした理由については業者選考書に次の記載が見られる。

※一般競争入札（格付 C）が入札参加者なしで不調となり、再度一般競争入札に付す時間的余裕がないため。

※不調後の業者へのヒアリングの結果、特別な技術を要する工事であることが判明したため、不調対策として格付をなしとしています。

<実施した手続>

本契約の入札手続につき特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

2) 資源化センターに関する歳出

a) 過去 5 年間の歳出

資源化センターの過去 5 年間の歳出は次の表のとおりである。
表に記載された数値の単位は円、H29～R3 は各々年度を示す。

■資源化センター 歳出決算額 期別推移 決算事業概要 環境施設課（平成29年度～令和3年度）より抜粋					
	H29	H30	R1	R2	R3
消耗品費					
化学用消耗品	132,749,486	128,588,830	130,979,082	134,919,494	131,907,194
定期整備用消耗品	33,557,789	30,940,823	49,120,384	105,553,965	205,047,700
機械用消耗品ほか	48,178,328	30,024,079	48,765,671	79,735,751	94,993,927
小計	214,485,603	189,553,732	228,865,137	320,209,210	431,948,821
光熱水費					
電気量	21,700,971	28,330,455	37,655,394	35,657,753	42,230,944
水道料、下水道料	36,254,680	41,237,259	36,289,326	36,469,818	38,151,311
小計	57,955,651	69,567,714	73,944,720	72,127,571	80,382,255
委託料					
熱回収及びリサイクル施設運転管理業務委託	394,200,000	399,060,000	423,138,000	475,200,000	476,960,000
リサイクル施設資源物選別回収業務委託	104,760,000	109,512,000	110,526,000	111,925,000	116,160,000
草木類資源化施設運転管理業務委託	18,144,000	18,144,000	18,312,000	19,140,000	19,800,000
その他（差引計算）	367,025,456	330,521,783	340,895,042	449,989,422	683,494,430
小計	884,129,456	857,237,783	892,871,042	1,056,254,422	1,296,414,430
工事請負費					
熱回収施設定期整備工事	41,040,000	113,400,000	115,500,000	141,900,000	143,000,000
リサイクル施設定期整備工事	41,580,000	18,360,000	44,000,000	42,460,000	67,540,000
小計	82,620,000	131,760,000	159,500,000	184,360,000	210,540,000
その他（差引計算）	88,224,400	79,295,881	90,768,706	75,118,959	78,401,173
合計	1,327,415,110	1,327,415,110	1,445,949,605	1,708,070,162	2,097,686,679
予算額（当初）	1,367,407,000	1,353,271,000	1,390,865,000	1,713,358,000	1,647,092,000
予算額（現計）	1,332,377,000	1,353,271,000	1,448,615,000	1,718,283,000	2,114,792,000

※ 上記表の単位は円、H29～R3 は各々年度を示す。

b) 焼却灰等資源化事業

b-0)概要

前述の「(5) 1) 東清掃センターに関する歳出 c) 焼却灰等資源化事業」に併せて記載している。

b-1)資源化センター溶融スラグセメント原料資源化業務委託

<内容>

資源化センター熱回収施設における中間処理によって発生する溶融スラグを、GF 熊谷工場へ運搬し、セメント原料として資源化することを目的とした業務委託である。

運搬対象物、搬出予定量及び委託搬出場所等は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 運搬処分対象物及び搬出予定量

溶融スラグ 4,700 トン

(2) 搬出場所

川越市資源化センター (川越市大字鯨井 782 番地 3)

(3) 運搬先 (処分場所)

GF 熊谷工場 (熊谷市*****)

委託業務内容については仕様書によれば次のとおりである。

(1) 委託範囲

川越市資源化センターに保管されている溶融スラグを運搬車両へ積載し、GF 熊谷工場まで運搬し、セメント原料として資源化すること。なお、運搬車両への積載作業に関しては川越市資源化センターの施設維持管理業務委託を行う施設担当者が実施するものとし、作業に支障のないように協力すること。

(2) 使用車両等

溶融スラグの運搬に使用する車両は、溶融スラグが飛散及び流出するおそれのないもので、搬出に支障のない 10 t 程度の車両を選定すること。また、申請車両台数は 3 台以上であること。

(3) 作業実施要領

ア 受注者は事前に搬出日を発注者と協議すること。

イ 搬出 (積込み) 作業時間は、原則平日月曜日から金曜日までの午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとするが、施設の稼働に支障がある場合は、土曜、日曜、祝日及び年末年始の搬出も誠意をもって行うものとし、いずれも翌日の施設運転に支障のないようにすること。

ウ 受注者は GF 熊谷工場にて、当該廃棄物を適切な処理を施したのち、セメント原料として資源化すること。

契約期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの期間であり、契約は GF、GI の 2 者と川越市の中の 3 者契約になっている。また、契約金額 (単価) は 18,920 円/トン (税込) であっ

た。

本契約は 1 者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由（※下線部は当監査人が修正した。）

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

(2) 以下の要件を満たすことが確認できた処理業者は GF 以外にない。

・川越市資源化センターから発生する溶融スラグの搬入が可能であり、セメント原料に再利用するシステムを確立している。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 に定められた委託基準を満たした契約が可能である。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条により再委託ができないことから、GF への運搬を担当する、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた委託基準を満たした契約が可能である業者（GI）とも連名で契約する必要がある。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-2)資源化センター溶融不適物資源化業務委託

<内容>

資源化センターでの中間処理によって発生する溶融不適物を、GG で徐冷スラグとして資源化する業務である。

処理対象物、搬出予定量及び委託場所等は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 処理対象物及び搬出予定量

溶融不適物 1,360 t

(令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月：950 t、令和 3 年 4 月～令和 3 年 8 月：410 t)

(2) 搬出場所

川越市資源化センター（川越市大字鯨井 782 番地 3）

(3) 委託場所

GG（茨城県鹿嶋市*****）

委託業務内容については仕様書によれば次のとおりである。

(1) 委託範囲

資源化センター中間処理により生じた溶融不適物を GG で、徐冷スラグとして資源化する。

なお、運搬に係る業務は別途委託業務による。

(2) 作業実施要領

受注者は、委託業務の実施にあたり施設維持管理上の基準等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守すること。また、施設周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮を行うこと。

契約期間は令和2年4月1日から令和3年8月31日までの期間であり、契約はGGと締結している。また、契約金額(単価)は44,880円/トン(税込)であった。なお、令和元年度は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの12ヶ月の契約で契約金額(単価)は44,064円/トン(税込)であった。

本契約は1者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由(※下線部は当監査人が修正した。)

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(2) 以下の要件を満たすことが確認できた業者は、当業者以外にないため。

- ・川越市資源化センターから発生する溶融不適物の搬入が可能であり、資源化处理(徐冷スラグ)するシステムを確立している。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に定められた委託基準を満たした契約が可能である。

<実施した手続>

本契約を1者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-3)資源化センター溶融不適物運搬業務委託

<内容>

資源化センター熱回収施設における中間処理によって発生する溶融不適物を、GGへ運搬する業務である。

運搬対象物、搬出予定台数及び委託搬出場所等は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 運搬処分対象物及び搬出予定台数

溶融不適物 182台

(令和2年4月～令和3年3月:127台、令和3年4月～令和3年8月:55台)

(2) 搬出場所

川越市資源化センター(川越市大字鯨井782番地3)

(3) 運搬先

GG(茨城県鹿嶋市*****)

委託業務内容については仕様書によれば次のとおりである。

(1) 委託範囲

川越市資源化センター不適物バンカ (7 m³) 及びストックヤードに貯留・保管した溶融不適物を運搬車両へ積載し、GG まで運搬する。

(2) 使用車両等

溶融不適物運搬に使用する車両は、原則として次に掲げるとおりとし、いずれも飛散及び流出するおそれのないもので、搬出に支障のない車両を選定すること。

ア 車両制限等

搬出場の高さ等制限：高さ 3,200 mm、幅 4,000 mm

計量器積載台寸法：幅 3,000 mm、長さ 8,000 mm

イ 登録車両数

2 台以上

(3) 作業実施要領

受注者は、次の要領によりこの業務に従事すること。

ア 受注者は事前に搬出日を施設担当者と協議すること。また、収集運搬作業前には、施設担当者へ連絡してから積込作業を実施し、搬出時には、発注者担当者の確認を受けること。

イ 搬出 (積込み) 作業時間は、原則として午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとするが、施設の稼働に支障がある場合等特別な理由がある場合には事前に協議すること。

ウ 搬出日は、原則として月曜日から金曜日の平日とするが、施設の稼働に支障がある場合は、土曜、日曜・祝日及び年末年始の搬出も誠意をもって行うこと。この場合、事前に協議すること。

エ 受注者は溶融不適物の搬出にあたっては、発注者の事業場で計量を行うこと。

なお、積込時において積載量を超えた場合は、発注者の指示に従い受注者が荷下ろしを実施すること。

オ 収集運搬を行う場合には、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること、運搬車・運搬容器は廃棄物の飛散・流出のおそれがないものであること等、廃棄物処理法の規定を遵守すること。また、道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。

カ 運搬経路は、予め定められた経路とすること。

キ その他発注者の指示によること。

契約期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの期間であり、契約は GH と締結している。また、契約金額 (単価) は 56,320 円/台 (税込) であった。なお、令和元年度は平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月の契約で契約金額 (単価) は 55,296 円/台 (税込)

であった。

本契約は 1 者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由（※下線部は当監査人が修正した。）

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- ・廃棄物の資源化を行う GG へ入場できるのは、工場が指定した上記業者だけのため。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

c) 最終処分委託

c-0)概要

前述の「(5) 1) 東清掃センターに関する歳出 d) 最終処分委託」に併せて記載している。

c-1)資源化センター焼却残渣埋立処分業務委託

<内容>

資源化センター熱回収施設における中間処理によって発生する焼却残渣（薬剤処理済溶解飛灰）を、最終処分場まで運搬し埋立処分を行うことを目的とした業務委託である。

運搬処分対象物、搬出予定量及び委託場所等は仕様書によれば次のとおりである。

- (1) 運搬処分対象物及び搬出予定量
焼却残渣 144 t（薬剤処理済溶解飛灰）
- (2) 搬出場所
川越市資源化センター（川越市大字鯨井 782 番地 3）
- (3) 運搬先（処分場所）
新草津ウェイストパーク（群馬県吾妻郡草津町大字前口 140 番）

委託業務内容は仕様書によれば次のとおりである。

- (1) 委託範囲
資源化センター固化物バンカ（10 m³）に貯留した焼却残渣を車両に積込み、最終処分場まで運搬し埋立処分を行う。
- (2) 使用車両等
焼却残渣の運搬に使用する車両は、原則深ダンプで天蓋付とし飛散及び流出するおそれのない構造の車両を使用すること。車両等の制限については次に掲げる範囲

内であること。

ア 川越市資源化センター

焼却残渣の運搬に使用する車両

① バンカ（搬出場の高さ等制限：高さ 3,200 mm、幅 4,000 mm以下）

② 計量器積載台寸法 幅 3,000 mm×長さ 8,000 mm

イ 登録車両数

10 t 程度深ダンプ 2 台以上

(3) 作業実施要領

受注者は、次の要領によりこの業務にあたらなければならない。

ア 収集運搬作業前には、施設担当者へ連絡してから積込作業を実施すること。また、搬出時には、担当者の確認を受けること。

イ 搬出時間は、原則、午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとするが、施設の稼働に支障がある場合等特別な理由がある場合には事前に発注者と受注者とが協議すること。

ウ 搬出日は、月曜日から金曜日の平日とするが、施設の稼働に支障がある場合は、土曜、日曜・祝日及び年末年始の搬出も誠意をもって行うものとする。この場合、事前に発注者と協議すること。

エ 受注者は当該廃棄物の搬出にあたっては、発注者の事業場で計量を行うこと。なお、積込時において積載量を超えた場合は、発注者の指示に従い受注者が積み下ろしを実施すること。

オ 発注者は、当該廃棄物の収集運搬及び処分の実施を管理するため、当該廃棄物の搬出の都度、一般廃棄物管理票（受注者が用意する）を発行し、受注者は当該業務の終了後、速やかに一般廃棄物管理票を発注者に返却しなければならない。

カ 収集運搬の際には、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること、運搬車・運搬容器は廃棄物の飛散・流出の恐れがないものであること等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守すること。また、道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。

キ 運搬経路は、予め定められた経路とすること。

ク 受注者は埋立処分を行うにあたり、施設維持管理上の基準及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定等、関係法令を遵守すること。また、施設周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮を行うこと。

ケ 受注者の最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に適合していること。

コ その他発注者の指示によること。

令和元年度から令和 3 年度までの各年度の委託先はすべて GA になっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額（税込）
平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	32,076 円／トン
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日	32,670 円／トン
令和 4 年 1 月 28 日～令和 4 年 3 月 31 日	32,670 円／トン

令和 3 年度について本契約は 1 者随意契約となっているが、その理由について業者選考書には次の記載がある。

理由（※下線部は当監査人が修正した。）

①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。

②以下の要件を満たすことが確認できた業者は、当業者以外にないため。

- ・川越市資源化センターから発生する薬剤処理済み溶融飛灰の搬入が可能である一般廃棄物最終処分場を保有する。
- ・最終処分場の所在地（群馬県草津町）と事前協議の合意が得られること、施設の状況等から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 に定められた委託基準を満たした契約が可能である。

上記の状況及び理由は令和元年度、令和 2 年度も同様であった。

<実施した手続>

本契約を 1 者随意契約にした理由に関する業者選考書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

c-2)資源化センタースラグ運搬業務委託

<内容>

資源化センター熱回収施設における中間処理によって発生する溶融スラグ（一般廃棄物）を、最終処分場である小畔の里クリーンセンターまで運搬することを目的とした業務委託である。

運搬処分対象物、搬出予定量及び委託場所等は仕様書によれば次のとおりである。

- | |
|--|
| (1) 運搬処分対象物及び搬出予定量
溶融スラグ：1,500 t |
| (2) 搬出場所
川越市資源化センター（川越市大字鯨井 782 番地 3） |
| (3) 運搬先
川越市小畔の里クリーンセンター（川越市大字平塚新田 160 番地） |

委託業務内容は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 委託範囲

ア 溶融スラグの積み込み及び運搬

スラグストックヤード(500 m³)に貯留した溶融スラグを車両に積み込み、運搬する。積み込み作業はホイールローダ(日立建機株式会社製 ZW140)を使用し、施設運転管理業者(別委託)にて実施するが、作業に支障のないよう協力すること。

イ 小畔の里クリーンセンターでの積み下ろし

小畔の里クリーンセンター職員の指定する場所にて、荷台を傾けて積み下ろすこと。

(2) 作業実施要領

受注者は、次の要領によりこの業務に従事すること。

ア 資源化センターでの搬出(積み込み)作業時間は、原則として午前8時40分から午前11時50分及び午後0時45分から午後4時までとする。搬出日は、月曜日から金曜日の平日を原則とする。

イ 小畔の里クリーンセンターの受入時間は、原則として午前8時40分から午前11時50分及び午後0時45分から午後4時までとする。

(3) 使用車両等

運搬に使用する車両等は、原則として次に掲げるとおりとし、いずれも残渣等が飛散及び流出するおそれのないものであること。

ア 車両の制限

運搬に使用する車両は、深ダンプ又は脱着装置付コンテナ専用車とし、最大積載量4t~12t程度の搬出・計量に支障のない車両とする。

計量器の積載台寸法：幅 3,500 mm、長さ 7,500 mm

イ 登録車両

深ダンプ又は脱着装置付コンテナ専用車(原則)：3台以上

令和3年度の委託先はGQになっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額(税込)
令和3年8月10日~令和4年8月31日	2,695円/トン

委託先の選定については一般競争入札を行い、4社の中から同社が選定された。

<実施した手続>

入札による業者選定の手続に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

c-3)資源化センター不適物等運搬業務委託

<内容>

資源化センター熱回収施設における中間処理によって発生する溶融不適物等（一般廃棄物）を、最終処分場である小畔の里クリーンセンターまで運搬することを目的とした業務委託である。

運搬処分対象物、搬出予定量及び委託場所等は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 運搬処分対象物及び搬出予定量

ア 溶融不適物：990 t（焼却灰中から選別した金属類を含む。）

イ 溶融飛灰：1,530 t（薬剤処理済溶融飛灰（湿灰）。）

(2) 搬出場所

川越市資源化センター（川越市大字鯨井 782 番地 3）

(3) 運搬先

川越市小畔の里クリーンセンター（川越市大字平塚新田 160 番地）

委託業務内容は仕様書によれば次のとおりである。

(1) 委託範囲

ア 溶融不適物の積み込み及び運搬

不適物バンカ（7 m³）、鉄分バンカ（15 m³）、アルミバンカ（7 m³）に貯留した溶融不適物を車両に積み込み、運搬する。バンカ開閉作業は本委託に含むが、施設運転管理業者（別委託）と協力すること。

イ 溶融飛灰の積み込み及び運搬

固化物バンカ（10 m³）に貯留した溶融飛灰を車両に積み込み、運搬する。バンカ開閉作業は本委託に含むが、施設運転管理業者（別委託）と協力すること。

ウ 小畔の里クリーンセンターでの積み下ろし

小畔の里クリーンセンター職員の指定する場所にて、荷台を傾けて積み下ろすこと。

(2) 作業実施要領

受注者は、次の要領によりこの業務に従事すること。

ア 資源化センターでの搬出（積み込み）作業時間は、原則として午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとする。搬出日は、月曜日から金曜日の平日を主とするが、大型連休期間や年末年始、2 炉運転期間など、ごみ処理施設の稼働状況により土曜日、日曜日及び祝日についても搬出（積み込み）作業を行う場合がある。また、運搬対象物の混載はしないこと。

イ 小畔の里クリーンセンターの受入時間は、原則として午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分及び午後 0 時 45 分から午後 4 時までとするが、溶融飛灰については午後 3 時までに搬入すること。

(3) 使用車両等

運搬に使用する車両等は、原則として次に掲げるとおりとし、いずれも残渣等が飛散

及び流出するおそれのない車両等を選定すること。

ア 車両の制限

運搬に使用する車両は、原則として 10 t 深ダンプ又は 10 t 脱着装置付コンテナ専用車を原則とし、搬出・計量に支障のない車両とする。特に高さ制限に注意すること。

搬出場の高さ等制限：高さ 3,200 mm、幅 4,000 mm 以下

計量器積載台寸法：幅 3,000 mm、長さ 7,500 mm

イ 登録車両

10 t 深ダンプ又は 10 t 脱着装置付コンテナ専用車（原則）：3 台以上

令和元年度から令和 3 年度までの各年度の委託先はすべて GR になっている。委託期間及び契約金額は次のとおりである。

委託期間	契約金額（税込）
平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	3,240 円／トン
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日 ※	3,025 円／トン
令和 3 年 9 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日 ※	3,080 円／トン

※：地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約である。

いずれも一般競争入札によっているが、直近の令和 3 年 9 月 1 日開始の契約については、5 社の中から同社が選定された。

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

d) 資源化センター施設管理事業

資源化センターは、平成 22 年 4 月から川越市として初めてガス化溶融方式を採用した設備であり、今後安定した処理を継続するためには施設の維持管理が重要となる。施設の老朽化が進む中での維持管理となるため、機器の整備、点検費用は年々増加傾向にあり、今後も増加し続けることが想定される。

金額が多額となっている項目や過去からの推移が大きく増減している項目についてその内容や理由について質問するとともに、必要に応じて取引にかかる関連書類の閲覧、突合手続などを実施した。

○消耗品費-定期整備用消耗品

令和元年度から令和 3 年度にかけて定期整備用消耗品の金額が急激に増加していることからその増加理由と今後の見通しについて質問を行ったところ、熱回収施設とリサイクル施設に分類した上で以下の回答を得た。

熱回収施設については、令和元年度までの予算の減額により、プラント機械・電気設備の予備品を使用しても購入できない状況が続いていたため、予備品の在庫を確保するため部品を購入していることから増額している。また、設置機器が老朽化しており、令和 2 年度は給じん装置部品、令和 3 年度では主要な蒸気バルブ、破碎機搬送コンベヤ部品等を購入したため増額している。

リサイクル施設については、令和 2 年度に堅型回転式破碎機廻りの部品、手選別コンベヤベルト等、令和 3 年度については、前処理破碎機用の刃物、可燃不燃選別機用のローラ関係の部品等、年度によって購入内容は異なるが金額は増加している。

熱回収施設及びリサイクル施設いずれにおいても、施設の老朽化が進んでいるため今後も部品購入が増えていくものと考えられるとの回答である。

(単位：千円)

年度	熱回収施設	リサイクル施設	総計
H29	22,283	11,274	33,557
H30	20,033	10,907	30,940
R 1	22,986	11,658	34,644
R 2	68,108	37,444	105,553
R 3	158,789	46,258	205,047

○消耗品費-機械用消耗品ほか

令和元年度から令和 3 年度にかけて年々増加傾向にあることから主たる増加理由と今後の見通しについて質問を行ったところ、熱回収施設とリサイクル施設に分類した上で以下の回答を得た。

熱回収施設については、設置後 12 年経過し、大型機械の消耗部品の購入が多くなってきたため、実施額が増加した。施設内には設備・機器の種類や数が多く、今後も年数が経過するにつれて、故障する機器が増え、購入品も増えていくことが見込まれるとのことであった。

また、リサイクル施設については、同じく設置後 12 年経過し、令和元年度以降、ポンプ、電動機、減速機などの消耗部品の購入が多くなってきたため、実施額が増加した。施設内には設備・機器の種類や数が多く、今後も年数が経過するにつれて、故障する機器が増え、購入品も増えていくことが見込まれるとのことであった。

(単位：千円)

年度	熱回収施設	リサイクル施設	合計
H29	31,766	7,836	39,602
H30	19,326	6,861	26,188
R 1	37,462	14,199	51,661
R 2	48,841	18,527	67,368
R 3	58,421	23,437	81,858

○委託料-熱回収施設及びリサイクル施設運転管理業務委託

令和元年度から令和 3 年度にかけて年々増加傾向にあることから主たる増加理由を質問したところ以下の回答を得た。

1. 設計人員

令和元年度：48 人、令和 2 年度：50 人、令和 3 年度：50 人

令和 2 年度において、東清掃センターの大規模改修工事に伴い、東清掃センターリサイクル施設受入分の不燃ごみを資源化センターリサイクル施設で代替え処理することから、リサイクル施設の運転監視員を 1 人増員している。また、施設の老朽化に伴い整備箇所が増えていることから整備員を 1 人増員している。令和 3 年度も同様の理由である。

2. 人件費

令和 2 年度：前年比で約 2～4%上昇

令和 3 年度：前年比で約 1%上昇

積算単価については国土交通省「建築保全業務労務単価」を採用している。

3. 業務内容の変化

・令和 2 年度

東清掃センターの大規模改修工事に伴い、東清掃センターリサイクル施設受入分の不燃ごみを資源化センターリサイクル施設で代替え処理するにあたり、時間外でのごみ処理業務が発生している。

休日出勤：延べ 238 人/日、時間外労働：延べ 1,246 時間

・令和 3 年度

同上

休日出勤：延べ 322 人/日、時間外労働：延べ 1,400 時間

4. 施設管理用経費

令和 2 年度：高所作業車（1 台）を導入

施設の老朽化に伴い、高所部分の整備箇所が発生しているため、日常点検及び軽微補修業務で使用するため。

5. 消費税率の変更

令和元年 9 月末まで 8%、以降 10%

○委託料-その他

令和元年度から令和 3 年度にかけて急激に増加していることから主たる増加理由と今後の見通しについて質問を行ったところ、次の回答を得た。

熱回収施設の点検費用の増加が主な原因と考えられる。令和 2 年度については、耐火物、ボイラの点検を実施、令和 3 年度は、第 1 種圧力容器、ボイラ、蒸気タービン発電機、特別高圧電気設備の法定点検及び精密点検を実施したため増額となった。設置後 12 年経過し、今後も施設の老朽化が進行していくため今後も増加していくことが考えられる。

(単位：千円)

項目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
熱回収定期点検	297,864	248,454	259,862	351,120	582,090
建築設備点検	24,440	26,490	25,934	26,838	28,175
その他	10,782	19,853	12,799	12,272	25,089
環境分析	15,152	17,119	16,794	21,312	21,082
リサイクル施設定期点検	9,180	5,778	15,950	28,050	18,576
草木類定期点検	1,566	4,968	979	1,210	5,357
除草・樹木管理	8,039	7,858	8,575	9,185	3,123
合計	367,025	330,521	340,895	449,989	683,494

○工事請負費-熱回収施設定期整備工事

平成 29 年度以降徐々に増加していることから工事費が増加している理由について質問を行ったところ、以下の回答を得た。

ごみ処理施設の耐用年数は一般的に 20 年程度と言われており、資源化センター熱回収施設は竣工から 12 年が経過し、整備箇所が増えている。また、熔融炉耐火物については、局所的な補修から広範囲の補修を必要とする状況になっている。今後も大規模改修を行うまでは、工事費用の増加が続くものと考えられる。

○工事請負費-リサイクル施設定期整備工事

令和元年度以降徐々に増加していることから工事費が増加している理由について質問を行ったところ、以下の回答を得た。

ごみ処理施設の耐用年数は一般的に 20 年程度と言われており、資源化センターリサイクル施設は竣工から 12 年が経過し、整備箇所が増えている。近年は、破碎・選別機器単体の整備のみではなく、機器間を繋ぐコンベヤ、シュート等が摩耗等により交換が必要になっている。機器についても、主要部の整備交換が必要な時期となっており、今後も大規模改修を行うまでは工事費用の増加が続くものと考えられる。

上記に記載されている委託業務について、入札時・見積時及び契約時における関連資料を入手し、閲覧、突合などの手続きを行ったが特に問題点は検出されなかった。

なお、増減理由に対する市からの回答からも分かるとおり、資源化センターの各施設のうち、特に熱回収施設についてはここ数年、維持管理コストが増加傾向にあり、今後も大規模修繕が実施されるまで増加することが想定されている。安全かつ安定的なごみ処理が最優先課題であることは言うまでもないが、今後も維持管理コストは増加していくことを見込んでおり、また今後来る大規模修繕においても多額の支出が想定されうることを念頭に置けば経済性も考慮したごみ処理事業の運営は必要不可欠である。

熱回収施設は大規模かつ複雑で高度な専門性が求められるため稼働当初から継続的にプラントエンジニアリングメーカーに技術依存せざるを得ない状況ではあるものの、委託業務として適切に彼らの業務を評価し、維持管理業務の効率化を促すといった効果を見出すためにも「2ごみの中間処理・資源化施設及び最終処分施設（2）資源化センター2）熱回収施設」の各項目にて記載した「ごみ処理単価の継続的なモニタリング」や「異常・故障報告書の記載内容の取扱い」といった【意見】は、日々の業務において適切に実行されることが必要であると考えます。

3) 小畔の里クリーンセンターに関する歳出

a) 過去5年間の歳出

小畔の里クリーンセンターに係る過去5年間の歳出は次のとおりである。

＜事業名：小畔の里クリーンセンター施設管理＞

（単位：千円）

科目		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
旅費	普通旅費	—	51	47	4	46
需用費		11,073	7,713	9,140	8,476	6,556
	消耗品費	1,103	1,164	3,098	2,249	1,779
	燃料費	80	35	38	41	37
	光熱水費	1,872	2,159	2,446	2,042	2,051
	修繕料	7,919	4,275	3,477	4,073	2,608
	医薬材料費	5	5	5	5	5
	被服費	91	72	74	64	73
役務費		80	63	526	64	63
	通信運搬費	41	36	36	36	35
	手数料	39	27	490	28	28
委託料		28,073	28,425	28,475	27,725	24,806
	業務委託料	23,638	23,581	23,820	24,233	23,635
	施設・備品 管理委託料	4,434	4,844	4,655	3,492	1,171
使用料及び 賃借料	使用料及び 賃借料	2,038	2,038	2,019	2,906	2,905
工事請負費	工事請負費	—	—	7,920	—	—
原材料費	整備等材料 費	—	—	—	—	4

備品購入費	庁用器具費	—	486	145	82	—
負担金、補助及び交付金	負担金	—	118	121	52	121
合計		41,265	38,896	48,395	39,312	34,504

b) 小畔の里クリーンセンター施設管理

b-0)概要

<目的>

市内ごみ処理施設から排出される一般廃棄物の焼却残渣及び破碎残渣を埋立し、埋立地からの浸出水を適切に処理して放流する事業。

<内容>

(1)施設概要

- ・埋立開始 平成元年 4月～
- ・埋立面積 39,000 m²
- ・埋立容積 213,000 m³
- ・水処理能力 150 m³/日
- ・鉛直遮水 延長約 900m (厚さ 1cm、長さ 12m)

(2)令和 3 年度決算概要

○修繕料 (5 件) 2,608,474 円

主な修繕

- ・場内警備装置修繕 1,100,000 円
- ・計装機器等修繕 297,000 円
- ・急速ろ過修繕 880,000 円

○委託料 (業 5 件、施 7 件 計 12 件) 24,806,760 円

(注) 業・・・業務委託料、施・・・施設・備品管理委託料

主な委託

- ・運転管理業務委託 19,356,000 円
- ・水質分析業務委託 (追加分含む) 3,055,800 円
- ・放射能濃度測定業務委託 803,880 円
- ・ダイオキシン類分析業務委託 239,800 円
- ・高木剪定業務委託 440,000 円

<効果>

埋立量実績

(単位：t)

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
焼却残渣等	279	173	355	2,089	3,491
覆土	0	99	62	85	203
汚泥	4	4	81	10	6
合計	283	276	498	2,184	3,700
埋立率	88.4%	88.5%	88.6%	89.3%	90.5%

※H28年度測量結果による埋立率を補正（最終）

令和2年度から埋立量が大きく増加しているが、新型コロナウイルス感染症の影響による予算執行の抑制や委託処分先の受入抑制から、資源化センターから発生する溶融飛灰・溶融不適物・溶融スラグの一部を小畔の里クリーンセンターでの埋立処分に変更したことが主な理由である。

担当課によると、浸出水処理施設の経年劣化による計画的な修繕の必要性や、埋立率が9割を超えたことからさらなる延命化を図る対策を検討する必要性を感じているとのことであった。

<令和2年決算額>

39,312,249円

b-1)小畔の里クリーンセンター運転管理業務委託

<内容>

小畔の里クリーンセンターにおいて、原水槽に流入した浸出水及び地下水、北久保一般廃棄物最終処分場跡地から輸送された浸出水を回転円板・凝集沈殿・砂ろ過・塩素滅菌による処理を行い排水基準値以下で放流し、発生した汚泥は脱水後、ケーキホッパに送泥すること（同センターの維持管理上必要とされる業務も含む）を目的とした業務委託である。

業務委託の範囲は特記仕様書によれば次の通りであった。

- (1) 浸出水処理施設の受入・貯留設備、回転円板処理設備、凝集沈殿処理設備、砂ろ過処理設備、消毒・放流設備、その他の設備等の運転、点検、測定、記録、集計及び経常的な維持管理業務
- (2) その他、(1)に関する業務
- (3) 建物、内外の清掃業務、及びエアコンの簡易点検
- (4) 浸出水処理施設水質試験業務
- (5) 周縁地下水水質分析業務
- (6) 発注者が実施する他の業務委託、修繕等については工程及び内容を把握し、積極的に協力する

令和3年度の契約先はGSになっている。業者選定は一般競争入札によっている。2者の入札の結果、落札者が決定した。契約期間及び契約金額は以下のとおりである。

委託期間	契約月額（税込）
令和元年10月1日～令和4年9月30日 ※	1,628千円

※：地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

本契約を長期継続契約とした理由について、関連する起案書には次の記載がみられる。

- ① 本業務委託は、凝集沈殿装置や滅菌装置等の高度な運転技能が必要である機器の運転・保守を行い、最終処分場から発生する浸出水を「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に定める水質に処理し大谷川に放流するものです。契約業者が変更となった場合、習熟期間が必要ですが、その間の水処理に影響を与える可能性があります。長期継続契約により、習熟期間におけるリスクを削減することができます。
- ② 従事者について、当該業務の専任となるため受注者が毎年変更となった場合、安定した雇用確保ができません。また、長期継続契約とした場合、有資格者（最終処分場技術管理者）を長期にわたり確保することができます。

<実施した手続>

本契約を長期継続契約にした理由に関する関連資料の記載に特段の疑義は見られなかった。その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-2)小畔の里クリーンセンター放射能濃度測定業務委託

<内容>

放射性物質汚染対処特措法に基づき、放流水及び地下水の放射能濃度の測定を行い、これらの現状を把握するとともにごみ処理施設の維持管理等に資することを目的とした業務委託である。

委託場所は仕様書によれば次のとおりである。

- ・小畔の里クリーンセンター：川越市大字平塚新田 160 番地

委託業務内容については仕様書によれば次のとおりである。

- (1) 測定頻度及び検体数
毎月1回3検体（ピット1箇所・観測井（径75mm）2箇所） 計36検体
- (2) 分析項目
放射性物質 セシウム134/セシウム137
- (3) 測定方法
「廃棄物関係ガイドライン」（平成25年環境省）
「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」（平成4年文部科学省）

入札及び契約は年度ごとに行っており、令和2年度及び令和3年度はBLが落札し受託している。委託期間及び契約金額は次のとおりであった。

委託期間	契約金額（税込）
令和2年4月2日～令和3年3月26日	818千円
令和3年4月5日～令和4年3月25日	803千円

入札は一般競争入札によっている。令和3年度は9者の入札の結果、落札者を決定した。

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-3)小畔の里クリーンセンター水質分析追加業務委託

<内容>

小畔の里クリーンセンター及び北久保一般廃棄物最終処分場跡地の水質を分析することにより、適正な水質管理を行うことを目的とした業務委託である。

委託場所は仕様書によれば次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・小畔の里クリーンセンター：川越市大字平塚新田 160 番地 ・北久保一般廃棄物最終処分場跡地：川越市大字笠幡 2631 番地 1 ほか |
|---|

委託業務内容については仕様書によれば次のとおりである。

<予定検体数>

	A	B	C	D
8月	0	0	3	8
9月	3	2	0	0
10月	3	2	0	0
11月	2	2	1	0
12月	3	2	0	0
1月	3	2	0	0
2月	0	2	3	2
3月	3	2	0	0
合計	17	14	7	10

注：A～Dは分析項目群をパターン化したものであり、項目の内訳は次のとおりである。

パターン	分析項目
A	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、塩化物イオン濃度、電気伝導率
B	塩化物イオン濃度、電気伝導率
C	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量・動植物油脂類含有量）、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量、有機リン化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、燐含有量、窒素含有量、塩化物イオン濃度、電気伝導率、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、アルキル水銀化合物、水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベルカンプ、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、大腸菌群数、ジクロロメタン、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン
D	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン濃度、電気伝導率、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、アルキル水銀、総水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、1,4-ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベルカンプ、セレン、ふっ素、ほう素、大腸菌群数、クロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン

委託先の選定は一般競争入札により行っている。令和3年度は9者の入札の結果、BLが落札し受託している。委託期間及び契約金額は次のとおりであった。

委託期間	契約金額（税込）
令和3年8月2日～令和4年3月25日	2,728千円

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-4)小畔の里クリーンセンター油圧ショベル賃貸借

<内容>

小畔の里クリーンセンターにおいて、油圧ショベルを場内作業用車両として使用することを目的とした賃貸借契約である。

賃貸借契約の内容は賃貸借契約書によれば次のとおりであった。

1) 賃貸借物件 物件名・数量	油圧ショベルの賃貸借 車名：キャタピラー 形式：314F 1台 装備品：新 JIS 0.52 m ³ バケット、ゴムポット、平爪、ラジオ、 バックモニター、バケットフック
2) 契約期間	令和 2 年 3 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日 (地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
3) 賃貸借料	(月額賃貸借料) 163 千円 (税込)
4) 納入期限	令和 2 年 2 月 28 日
5) 保管場所	川越市大字平塚新田 160 番地 (川越市小畔の里クリーンセンター)

上記の契約先は GT になっている。業者選定は一般競争入札によっている。4 者の入札の結果、落札者が決定した。

<実施した手続>

入札関連資料、委託契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b-5)小畔の里クリーンセンター北久保浸出水管理用地賃貸借契約

<内容>

北久保最終処分場は、昭和 62 年 6 月 30 日に廃棄物の埋立を完了しているが、その最終処分場の浸出水の処分及び維持管理は現在も川越市が実施しており、浸出水運搬車両の通路と維持管理用地確保のため、その管理用地所有者と個別に賃貸借契約を締結するものである。

賃貸借物件は次のとおりである。

(1) 所在・地番：川越市大字笠幡字北久保 2627 番 1 の一部 地目・地積：山林 3,936 平方メートルの内 224 平方メートル 所有者住所：川越市***** 所有者氏名：GU
(2) 所在・地番：川越市大字笠幡字北久保 2632 番 1 の一部 地目・地積：山林 3,918 平方メートルの内 740 平方メートル 所有者住所：①川越市***** ②川越市***** 所有者氏名：①GV (持分 1/2) ②GW (持分 1/2)

令和3年度における賃貸借料は次のとおりである。

1 平方メートル当たり月額 80 円（前年度据え置き）
（1）224 m ² ×80 円×12 月＝215,040 円
（2）740 m ² ×80 円×12 月＝710,400 円
合計 925,440 円（2 回払い）

本賃貸借料の経緯は次のとおりである。

年度	概要	賃貸料（月）
S56 ～ S60	<ul style="list-style-type: none"> ・S56年10月14日借地契約について協議 ・S56年12月1日第1回目の借地契約を行う。 契約期間 S56年12月1日～S61年3月31日 不燃物破碎残渣（妙法寺） 道路用地（GU、GX、GY）	坪 200 円 (m ² ≒60.61 円)
S61 ～ S62	<ul style="list-style-type: none"> ・S61年3月27日第2回目の借地契約を行う。 契約期間 S61年4月1日～S63年3月31日	坪 220 円 (m ² ≒66.67 円)
S63 ～ H2	<ul style="list-style-type: none"> ・S63年3月31日第2回目の借地契約を行う。 契約期間 S63年4月1日～H3年3月31日 GU 69坪（228 m ² ） GX 105坪（347 m ² ） GY 67坪（221 m ² ） 妙法寺 80坪（264 m ² ）	坪 220 円 (m ² ≒66.67 円)
H3	<ul style="list-style-type: none"> ・H3年3月31日第4回目の借地契約を行う。 契約期間 H3年4月1日～H4年3月31日	坪 240 円 (m ² ≒72.72 円)
H4 ～ H6	<ul style="list-style-type: none"> ・H4年3月31日第5回目の借地契約を行う。 契約期間（3箇年契約） H4年4月1日～H7年3月31日 GU 68坪 GZ 224坪 妙法寺 80坪	坪 250 円 (m ² ≒75.76 円)
H7 ～	契約期間（3箇年契約） H7年4月1日～H10年3月31日	坪 250 円 (m ² ≒75.76 円)

H9	GU 68 坪 GZ 224 坪 妙法寺 80 坪	
H10 ～ H20	契約期間 (1 箇年契約に変更) GU 224 m ² GZ 740 m ² 妙法寺 264 m ²	m ² 80 円
H21 ～ H23	契約期間 (1 箇年契約) GU 224 m ² GZ 740 m ² 妙法寺 9,565 m ²	m ² 80 円 m ² 約 26.14 円
H24 ～ H31	契約期間 (1 箇年契約) GU 224 m ² GZ 740 m ²	m ² 80 円
R2 ～	契約期間 (1 箇年契約) GU 224 m ² GV 他 1 名 740 m ²	m ² 80 円

※1 妙法寺の所有地の土地賃貸借契約は、平成 24 年に川越市に寄附されたため終了している。

※2 北久保最終処分場は、遮水シートの設置により、浸出水を処理する必要があるため、汚水運搬車両の搬入路となる当該用地の確保が必要となる。このような土地賃貸の特殊性から、賃借料については、算定基準価格で契約していくのが難しいことから、平成 13 年度に、84 円/月 m²を上限とし、可能な限り現在の価格 (80 円/月 m²) で契約できるよう理解を求めることとしたため、据え置きとなっている。

<実施した手続>

土地賃貸借契約書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

4) 複数の施設に関連する歳出

a) 再資源化及び最終処分共通

a-0)概要

<目的>

焼却灰等再資源化及び最終処分委託事務の適正な執行を図る。

<内容>

- 普通旅費 … 11,570 円
 - ・廃棄物の処理委託に伴う現地確認等
- HA
- HB (茨城県ひたちなか市)
- ・容り法対象品目引渡し説明会 (東京都港区) 等
- 消耗品費 … 12,973 円
 - ・防寒服 等
- 被服費 … 18,755 円
 - ・雨衣 等
- 手数料 … 88,400 円
 - ・廃消火器処理手数料 (リサイクルシール) 37 本分
 - ・珪藻土製品分析手数料
- 使用料及び賃借料 … 17,510 円
 - ・有料道路通行料
 - 茨城県神栖市 (HA)
 - 茨城県ひたちなか市 (HB) 等
- 負担金 … 189,000 円
 - ・一般廃棄物の搬入に対する環境保全協力金
 - (茨城県鹿嶋市 … 溶融不適物 630t×300 円)

<効果>

焼却灰等再資源化及び最終処分委託事務に係る適正な執行が図れる。

<市側の懸案事項>

なし

<令和 2 年度決算額>

412,886 円

a-1)一般廃棄物の搬入に対する環境保全協力金

<内容>

GG が茨城県鹿嶋市内に所有する一般廃棄物処理施設に対して、川越市が排出する一般廃棄物を搬入することに伴って、川越市から鹿嶋市への金銭の支払いが生じる。具体的には、鹿嶋市は他の地方公共団体から同市内へ一般廃棄物を搬入することに対して、同市要綱によって環境保全協力金を徴収することになっている。

同市の「地方公共団体が鹿嶋市に搬入する一般廃棄物の処理に関する要綱」には次の記載がある。

(環境保全協力金の納入)

第 5 条 地方公共団体は、一般廃棄物の搬入に対して環境保全協力金（以下「協力金」という。）を市に納めるものとする。

2 協力金の額は、一般廃棄物の場合は搬入量 1 トン当たり 300 円、特別管理一般廃棄物の場合は搬入量 1 トン当たり 1,000 円とする。

令和元年度から令和 3 年度までの各年度の鹿嶋市に対する環境保全協力金の支払額は次のとおりであった。

年度	内容	搬入量	単価	協力金金額
R1	一般廃棄物	846 トン	300 円	253 千円
R2	一般廃棄物	545 トン	300 円	163 千円
R3	一般廃棄物	630 トン	300 円	189 千円

<実施した手続>

鹿嶋市、GG 及び川越市の三者間協定書、その他本事業に関する簿冊・関連資料の閲覧や質問等の手続を行ったが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

b) 処理困難物等処理委託事業

資源化センター及び東清掃センターで処理が出来ない廃棄物は外部の産業廃棄物処理業者等にその処理を委託している。

○令和 3 年度における処理委託実績

項目	委託業者	委託金額
廃乾電池等運搬処分	HC	7,303,714 円
	HA	
家電リサイクル法対象品目等運搬・再商品化	HD	330,770 円
	HB	
廃タイヤ処理	HE	67,320 円
小型家電運搬処分	HF	11,060,225 円
珪藻土製品	HG	380,160 円
	HH	

○過去 5 年間の処分委託実績

(単位：トン)

年度	廃乾電池	廃蛍光管	家電 4 品目	廃タイヤ	廃コンクリート	小型家電
H29	72.37	10.68	7.01	3.75	10.04	—
H30	76.10	10.24	8.61	3.77	7.90	—
R 1	77.65	8.34	7.54	4.52	8.89	402.47
R 2	83.93	8.60	4.05	1.69	4.55	274.25
R 3	80.78	6.32	2.52	1.53	7.51	328.85

上記に記載されている処分項目のうち委託金額が多額であった委託業務について、入札・見積時及び契約時における関連書類を入手し、閲覧、突合などの手続を行った。

委託名	受注者	契約締結方法	業者選定方法
小型電子機器等再資源化業務委託（単価契約）	HF	指名競争入札	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 2 項の認定を受けた者のうち川越市競争入札参加資格者名簿に登録されている 5 者。 (事前調査により、参加意向があった者 2 者を指名。)
廃コンクリート等資源化業務委託（単価契約）	HI	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	廃棄物処理法律施行令第 4 条に定める委託基準を満足している者を選定。
廃乾電池等再資源化業務委託（単価契約）	HC	同上	同上
廃乾電池等再資源化業務委託その 2(単価契約)	HJ HA	同上	同上

手続を行った結果、特に問題はなかった。

c) 高濃度 PCB 含有廃棄物処理事業

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）」では、高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を令和 5 年 3 月 31 日までに適正に処分することが要請され

ている。これに伴い市所有の公共施設から発生した高濃度 PCB 含有廃棄物は市が自らの責任で処分することとなるが、環境施設課では令和元年度から令和 3 年度にかけて高濃度 PCB 含有廃棄物の処分を完了させている。

・事業内容（高濃度 PCB 廃棄物処理）

取引内容	支出先	支出額
処理費	中間貯蔵・環境安全事業(株)	77,462,000 円
運搬費	日本通運(株)	534,600 円

本事業に関連する関連資料の閲覧、担当者へのヒアリングを実施した結果、高濃度 PCB 廃棄物処理事業に関して特段問題点は検出されなかった。なお、【意見】として低濃度 PCB 含有廃棄物の処理に関して次にコメントを付している。

【意見 32】低濃度 PCB 含有廃棄物の期限内処分に向けた対応について

高濃度 PCB 含有廃棄物は処分期限が令和 5 年 3 月 31 日となっているのに対して、低濃度 PCB 含有廃棄物は令和 9 年 3 月 31 日が処分期限となっている。低濃度 PCB は現在使用中の電気機器に含まれていることが多いことから、電子機器を解体して内容物を調査するといった対応を採るのが難しく、調査をするにあたっては電気工事業者等に依頼し、低濃度 PCB に該当する可能性があるかどうかといった判定を行うこととなる。

環境施設課に対して低濃度 PCB の処分にかかる全量調査の実施有無や予算化、処分スケジュールなどについて質問したところ、高濃度 PCB 含有廃棄物を処分する際に判明したものについては処分済みであり、今後電子機器を解体した際に低濃度 PCB が検出された場合にはその都度処分する方針となっており、その処分費用については検出結果を受けその都度予算化を図るとの回答を得た。

上記のとおり、高濃度 PCB と同レベルでの処分費用の見積りを行うのは難しい側面はあるものの、処分期限が年々迫ってきている状況においては、電子機器の解体時にその都度対応するという方針ではなく、本来は全量調査の実施、委託処分先の選定、予算化、処分スケジュールといったロードマップを立てて行動する必要があるものと考えます。

なお、市所有の公共施設に含まれる PCB 廃棄物すべてに対して網羅的に調査を行う必要があるという点で、これは環境施設課単独で行うという話ではなく、川越市として処分に向けたロードマップを策定する必要があるものと考えます。

3 環境衛生センター

(1) 施設の概要

環境衛生センターは、し尿・浄化槽汚泥処理施設であり、昭和 55 年 3 月に完成した。近年における生活環境の向上及び下水道などのインフラ整備により、し尿の排出量は減少しているが、一方で浄化槽汚泥の排出量は、合併浄化槽の普及により年々増加している。

し尿処理施設事業の推移

年月又は年度	事業内容
S49 年 12 月	滝ノ下終末処理場し尿処理施設施工 一系 (70kl / 日)
S53 年 2 月	滝ノ下終末処理場し尿処理施設施工 二系 (70kl / 日)
S55 年 3 月	環境衛生センター竣工 (150kl / 日)
S59 年	滝ノ下終末処理場し尿処理施設改善工事
H16 年度から	環境衛生センター汚泥処理設備改修工事
H18 年度から	滝ノ下終末処理場し尿処理施設停止 (下水処理場が埼玉県へ移管になったことに伴い、当該敷地を埼玉県へ譲渡するため)
H19 年度	滝ノ下終末処理場し尿処理施設解体工事完了し、敷地を埼玉県へ引き渡す
H21 年度	二次処理水の下水道放流開始 (H22 年 2 月 22 日から)

施設概要

- ・建物構造 鉄骨造・鉄筋コンクリート造
- ・延床面積 約 4,500 m²
- ・処理方式 標準脱窒素処理方式 HM (現 HN) 製
- ・処理能力 150kl / 日

処理量

(単位 : kl)

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
し尿	2,619.5	2,498.6	2,470.8	2,063.5	1,933.6
浄化槽汚泥	31,968.1	32,573.5	32,976.9	34,024.3	34,634.8
雑排水	348.2	383.0	306.3	331.1	343.2
計	34,935.8	35,455.1	35,754.0	36,418.9	36,911.6

川越市一般廃棄物処理施設組織規則によれば、環境衛生センターの業務は次のとおりとする。

- 1 し尿等（し尿及び浄化槽に係る汚泥等をいう。以下同じ。）の中間処理施設及び管理事務所の管理に関すること。
- 2 し尿等の中間処理作業に関すること。
- 3 中間処理施設へのし尿等搬入量の調査及び認定に関すること。
- 4 公衆便所の維持管理に関すること。
- 5 施設、業務用備品及び諸器材の維持管理に関すること。
- 6 所管車両の管理及び整備に関すること。
- 7 業務上の事故防止及び衛生管理に関すること。
- 8 職員の職場内研修に関すること。
- 9 各種記録の作成及び報告に関すること。

(2) 過去5年間の歳出

環境衛生センターに係る事業費は、「衛生費 清掃費 し尿処理費」に計上されている。

1) 環境衛生センター施設管理費

環境衛生センター施設管理費の過去5年間の歳出の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科目		H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R2 年度	R3 年度
旅費	普通旅費	0	50,910	45,310	43,980	840
需用費	消耗品費※1	10,029,135	9,878,607	10,731,085	8,501,933	6,567,973
	燃料費	71,562	62,261	66,151	70,271	74,148
	光熱水費※2	66,513,859	66,171,112	60,750,973	53,157,813	51,602,675
	修繕料※3	21,450,852	14,920,308	15,981,293	9,998,230	8,451,190
	医薬材料費	3,818	3,967	3,935	3,919	3,933
	被服費	105,343	88,624	69,782	11,220	13,992
	小計	98,174,569	91,124,879	87,603,219	71,743,386	66,713,911
役務費	通信運搬費	79,668	92,171	89,168	92,876	82,434
	手数料	56,920	74,520	889,140	15,500	14,300
	小計	136,588	166,691	978,308	108,376	96,734
委託料	業務委託料	61,412,575	60,898,425	60,024,537	62,625,758	56,397,008
	施設・備品 管理委託料	17,251,920	23,663,880	22,180,960	24,942,280	19,524,780
	小計	78,664,495	84,562,305	82,205,497	87,568,038	75,921,788

使用料及び 賃借料	使用料及び 賃借料	13,990	13,990	13,990	13,816	13,650
原材料費	整備等材料 費	0	0	17,193	17,930	0
負担金、補 助金及び交 付金	負担金	0	123,800	121,000	144,100	50,320
合計 (A)		176,989,642	176,042,575	170,984,517	159,639,626	142,797,243
予算 (B)		183,556,000	179,276,000	182,858,000	166,275,000	143,876,000
執行率 (A) / (B) (%)		96.4%	98.2%	93.5%	96.0%	99.3%

※1 消耗品費の金額が、令和 2 年度、令和 3 年度と減少している。この理由は、令和 2 年度並びに令和 3 年度では、新型コロナウイルス感染症の影響により予算が減少したことから、必要最小限度での消耗品の購入となり、減少している。

※2 光熱水費の金額が、5 年間減少傾向にあるが、その理由は、運転手法の見直しにより、下水放流量が減少したためである。

※3 修繕料の金額が、令和 2 年度及び令和 3 年度に減少している理由は、令和 2 年度及び 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により予算が減少したことから、当初修繕予定の一部を次年度以降に実施するなど必要最小限度とした内容で実施したため減少している。また、平成 29 年度が大きい理由は、ばっ気ブロイター装置が故障したため緊急にて修繕を実施し、7,452,000 円の追加支出が発生したためである。

2) 環境衛生センター施設整備費

環境衛生センターは、昭和 55 年 4 月に稼働開始以来、約 40 年が経過し、経年的な老朽化が顕著となっていることから、同施設を更新する整備計画案をとりまとめ、その事業化を図ることになっている。

環境衛生センター施設整備費の過去 5 年間の歳出の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科目		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
旅費	普通旅費	77,520	4,400	0	0	0
需用費	消耗品費	10,794	10,000	23,999	9,946	21,971
委託料	業務委託料	11,696,400	3,129,418	5,152,393	4,662,900	5,049,000
使用料及び 賃借料	使用料及び 賃借料	0	11,880	0	0	0
合計 (A)		11,784,714	3,155,698	5,176,392	4,672,846	5,070,971
予算 (B)		13,301,000	3,902,000	6,230,000	7,810,000	5,324,000
執行率 (A) / (B) (%)		88.6%	80.9%	83.1%	59.8%	95.2%

環境衛生センター施設整備事業は、稼働開始後 40 年以上が経過し、経年劣化が著しい環境衛生センターの整備・更新を進める事業であり、進捗によって必要な委託業務を発注するため、年度ごとに業務委託料の支出に差が発生する。

業務委託料の金額が、平成 29 年度は多額となっている。この理由は、この年度は、基本的な調査を多く実施する必要があるため、下記 3 件の業務委託を発注したため金額が大きくなった。

- ・環境衛生センター地歴調査業務委託 464,400 円
- ・環境衛生センター地質調査業務委託 6,264,000 円
- ・環境衛生センター用地測量業務委託 4,968,000 円

また、平成 30 年度の業務委託料の金額が小さい理由は、進捗に合わせ委託業務を発注した結果、下記の委託料のみが計上され、結果的に少額となった。

- ・環境衛生センター既存建築物劣化状況調査業務委託 3,097,440 円
- ・水質分析業務委託(単価契約) 31,978 円

(3) 過去 5 年間の歳入

し尿処理に係る歳入は次の表のとおりである。

令和 3 年度には、し尿処理の必要な世帯は 895 世帯あり、そのうち 8 世帯が市へ委託している（残りの世帯は、許可業者に委託）。

(単位：円)

区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
世帯割	26,640	25,380	19,800	17,820	17,280
人数割	66,750	64,750	39,500	32,500	29,500
改良重量	7,400	11,400	13,600	13,600	10,800
合計	100,790	101,530	72,900	63,920	57,580
予算額	118,000	110,000	110,000	102,000	710,000

※なお、し尿処理に係る手数料は次のとおりである（川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 別表第 1）。

取扱区分		単位	収集・運搬手数料
普通世帯	くみ取便槽	月額 1 世帯につき	180 円
		月額世帯員 1 人につき	250 円
	改良便槽（泡まつ式及び水洗式のくみ取便槽をいう。）	月額 1 世帯につき	180 円
		361 につき	200 円

(4) 業務委託料の状況

1) 環境衛生センター施設管理費「業務委託料」

令和3年度の環境衛生センター施設管理費の「業務委託料」は次の表のとおりである。

委託業者	委託内容	契約金額（円）	契約の種類	監査番号
HK	環境衛生センター運転管理業務委託	26,400,000	随意契約	①
HK	環境衛生センター運転管理業務委託	25,542,000	随意契約	②
HL	環境衛生センター脱水汚泥等運搬業務委託	1,092,960	制限付一般競争入札	③
HL	環境衛生センター脱水汚泥等運搬業務委託	3,528,360	制限付一般競争入札	④
BV	水質分析業務委託（単価契約）	471,264	一般競争入札	-
合計		57,034,584		
決算額		56,397,008		
差額		637,576		

※環境衛生センター脱水汚泥等運搬業務委託は、運搬する汚泥の重量に対する単価契約のため、当初の運搬予定量と実際の運搬量との差が、決算額との差額となっている（後述）。

監査実施状況

上記業務委託料の①から④について、関係書類等を閲覧し、取引の合法性、妥当性を確認した。

① 及び② 環境衛生センター運転管理業務委託

本業務委託は、川越市環境方針の精神に則り、川越市環境衛生センターの運転管理業務を委託するもので、搬入される廃棄物の適正な処理と効率的な運転をすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康の保護に資することを目的とする。

この業務委託の契約方法は、1者随意契約であり、その理由、契約期間及び契約金額については、次の表のとおりである。

	1者随意契約の理由	契約期間・契約金額
①	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本設備を設計、施工したHM（現、HN）は、他社には情報公開していない独自のシステム及び部品等を使用しているが、施設の運転管理業務等を行っていない。このため、本業務を履行できるのは、HNの系列会社で、同者の設備に関する運転管理業務等を専属的に行っているHKのみであるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日から令和3年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約） ・予定価格 月額4,411,000円（税込）4,010,000円（税抜） ・3回入札（見積）で4,000,000円（税抜）で決定 ・令和3年4月から9月の契約金額=4,400,000×6箇月=26,400,000円
②	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月1日から令和4年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約） ・予定価格 月額4,257,000円（税込）3,870,000円（税抜） ・3回入札（見積）で3,870,000円（税抜）4,257,000円（税込）で決定 ・令和3年10月から令和4年3月の契約金額=4,257,000円×6箇月=25,542,000円

1者随意契約の理由については、適正な理由と判断できる。取引の合法性及び妥当性も問題無いと考える。

③ 環境衛生センター脱水汚泥等運搬業務委託（単価契約）

本業務委託は、川越市環境衛生センターから発生する脱水汚泥等を川越市資源化センター及び川越市東清掃センターまで運搬する業務である。

契約期間は、令和2年4月1日から令和3年6月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）で、次のような入札結果となり、HLが落札し、単価5,060円（税込）で契約締結となった。

業者名	第1回入札額 （税抜）（円）	予定価格に 対する比率	摘要
DU	6,500	106.6%	-
GQ	5,400	88.5%	-
EV	7,300	119.7%	-
DV	8,500	139.3%	-

HL	4,600	75.4%	落札
予定価格（税込）	6,710		
予定価格（税抜）	6,100	100.0%	
最低制限価格（税込）	4,697		
最低制限価格（税抜）	4,270		

令和3年度の3か月の委託料は、運搬予定量 216t×@5,060円=1,092,960円となった。
関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

④ 環境衛生センター脱水汚泥等運搬業務委託（単価契約）

本業務委託は、川越市環境衛生センターから発生する脱水汚泥等を川越市資源化センター及び川越市東清掃センターまで運搬する業務である。

契約期間は、令和3年7月1日から令和4年6月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）で、下記のような入札結果となり、HLが落札し、単価 5,445円（税込）で契約締結となった。

業者名	第1回入札額 （税抜）（円）	予定価格に 対する比率	摘要
DU	-	-	辞退
GQ	5,200	93.7%	-
HO	7,500	135.1%	-
HL	4,950	89.2%	落札
予定価格（税込）	6,105		
予定価格（税抜）	5,550	100.0%	
最低制限価格（税込）	4,273.5		
最低制限価格（税抜）	3,885		

令和3年度の9か月の委託料は、運搬予定量 648t×@5,445円=3,528,360円となった。
関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

なお、③及び④は単価契約であり、運搬の予定量と実際量とが乖離するため、次の表のとおり決算額は約 637,576円少なく計上された。取引の合法性及び妥当性は問題無いと考える。

期間		運搬予定 量 (t)	運搬実際 量 (t)	単価 （円）	契約金額 （円）	決算額 （円）	差額（円）
R3年4月～ 6月	3か月	216.00	199.49	5,060	1,092,960	1,009,419	△ 83,541
R3年7月～ R4年3月	9か月	648.00	546.25	5,445	3,528,360	2,974,325	△ 554,035
合計		864.00	745.74		4,621,320	3,983,744	△ 637,576

2) 環境衛生センター施設管理費「施設・備品管理委託料」

令和3年度の環境衛生センター施設管理費の「施設・備品管理委託料」は次の表のとおりである。

委託業者	委託内容	契約金額（円）	契約の種類	監査番号
HP	環境衛生センター自家用電気工作物保安管理業務委託	836,880	一般競争入札	①
HQ	環境衛生センター清掃業務委託	686,400	一般競争入札	②
DU	環境衛生センター中継槽及び沈砂槽等清掃業務委託	847,000	随意契約	③
HR	環境衛生センター防災設備保守点検業務委託	275,000	随意契約	-
HN	環境衛生センター前処理機点検整備業務委託	6,105,000	随意契約	④
HS	環境衛生センター清掃業務委託	660,000	一般競争入札	⑤
HT	環境衛生センター工業計器点検整備業務委託	2,310,000	随意契約	⑥
HN	環境衛生センター硝化液循環ポンプ点検整備業務委託	4,763,000	随意契約	⑦
HU	環境衛生センター曝気ブロワ点検整備業務委託	2,200,000	随意契約	⑧
HN	環境衛生センター脱窒素槽攪拌ブロワ点検整備業務委託	841,500	指名競争入札	⑨
合計		19,524,780		

監査実施状況

上記業務委託料の①から⑨について、関係書類等を閲覧し、取引の合法性、妥当性を確認した。

① 環境衛生センター自家用電気工作物保安管理業務委託

本業務委託は電気事業法施行規則第52条第2項に基づく自家用電気工作物の保安管理として、電気工作物の定期的な保安点検及び高圧機器清掃を行うものである。委託期間は令和元年10月1日から令和4年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）である。契約の方法は、制限付一般競争入札であり、入札参加条件は次のとおりである。

業種	電気・冷暖房保守
地域要件	市内本店（52）、市内営業所（21）、県内業者（127）：対象事業者200者 ※業務可能な業者について29者確認。市内本店（4）、市内営業所（2）、県内業者（23）

入札結果はつぎのとおりである。

業者名		第1回入札額（月額） （税抜）（円）	予定価格に 対する比率	摘要	
1	HV	75,000	101.4%	-	
2	HW	38,500	52.0%	無効	
3	HP	63,400	85.7%	落札	
4	HX	103,500	139.9%	-	
5	HY	51,200	69.2%	無効	
6	HZ	48,500	65.5%	無効	
7	IA	16,800	22.7%	無効	
8	IB	92,700	125.3%	-	
予定価格（税込）		81,400	/	/	
予定価格（税抜）		74,000			100.0%
最低制限価格（税込）		56,980			
最低制限価格（税抜）		51,800			

契約金額は 63,400 円×1.1=69,740 円、令和3年度は 69,740 円×12 か月=836,880 円である。
関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

② 環境衛生センター清掃業務委託

本業務委託は、環境衛生センター清掃業務委託一式（日常清掃、定期清掃、床ワックス清掃、窓ガラス清掃、ブラインド清掃等）であり、契約期間は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）であり、契約方法は制限付一般競争入札である。

入札参加条件は次のとおりである。

業種	施設清掃
地域要件	市内本店（26）

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回入札額 (月額) (税抜) (円)	予定価格に対する比率	摘要
1	FG	120,000	86.3%	-
2	BB	120,000	86.3%	-
3	HS	111,000	79.9%	-
4	HQ	104,000	74.8%	落札
5	IE	320,000	230.2%	-
6	IF	149,000	107.2%	-
7	EX	180,000	129.5%	-
8	IG	200,000	143.9%	-
9	IH	150,000	107.9%	-
10	II	210,000	151.1%	-
11	IJ	250,000	179.9%	-
	予定価格 (税込)	152,900		
	予定価格 (税抜)	139,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	107,030		
	最低制限価格 (税抜)	97,300		

契約金額は 104,000 円×1.1=114,400 円、令和 3 年度は 114,400 円×6 か月=686,400 円である。
関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

③ 環境衛生センター中継槽及び沈砂槽等清掃業務委託

本業務委託は、環境衛生センターの中継槽及び沈殿槽・受入槽内に堆積している砂等の除去及び清掃を行う業務の委託である。なお、堆積している砂等は、バキュームダンパーで収集し、場内の指定場所に移送する必要がある。

契約期間は、令和 3 年 5 月 28 日から令和 4 年 3 月 11 日までであり、本契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当</p> <p>し尿処理施設の清掃メンテナンス・緊急時等は迅速で的確な対応を必要としており、し尿・浄化槽汚泥を取り扱う川越市一般廃棄物収集運搬業許可業（し尿）・浄化槽清掃業許可業者のうち、バキュームダンパーを唯一所有している業者であるため。</p>

見積執行は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
DU	770,000	96.3%	決定
予定価格 (税込)	880,000		
予定価格 (税抜)	800,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		
最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は 770,000 円×1.1=847,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

④ 環境衛生センター前処理機点検整備業務委託

環境衛生センター前処理機は、し尿処理施設の前処理工程において重要な機器であり、整備状況により処理施設の機能低下を招いてしまう恐れがあるため、機器の能力・性能を適正に維持し、施設の適正な維持管理を図ることを目的として点検整備業務を委託するものである。

契約期間は、令和 3 年 8 月 20 日から令和 3 年 12 月 28 日までであり、本契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
当該設備機器の施工業者であり、情報公開していない独自の部品・機構に関する情報をもっている。そのため他の業者では作業は困難であり、機能保証を含む点検作業ができない。また、点検を実施する機器はし尿処理に係る主要な機器であり、動作不良等が発生した場合には、迅速な対応が可能な当該設備機器の施工業者である当該業者と随意契約するものである。

見積執行は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	第 2 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
HN	5,880,000	5,550,000	98.1%	決定
予定価格 (税込)	6,226,000	6,226,000		
予定価格 (税抜)	5,660,000	5,660,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-			
最低制限価格 (税抜)	-			

契約金額は 5,550,000 円×1.1=6,105,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑤ 環境衛生センター清掃業務委託

本業務委託は、環境衛生センターの維持管理の適正を図り、美観を保持し、清潔で衛生的な環境を維持することを目的とし、清掃業務を委託するものである。契約期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）である。本契約の契約方法は、制限付一般競争入札であり、次のような入札結果となった。

	業者名	第1回入札額(月額) (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	BB	125,000	89.3%	-
2	HS※	100,000	71.4%	落札
3	HQ※	100,000	71.4%	-
4	IE	320,000	228.6%	-
5	IF	125,000	89.3%	-
6	EX	140,000	100.0%	-
7	IG	119,800	85.6%	-
8	IK	120,000	85.7%	-
9	IL	135,000	96.4%	-
10	II	118,000	84.3%	-
11	IJ	180,000	128.6%	-
	予定価格(税込)	154,000		
	予定価格(税抜)	140,000	100.0%	
	最低制限価格(税込)	107,800		
	最低制限価格(税抜)	98,000		

※2と3は同額のため、くじにて決定。

契約金額は $100,000 \text{ 円} \times 1.1 \times 6 \text{ か月} = 660,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑥ 環境衛生センター工業計器点検整備業務委託

本業務委託は、川越市環境衛生センターのし尿処理施設を円滑に機能するために工業計器の点検整備を行い、能力・性能を適正に保持し、施設の正確な維持管理を図ることを目的とする。

契約期間は、令和3年10月29日から令和4年3月30日までであり、本契約方法は、1者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

当該工業計器の製造メーカーのメンテナンス会社施工業者であり、情報公開していない独自の部品・機構に関する情報をもっている。そのため他の業者では作業は困難であり、機能保証を含む点検作業ができない。また、点検を実施する計器はし尿処理に係る主要な機器であり、動作不良等が発生した場合には、迅速な対応が可能な当該工業計器の製造メーカーのメンテナンス会社である当該業者と随意契約するものである。

見積執行は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に対する比率	摘要	
HT	2,100,000	77.8%	決定	
予定価格 (税込)	2,970,000	/		
予定価格 (税抜)	2,700,000			100.0%
最低制限価格 (税込)	-			
最低制限価格 (税抜)	-			

契約金額は $2,100,000 \text{ 円} \times 1.1 = 2,310,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑦ 環境衛生センター硝化液循環ポンプ点検整備業務委託

環境衛生センター硝化液循環ポンプは、し尿処理施設の処理工程において重要な機器であり、整備状況により処理施設の機能低下を招いてしまう恐れがあるため、機器の能力・性能を適正に維持し、施設の適正な維持管理を図ることを目的として点検整備業務を委託するものである。

契約期間は、令和 3 年 11 月 5 日から令和 4 年 3 月 30 日までであり、本契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

当該設備機器の施工業者であり、情報公開していない独自の部品・機構に関する情報をもっている。そのため他の業者では作業は困難であり、機能保証を含む点検作業ができない。また、点検を実施する機器はし尿処理に係る主要な機器であり、動作不良等が発生した場合には、迅速な対応が可能な当該設備機器の施工業者である当該業者と随意契約するものである。

見積執行は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
HN	4,330,000	93.9%	決定	
予定価格 (税込)	5,071,000	/		
予定価格 (税抜)	4,610,000			100.0%
最低制限価格 (税込)	-			
最低制限価格 (税抜)	-			

契約金額は 4,330,000 円×1.1=4,763,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑧ 環境衛生センター曝気ブロワ点検整備業務委託

環境衛生センター曝気ブロワは、し尿処理施設の生物処理工程における硝酸化槽及び再曝気槽にて好気状態を良好に保たせる重要な機器であり、整備状況により処理施設の機能低下を招いてしまう恐れがあるため、曝気ブロワの点検整備を行い、機器の能力・性能を適正に維持し、施設の適正な維持管理を図ることを目的として業務委託するものである。

契約期間は、令和 3 年 11 月 5 日から令和 4 年 3 月 30 日までであり、本契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
当該機械設備の施工業者であるとともに、専門にメンテナンスをしている業者であり、情報公開していない独自の部品・機構に関する情報をもっている。そのため他の業者では作業は困難であり、機能保証を含む点検作業ができない。また、点検を実施する機器はし尿処理に係る主要な機器であり、動作不良等が発生した場合には、迅速な対応が可能な当該設備機器の施工業者である当該業者と随意契約するものである。

見積執行は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	第 2 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
HU	2,200,000	2,000,000	92.6%	決定	
予定価格 (税込)	2,376,000	2,376,000	/		
予定価格 (税抜)	2,160,000	2,160,000			100.0%
最低制限価格 (税込)	-				
最低制限価格 (税抜)	-				

契約金額は 2,000,000 円×1.1=2,200,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑨ 環境衛生センター脱窒素槽攪拌ブロワ点検整備業務委託

本業務委託は、川越市環境衛生センターがし尿処理施設としての機能を維持するため、脱窒素槽攪拌ブロワの点検整備を行うものである。

契約期間は、令和3年11月8日から令和4年2月28日までであり、本契約の方法は、指名競争入札である。

地方自治法施行令第167条第2号に該当
下記の条件に該当する者を選考 営業種別：受水槽清掃・保守又はその他の保守 地域要件：なし、対象者5者

入札結果は次のとおりである。

業者名	第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1 FJ	1,360,000	170.0%	-
2 IM	1,650,000	206.3%	-
3 HU	540,000	67.5%	無効
4 HN	765,000	95.6%	落札
5 FL	1,500,000	187.5%	-
予定価格 (税込)	880,000		
予定価格 (税抜)	800,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	616,000		
最低制限価格 (税抜)	560,000		

契約金額は 765,000 円 × 1.1 = 841,500 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

3) 環境衛生センター施設整備費「業務委託料」

令和3年度の環境衛生センター施設整備費の「業務委託料」は次の表のとおりである。

委託契約内容	金額（円）	契約の種類	委託業者	監査番号
川越市環境衛生センター （汚泥再生処理センター） 整備事業アドバイザー業 者選定支援業務委託	737,000	随意契約	GK	①
循環型社会形成推進地域計 画策定支援業務委託	1,738,000	一般競争入札	FZ	②
環境衛生センター地質調査 業務委託	2,574,000	一般競争入札	IN	③
合計	5,049,000			

また、平成 29 年度から令和 2 年度の施設整備費の業務委託料の中で、100 万円を超える支出は次の 6 件であった。

年度	業務委託の内容	契約金額（円）	契約の方法	委託業者	監査番号
H29	環境衛生センター地質調 査業務委託	6,264,000	一般競争入札	IO	④
	環境衛生センター用地測 量業務委託	4,968,000	一般競争入札	IO	⑤
H30	環境衛生センター既存建 築物劣化状況調査業務委 託	3,097,440	一般競争入札	IP	⑥
R 1	環境衛生センター石綿含 有状況調査業務委託	2,030,400	一般競争入札	BX	⑦
	環境衛生センターダイオ キシン類等事前調査業務 委託	3,121,993	一般競争入札	BL	⑧
R 2	環境衛生センター土壌汚 染状況調査業務委託	4,180,000	一般競争入札	BR	⑨

監査実施状況

上記、令和 3 年度の業務委託料の 3 件及び平成 29 年度から令和 2 年度までの 6 件の業務委託について、関係書類等を査閲し、取引の合法性、妥当性を確認した。

① 川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）整備事業アドバイザー業者選定支援業務委託

本業務委託は、川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）整備事業アドバイザー業務の委託業者を選定する手続きの支援を行うものである。

契約期間は、令和3年5月21日から令和4年3月31日までであり、本契約方法は、1者随意契約である。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）整備事業は、既存施設を運転しながら同一敷地内に新たな処理施設を整備するもので、アドバイザー業者には、し尿処理施設整備に関する高い知見と豊富な経験が求められる。このことから、企画提案競技の支援委託先には、アドバイザー業者と同等の知見と経験を有していることと併せて、特定のプラント業者との係りの無い高い中立性が求められることから、環境省認可の公益社団法人でもある当該業者と随意契約としたい。

見積執行は次のとおりである。

業者名	第1回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
GK	900,000	93.8%	決定
予定価格 (税込)	1,056,000		
予定価格 (税抜)	960,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		
最低制限価格 (税抜)	-		

川越市環境衛生センター（汚泥再生処理センター）整備事業アドバイザー業務委託の業者選定に係る審査会を開催しないこととなったため、契約金額の減額変更が行われ、変更後の契約金額は737,000円（税込）となった。

関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

② 循環型社会形成推進地域計画策定支援業務委託

本業務委託は、川越市における生活排水処理にかかわる整備事業を進めるにあたり、循環型社会形成推進交付金制度を利用する上で必要とされる循環型社会形成推進地域計画を策定するものである。

契約期間は令和3年5月31日から令和4年3月31日までであり、契約方法は、一般競争入札である。

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	IP	2,200,000	105.8%	-
2	AC	1,646,000	79.1%	-
3	IQ	1,400,000	67.3%	無効
4	FZ	1,580,000	76.0%	落札
	予定価格 (税込)	2,288,000		
	予定価格 (税抜)	2,080,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	1,601,600		
	最低制限価格 (税抜)	1,456,000		

契約金額は $1,580,000 \text{ 円} \times 1.1 = 1,738,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

③ 環境衛生センター地質調査業務委託

本業務委託は、環境衛生センターの地質調査を行うものである。契約期間は令和3年12月7日から令和4年3月30日までであり、契約方法は、制限付一般競争入札である。入札参加条件は次のとおりである。

業種	地質調査
地域要件	市内本店 (10)、市内営業所 (23) : 対象事業者 33 者
その他	地質調査に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者として、技術士 (土質及び基礎)、RCCM (地質部門) 又は地質調査技士のいずれかの資格を有する者を管理技術者とする事。 対象業者 10 者 : 市内本店 (3)、市内営業所 (7)

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	IR	2,480,000	96.9%	無効※1
2	IN	2,340,000	91.4%	落札
3	IS	2,410,000	94.1%	-
4	IT	2,430,000	94.9%	-
5	IU	2,440,000	95.3%	-
6	IO	2,450,000	95.7%	-
7	DM	2,560,000	100.0%	-

8	IV	2,670,000	104.3%	無効
	予定価格 (税込)	2,816,000		
	予定価格 (税抜)	2,560,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	2,238,500		
	最低制限価格 (税抜)	2,035,000		

※1 入札金額内訳書に不備があったため無効

契約金額は $2,340,000 \text{ 円} \times 1.1 = 2,574,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

④ 環境衛生センター地質調査業務委託（平成 29 年度）

本業務委託は、環境衛生センターの地質調査を行うものであり、契約期間は平成 29 年 9 月 25 日から平成 30 年 3 月 16 日までである。

本契約の方法は制限付一般競争入札であり、入札参加条件は次のとおりである。

業種	地質調査
地域要件	市内本店（9）、市内営業所（23）：対象事業者 32 者
その他	地質調査に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者として、技術士（土質及び基礎）、RCCM（地質部門）又は地質調査技士のいずれかの資格を有する者を管理技術者とすること。 対象業者 16 者：市内本店（3）、市内営業所（13）

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	IO	5,800,000	89.5%	落札
2	DE	5,900,000	91.0%	-
3	IN	5,960,000	92.0%	-
4	IS	5,980,000	92.3%	-
5	IT	6,160,000	95.0%	-
6	IU	6,300,000	97.2%	-
7	DO	6,320,000	97.5%	-
	予定価格 (税込)	6,999,480		
	予定価格 (税抜)	6,481,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	5,621,400		
	最低制限価格 (税抜)	5,205,000		

契約金額は 5,800,000 円×1.08=6,264,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑤ 環境衛生センター用地測量業務委託（平成 29 年度）

本業務委託は、環境衛生センター新築工事に伴い、用地測量を行うものであり、契約期間は平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までである。

本契約の方法は制限付一般競争入札であり、入札参加条件は次のとおりである。

業種	測量
地域要件	市内本店：対象事業者 14 者

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	IO	4,600,000	92.5%	落札
2	DL	4,700,000	94.5%	-
3	DK	4,720,000	94.9%	-
4	IW	4,720,000	94.9%	-
5	DE	4,720,000	94.9%	-
6	DP	4,725,000	95.0%	-
7	DJ	4,730,000	95.1%	-
8	DF	4,762,000	95.8%	-
9	DM	4,770,000	95.9%	-
10	IY	4,800,000	96.5%	-
11	IX	4,800,000	96.5%	-
12	DN	4,800,000	96.5%	-
13	DO	4,900,000	98.5%	-
14	DI	4,970,000	99.9%	-
	予定価格 (税込)	5,370,840		
	予定価格 (税抜)	4,973,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	4,097,520		
	最低制限価格 (税抜)	3,794,000		

契約金額は 4,600,000 円×1.08=4,968,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑥ 環境衛生センター既存建築物劣化状況調査業務委託（平成 30 年度）

本業務委託は、環境衛生センターにおける既存建築物の劣化状況調査を行い、得られた結果や過去の調査資料を参考に、想定される整備手法の概算費用を求め、今後の施設整備手法の比較資料を作成することを目的とするものであり、契約期間は平成 30 年 7 月 25 日から平成 31 年 3 月 15 日までである。

本契約の方法は制限付一般競争入札であり、入札参加条件は次のとおりである。

業種	土木設計
地域要件	市内本店（11）、市内営業所（31）、県内業者（362）：対象事業者 404 者
その他	建設コンサルタント登録規程の規定による廃棄物部門の登録を行っている者。 ※上記条件を満たしている業者について 23 者確認している。 市内本店（0）、市内営業所（0）、県内業者（23）

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1 IP	2,868,000	80.0%	落札
2 FZ	3,580,000	99.8%	-
予定価格 (税込)	3,872,880		
予定価格 (税抜)	3,586,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	3,097,440		
最低制限価格 (税抜)	2,868,000		

契約金額は 2,868,000 円×1.08=3,097,440 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑦ 環境衛生センター石綿含有状況調査業務委託（令和元年度）

本業務委託は、環境衛生センターにおける建築物及び工作物等について、建材等の石綿含有状況調査を実施するものであり、契約期間は令和元年 5 月 27 日から令和元年 12 月 16 日までである。

契約の方法は一般競争入札であり、入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1 BL	1,890,000	71.1%	-
2 BM	1,900,000	71.5%	-
3 BV	1,650,000	62.1%	無効
4 BX	1,880,000	70.8%	落札
5 BK	1,960,000	73.8%	-
6 BR	3,748,000	141.1%	-
7 BN	2,700,000	101.6%	-

8	BJ	1,995,000	75.1%	-
	予定価格（税込）	2,869,560		
	予定価格（税抜）	2,657,000	100.0%	
	最低制限価格（税込）	2,008,692		
	最低制限価格（税抜）	1,859,900		

契約金額は $1,880,000 \text{ 円} \times 1.08 = 2,030,400 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑧ 環境衛生センターダイオキシン類等事前調査業務委託（令和元年度）

本業務委託は環境衛生センター機械棟東棟の汚染物（付着物及び堆積物）におけるダイオキシン類濃度、重金属類、及び敷地内の土壌のサンプリングを行い、分析調査を行うものであり、契約期間は令和元年6月10日から令和元年12月16日までである。

本契約の方法は制限付一般競争入札であり、入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店（16）、市内営業所（15）、県内業者（149）：対象事業者180者
その他	計量法に基づくダイオキシン類に係る特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の認定を取得し、都道府県の特定濃度に係る計量証明事業の登録を受けていること。 ※上記条件を満たしている業者について10者確認している。 市内本店（0）、市内営業所（0）、県内業者（10）

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第1回入札額 （税抜）（円）	予定価格に 対する比率	摘要
1	BL	2,390,000	81.2%	落札
2	BM	2,620,000	89.1%	-
3	BK	1,720,000	58.5%	無効
4	BR	1,700,000	57.8%	無効
5	BN	2,400,000	81.6%	-
6	BJ	3,970,000	134.9%	-
	予定価格（税込）	3,177,360		
	予定価格（税抜）	2,942,000	100.0%	
	最低制限価格（税込）	2,224,152		
	最低制限価格（税抜）	2,059,400		

契約金額は $2,390,000 \text{ 円} \times 1.08 = 2,581,200 \text{ 円}$ である。

なお、本業務委託は、分析項目を当初の 8 項目から 9 項目へと変更されたことにより 2,740,635 円（税込）に増額変更され、さらに消費税率の引き上げにより、2,791,387 円（税込）に増額変更され、さらに、令和元年 12 月に 330,606 円（税込）増額変更されている。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑨ 環境衛生センター土壌汚染状況調査業務委託（令和 2 年度）

本業務委託は環境衛生センターにおいて、平成 29 年度に実施した地歴調書の結果をもとに、施設内の土壌汚染状況調査を実施するものであり、契約期間は令和 2 年 10 月 12 日から令和 3 年 3 月 25 日までである。

本契約の方法は制限付一般競争入札であり、入札参加条件は次のとおりである。

業種	検査・調査・計画業務
地域要件	市内本店（17）、市内営業所（14）、県内業者（155）：対象事業者 186 者
その他	土壌汚染対策法における指定調査機関であり、かつ計量法に規定する計量証明事業（濃度）の登録を受けていること。 ※上記条件を満たしている業者について 13 者確認している。 市内本店（1）、市内営業所（0）、県内業者（12）

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 （税抜）（円）	予定価格に 対する比率	摘要	
1 BL	5,240,000	107.3%	-	
2 BM	4,430,000	90.7%	-	
3 BV	4,390,000	89.9%	-	
4 BX	5,280,000	108.1%	-	
5 BZ	5,000,000	102.4%	-	
6 BK	5,650,000	115.7%	-	
7 AC	3,358,000	68.8%	無効	
8 BR	3,800,000	77.8%	落札	
予定価格（税込）	5,372,400	/	/	
予定価格（税抜）	4,884,000			100.0%
最低制限価格（税込）	3,760,680			
最低制限価格（税抜）	3,418,800			

契約金額は $3,800,000 \text{ 円} \times 1.1 = 4,180,000 \text{ 円}$

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

(5) その他費用の状況

1) 環境衛生センター施設管理の「光熱水費」

令和3年度の環境衛生センター施設管理の「光熱水費」について、その内訳は次の表のとおりである。

(単位：円)

月	上下水道料金	電気料金	合計
	川越市上下水道局	FS	
4	-	2,460,046	
5	-	2,463,682	
6	2,652,809	2,668,418	
7	-	2,798,884	
8	4,471,852	2,753,017	
9	-	2,837,553	
10	3,041,236	2,753,565	
11	-	2,949,069	
12	2,401,778	3,010,698	
1	-	3,143,776	
2	2,422,134	3,367,654	
3	2,197,739	3,208,765	
合計	17,187,548	34,415,127	

監査の実施状況

上記、令和3年度の光熱水費の支出について、支出額が正しく網羅的に計上されているかを確認した。なお、電気料金の支出命令書及び請求書については、会計室へ提出、保管となるため、会計室から支出命令書を取り寄せて確認した。また、上下水道料金については、川越市の公共料金支払いシステムを使用して支払い事務を行うため、管財課の所管となっており、上下水道料金についても支出命令書を取り寄せて確認した。その結果、支払いは正しく処理されていた。

2) 環境衛生センター施設管理の「修繕料」

a) 令和3年度の修繕料

令和3年度の環境衛生センター施設管理の「修繕料」の内訳は次の表のとおりである。

(単位：円)

月	契約の形態	FJ	HN	FH	IZ	JA	HR	合計	
5	随意契約	49,280	-	-	-	-	-		
6	随意契約	29,920	-	-	-	-	-		
7	指名競争入札	1,050,500	-	-	-	-	-		
7	随意契約	48,730	-	-	-	-	-		
8	随意契約	-	275,000	-	-	-	-		
9	指名競争入札	-	-	1,320,000	-	-	-		
10	随意契約	-	-	-	27,280	-	-		
11	指名競争入札	2,475,000	-	-	-	-	-		
1	指名競争入札	1,749,000	-	-	-	-	-		
2	随意契約	338,800	-	-	-	216,700	-		
3	随意契約	495,000	-	-	-	-	16,500		
3	随意契約	238,700	-	-	-	-	74,800		
3	随意契約	45,980	-	-	-	-	-		
合計		6,520,910	275,000	1,320,000	27,280	216,700	91,300		8,451,190

監査の実施状況

修繕料のうち、次の100万円を超える契約について、関係書類等を査閲し、取引の合法性、妥当性を確認した。

月	契約内容	契約先	支出額(円)	監査番号
7	No1 雑排水ポンプ修繕	FJ	1,050,500	①
9	電話設備修繕	FH	1,320,000	④
11	汚泥供給ポンプ他修繕	FJ	2,475,000	②
1	余剰汚泥計量槽修繕	FJ	1,749,000	③

① No1 雑排水ポンプ修繕

本契約期間は令和3年7月9日から令和3年10月15日までであり、契約方法は、指名競争入札である。下記条件に該当する業者3者を選考した。

営業種別	管工事
その他	過去に川越市環境衛生センターの工事・修繕・委託業務の施工実績または、見積・入札の実績がある者

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	FJ	955,000	72.3%	落札
2	IM	-	-	辞退
3	FL	1,470,000	111.4%	-
	予定価格 (税込)	1,452,000		
	予定価格 (税抜)	1,320,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は 955,000 円 × 1.1 = 1,050,500 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

② 汚泥供給ポンプ他修繕

本契約期間は令和3年11月19日から令和4年2月28日までであり、契約方法は、指名競争入札である。下記条件に該当する業者3者を選考した。

営業種別	管工事
その他	過去に川越市環境衛生センターの工事・修繕・委託業務の施工実績または、見積・入札の実績がある者

入札結果は次のとおりである。

業者名		第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	第2回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	FJ	2,300,000	100.9%	2,250,000	98.7%	落札
2	IM	3,150,000	138.2%	-	-	辞退
3	FL	2,600,000	114.0%	-	-	辞退
	予定価格 (税込)	2,508,000		2,508,000		
	予定価格 (税抜)	2,280,000	100.0%	2,280,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		-		
	最低制限価格 (税抜)	-		-		

契約金額は $2,250,000 \text{ 円} \times 1.1 = 2,475,000 \text{ 円}$ である。
 関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

③ 余剰汚泥計量槽修繕

本契約期間は令和 4 年 1 月 14 日から令和 4 年 3 月 30 日までであり、契約方法は、指名競争入札である。下記条件に該当する業者 4 者を選考した。

営業種別	管工事
その他	過去に川越市環境衛生センターの工事・修繕・委託業務の施工実績または、見積・入札の実績がある者

入札結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に対する比率	第 2 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に対する比率	第 3 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に対する比率	摘要
1 FJ	1,690,000	105.6%	1,650,000	103.1%	1,590,000	99.4%	落札
2 IM	1,980,000	123.8%	-	-	-	-	辞退
3 FL	1,760,000	110.0%	-	-	-	-	辞退
4 JB	1,770,000	110.6%	-	-	-	-	辞退
予定価格 (税込)	1,760,000		1,760,000		1,760,000		
予定価格 (税抜)	1,600,000	100.0%	1,600,000	100.0%	1,600,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		-		-		
最低制限価格 (税抜)	-		-		-		

契約金額は $1,590,000 \text{ 円} \times 1.1 = 1,749,000 \text{ 円}$ である。
 関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

④ 電話設備修繕

本契約期間は令和 3 年 9 月 10 日から令和 3 年 12 月 28 日までであり、契約方法は、指名競争入札である。下記条件に該当する業者 3 者を選考した。

営業種別	電気通信
その他	過去に川越市環境衛生センターの工事・修繕・委託業務の施工実績または、見積・入札の実績がある者

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	FH	1,200,000	90.2%	落札
2	JC	-	-	辞退
3	JD	1,300,000	97.7%	-
	予定価格 (税込)	1,463,000		
	予定価格 (税抜)	1,330,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は 1,200,000 円×1.1=1,320,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

b) 平成 29 年度から令和 2 年度の主な修繕料

ここ 5 年間で大きな修繕が行われており、200 万円を超える修繕料は以下のとおりである。

年度	業務委託の内容	契約金額(円)	契約の方法	委託業者	監査番号
H29	1 号曝気ブロウインバータ交換緊急修繕	7,452,000	随意契約	JE	①
	硝酸化槽散気装置交換修繕	2,354,400	指名競争入札	JE	②
	活性炭脱臭塔フレキシブルダクト交換修繕	4,752,000	随意契約	JE	③
	前処理機スクリーシャフト交換修繕	4,860,000	随意契約	JE	④
H30	生し尿系貯留槽防食塗装修繕	4,309,200	指名競争入札	JF	⑤
	浄化槽汚泥系貯留槽防食塗装修繕	4,806,000	指名競争入札	JF	⑥
R 1	返送及び濃縮汚泥流量計修繕	4,968,000	随意契約	HT	⑦
	硝化液循環流量計修繕	4,950,000	随意契約	HT	⑧
	二次処理水放流電磁流量計修繕	3,300,000	指名競争入札	FL	⑨
R 2	投入室投入口修繕	3,740,000	随意契約	HN	⑩

① 1号曝気ブロウインバータ交換緊急修繕（平成29年度）

当該修理契約は、環境衛生センター1号曝気ブロウの制御盤内のインバータが経年劣化により発火し損傷したため、緊急修繕するものである。契約期間は、平成30年2月2日から平成30年3月23日までであり、本契約方法は、1者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当
平成29年12月1日に環境衛生センター1号曝気ブロウインバータが経年劣化により回路から出火し焼損し、使用に耐えない状況であると判明した。曝気ブロウインバータは施設設備の稼働に必要不可欠なため、緊急修繕を要する。環境衛生センター1号曝気ブロウインバータの設置元である、JEにて緊急修繕が可能のため、当該業者と随意契約するものである。

見積結果は次のとおりである。

業者名	第1回見積額 (税抜) (円)	第2回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
JE	7,125,000	6,900,000	98.4%	決定
予定価格 (税込)	7,571,880	7,571,880		
予定価格 (税抜)	7,011,000	7,011,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-	-		
最低制限価格 (税抜)	-	-		

契約金額は $6,900,000 \text{ 円} \times 1.08 = 7,452,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

なお、需要費修繕料の運用基準により500万円以上の修繕は修繕料ではなく、工事請負費の科目で執行・計上されるものであるが、この修繕が緊急を要する修繕ということを理由に修繕料で執行・計上されている。適切な処理と考えられる。

(注) 「工事請負費と需要費修繕料の運用基準」 4 予算科目の区分

(1) 工事請負費で執行するものは、次に掲げる工事等とする。

ア 工事

イ 500万円以上の修繕（緊急を要する修繕であって、次に掲げるものを除く。）

(ア) 電気、機械設備等の故障に伴う修繕

(イ) 災害その他やむを得ない理由による修繕

(ウ) その他特に市長が必要と認めた修繕

(2) 需要費修繕料で執行するものは、4(1)イを除く修繕とする。

② 硝酸化槽散気装置交換修繕（平成 29 年度）

当該修繕契約は、処理棟硝酸化槽内における散気装置が経年劣化により腐食が進行しているため修繕をするものである。契約期間は、平成 29 年 11 月 23 日から平成 30 年 2 月 16 日までであり、本契約方法は、指名競争入札である。次の条件に該当する者 2 者を選考している。

営業種別	管工事
その他	過去に川越市環境衛生センターの工事・修繕・委託業務の施工実績または、見積・入札の実績がある者

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	FJ	2,250,000	95.5%	-
2	JE	2,180,000	92.6%	落札
	予定価格 (税込)	2,543,400		
	予定価格 (税抜)	2,355,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $2,180,000 \text{ 円} \times 1.08 = 2,354,400 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

③ 活性炭脱臭塔フレキシブルダクト交換修繕（平成 29 年度）

当該修繕契約は、し尿処理施設の処理工程において重要な機器である活性炭脱臭塔に付随するフレキシブルダクト摩耗のため交換を実施するものである。契約期間は、平成 29 年 6 月 2 日から平成 29 年 10 月 31 日までであり、本契約方法は、1 者随意契約である。

その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
本修繕は、専用部品が使用されている機械設備であり、この機械設備の取扱いや、修繕後の設備全体の機能・性能保証を図ることのできる当該業者と随意契約するものである。

見積結果は次のとおりである。

業者名	第1回見積額 (税抜) (円)	第2回見積額 (税抜) (円)	第3回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
JE	4,900,000	4,700,000	4,400,000	96.5%	決定
予定価格 (税込)	4,922,640	4,922,640	4,922,640		
予定価格 (税抜)	4,558,000	4,558,000	4,558,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-	-	-		
最低制限価格 (税抜)	-	-	-		

契約金額は $4,400,000 \text{ 円} \times 1.08 = 4,752,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

④ 前処理機スクリーシャフト交換修繕 (平成 29 年度)

当該修繕契約は、し尿処理施設の処理工程において重要な機器である前処理機の浄化槽汚泥系スクリープレスのスクリーシャフト摩耗のため交換を実施するものである。契約期間は、平成 29 年 5 月 19 日から平成 29 年 11 月 30 日までであり、本契約方法は、1 者随意契約である。

その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

本修繕は、専用部品が使用されている機械設備であり、この機械設備の取扱いや、修繕後の設備全体の機能・性能保証を図ることのできる当該業者と随意契約するものである。

見積結果は次のとおりである。

業者名	第1回見積額 (税抜) (円)	第2回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
JE	4,600,000	4,500,000	98.2%	決定
予定価格 (税込)	4,948,560	4,948,560		
予定価格 (税抜)	4,582,000	4,582,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-	-		
最低制限価格 (税抜)	-	-		

契約金額は $4,500,000 \text{ 円} \times 1.08 = 4,860,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

⑤ 生し尿系貯留槽防食塗装修繕 (平成 30 年度)

当該修繕契約は、生し尿系貯留槽内の経年劣化による腐食に対する原状回復を目的としたものである。契約期間は、平成 30 年 12 月 14 日から平成 31 年 3 月 29 日までであり、本契約方法は、指名競争入札である。

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	JF	3,990,000	86.4%	落札
2	JG	8,000,000	173.2%	-
3	JH	5,980,000	129.4%	-
	予定価格 (税込)	4,989,600		
	予定価格 (税抜)	4,620,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $3,990,000 \text{ 円} \times 1.08 = 4,309,200 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑥ 浄化槽汚泥系貯留槽防食塗装修繕 (平成 30 年度)

当該修繕契約は、浄化槽汚泥系貯留槽内の経年劣化による腐食に対する原状回復を目的としたものである。契約期間は、平成 30 年 7 月 20 日から平成 31 年 1 月 31 日までであり、本契約方法は、指名競争入札である。

入札結果は次のとおりである。

業者名		第 1 回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	JF	4,450,000	96.9%	落札
2	JE	13,500,000	294.1%	-
3	JH	5,200,000	113.3%	-
	予定価格 (税込)	4,957,200		
	予定価格 (税抜)	4,590,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $4,450,000 \text{ 円} \times 1.08 = 4,806,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑦ 返送及び濃縮汚泥流量計修繕 (令和元年度)

当該修繕契約は、返送及び濃縮汚泥流量計が経年劣化により機能停止し、処理施設に影響の無いように撤去交換するものである。契約期間は、令和元年 6 月 21 日から令和元年 9 月 30 日までであり、本契約方法は、1 者随意契約である。その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

本修繕は、専用部品が使用されている電気制御機器であり、この電気制御機器の取扱いや、修繕後の機器の能力・性能を適正に維持することのできる当該業者と随意契約するものである。

見積結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
HT	4,600,000	99.6%	決定
予定価格 (税込)	4,989,600		
予定価格 (税抜)	4,620,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		
最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $4,600,000 \text{ 円} \times 1.08 = 4,968,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

⑧ 硝化液循環流量計修繕 (令和元年度)

当該修繕契約は、硝化液循環流量計が経年劣化により機能停止し、処理施設に影響の無いように撤去交換するものである。契約期間は、令和元年 8 月 23 日から令和元年 11 月 30 日までであり、本契約方法は、1 者随意契約である。

その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

本修繕は、専用部品が使用されている電気制御機器であり、この電気制御機器の取扱いや、修繕後の機器の能力・性能を適正に維持することのできる当該業者と随意契約するものである。

見積結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
HT	4,500,000	100.0%	決定
予定価格 (税込)	4,950,000		
予定価格 (税抜)	4,500,000	100.0%	
最低制限価格 (税込)	-		
最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $4,500,000 \text{ 円} \times 1.08 = 4,860,000 \text{ 円}$ 、最終支払額は消費税率 10%での支払いになり 4,950,000 円となっている。

関係書類を確認したが、特に問題はなかった。

⑨ 二次処理水放流電磁流量計修繕（令和元年度）

当該修繕契約は、二次処理水放流電磁流量計が経年劣化により機能停止し、処理施設に影響の無いように撤去交換するものである。契約期間は、令和元年11月22日から令和2年2月28日までであり、本契約方法は、指名競争入札である。

次の条件に該当する者4者を選考している。

営業種別	管工事
その他	過去に川越市環境衛生センターの工事・修繕・委託業務の施工実績または、見積・入札の実績があり、かつ川越市指定下水道工事店一覧に記載のある者

入札結果は次のとおりである。

	業者名	第1回入札額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	FJ	3,050,000	99.0%	-
2	IM	3,200,000	103.9%	-
3	JI	3,150,000	102.3%	-
4	FL	3,000,000	97.4%	落札
	予定価格 (税込)	3,388,000		
	予定価格 (税抜)	3,080,000	100.0%	
	最低制限価格 (税込)	-		
	最低制限価格 (税抜)	-		

契約金額は $3,000,000 \text{ 円} \times 1.1 = 3,300,000 \text{ 円}$ である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

⑩ 投入室投入口修繕（令和2年度）

当該修繕契約は、投入室投入口の経年劣化による動作不良を防止するため修繕を実施するものである。契約期間は、令和2年11月13日から令和3年3月19日までであり、本契約方法は、1者随意契約である。

その理由は、次のとおりである。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
本修繕は、専用部品が使用されている機械機器であり、この機械機器の取扱いや、修繕後の機器の能力・性能を適正に維持することのできる当該業者と随意契約するものである。

見積結果は次のとおりである。

業者名	第 1 回見積額 (税抜) (円)	第 2 回見積額 (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要	
HN	3,600,000	3,400,000	96.6%	決定	
予定価格 (税込)	3,872,000	3,872,000	/		
予定価格 (税抜)	3,520,000	3,520,000			100.0%
最低制限価格 (税込)	-	-			
最低制限価格 (税抜)	-	-			

契約金額は 3,400,000 円×1.1=3,740,000 円である。

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

3) 環境衛生センター施設管理の「消耗品費」

令和 3 年度の環境衛生センター施設管理の「消耗品費」の内訳については次のとおりである。

業者	IC			JJ	JK	JL	JM	その他	合計	
品名	ポリ硫酸 第二鉄 (単価契 約)	次亜塩素 酸ソーダ (単価契 約)	高分子凝 集剤 (化 学用消耗 品)	硫酸 75%・苛 性ソーダ 48% (単価契 約)	水中ポン プ他	MLSS 計 電極他	PE 袋・ホー ルバルブ他			
4 月	240,064	-	-	-	12,248	133,100	-	6,893	/	
5 月	-	-	-	80,932	12,001	27,654	4,290	32,518		
6 月	242,000	61,771	-	-	113,300	-	-	21,238		
6 月	243,936	-	-	-	-	-	-	-		
7 月	242,968	-	-	-	18,544	13,596	-	62,103		
8 月	-	61,465	-	-	-	704	-	22,000		
9 月	243,936	-	699,600	-	4,400	10,560	98,945	121,948		
10 月	242,000	60,548	-	-	231,000	-	144,067	4,730		
11 月	246,840	-	-	-	-	-	-	25,410		
12 月	245,872	61,160	699,600	-	15,407	-	21,010	12,969		
1 月	-	-	699,600	82,170	-	27,654	-	32,912		
2 月	241,032	-	-	144,045	-	7,590	3,355	46,145		
3 月	240,064	62,689	-	-	-	7,260	-	-		
3 月	121,000	-	-	-	-	-	-	9,130		
合計	2,549,712	307,633	2,098,800	307,147	406,900	228,118	271,667	397,996		6,567,973

上記の内、IC との契約種類は、次のとおりである。

取引品目	契約の方法
①ポリ硫酸第二鉄（単価契約）	一般競争入札
②次亜塩素酸ソーダ（単価契約）	見積合わせ
③高分子凝集剤	見積合わせ

監査の実施状況

上記の IC との取引について、契約書及び契約締結に係る書類を確認した。

上記、2つの単価取引は、薬品購入手続きである。薬品購入については契約課で契約までの手続きが行われるため書類の大部分が契約課で保管され、環境衛生センターには、購入についての方針決裁のみの保管となっている。

※薬品の購入手続きの概要は、次のとおりである。

1. 発注課で仕様を作成
2. 総務部契約課へ依頼
3. 総務部契約課が、購入品目や金額に応じて、入札、見積合わせを実施
4. 総務部契約課で決定業者と契約
5. 発注課で購入可能

①ポリ硫酸第二鉄（単価契約）

一般競争入札の結果は次のとおりである。

業者名		第1回入札額(単価) (税抜) (円)	予定価格に 対する比率	摘要
1	IC	44.00	93.6%	落札
2	JJ	46.00	97.9%	-
	予定価格(税込)	51.70		
	予定価格(税抜)	47.00	100.0%	
	最低制限価格(税込)	-		
	最低制限価格(税抜)	-		

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

②次亜塩素酸ソーダ（単価契約）

本購入契約は、予定価格要件を満たした随意契約である。

予定数量：10,000kg

単価：30.00 円/kg（税込 33.00 円/kg）

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当</p> <p>下記の条件に該当する者を選考</p> <p>営業種別：工業薬品・防疫剤</p> <p>地域要件：市内本店、対象者 6 者</p>

(参考資料) 川越市契約規則 (随意契約によることができる予定価格)

第十八条 令第六十七条の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 工事又は製造の請負 百三十万円
- 二 財産の買入れ 八十万円
- 三 物件の借入れ 四十万円
- 四 財産の売払い 三十万円
- 五 物件の貸付け 三十万円
- 六 前各号に掲げる以外のもの 五十万円

見積執行の結果は次のとおりである。

	業者名	第 1 回見積額(単価) (税抜) (円)	摘要
1	IC	27.80	決定
2	JJ	35.00	-
3	JN	36.00	-
4	JO	28.40	-
5	FG	-	辞退
6	JP	42.00	-

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

③高分子凝集剤 (化学用消耗品)

高分子凝集剤 (化学用消耗品) の購入に関し、支出命令書及び請求書については、会計室へ提出、保管となるため、環境衛生センターに保管されておらず、当センターには「執行伺書」のみ保管されている。見積合わせの結果は次のとおりである。上記次亜塩素酸ソーダ (単価契約) の業者からの 1 者見積書提出であった。

業者	数量（袋）	単価/袋 （円）	金額	金額（税込）
IC	40	15,900	636,000	699,600

関係書類を確認したが、特に問題は無かった。

（6）資産管理状況

施設にある備品類について、備品台帳と突合できるか確認した。

なお、現金は取り扱っていないため、現金管理にかかる監査は実施しなかった。

11 個の備品（車両含む）について、備品台帳に記載のある備品番号と現物に貼ってある備品管理番号シールとが一致するかについて確認したが、環境衛生センターに記載の備品台帳記載の備品が全て実在していることが確認された。

なお、この備品の確認を行っている際に、環境対策課所属の備品の存在が判明したことについては前述している。

（7）施設の耐震性能

環境衛生センターは、昭和 55 年 4 月に稼働開始以来、約 40 年が経過し、経年的な老朽化が顕著となっている。この建物は昭和 56 年の新耐震基準制定以前の建物であり、耐震性能が問題になる。

川越市では、平成 24 年度及び平成 25 年度に環境衛生センターの建物について耐震診断を行っており、その結果は次ページの表のとおりである。

機械棟西棟、処理棟については耐震基準を満たしているが、機械棟東棟、車庫等及び管理棟は耐震基準（Is 値 0.6 以上）を満たしていない。

平成 26 年 12 月 4 日決裁の「環境衛生センターの耐震計画に係る方針について」において、「川越市耐震改修促進計画」に基づき、平成 27 年度末までに耐震性能の向上を図るものとされている環境衛生センター機械等（東棟）については、今後、施設の建替え計画があることから、耐震補強工事を実施しないこととした。

この結論の前に現施設の改修工の可能性を検討しているが、施設の機能上、運転停止できない施設であり、処理系列が 1 系列のみであることから改修工事は困難であり、施設の老朽化が進んでいることも考慮に入れ、施設の建替えに向けた事業を実施計画とした。新施設の建設に伴い現施設は解体するものとするが、解体までの間については、機械棟東棟への立ち入りを禁止する措置をとっている。

現地を視察したが、機械棟東棟は一部物置のような使用はされていた。

環境衛生センターの建物についての耐震診断結果

No	建物名称	区分	Is 値 (目標値)	Is 値 (診断値)	判定	※2 対応	具体的対応	
①	機械棟	東	特定建築物 ⇒Is 値 ×1.25	※10.75⇒ 0.6	0.54	×	耐震化必要	<u>耐震化必要</u> 。耐震化が完了するまで <u>立入禁止とし使用しない</u> (H26.12.4 決裁『環境衛生センターの耐震計画に係る方針について』)
②		西	特定建築物 ⇒Is 値 ×1.25	※10.75⇒ 0.6	0.66	○	建物使用可	
③	車庫棟	特定建築物 以外	0.6	0.33	×	耐震化を促進	<u>新施設稼働時に使用停止</u> とする。	
④	管理棟	特定建築物 以外	0.6	0.443	×	耐震化を促進	<u>新施設稼働時に使用停止</u> とする。	
⑤	処理棟	特定建築物 以外	0.6	1.96	○	建物使用可		

※1 原則として耐震性能目標値は、Is 値 0.6 以上。ただし、機械棟は、特定建築物に該当するため ×1.25 (Is 値 0.75 以上) とした。しかし更新の準備期間であるため、最低基準を確保することとし目標値 (Is 値 0.6 以上) とする。(平成 25 年 4 月 16 日決裁『環境衛生センターの耐震性能目標について』による)

※2 対応については、平成 25 年 4 月 16 日決裁『環境衛生センターの耐震性能目標について』による。

【意見 33】耐震基準を満たさない建物については、災害に結びつかないよう十分な管理が必要である

環境衛生センターの施設の耐震性能については、耐震基準を満たさない建物が認められており、かつその建物を一部使用しているような状況が観られた。設備更新計画が策定されており、現存する施設を耐震化工事する必要性も低いため、現状では、慎重に建物の構造的な状況を把握し、できるだけ使用しないような環境を作り、災害に結びつかないよう十分な管理をしていただきたい。

(8) 設備更新計画

環境衛生センターは、施設稼働から約 40 年が経過し、経年的な老朽化が顕著となっていることから、同施設を更新する整備計画を策定し、事業化を進めている。

環境衛生センター施設整備計画の概要は次のとおりである。

項目	内容
1 基本的な考え方	既存施設は、各部の老朽化が顕著に認められ、特に地下し尿貯留槽は、腐食による鉄筋の劣化が著しい状況である。施設更新にあたっては、市民生活への影響を最小限にするため、既存施設を運用しながら同一敷地内で更新を行う。
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理方式について	現在の生物処理（微生物による分解・浄化）＋下水放流から、より少ない設備構成で処理が可能となる個液分離（脱水機による分離）＋下水放流方式に変更する。
3 整備期間	整備工事には、概ね 4 か年程度を要する。なお、現施設の解体工事は、別途期間とする。
4 交付金等	環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」の活用を検討する。
5 その他	施設計画に際しては、浸水被害を最小限に止めるよう耐水性に配慮する。

策定された施設整備計画により、事業化が図られているが、現施設は、耐震性能を満たしていないため、今後、着実に事業化を進めていく必要がある。

なお、この施設整備に係る事業費について質問したところ、他の地方公共団体での先行事例を参考に、現在事業費を慎重に見積もっているところである、ということであった。

【意見 34】環境衛生センターの設備更新事業については、適時予算化を行って計画どおり行っていただきたい

環境衛生センターの現在の施設は耐震性能に問題のある施設であるため、その設備更新事業については、適時、予算化を行い、事業を計画どおり実施する必要がある。また、予算化に当たっては、従来事例も参考にしつつ、最近の資材・エネルギー価格の高騰等も考慮に入れ、慎重な予算の積算を行うべきである。